分類番号

・　・　・

所属年(度)

年（度）

保存期間

年　年　月まで

題名

冊の

部課　ケースNo.

大正

所属年（度）	昭和 9 年（度）
分類番号	・　・　・
保存期間	年　年　月まで

題名

国勢調査

冊の

部課名　部課

01261436
作成年度 T9
保存年限 永年
このシールを貼り付けた簿冊等にまとめられた文書は、他の簿冊等への移替えをしないでください。

大正九年十月一日
第一回國勢調査書類

原目番号 1910
帳位番号 1-1

大正九年六月

雜書

臨時國勢調査

庶

國勢調査地方事務取扱規程細則左ノ通定ム

大正九年四月十二日

石川縣知事　土岐嘉平

國勢調査地方事務取扱規程細則

第一章　郡市役所町村役場

第一條　郡長ハ郡役所内ニ臨時國勢調査ノ事務ヲ處理セシムヘシ

第二條　臨時國勢調査係ニハ係長一名、主任一名、係員若干名ヲ置キ係長ハ庶務係長ヲシテ之ニ當ラシメ主任及係員ハ郡ノ官吏員中ヨリ郡長之ヲ命スヘシ

郡長前項ノ係員ヲ命シタルトキハ直ニ其ノ職氏名ヲ知事ニ報告スヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第三條　郡長ハ大正九年七月中ニ於テ町村吏員ヲ招集シテ國勢調査事務ニ關スル指示ヲ爲スヘシ

第四條　郡長ハ大正九年八月中ニ於テ係員ヲシテ第十三條ノ規程ニ依ル町村ニ於ケル調査員ノ訓練會ニ臨ミ指導ヲ爲サシムヘシ

第五條　郡長左ノ書類ヲ受理シタルトキハ速ニ之ヲ審査シ意見ヲ付シ大正九年六月二十日迄ニ知事ニ進達スヘシ

一、調査區設定認可申請書

二、調査員選定內申書

第六條　郡長國勢調査地方事務取扱規程第十三條ニ依リ調査事務ニ要スル印刷物及國勢調査員徽章等ヲ受シタルトキハ大正九年七月中ニ之ヲ町村長ニ交付スヘシ

第七條　郡長國勢調査地方事務取扱規程第十四條ニ依リ町村長ヨリ提出シタル調査書類ノ檢査ヲ了シタルトキハ郡要計表ト共ニ大正九年十一月六日迄ニ之ヲ知事ニ進達スヘシ

第八條　郡長ハ大正九年十一月六日迄ニ管內ニ於ケル調査ノ狀況ヲ知事ニ報告スヘシ

第二章　市町村

第九條　市長ハ市役所內ニ臨時國勢調査課ヲ設ケ國勢調査ノ事務ヲ處理セシムヘシ

第十條　臨時國勢調査課ニハ課長一名、主任一名、課員若干名ヲ置キ課長ハ助役ヲシテ之ニ當ラシメ主任及課員ハ市吏員中ヨリ市長之ヲ命スヘシ

市長前項ノ課員ヲ命シタルトキハ直ニ其ノ職氏名ヲ知事ニ報告スヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十一條　町村長ハ町村役場內ニ臨時國勢調査係ヲ設ケ國勢調査ノ事務ヲ處理セシムヘシ

第十二條　臨時國勢調査係ニハ主任一名、係員若干名ヲ置キ主任ハ助役若クハ主席書記ヲシテ之ニ當ラシメ係員ハ町村吏員中ヨリ之ヲ命スヘシ

町村長前項ノ係員ヲ命シタルトキハ直ニ其ノ職氏名ヲ郡長ニ報告ス

ヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十三條　市町村長ハ大正九年八月中ニ於テ國勢調査員ヲ招集シテ國勢調査事務ニ關スル指示訓練ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ日時及場所ヲ十日以前ニ市長ハ知事ニ町村長ハ郡長ニ報告スヘシ

第十四條　國勢調査施行令第十條ニ依ル市町村長ノ調査區ノ設定ハ第一號書式ニ依リ大正九年六月二十日迄ニ市長ハ知事ニ郡長ヲ經テ知事ニ內申スヘシ

第十五條　市町村長ハ調査區ノ實況ニ適シ國勢調査員タルニ適當ナル者ヲ選定シ第二號書式ニ依リ大正九年六月二十日迄ニ市長ハ知事ニ郡長ヲ經テ知事ニ內申スヘシ

第十六條　國勢調査地方事務取扱規程第三號書式ニ依ル市町村長ノ申告書用紙受拂報告ハ第三號書式ニ依ルヘシ

第十七條　市町村長ハ國勢調査地方事務取扱規程第四十八條ニ依リ調査區設定認可申請書ヲ提出スヘシ

第十八條　國勢調査地方事務取扱規程第二十四條ニ依リ市町村長ニ於テ調整スヘキ世帶番號札ハ第四號樣式ニ依ルヘシ

第十九條　市長ハ大正九年十一月十一日迄ニ知事ニ町村長ハ同年十月二十四日迄ニ郡長ニ管內ニ於ケル調査ノ狀況ヲ報告スヘシ

第一號書式（用紙美濃判紙）

調査區設定認可申請書

本市町村國勢調査區左記ノ通設定致度ニ付御認可相成度市町村略圖相添へ及申請候也

年　月　日

何郡市町村長何某

知事宛

調査區番號	區域	世帶數	人口
第一調査區			
第二調査區			
第三調査區			
第四調査區			
第五調査區			

注意

一、水面ノ調査區ヲ設定シタルトキハ其ノ旨備考ニ記入スヘシ

二、工場、病院、寄宿舍等ヲ一ノ調査區トシタルトキハ其ノ名稱ヲ備考ニ記入スヘシ

三、添付スヘキ市町村略圖ニハ調査區ノ區域ヲ大字、小字等ニヨ

リタルトキハ其ノ區域ヲ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、鐵道、電信電話線等ニヨリタルトキハ其ノ事柄ヲ略圖ニ明記スヘシ

四、略圖ニハ其ノ調査區域ヲ明ニスルタメ調査區及調査區番號ヲ朱書スヘシ

第二號書式（用紙美濃罫紙）

調査員選定內申書

左記ノ者本市町村國勢調査員トシテ適當ナル者ト認メ候條御推薦相成候樣致度及內申候也

年　月　日

知事宛

何郡市町村長何某

正員兼備員ノ別	住所	職業	氏名	生年月日	履歷概要

注意

一、履歷ノ概要ハ簡單ニ記入スヘシ

二、豫備員ノ數ハ正調査員ノ十分ノ二以內トス

第三號書式（用紙美濃罫紙）

申告書用紙受拂報告

申告書受領枚數	調査員へ交付枚數	差引殘枚數	調査員ヘ交付總數ノ百分ノ五

右及報告候也

年　月　日

知事宛

（郡長）

何市（町村）長何某

第四號樣式（用紙美濃紙）

五寸

國勢調査
第　調査區
世帶第　號

二寸

第　　號

發議　大正九年六月一日　主任　課長　係主任　吳村書記

決議　大正　年　月　日　務　係長　係　僚

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

臨時國勢調査保護規程制定ノ件

石川縣金澤市役所

臨時國勢調査保護規程ヲ別紙ノ通リ制定ス

大正九年六月一日

金澤市長　飯沢吉郎三印

別紙

金澤市臨時國勢調査保護規程

第一條　國勢調査ニ關シ調査ヲ妨害シ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二條　前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三條　本規程ハ大正九年十月一日ヨリ施行ス

附則

本規程ハ大正九年十月一日ヨリ施行ス

大正九年六月一日

金澤市長　飯沢吉郎三印

庶務

吉倉

金澤市臨時國勢調査課設置規程

第一條　第四臨時國勢調査ニ關スル事務處理ノ爲市役所内ニ臨時國勢調査課ヲ設ク

第二條　臨時國勢調査課ニ左ノ職員ヲ置ク

課長　一名

課員　若干名

第三條　課長ハ助役ノ指揮ヲ承ケテ之ニ充テ課員ハ市吏員中ヨリ之ヲ命ス

第四條　臨時國勢調査課ニ左ノ係ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

庶務係

統計係

調査係

各係ニ係長ヲ置キ課員中ヨリ之ヲ命ス

第五條　各係ノ分掌事項左ノ如シ

庶務係

一、調査員ノ配置及進退ニ關スル事項

二、調査員ノ指揮訓練ニ關スル事項

三、調査述者宣傳ニ關スル事項

石川縣金澤市役所

四、申告書用紙、照応審査表用紙、徴章（等）受領ニ
関スル事項

五、世帯番号札調製交付ニ関スル事項

六、照査表ニ市区町名、調査区番号、調査員
氏名調査区域等記入ニ関スル事項

七、申告書用紙ニ市名及調査区番号記入ニ関
スル事項

八、照査表及申告書格査ニ関スル事項

九、経費受払ニ関スル事項

十、其他他係ノ分掌ニ属セサル事項

石川縣金澤市役所

統計係

一、申告書照査表調製格査ニ関スル事項

二、照査表、照査表ニ対照格査ニ関スル事項

三、市要計表作製ニ関スル事項

四、照表表、要計表、申告書等編綴ニ関スル
事項

五、調査材料提出ニ関スル事項

調査係

一、調査区設定ニ関スル事項

二、製図ニ関スル事項

第六條　課長、市長ノ命ヲ受ケテ課（局）ノ事務ヲ総理ス

第七條　係長ハ上長ノ命ヲ受ケ係ノ事務ヲ分掌シ所属職員ヲ指揮監督ス

第八條　課員ハ係長以上ノ指揮命令ヲ受ケ事務ニ従事（処理）シ所属職員ヲ指揮監督ス

第九條　本規程ニ定メル事務ノ取扱ニ関シテハ必ヘテ市役所ノ処務規程ヲ準用ス

石川縣金澤市役所

廳規第七十八號

金澤市臨時國勢調査課設置規程左ノ通定ム

大正九年六月一日　金澤市長　飯尾次郎三郎

金澤市臨時國勢調査課設置規程

第一條　第一回臨時國勢調査ニ關スル事務處理ノ爲市役所內ニ臨時國勢調査課ヲ設ク

第二條　臨時國勢調査課ニ左ノ職員ヲ置ク

課長　一名

課員　若干名

第三條　課長ハ助役ヲ以テ之ニ充テ課員ハ市吏員中ヨリ之ヲ命ス

第四條　臨時國勢調査課ニ左ノ係ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

庶務係

統計係

區畫係

各係ニ係長ヲ置キ課員中ヨリ之ヲ命ス

第五條　各係ノ分掌事項左ノ如シ

庶務係

一、調査員ノ配置及進退ニ關スル事項
二、調査員指導訓練ニ關スル事項
三、調査趣旨宣傳ニ關スル事項
四、申告書用紙、照査表用紙、徽章等受拂ニ關スル事項
五、世帶番號札調製交付ニ關スル事項
六、照査表ニ市役所名、調査區番號、調査員氏名、調査區域等記入ニ關スル事項
七、申告書用紙ニ市名及調査區番號記入ニ關スル事項
八、照査表及申告書檢査ニ關スル事項
九、經費受拂ニ關スル事項
十、其他他係ノ分掌ニ屬セサル事項

統計係

一、申告書照査表對照檢査ニ關スル事項
二、照査表、照査表對照檢査ニ關スル事項
三、市要計表作製ニ關スル事項
四、照査表、要計表、申告書等編綴ニ關スル事項
五、調査材料提出ニ關スル事項

區畫係

一、調査區畫設定ニ關スル事項
二、製圖ニ關スル事項

第六條　課長ハ市長ノ命ヲ承ケ調査事務ヲ總轄ス

第七條　係長ハ上長ノ命ヲ承ケ分掌事項ヲ處理ス

第八條　課員ハ係長以上ノ指揮命令ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條　本規程ニ依ル事務ノ取扱ニ關シテハ凡テ市役所ノ處務規程ヲ準用ス

市長
課長 印後
庶務係 印
土木係 印
建築係 印
税務係 印
出納係 印
戸籍係 印
兵事係 印
社会係 印
勧業 印
衛生 印

石川縣金澤市役所

第　　號

完結

發議	大正九年六月廿日	主任	課長	係主任	事務取扱
決議	大正　年　月　日	務	係長		吉倉
		市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚

臨時国勢調査員
任命ニ付報告ノ件

石川縣金澤市役所

今回臨時国勢調査ニ付テハ本年九月一日ヲ以テ臨時国勢調査員ヲ任命スル筈

臨時國勢調査課長ノ命ニ依リ
同報告
本月三日標記課(係)ヨリ左ノ通仕命候
条及報告候也

左記

臨時國勢調査課長ノ命ニ依リ
金澤庶務係長(兼務)ノ命ニ依リ
金澤庶務係兼務ノ命ニ依リ

金　書記　長耕

金　書記　多村芳圀

金澤統計係長兼務ノ命ニ依リ
金澤統計係兼務ノ命ニ依リ

金　書記　伊藤天外

金　書記　大森成吉

金澤區劃係長兼務ノ命ニ依リ
金澤區劃係兼務ノ命ニ依リ

金　書記　小杉外三男

金　書記　園部俊之

金澤庶務係兼務ノ命ニ依リ
金澤庶務係兼務ノ命ニ依リ

金　書記補　岡本弘太郎

石川縣金澤市役所

（吉川敏）

發國庶第一號

大正九年六月四日　金澤市長　飯尾次郎三郎

石川縣知事　土岐嘉平殿

臨時國勢調査課員任命ニ付報告

本月三日標記課係員左ノ通任命候條及報告候也

左記

臨時國勢調査課長ヲ命ス　助役　宮川米次郎

同課庶務係長兼務ヲ命ス　書記　田中熹一

同課庶務係兼務ヲ命ス　書記長　耕

同　書記　吉倉昌光

同課庶務係兼務ヲ命ス　書記　奥村乘同

同課統計係長兼務ヲ命ス　書記　吉田峰三郎

同課統計係兼務ヲ命ス　書記　笹川喜久太郎

同　書記　伊東一太郎

同　書記　大森成吉

同課區劃係長兼務ヲ命ス　書記　松江甚吉

同課區劃係兼務ヲ命ス　書記　西河貞吉

同　書記　小杉外三男

同　書記　園部俊三

同課庶務係勤務ヲ命ス　書記補　岡本純太郎

石川縣金澤市役所

（吉川納）

第　　號

發議　大正八年六月七日　主課長　係主任

決議　大正　年　月　日　務係長　僚

市長　助役

議	合	課名	課長	係名	係長	僚

京都市役所ヨリ

之件伺

石川縣金澤市役所

收受無之候ニ付

市役所

本日ヨリ調査ニ着手致候

一、宣敷ノ事

目下左ノ事件ニ関スル左ノ方針ノ確定
一、講演者談話ノ要領
二、陸戦及従軍ニ依ル位階
三、印刷物ノ掲示及頒布
四、市史ノ資料及調査委員ノ区別

石川縣金澤市役所

説明

五、作歌曲

松本納

二、定価ニ用元市例外

場所用
損失トッ切又ハ一ッ切大色刷
廣告
（改有ノ考案ト力味ヲ入ル）

郵便用
簡單安易ナ封書

學校ガ郵便用
作品

石川縣金澤市役所

松本納

金澤市役所
第 弐 號
大正 年 月 日
受附

第一回勧業博覧會
出品解説
陳列ノ位置

別

國

調第二一〇號

金澤市役所
第二〇三號
大正九年六月四日
受附

本件ニ關スル御回答ニ際シテハ
日付及ビ發送番号ヲ必ズ記載セラレタシ

金澤市役所
第二〇四號
大正九年六月八日
受附

京都市役所

京都市役所

先般貴市ニ於ケル第一回勧業博覧會ニ際シ陳列ノ位置ニ關シ左記事項御調査ノ上至急御回答相煩度此段及照會候也

記

一、宣伝ノ方法

二、宣伝ニ用ヒタル、法印刷

三、其他參考トスベキ事項

金澤市役所

京都市役所

京都市役所

第　號

發議	大正　年　月　日	主任	係主任
決議	大正　年　月　日	課長	係長
		務係長	僚

市長
助役

合議	課名	課長	係名	係長	僚

札幌區役所ヨリ左ノ件
何

收國發第三號ノ
ニテ

石川縣金澤市役所

本月三日付札第五一五四號
ヲ以テ御調査ニ係ル區有ノ件
左ノ如ク回答ス

記

一　規程等添付ノ通

金澤市役所

二、普及宣伝ニ關スル施設目ニ左ノ事項中ニ該當スルモノヲ當方ノ施設ノ試ム該當

(A) スタンプ宣伝

市内一般ニ配布スル文書並ニ各種ノ印刷物ニ於テ收集日時ヨリ國勢調査ノ十月一〇日迄ニ國勢調査ノ趣旨ヲ表示スルスタンプヲ捺印スルモノ

(B) 學校及官廳ニ於ケル宣伝

(C) 演藝會ノ開催

(D) ビラ宣伝

掲示宣伝

配付宣伝

(E) 作品

(F) 口別説明

石川縣金澤市役所

松本前

三、印刷物ノ種類
掲示用
普通元告用ノ様式六ツ切又ハ八ツ切ニ印刷シ其ノ表裏ニ必要ナル事項ヲ記載スルモノ
配布用
簡単平易ニ注意心得ヲ印刷シタルモノ

四、調査票及訓練ニ関スル印刷物ノ種類
各ニ於テ十種ヲ超エザルモノ
一、各世帯ニ配布スル一枚刷回覧
調査振合説明書
二、諸記用大形申告書
市ニ於テ十種ヲ超エザルモノ
一、練習用申告書

石川縣金澤市役所

札幌区役所

国勢調査取扱規程及細則等

一国勢調査ニ関スル件

二普及宣伝ニ関スル件

三普及宣伝ニ用ユル印刷物

四調査事項訓練ニ用ユル印刷物、様式

五其ノ他必要ナル事項

次ノ十九ノ事項

国勢調査ニ関スル件

札幌区役所

大正九年六月二日

札幌区役所

第一〇八〇号

大正九年六月七日

受附

札幌区役所

第二九二六号

大正九年六月七日

受附

札幌区役所

第九八七号

大正九年六月七日

受附

回覧調査申告書ニ方ヲ質疑ノ上左ノ通布告ス

昭和二十四年十月　日

石川縣金澤市役所

総務部長	市長
庶務課長	助役
庶務係長	収入役
係長	総務部長
係員	庶務課長
係員	庶務係長
係員	係長
係員	係員
係員	係員
係員	係員

第　號

發議	大正九年六月七日	主課長	庶務係主任	吉谷書記
決議	大正九年六月九日	務係長	僚	

市長

助役

合議	課名	課長	係名	係長	僚

宣伝ニ關スル件

伺

石川縣金澤市役所

國勢ノ振興ヲ期スル爲メ宣伝ヲ要スルモノ夥多ニ之アルヲ主トシテ八九月ニ亘リ宣伝旅行ヲ實施シ其効力ヲ收メントス因テ別紙ノ通リ宣伝ニ要スル經費ヲ計上シ豫算ニ就テ各課係ヲシテ市内ニ發送又ハ配布セシムルノ一切ノ書類ニ押捺スベキ宣伝ノ型式左樣及スタンプノ印影左ノ如シ

第一回
國勢調査
大正九年十月一日
午前零時
金澤市

来

達無第　八號

本年十月一日午前〇時第一回國勢調査ニ関シ別紙ノ通リ訓令ニ基キ調査員ヲ選定シ之レカ周知徹底ヲ期スル為メ別紙ノ通リ布達ニ及ヒタルニ付テハ貴市ニ於テモ調査員ヲ選定シ調査ノ萬全ヲ期セラレンコトヲ希望ス

右布達ス

日

石川縣金澤市役所

市長　名

参考

左記布達書、別紙ノ如キ布達ニ付テハ貴地ノ実況ニ照シ適当ノ取扱ヲ為シ調査ノ萬全ヲ期セラレ度此段及通牒候也

追テ調査員ノ氏名ハ確定次第通知アリ度此段申添候也

石川縣金澤市

名譽市長　保安

第一回 國勢調査 大正九年十月一日 午前零時 金澤市

通牒第八號

本年十月一日午前零時第一回國勢調査施行ニ關シ之レガ周知徹底ヲ期スル爲メ調査實施前日迄本市内ヘ發送又ハ配布スル一切ノ書類ニ宣傳スタンプ押捺セラルベシ

右相通ス

大正九年六月九日

金澤市長　飯尾次郎三郎

第一課庶務係

石川縣金澤市役所

參考

發送令書、調査告知書ノ類ハ領收證ニ其他ノモノニアリテハ右側上部ニ押捺ス

各課常備宛備付認印ヲ使用スルヲ要ス

七月 供覧

大正九年五月廿日内閣官舎於映寫濟
國勢院小川總裁御閲覧濟

臨時國勢調査局御公認

臨時國勢調査課長 二階堂統計官 御指導撮影

活動宣傳

國勢調査 梗概

1 國勢調査ノタイトル（字幕ニ現レマス
2 仝 タイトル、國勢調査 何ノ爲ニ行ヒマスカ
3 神武天皇 建國ノ御創業
4 地珠ヲ包ム 暗雲低迷致シテ居リマスルガ是ハ數年ニ渉ル世界人類ノ爭闘ヲ象徴シ刺セル物デアリマス
5 世界ノ平和 地球ヲ掩フ暗雲モイツシカ晴レテ數羽ノ白鳩ガ靜カニ飛翔シテ居マス
6 戰亂后各國ハ又國勢ニモ著シク急變ヲ生ジマシタ
7 古來ヨリ世界各國ハ漸次文明ノ洗禮ヲ受ケテ日進月歩多大ナル國狀ニ變化ヲ遂ゲ殊ニ戰亂后意氣阻喪セル國民モ得意ノ國民モ共ニ覺醒シテ茲ニ國家百年ノ大計ヲ樹立セネバナリマセヌガ實ニ我國モ人後ニ落チテハナラヌ如上ノ意味ガ具体化サレテ漫畫ニナリマス
8 （タイトル）何ガ知レマスカ
9 小學校 ヲ通ジテ家庭ニ宣傳、櫻木小學校内外ノ實況デ御座エマス
10 本日學校デハ上級生ニ對シテ受持ノ教員ヨリ夫レ〳〵國勢調査ニ關スル講話ガ御座エマシタ
11 母ト子トノ對話 尋常六年生ノ國野爲雄ガ家ニ歸ツテ母親ニ早速ケフ學校デ話サレタ國勢調査ノ事ヲ更ニ尋ネマシタ
12 母ハ懇ロニ語リ聞カセ彙テ配布セラレシ申告用紙ヲ示シテ其要点ハ善政ノ基礎。産業計畫ノ基本。學問研究ノ資料トシテ肝要ナル事ヤ尚其上國民ノ生活。社會ノ實況ヲ知ル上ノ基ヘトナル事ナド詳シク理解ヲ與ヘマシタ我家デモ記入スル家庭ノ沿革ヨリ實狀及ビ其期日ノ切迫シタ事ナド諄々ト語リ聞カセマシタ
13 タイトル（國民ノ誠意アル協力）
14 ポスター 二面現ル
15 國勢調査申告書 並ニ罰則十四、十五二ヶ條現ル
16 徽章ト調査員辭令
17 （タイトル）調査ノ事項ハ何デアリマスカ
18 （タイトル）八ツノ事項現ル
19 準備調査 之實況
20 老夫婦ノ旅立 東京府下巣鴨豆腐屋平六夫婦ハ娘ヲ廣嶋縣ニ縁付カシテ數年ニナルノデアルガ不幸ニモ今度娘ガ流行性感冒デ九月廿九日朝危篤ノ電報ガ着シタノデ怜ニ後ヲ託シテ急ニ旅行スル事ニナツタノデアリマス
21 怜ハ止ムナキ此事情ニ國勢調査ハ着早々ノ所デ時刻ヲ忘レズニ受クナサイト八ツノ事項ヲ記入セシ紙片ヲ父親ニ渡シマシタ
22 國勢調査員 申告書用紙ノ配付ヲナス
23 榎本次郎作 ノ世帯
24 申告書記入例（第二） 世帯主ノ工業家ナル例
25 大井權右衞門 ノ世帯
（タイトル）施行細則第十二條現ル
再ビ當日零時 ノ時計面
記入例（第四例） 世帯主ノ官吏ナル例

4664
大正 圖書館
4/5P

26 記入例 第六例 單獨世帶ノ例

27 夜ノ商賣 ヲ現シテ當日ノ注意ヲ促ス

28 泥醉客ト旗亭 其夜カフエー樂々軒デハ早クヨリ客ハ皆歸リマシタガ居殘リノ客ガ一人非常ニ泥醉シテ歸宅ヲ忘レテ居リマス

家人ハナダメスカシテ歸ソウマシマシタガ仲々ニ歸リマセン斯ノ如キ事ハ國家觀念ノ欠除セル甚ダシキ者デアリマスルカラ當事者ハ未然ニ防止セネバナリマセヌ

29 瀛車ノ旅

30 記入例 第三 世帶主ノ商業家ニシテ來客アリタル例

31 水面調査實況

32 當日之外出 器具商今井運太郎宅ニ於テハ時節柄非常ニ繁忙ヲ極メテ居リマス本日早朝ヨリ主人以下雇人一同皆夫レ〳〵手別ケヲシテ各村ニ出張致シマシタ夕刻ニ至リ雇人二名ガ未ダ歸宅ノ模樣ガアリマセノデ此家ノ娘（父ニ代リテ記入ヲ主宰ス）秋子ハ平常ヲ保ツ樣。一家族ノ異常ナキ事ヲ過日來期シテ居リマスル際ナノデ人一倍心配シテ居リマシタ

33 程ナク店員ハ大急ギデ。自轉車デ戻リマシタノデ娘モホット安心致シマシタ

ブリキ職熊吉宅 ブリキ職熊吉ハ今度ノ調査ニ日頃ノ氣性ニモ似ズ。シキリニフサギ込ンデ居リマス

ソレハ女房竹トノ間ニ子迄設ケタ仲デアリマスガ未ダ女房ノ籍モ入レズ無論子供モ私生兒デアリマシタ

五年前故鄕ノ茨城縣ヲ出奔シテ今デハ宇都宮市ニ於テ細々ナガラモ世帶ノ煙リヲ上ゲテオルノデアリマシタ

熊吉ノ杞憂ハ實情ヲ申告セバ罰金ニ處セラルヽノデハナイカト云フノデ申告書ヲ二度迄モカキ直シ調査員ヨリ其誤解ヲ說伏セラレテ今度ハ安心シテ實狀ヲ記入致シマシタ

34 施行細則 十二條、十六條現ル

35 申告書蒐集狀況

36 調査終リテ（タイトル）

37 區役所ヨリ臨時國勢調査局ニ至ル徑路

38 國勢院 臨時國勢調査局（實寫）

小川總裁肖像

終リ

大正九年六月一日 改訂增補

讓渡及賃貸料價格

◉國勢調査フイルム 全參卷

呎數 二二〇〇呎 定價金六百六拾圓）

送料當方負擔說明書付

◉賃貸料 但シ二ケ月以上ノ事

仝 二ケ月ニ付 金四百六拾圓

其他社會教育ニ關スルモノ數種

○生活改善の卷 ○陸海軍部の卷

○奮鬪兒國雄 ○禁酒の卷

○鑛業の卷 ○社會改善の卷

○時の卷

東京赤坂田町一ノ十五

申込所 日本フ井ルム商會教育映畫部

電話芝六三九〇番

製作主任 杉田勉太郎 作者 長島理吉

大正九年五月廿日內閣官舍於映寫濟

國勢院小川總裁御閲覽濟

臨時國勢調査局御公認

臨時國勢調査課長 二階堂統計官 御指導撮影

活動宣傳

國勢調査

梗概

1 國勢調査 ノタイトル(字幕)現レマス

仝 タイトル、國勢調査 何ノ爲ニ行ヒマスカ

2 神武天皇 建國ノ御創業

3 地珠ヲ包ム 暗雲低迷致シテ居リマスルガ是ハ數年ニ渉ル世界人類ノ爭闘ヲ象徴諷刺セル物デアリマス

古來ヨリ世界各國ハ漸次文明ノ洗禮ヲ受ケテ日進月歩多大ナル國狀ニ變化ヲ遂ゲ殊ニ戰亂后各國ハ又國勢ニモ著シク急變ヲ生ジマシタ

4 世界ノ平和 地球ヲ掩フ暗雲モイツシカ晴レテ數羽ノ白鳩ガ靜カニ飛翔シテ居マス

戰亂后意氣阻喪セル國民モ得意ノ國民モ共ニ覺醒シテ茲ニ國家百年ノ大計ヲ樹立セネバナリマセヌガ實ニ我國モ人後ニ落チテハナラヌ如上ノ意味ガ具体化サレテ漫畫ニナリマス

5 (タイトル)何時行ハレマスカ

6 日本地圖 面ニ点々文字ガ現レテ調査ノ期日時刻其他諸注意ガ明示サレテアリマス

7 十月一日 午前零時ノ時刻ヲ時計面ニテ示ス

8 (タイトル)何ガ知レマスカ

9 小學校 ヲ通ジテ家庭ニ宣傳、櫻木小學校內外ノ實況デ御座エマス

本日學校デハ上級生ニ對シテ受持ノ敎員ヨリ夫レ〴〵國勢調査ニ關スル講話ガ御座エマシタ

10 母ト子トノ對話 尋常六年生ノ國野爲雄ガ家ニ歸ツテ母親ニ早速グフ學校デ話サレタ國勢調査ノ事ヲ更ニ尋ネマシタ

母ハ懇ロニ語リ聞カセ兼テ配布セラレシ申告用紙ヲ示レテ其要点ハ善政ノ基礎。產業計畫ノ基本。學問研究ノ資料トシテ肝要ナル事ヤ尙其上國民ノ生活。社會ノ實況ヲ知ル上ノ基ヘトナル事ナド詳シク理解ヲ與ヘマシタ我家デモ記入スル家庭ノ沿革ヨリ實狀及ビ其期日ノ切迫シタ事ナド諄々ト語リ聞カセマシタ

11 タイトル (國民ノ誠意ア協力)

12 ポスター 二而現ル

13 國勢調査申告書 並ニ罰則十四、十五二ケ條現ル

14 徽章ト調査員辭令

15 (タイトル)調査ノ事項ハ何デアリマスカ

16 (タイトル)八ツノ事項現ル

17 準備調査 之實況

18 老夫婦ノ旅立 東京府下巢鴨豆腐屋平六夫婦ハ娘ヲ廣嶋縣ニ縁付カシテ數年ニナルノデアルガ不幸ニモ今度娘ガ流行性感冒デ九月廿九日朝危篤ノ電報ガ着シタノデ怜ニ後ヲ託シテ急ニ旅行スル事ニナツタノデアリマス

怜ハ止ムナキ此事情ニ國勢調査ハ着早々ノ所デ時刺ヲ忘レズニ受ケナサイト八ツノ事項ヲ記入セシ紙片ヲ父親ニ渡シマシタ

19 國勢調査員 申告書用紙ノ配付ヲナス

20 榎本次郎作 ノ世帶

21 申告書記入例(第一)世帶主ノ工業家ナル例

22 大井權右衞門 ノ世帶

23 (タイトル)施行細則第十一條現ル

24 再ビ當日零時 ノ時計面

25 記入例(第四例)世帶主ノ官吏ナル例

26 記入例 第六例 單獨世帶ノ例

27 夜ノ商賣 ヲ現シテ當日ノ注意ヲ促ス

28 泥醉客ト旗亭 其夜カフエー樂々軒デハ早クヨリ客ハ皆歸リマシタガ居殘リノ客ガ一人非常ニ泥醉シテ歸宅ヲ忘レテ居リマス

29 家人ハナダメスカシテ歸ソウマシマシタガ仲々ニ歸リマセン斯ノ如キ事ハ國家觀念ノ欠除セル甚ダシキ者デアリマスルカラ當事者ハ未然ニ防止セネバナリマセヌ

30 瀛車ノ旅

31 記入例 第三 世帶主ノ商業家ニシテ來客アリタル例

32 水面調査實況

33 當日之外出 器具商今井運太郎宅ニ於テハ時節柄非常ニ繁忙ヲ極メテ居リマス本日早朝ヨリ主人以下雇人一同皆夫レ〳〵手別ケヲシテ各村ニ出張致シマシタ夕刻ニ至リ雇人二名ガ未ダ歸宅ノ模樣ガアリマセノデ此家ノ娘（父ニ代リテ記入ヲ主宰ス）秋子ハ平常ヲ保ツ樣。一家族ノ異常ナキ事ヲ過日來期シテ居リマスル際ナノデ人一倍心配シテ居リマシタ

程ナク店員ハ大急ギデ。自轉車デ戻リマシタノデ娘モホット安心致シマシタ

ブリキ職熊吉宅 ブリキ職熊吉ハ今度ノ調査ニ日頃ノ氣性ニモ似ズ。シキリニフサギ込ンデ居リマス

ソレハ女房竹トノ間ニ子迄設ケタ仲デアリマスガ未ダ女房ノ籍モ入レズ無論子供モ私生兒デアリマシタ

五年前故郷ノ茨城縣ヲ出奔シテ今デハ宇都宮市ニ於テ細々ナガラモ世帶ノ煙リヲ上ゲテオルノデアリマシタ

熊吉ノ杞憂ハ實情ヲ申告セバ罰金ニ處セラルヽノデハナイカト云フノデ申告書ヲ二度迄モカキ直シ調査員ヨリ其誤解ヲ說伏セラレテ今度ハ安心シテ實狀ヲ記入致シマシタ

34 施行細則 十二條、十六條現ル

35 申告書蒐集狀況

36 調査終リテ（タイトル）

37 區役所ヨリ臨時國勢調査局ニ至ル徑路

38 國勢院 臨時國勢調査局（實寫）

小川總裁肖像

終リ

大正九年六月一日 改訂增補

讓渡及賃貸料價格

◉國勢調査フイルム 全參卷

呎數 二二〇〇呎 定價金六百六拾圓）

送料當方負擔說明書付

◉賃貸料 但シ二ケ月以上ノ事

仝 二ケ月ニ付 金四百六拾圓

其他社會教育ニ關スルモノ數種

○生活改善の卷 ○陸海軍部の卷

○奮鬪兒國雄 ○禁酒の卷

○蠶業の卷 ○社會改善の卷

○時の卷

東京赤坂田町一ノ十五

申込所 日本フ井ルム商會教育映畫部

電話芝六三九〇番

製作主任 杉田龜太郎 作者 長島理吉

第　號

發議　大正九年六月十日　主課長
決議　大正　年　月　日　務係長

市長　助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

國勢調査課

係主任

石川縣金澤市役所

金澤町村ヨリ差出ス戸籍吏ヘ村ヨリ
門標掲出ノ達方ニ付依テ伺

農商務省第五回

市長名

右ノ通ニ候也

門標掲出ノ達方依テ件

大正九年六月勅令第三百號
國勢調査施行令第一條ニ依リ
本年十月一日第一回國勢調査ヲ實
施シ之ヲ市内各戸各世帶ニ門
標掲出ナキヤ或ハ掲出後

年ヲ経ルニ従ヒ体明瞭ナラサルヲ
等ノ為メ調査ニ便ヲ感ス
仍テ今回市ニ於テハコレカ掲出方
ニ関シ左ノ通リ訓令ス
尚本件ニ関シ徹底ヲ期シ往キ
慊ヲ之ニ対シ最善ノ御協
力ヲ荷フヲ以テ普通漏ナク門標ヲ
掲出セシメンコトヲ期シ利便ニ供シ
夜尚年相当ノ人名ノ為メ近日
調査開始ノ者ヲ以テ置署ノ派
出セシメ又同通帳ノ住所
氏名相違ノ点ハ
御依頼ニ及ハサル
ヤウ

石川縣金澤市役所

松本鈴

石川県金沢市役所

臨時国勢調査部

係中

大正九年六月五日

東京市赤坂區田町一丁目十五番地
日本フヰルム商會
教育映畫部
（電話區芝六三九〇番）

完結

第　號

發議	大正九年六月三日	主任	課長	係長	係	主任
決議	大正　年　月　日	務	課長	係長	係	僚

市長
助役

議	合	課名	課長	係長	係名	係長	僚

國勢調査ニ關スル件

收發第　號

大正九年六月三日

石川縣金澤市役所

庶務主任殿

國勢調査ニ關スル件通牒

國勢調査ニ關スル件別紙ノ通リ

會計　日

會計主任殿

申ニ屆ケル事ト承知ス

（別紙ノ件通牒ノ如シ）

金澤市役所 第27,423號 大正9年5月31日 受附

金澤市役所 庶第1065號 大正9年6月7日 受附

二甲第一〇八七号

大正九年五月二十九日

金沢市役所御中

高知市役所

照會

參考ニ供シ度候條國勢調査ニ関シ貴市ニ於テ施設セラルル左記該當事項御回示相煩度此段及照會候也

記

左

一、事務取扱ニ関スル規程

二、趣旨宣傳ノ手段方法

三、國勢調査ヲ利用セラルル特設事項

高知縣 高知市役所之印

石川郡
金沢市役所

高知市役所

臨時國調第九號

大正九年五月卅一日

金澤市役所御中

國勢調査ニ関スル事務其他ノ件

國勢調査ニ関シ金澤市ニ於テ臨時国勢調査ニ関スル左記事項ヲ作成シ予数ノ同荅相煩ハス度参考ノ為メ御送付相成度此段及照會候也

左記

一、國勢調査事務取扱ニ関スル規定及細則

二、宣傳ニ関スル施設

三、宣傳ニ使用シタル印刷物、様式類及其ノ雛形

四、其他参考事項

以上

金澤市役所 第1333號 大正9年6月1日 受附

金澤市役所 第1068號 大正9年6月3日 受附

第　號

發議	大正六年七月十日				
決議	大正　年　月　日	主務課長	係長	係主任	
				係長	
				僚	

市長　助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

國勢調査員任命方ノ件

石川縣金澤市役所

第　　號

大正六年六月十日

石川縣金澤市長　何某

各小學校長
女子職業學校長
殿

國勢調査ニ關シ左記ノ通リ

李平施行ニ付國勢調査ニ從事スヘキ調査員ヲ任命相成度此段及通牒候也

記

一、調査員ハ各小學校ニ於テ何名
一、調査員ハ各小學校教員中ヨリ選定ス
一、調査員ハ別紙ノ通リ選定ス

（備考　人名ハ別紙ニ記入ノコト）

發國庶第六號

大正九年六月十一日

臨時國勢調査課

本年施行ノ國勢調査ニ從事スヘキ國勢調査員候補者トシテ貴校職員中　名推薦致度候ニ付相當御選定ノ上其氏名來ル十四日迄ニ御內報相成度候也

| 學校名 | | |

第　　號

發議	決議	主務	課長	係主任	係長	僚
垈 年 月 日	垈 年 六月 十五 日					

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

同物調書ニ基キ申請ス

以上

石川縣金澤市役所

國勢調査ニ関シ町村役場協議会
ヲ市及本村地籍ニ跨ル金沢紡績株式會社附
属寄宿舎ニ於ケル調査ニ付本年十月一日施行ノ国勢
調査ニ関シ指導世話トシテ市吏ヲ申告セシムルノ要アルモノナルガ其ノ細
目ニ至テハ一方ニ定ムルヲ便宜トスルト雖モ各地ニ
於ケル事情ニ依リ多少ノ異同ヲ来スヲ以テ寄
宿舎等ニ関スル調査ニ付テハ金沢市ニ於テ
取扱ヒ其ノ他ノ地域ニ於テハ石川郡戸板村ニ於テ
取扱ヒ且ツ各町村ニ於ケル調査員ヲシテ協
議セシムル為メ別紙ノ通リ協議会ヲ開催
セラレ度此段及通牒候也

大正九年六月廿五日

石川縣石川郡戸板村役場

金澤市長 飯尾忠三殿

金澤市 第1606号 大正9年 附
金澤市役所 第2[illegible]号 大正9年6月28日 受附

謹啓陳者本年十月御施行相成候國勢調
査の御準備に付ては彌々御多忙の御事
と奉存候　就而は調査成績の擧否は一
に懸りて各係員各位の御熱心と御勤勉
の如何に基因致し候事と存候、此等の
意味に於かぜられ　東京市、東京府、横濱
市に於ては各係の御方へ萬年筆を御交
附相成候事に御決定相成り其製作を弊
所へ御下命を賜はり候次第に御座候
御廳に於かぜられても何卒々々萬年筆
御交附相成様致度　尚ほ其製作の御用
命を蒙り度候弊所に於ては第壹回の國
勢調査に有之候間紀念且つは名譽至極
の義に御座候間特段の勉強可仕候
右不取敢カタロック相添奉懇願候

敬白

大正九年
六月　日

スワン萬年筆製作所
所主　伊藤農夫雄

追伸　東京市御用命の分は「第一回國勢調査」の
日本文字を刻入仕る可き仕様書に御座候

國勢調査部
御中

金澤市役所
第 2747 號
大正 年 月 日

スワン萬年筆
新製品
目錄

SWAN

TRADE MARK

SWAN

スワン萬年筆假目錄

スワン萬年筆製作所

Swan

FOUNTAIN PEN

スワン萬年筆製作所

所主 伊藤農夫雄

本店 東京市淺草區今戸町 電話下谷㈹五〇九番・六〇七番

東京支店 東京市日本橋區馬喰町一丁目十六番地 電話㈹神田二八五番

大阪支店 大阪市東區平野町二丁目堺筋 電話㈹本局四七一番

自働注入兼インク留安全裝置 O式（符號O）四種

自働注入兼インク留安全裝置 O式一號（符號 O No. 1）純銀金輪飾付（實物大） Price ¥ 6.000

自働注入兼インク留安全裝置 O式三號（符號 O No. 3）十四金金輪飾付（實物大） Price ¥ 6.000

自働注入兼インク留安全裝置 O式四號（符號 O No. 4）十八金金輪飾付（實物大） Price ¥ 10.000

自働注入兼インク留安全裝置 O式五號（符號 O No. 5）二重ペン（覆）付十八金金輪飾付（實物大） Price ¥ 12.000

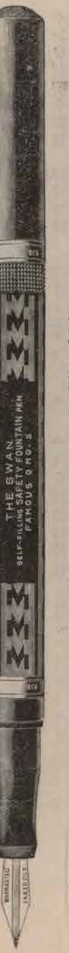

繰出シ安全裝置 S式（符號S）六種

繰出シ安全裝置 S式一號（符號 S No. 1）（實物大） Price ¥ 4.000

繰出シ安全裝置 S式二號（符號 S No. 2）（實物大） Price ¥ 5.000

繰出シ安全裝置 S式三號（符號 S No. 3）（實物大） Price ¥ 6.000

繰出シ安全裝置 S式四號（符號 S No. 4）純銀金輪飾付（實物大） Price ¥ 8.000

繰出シ安全裝置 S式五號（符號 S No. 5）純銀草花模樣飾付（實物大） Price ¥ 10.000

繰出シ安全裝置 S式六號（符號 S No. 6）十八金金輪飾付（實物大） Price ¥ 12.000

スワン萬年筆用インク (Price ¥ 0.200)

インク留安全装置 A式(符號A) OR式(符號OR) C式(符號C) 十七種

インク留安全装置 A式一號 (符號 A No. 1) (實物大) Price ¥ 3.500

インク留安全装置 A式二號 (符號 A No. 2) (實物大) Price ¥ 4.000

インク留安全装置 A式三號 (符號 A No. 3) (實物大) Price ¥ 4.500

インク留安全装置 A式五號 (符號 A No. 5) (實物大) Price ¥ 4.200

本皮最上サック入本象牙印付ニッケル縁

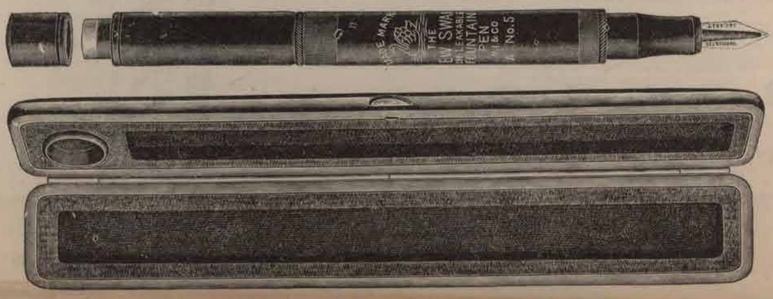

インク留安全装置 A式八號 (符號 A No. 8) (實物大) Price ¥ 3.000

インク留安全装置 A式十號 (符號 A No. 10) (實物大) Price ¥ 6.500

最上ロプロイベン付日本紙用

インク留安全装置 A式十一號 (符號 A No. 11) 純銀金張縞付 (實物大) Price ¥ 4.500

インク留安全装置 A式十二號 (符號 A No. 12) 最上二重張ベン付 (實物大) Price ¥ 6.500

インク留安全装置 A式十五號 (符號 A No. 15) (實物大) Price ¥ 5.500

インク留安全装置 A式十六號 (符號 A No. 16) (實物大) Price ¥ 6.500

インク留安全装置 A式十八號 (符號 A No. 18) 十八金張金縞付 (實物大) Price ¥ 4.500

インク留安全装置 OR式二號 (符號 OR No. 2) (實物大) Price ¥ 2.800

インク留安全装置 OR式三號 (符號 OR No. 3) (實物大) Price ¥ 2.300

インク留安全装置 OR式四號 (符號 OR No. 4) 十八金張金縞付 (實物大) Price ¥ 2.500

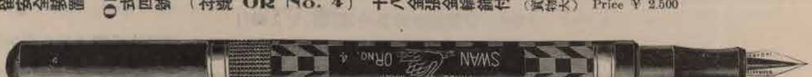

インク留安全装置 OR式七號 (符號 OR No. 7) 婦銀人銀持金縞捲縞付 (實物大) Price ¥ 2.500

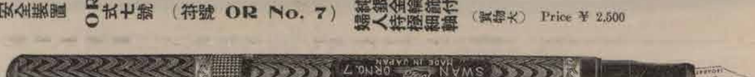

インク留安全装置 C式(ダルマ形)一號 (符號 G No. 1) (實物大) Price ¥ 6.000

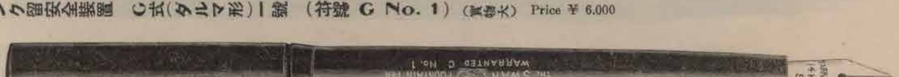

インク留安全装置 C式(ダルマ形)三號 (符號 G No. 3) 純銀圓線縞付 (實物大) Price ¥ 5.500

新製品發賣に就いて

皆樣近來萬年筆の需要が增加致しました、されど誂にも歲寒うして松柏の凋むに後るゝを知ると申す樣に、需要者各位の御眼識が高くなるにつれ、吾がスワン萬年筆は、日に月に其の供給を增加致しましても、未だ十分需要を充すことが出來ない樣な有樣です、皆樣私共が萬年筆の製造を創めましてより已に十五六年になります、此の間に澤山の萬年筆の製造が出來ましたが、相も變らず皆樣の信用を賜はり、スワンと云へば萬年筆、萬年筆と云へばスワン、即ちスワンとは萬年筆の代名詞となりましたことは、私共が常々厚く感謝して居る處で御座います、そこで弊所は時代の要求と皆樣の御薦めによりまして、左記カタログの通り新製品を發賣致しました、其の構造や品質は今更喋々と申述る必要もありませんが、値段と品物を他の澤山の萬年筆と御比較下さいまして、何卒舊製品と同樣御贔負の程を願上げます

附　言

〔一〕金ペン先は申すに及ばず、飾金具は正十四金を保證します、萬一變色でも致しましたら直接本所をお叱り下さい、必ず賠償の責に任じます

〔二〕値段は定價より一錢も引なしです、何方樣にても御求め下さるも同樣です、何卒スワンと云ふ文字を御信用下さる事を希ひます

大正九年一月

スワン萬年筆製作所々主

伊藤農夫雄　誌

二重(內、外)インク留安全裝置 F式（符號F）六種

F式第一號（符號 F No. 1）（實物大）婦人持　Price ¥ 4.000

F式第二號（符號 F No. 2）（實物大）　Price ¥ 5.000

F式第三號（符號 F No. 3）（實物大）　Price ¥ 6.000

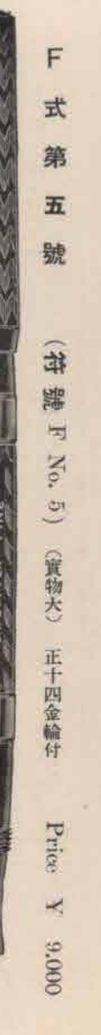

F式第四號（符號 F No. 4）（實物大）正十四金輪付婦人持　Price ¥ 8.000

F式第五號（符號 F No. 5）（實物大）正十四金輪付　Price ¥ 9.000

F式第六號（符號 F No. 6）（實物大）正十四金輪付　Price ¥ 10.000

自働吸入安全裝置 B式（符號B）一種

B式第一號（符號 B No. 1）（實物大）　Price ¥ 5.500

スワン萬年筆製作所

本店　東京市淺草區今戸町
電話下谷　長五〇九番・六〇七番

東京支店　東京市日本橋區馬喰町一丁目
電話神田　二八五番

大阪支店　大阪市東區平野町二丁目壹番
電話本局　長四七一番

金澤市
第一回臨時
國勢調査課

第　號

發議	大正　年　月　日	主課長	係主任
決議	大正　年　月　日	務係長	僚

市長	助役	合議	課名	課長	係長	名	係長	僚

弘前市役所

何

一

宛先

石川縣金澤市役所

昨日附を以て御照會の國勢調査に關する書類は本日到着致しました

一、本件に關する書類は別紙の通りであります

記

一、報告宣言ニ基ク施設

一、海濱有ノ施設、海ニ有ノ施設

二、學校及學校ニ附帶スル施設

三、市制第八條ノ規定ニ依リ市ニ委任セラレタル事務

四、市史及調査會ノ設置

土

説明

イリミネーション ノ設備

提灯ノ設備

六、作業曲

石川縣金澤市役所

二、定義に用うる
場合用
様式及び公印大
別記様式
所定用
半島簡單な用
際の
作成

一、演習又ハ訓練ノ
全部又ハ一部ヲ
回ノ演習（訓練）
申出ヲ要ス
但シ
ノ場合ハ
仮設演習又ハ仮設訓練ノ
ニ於テハ二日ノ

一、隊集ノ内容
甲、演習又ハ
乙、回答書ニ
丙、宿営ノ
丁、其ノ他必
ノ

石川縣金澤市役所

成雑穀

一里程表ヲ頂ク

石川縣金澤市役所

金澤市役所
第17510號
大正6年6月21日
受附

庶務課

七

大正九年六月十八日

金澤市役所御中

弘前市役所

国勢調査ニ関スル施設事項等照會ノ件

参考ニ供シ度候ニ付貴市ニ於ケル國勢調査ニ関スル左記事項ニ付キ数時回答相煩ハシ度此段及照會候也

左記

一、事務取扱規則
一、趣旨宣傳ニ関スル施設
一、宣傳ニ用ヰル印刷物種類
一、調査員訓練ノ方法
一、予算ノ内訳
一、其ノ他参考トナルベキ事項

以上

金澤市役所
無第3176號
大正6年6月22日
受附

石川縣

金澤市役所

吉中

青森縣弘前市役所

供覽

金澤市役所
第1927號
大正9年6月23日
受附

國勢調査申告書（大掛圖）

紙質模造紙貳百五拾斤　石版刷　竪十尺　横七尺
壹圖實價（假表裝軸付）金拾六圓五拾錢　（實物ノ約四十倍）
同　（西の内裏打　裂地仕立）金貳拾四圓八拾錢
荷造送料實費申受候（部數に依り可申上候）
申込期限　大正九年七月五日限り
發送期日　申込順に依り二週間以内に發送す

●本表は我國創始の大事業たる**國勢調査**を最も完全に行はんが爲め其の記入方を公會席上に於て懇切に說明する目的にて今般**東京市役所**より**特に調製方御下命**を蒙り候　處折角製圖製版等に多大の費用を費したるに拘はらず僅かの部數にて原版を抹消する事は誠に國家的不經濟とも考候間此際紙代印刷表裝代等の實費を以て提供可致候斯る大作物を完成するには非常の時間と費用を要し候へ共幸に東京市役所よりの御下命にて既に**製版出來上り居候**へば斯く安價を以て御注文に應ずべく候

●本圖は一字一句書體其他に十分注意し公會席上に於ても遠見し得る樣入念に調製したるものにして他の類似のものにて僅に五六尺を隔てゝ見誤る如き不完全のものに無之候

●申込期限後は殘部賣切次第御斷り可申上候

大正九年六月　日

東京市本鄉區元町二丁目四十一番地
內山模型製圖裝飾社
電話小石川二三九三番
振替口座東京一九六二九番

各種模型製作、地圖の調製
博覽會陳列設計、意匠裝飾
背景畫揮毫、統計圖表調製
電氣應用裝飾、動力裝置等
其他博覽會に關する業務一切

各種模型製作、地圖の調製
博覽會陳列設計、意匠裝飾
背景畫揮毫、統計圖表調製
電氣應用裝飾、動力裝置等
其他博覽會に關する業務一切

東京市本鄉區元町二丁目四十一番地

內山模型製圖裝飾社

電話小石川二三九三番
振替口座東京一九六二九番

石川縣金澤市役所

國勢調査係

御中

各種模型製作、地圖の調製
博覽會陳列設計、意匠裝飾
背景畫揮毫、統計圖表調製
電氣應用裝飾、動力裝置等
其他博覽會に關する業務一切

東京市本鄉區元町二丁目四十一番地

內山模型製圖裝飾社

電話小石川二三九三番
振替口座東京一九六二九番

拝啓 暑気益々御清祥の段奉賀上候
今年初秋の候に施行せらるゝ国勢調査に
当りては「スマイル」美容術を以て御奉仕
のほど入り「スマイル」美容術とは不衛不潔
を除き求めに應ずる事と称し既に各所の
御用命に浴して有ります美容術は美容術
進には多年の経験を有し老練なる技術
者と所謂が向ら厳密なる各種の下に製作
致す指環物品に對しては所謂絶体に責
任を負ひ一年以内に若しは不完全の箇所は
無償にて修理致す事は勿論に候
敬白

大正九年六月 日

東京市芝区桜田本郷町十番地
保谷製作所
所主 保谷七郎
電話新橋二八八番

国勢調査係御中

保谷製作所製造スマイル萬年筆目錄

東京市芝區櫻田本郷町拾番地
電話新橋㊇二一八八番

"SMILE" FOUNTAIN PEN

振替貯金口座 東京 一〇六二四番
電信 暑號（ホタニ）又ハ（ホ）

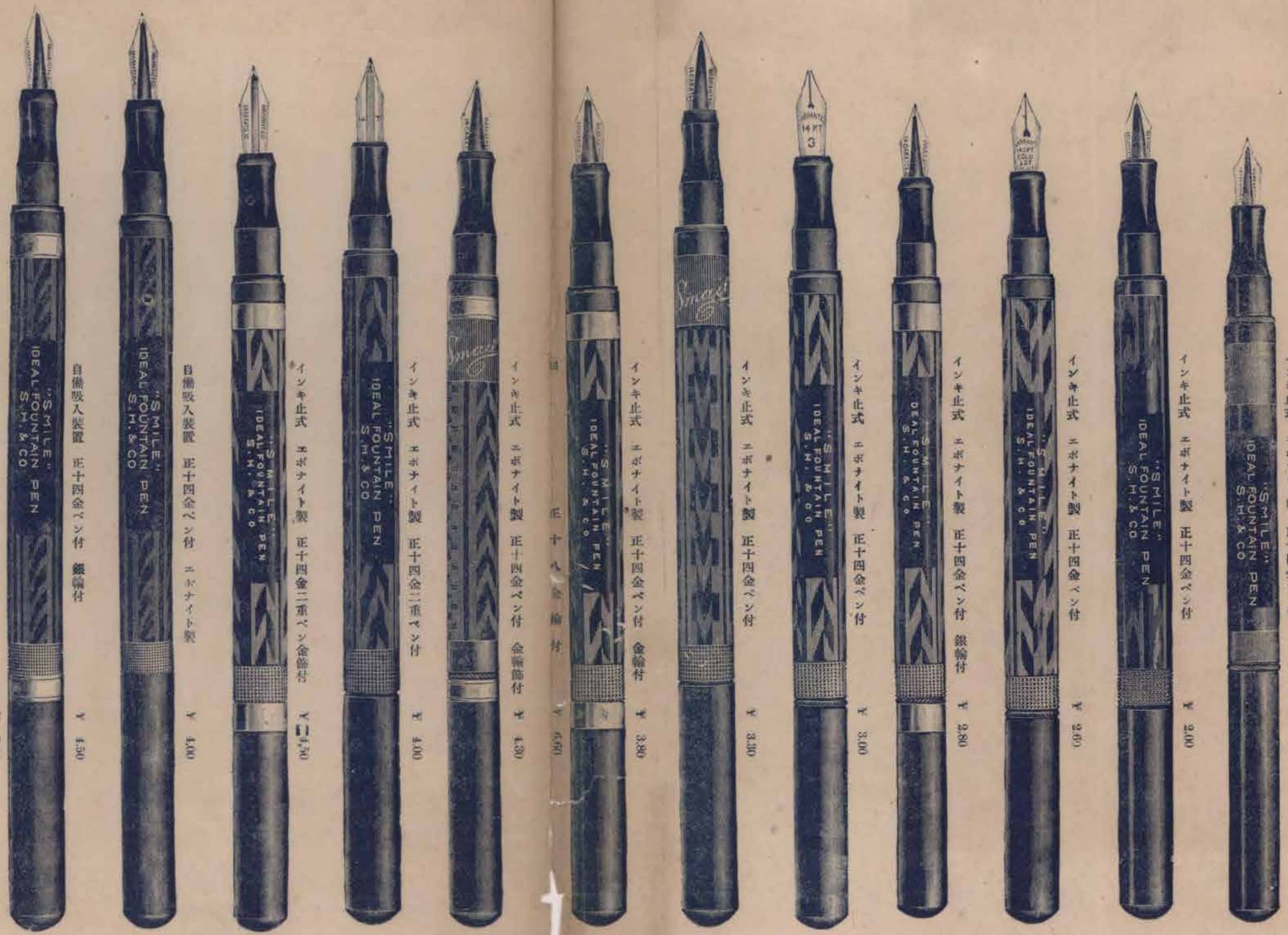

同	自働吸入裝置 正十四金ペン付 エボナイト製	¥ 4.00
自	自働吸入裝置 正十四金ペン付 銀輪付	¥ 4.50
同	正十八金輪付	¥ 7.00
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金三重ペン金飾付	¥ 4.50
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付 金飾付	¥ 4.30
同	正十八金輪付	¥ 5.50
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金三重ペン付	¥ 4.00
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付 金輪付	¥ 3.80
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付	¥ 3.30
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付 銀輪付	¥ 2.80
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付	¥ 2.60
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付	¥ 3.00
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付	¥ 2.00
イ	インキ止式 エボナイト製 正十四金ペン付	¥ 1.80

在來の普通ペンの消費統計表

（一本の單價金二錢一ヶ月を二十五日して計算す）

（金）

月別及人員別 / 消費率	一人壹ヶ年						
	三ヶ月	六ヶ月	一ヶ年	五名ヲ使用スル所	十名ヲ使用スル所	三十名ヲ使用スル所	五十名ヲ使用スル所	百名ヲ使用スル所
一日一本宛消費スル人	一、五〇	三、〇〇	六、〇〇	三〇、〇〇	六〇、〇〇	一八〇、〇〇	三〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇
一日二本宛消費スル人	三、〇〇	六、〇〇	一二、〇〇	六〇、〇〇	一二〇、〇〇	三六〇、〇〇	六〇〇、〇〇	一、二〇〇、〇〇
一日三本宛消費スル人	四、五〇	九、〇〇	一八、〇〇	九〇、〇〇	一八〇、〇〇	五四〇、〇〇	九〇〇、〇〇	一、八〇〇、〇〇
一日五本宛消費スル人	七、五〇	一五、〇〇	三〇、〇〇	一五〇、〇〇	三〇〇、〇〇	九〇〇、〇〇	一、五〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇

（時）

一日に七八時間の執事家がペンにインキをつけるのみに要する時間が二十分乃至三十分を費す之れを二十五分と假定し一ヶ月廿五日として計算すれば一ヶ年に七千五百分即ち百二十五時間を費す

出現せり

高級ビジネスペン

（使用するとき）

（金ペンを收めたるとき）

"SMAILE"

覺醒せよ

◆冗費に注意する事業家◆
◆能率增進を欲する事務家◆
◆書体の美と鮮明を好む紳士淑女◆

スマイル高級ビジネスペンを

お勸めする理由

スマイル高級**ビジネスペン**は弊所の熟練せる技術者が苦心の結果製作せる「**イリジユム**」付十四金**ペン**にて軸は**サツク**式なるが故携帶保存等に安全且便利、体裁は精工優美、耐久力は弊所主が責任を以て保證する理想的**ペン**なり、從來の普通**ペン**は二三日若くば一日甚だしきに至りては一二時間にて磨滅又は錆腐して使用不可能となり床上に打捨つる等其不經濟は實に豫想外なり**本品**は、十四金製なれば萬一破損の場合は僅少の費用にて修理又は**イリジユム**を附け換へ一本にて永久の使用に耐へ一軸の文書一册の帳簿に初めは細く終りは太く爲めに種々の字形を以て充たす不体裁不鮮明なく、**インキ**含有裝置なれば一回**インキ**を含ませば普通**ペン**の四五回以上の字を書く事を得、磨滅せざれば加何なる長文書如何なる大册子の記帳も一定不變愉快に執筆し得るは此最も進歩せる代表的**スマイル**高級**ビジネスペン**あるのみ

還は萬年筆と普通ペンとの長所のみを結合して嚴密なる監督の下に製作したればなり

定價表	
一號	￥ 1,500
二號	￥ 2,000
三號	￥ 2,500
四號	￥ 3,000
五號	￥ 3,500

東京市芝區櫻田本郷町十番地

保谷製作所販賣部

電話新橋二一八八番
振替東京一〇六二四番

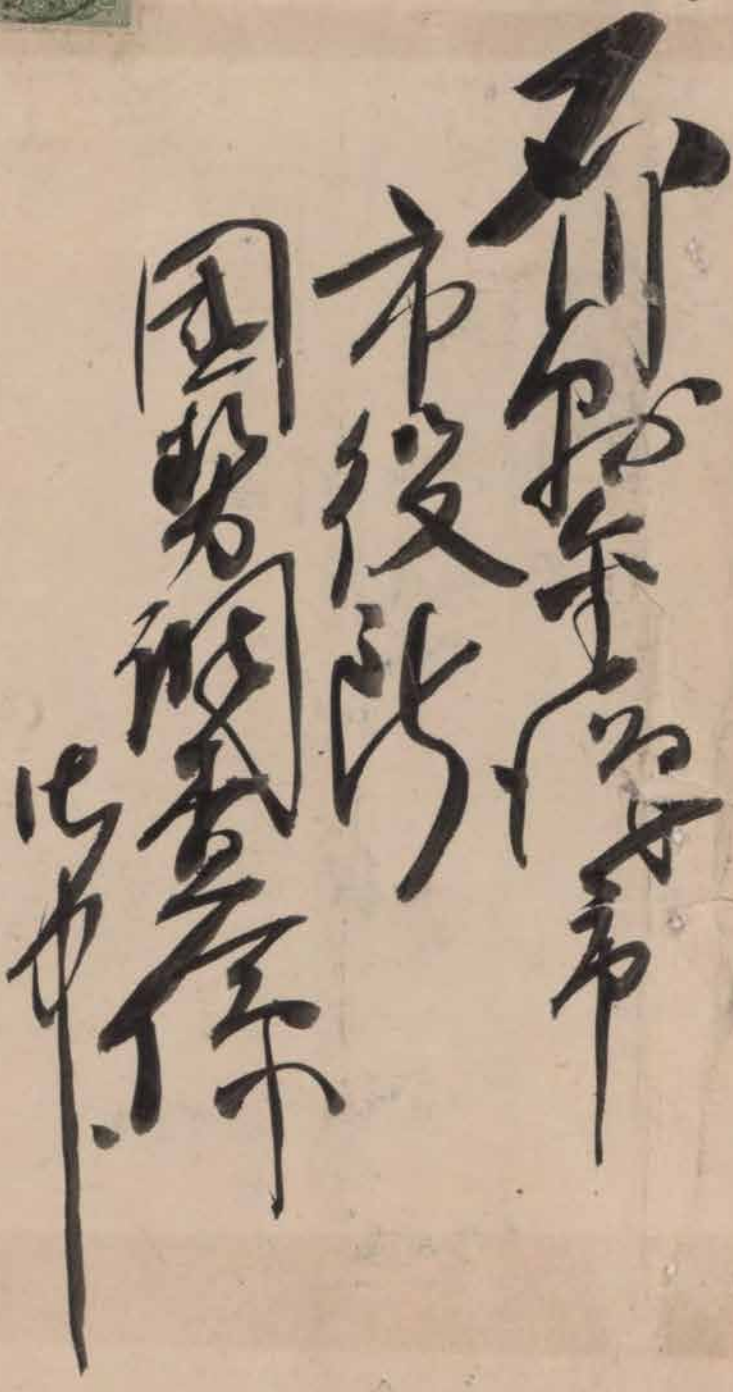

製圖器械

萬年筆

東京市芝區櫻田本郷町拾番地

保谷製作所製品販賣店

電話園新橋二一八八番
振替口座東京一〇六二四
電信略號（ホタニ）又ハ（ホ）

第　　號

發議	大正　年　月　日	主課長	係主任
決議	大正　年　月　日	務係長	僚

市長

助役

合議	課名	課長	係名	係長	僚

石川縣金澤市役所

二、定住ス仕
イ、撰定者、法定ノ要件
ロ、要求及承諾ノ意思ノ存在
ハ、予例ノ掲示及縦覧
ニ、市吏員及調査会ノ后閲
ホ、イリミネーションノ決定
絵ノ焼
提灯ノ小川
作ノ曲

石川縣金澤市役所

三、定住ニ用ユル印刷物ノ種類
掲示用
裁民六ツ切又ハ八ツ切大ノ色刷
公共（内容有効期間ノ表示）
死者用
寺号商号軍人名
（目ニ立ツ刷中）
作ノ者

石川縣金澤市役所

發一第三四六六号
大正九年六月二十三日

金澤市役所ノ中

高崎市役所

國勢調査ニ関スル件

參考ニ供シ度候ニ付貴市於ケル國勢調査ニ関スル左記事項乍御手數御回答相煩シ度此段及照會候也

記

一、事務取扱規則
二、趣旨宣傳方法
三、宣傳ニ用ヒル印刷物種類（可相成印刷物ハ御送付願ヒタシ）
四、調査員訓練方法
五、陽箪ノ内容
六、其他參考事項

金澤市役所 第2010號 大正9年6月24日 受附
金澤市役所 第 號 大正 年 月 日 受附
群馬縣高崎市役所印

石川縣
金澤市役所

大正　年　月　日

高崎市役所

第　號

發議	大正　年　月　日	主課長	係主任	係長	係主任
決議	大正　年　月　日	務係長			
市長					
助役					
議	合	課長	係長	係主任	係長
	名	課長	係長	係主任	係長
		課長	係長	係主任	係長
		課長	係長	係主任	係長
		課長	係長	係主任	係長
		課長	係長	係主任	係長

庶

大正七年

金倉

高等女學校ヲ設置スルノ件ヲ別紙ノ通リ提出ス

石川縣金澤市役所

市長

高等女學校ヲ設置スルノ件

金澤市役所
第260號
大正9年7月9日
受附

國調發第十六號

大正九年七月二日

富山縣知事

金澤市役所

金澤市役所
第36號
大正9年7月3日
受附

金澤市役所用ニ供スヘキ國勢調査宣傳ポスター二種ノ寫眞版ヲ別紙ノ通リ送付セラルヘキヤ

二伸 國勢調査ニ關スル宣傳葉書ニ關シテモ本市ヨリ送付シタルハ市長ノ印刷ヲ附シ市長ノ名ヲ以テセシ爲メ本件ニ付テハ市長ノ名ヲ以テ御答ヲ乞フ

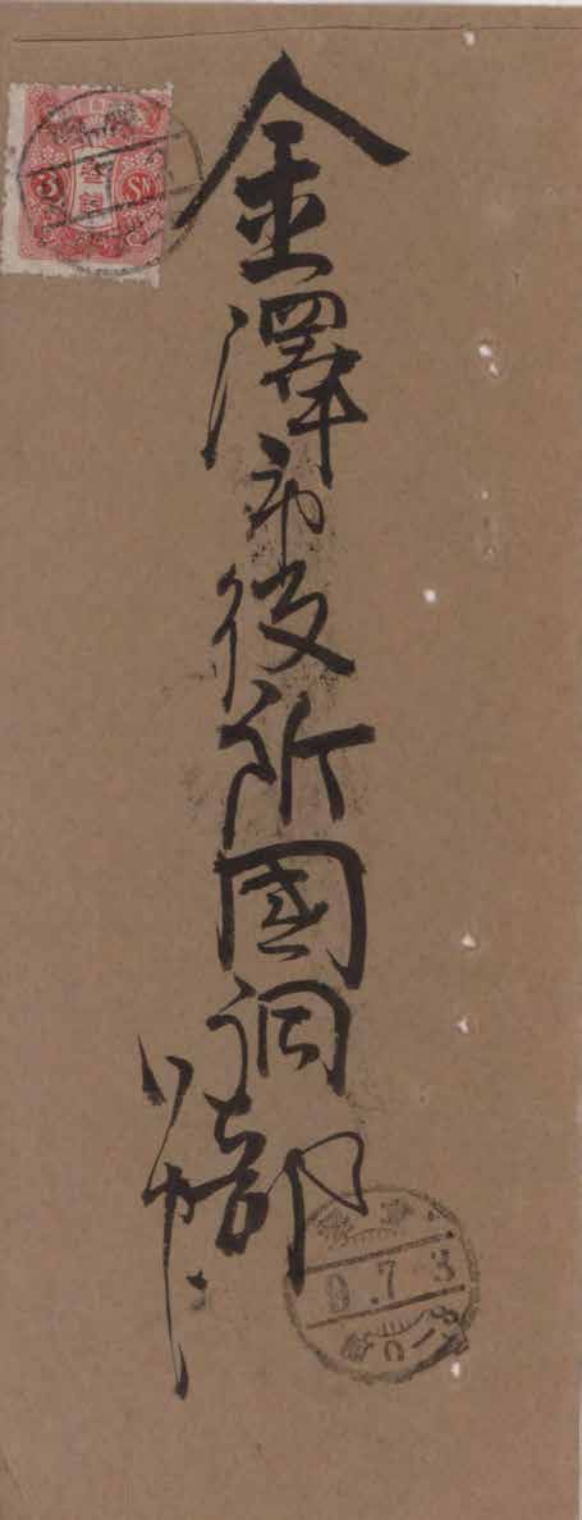

福岡県高岡市役所

不二膳堂

供覽 七月六日
課長 主任 係 印
注意

戶別用

國勢調査執行紀念マーク

本品は執行後各戶の軒下に鎭打して執行濟を標示せしむるものなり

金屬製

本圖は何れも雛形にして大概の體裁を示すたるものに過ぎず

(一) 大日本國勢調査 大正九年十月一日 新潟市役所 執行紀念

(二) 大日本國勢調査 大正九年十月一日 旭川區役所 執行紀念

(三) 大日本國勢調査 大正九年十月一日 利府町役場 執行紀念

(四) 大日本國勢調査 大正九年十月一日 山縣 執行紀念

(五) 大日本國勢調査 甲府市役所 大正九年十月一日

(六) 大日本國勢調査 大正九年十月一日 東京市役所 執行紀念

(七) 大日本國勢調査 大正九年十月一日 小名浜市役所

(八) 大日本國勢調査 大正九年十月一日 仙臺市役所 執行紀念

(四は一縣內に於ける町村役場共通の出來るマークの雛形なり)

回一事 國勢調査 大正九年十月一日 時報相手 料金
金澤市役所 第429 大正9年3月5日 受附
金澤市役所 庶第39 大正9年7月6日 受附

注文規定

地金	真鍮板	形狀	圓形 直徑一寸五分
体裁	表面は黑塗漆地に金色	期日	注文書到着より一ヶ月間
鋲釘は別に添附す		注文箇數は一ト口五百枚以上に限る	
定價壹個に付金五錢五厘 (送賃一切無料)			

○御注文は總て公印の押捺しあるものに限り直ちに引受可仕候
○御注文書は明細に揩書にて左記載下され度候
○圖案は如何樣にても貴意に隨へ申可候(但し第三章を參照用相成度尙ほ正確なる寸法の御送附を希望)
○御送金は總て現品到着檢査收の上にてよろしく候得共早速電報爲替にて御送金を願上候

(別封のマークは持合中の一を見本として送ります)

斯社は原圖畫作者に依頼し地方各役所の都合宜の爲に今回金屬マーク製作所と特約し左の廉價を以て御需用に應じ申候

東京市牛込區横寺町二十四番地

萬象社

◉國勢調査從事員用紀念萬年筆(特殊製造)

時に(國勢調査紀念)の六字を刻印せり

本品は中村商店の考案にして責任保証附にて發賣す ○斯社に取次注文

(備考一號 假軸付 正金八圓所 三圓五十錢 二號 軸無し 正金六圓所 二圓三十錢)

金澤市役所

営業品見本

東京市牛込横寺町廿四
萬象社

大

供覽

七月六日

發統第一五〇號

大正九年七月五日

石川縣臨時國勢調査部

金澤市長殿

國勢調査事務研究用紙仕用ニ付記載方

標記事務研究用紙左ノ通及送付候也

記

申告書用紙	一〇〇枚	
明細書	五〇	
世帶票札	一〇〇	

石川縣

金澤市役所 第 3E 號 大正9年7月8日 收

金澤市役所 第 430 號 大正9年7月8日 收

國勢調查

第　調查區

世帶第　號

縣　郡　市町村役所役場

區域

國勢調查員

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄			
世帶番號	世帶所在地（大字、小字、地番號、屋敷番號等）	準世帶ノ種類及名稱	申告義務者ノ氏名	人員概數	申告書通ノ番號	申告書枚數	人員實數 男	女	計	備考
號					號	枚				
號					號	枚				
號					號	枚			

照查表（練習用）

調查區第　號

區域

道府縣　郡　市町村役所役場

國勢調查員

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄		
世帶番號	世帶所在地（大字、小字、地番號、屋敷番號等）	準世帶ノ種類及名稱	申告義務者ノ氏名	人員概數	申告書ノ通シ番號	申告書枚數	人員實數 男	女	計	備考
號					號	枚				
號					號	枚				
號					號	枚			

第一欄 世帶番號	第二欄 世帶所在地（大字、小字、地番號、屋敷番號等）	第三欄 準世帶ノ種類及名稱	第四欄 申告義務者ノ氏名	第五欄 人員概數	第六欄 申告書ヲ通シ番號	第七欄 申告書枚數	第八欄 人員實數 男	第八欄 人員實數 女	第八欄 人員實數 計	備考
號						枚				
號						枚				
號					號	枚				
號					號	枚				
號					號

國勢調査

大正九年十月一日 國勢調査申告書（練習用紙）

國勢調査は、國民の生活、社會の實況をよく知り、善政の基礎を作らんが爲に行ふものなり。されば申告義務者は、誠實に申告を爲し、暫てこの文明的國家事業に協力せらるべし。

記入の注意

一 本紙各部の注意事項は、必ず熟讀玩味し、不審の點は、國勢調査員に尋ねて、誤なき樣に書き入れること。

二 書き入れる事項なき欄には、必ず斜線（／）をひくこと。

三 文字は、墨又は黒「インキ」にて明瞭に書き入れること。

記入の範圍

(い) 世帶主又は世帶の管理者は、十月一日午前零時（九月三十日より十月一日に移る夜半）に其の世帶に、在りたる各人（家族なるか否かを問はず）の各事項を本紙の各欄に、漏なく書き入れること。

(ろ) 十月一日午前零時に、偶屋外に在り、又は夜業夜勤、宿直等の爲世帶なき場所に在りたりとも、十月一日中に、自己の世帶に歸るべき者は、其の世帶に在りたる者として書き入れること。

(は) 十月一日午前零時に、汽車、電車、世帶なき舟筏又は陸路の旅行中なること判明なる者は、最終に出發したる世帶に、在りたる者として書き入れること。

調査區番號第　號

道府縣 郡市町村名

（上の各欄は市町村長之を記入す。）

大字名及番地 / 所屬數

世帶番號第　號

準世帶の種類名稱

申告書通し番號第　號（内　枚の内　號）

（上の各欄は國勢調査員之を記入す。）

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十

氏名

一 上記の記入の範圍の(い)(ろ)(は)に、當る者の氏名は、漏なく、書き入れ、其の他の者は、たとひ家族なりとも、決して書き入れざること。

二 普通の世帶にては、世帶主（戸主に限らず世帶を主宰する者を謂ふ）妻、父、母、長男、來客等の順に書き入れること。

三 寄宿舍、病院、旅店、下宿屋、船舶等準世帶にては、先に寄宿人、患者、宿泊人、船客等を書き入れ、後に事務員、雇人又は船長、船員等の順に書き入れること。

四 誕生後未だ命名せざる者は、名ツケズと書き入れること。

世帶に於ける地位

一 普通の世帶にては、世帶主は主人と書き入れ、其の他の者は世帶主との續柄又は關係を、妻、父、母、長男、雇人、來客等と書き入れること。

二 準世帶にては、準世帶主との關係を、寄宿人、患者、宿泊人、船客、事務員、雇人、船長、船員等と書き入れること。

男女の別

一 男又は女と書き入れること。

二 男、女各別に合計を人員合計の下に書き入れること。但し申告書二枚以上に亙るときは最終の用紙に書き入れること。

男
女

出生の年月日

一 誕生の年月日を書き入れること。

二 誕生の月日の明ならざる者は、月又は日の上に不明と書き入れること。

三 誕生の年も明ならざる者は、見込の年を凡何歳と書き入れる事。

配偶の關係

一 現に妻又は夫ある者は、有と書き入れること。

二 死別又は離別の後現に獨身の者は、夫な又は死別又は離別と書き入れること。

職業及職業上の地位

一 職業ある者は、農、工、商等の如き總稱又は會社員、職工等の如き略稱を書かず、職業の種類及職業上の身分、動務を示す樣詳細に書き入れること。

二 職業二種以上ある者は、主なる職業を本業の欄に書き入れ、次の重なる職業一種を副業の欄に書き入れること。

三 農業に屬する職業中、自作、小作の別あるものは、職業に自作、小作又は自作兼小作と書き添へること。

四 本業なき者の內職は、副業の欄に書き入れること。

五 職業なくして、收入ある者は、恩給、手當、地代、小作料、家賃、利子等收入の種類を本業の欄に書き入れること。

六 官公署に勤務する者は、其の官職名及官公署の名稱、部局名を本業の欄に書き入れること。

七 軍人（退役）を除くの中、歸休兵以外の現役者は、其の兵種、階級を本業の欄に書き入れ、其の他の者は、兵役、兵種、階級を職業又は收入の次に書き添へること。

八 寄宿舍、下宿屋等の準世帶に在る學生生徒は、何大學學生又は何學校生徒と書き入れること。

出生地

一 誕生の道府縣、郡、市町村の名を書き入れること。

二 誕生の市町村の名の明ならぬ者は、道府縣名を書き入れること。

三 朝鮮、臺灣、樺太にて生れたる者は、夫々朝鮮、臺灣又は樺太と書き入れること。

四 外國にて生れたる者は、其の國名を書き入れること。

五 航行中の船舶內にて生れたる者は、水上と書き入れること。

民籍別又は國籍別

一 朝鮮人、臺灣人、樺太人、北海道旭人、北海道土人は、夫々朝鮮、臺灣、樺太又は北海道と書き入れること。

二 外國人は其の國籍を書き入れること

人員合計

年	月	日

不在の世帶主

一 世帶主に限り不在の場合にも、下の各欄に書き入れること。

二 申告書二枚以上に亙るときは、最初の用紙に書き入れること。

本業及本業上の地位

副業及副業上の地位

氏名	男女の別	本業及本業上の地位

國勢調査員捺印（國勢調査員檢査の上捺印すること。）

右之通相違無之候也

世帶主又は世帶の管理者（申告書二枚以上に亙るときは、最終の用紙に書き入れること。）

氏名	
捺印	

内臨時國勢調査局閣

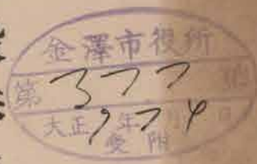

拜啓　益御清榮之段奉慶賀候
陳者先般

國勢調査申告書〔大掛圖〕之儀ニ付御伺

ひ迄に申上置候處其後各府縣市役所等より多大の御歡迎を蒙り多數の御注文を頂き候間自然增刷可致候間何卒此際至急御用命之程奉希上候
特に豫定より多數の御注文有之候間自然費用も節約せられ候に付七月十日迄に御申越の分に限り假表裝軸付の分金拾五圓にて納品可致候
尚別紙現品見本の一部御高覽に供し候間何卒至急御協議の上御下命相願度此段得貴意候

草々敬具

大正九年六月三十日

内山模型製圖裝飾社

國勢調査申告書（大掛圖）

紙質模造紙貳百五拾斤　石版刷
壹圖實價（假表裝軸付）金拾六圓五拾錢
同　（西の内裏打　裂地仕立）金貳拾四圓八拾錢
荷造送料實費申受候（部數に依り可申上候）
申込期限　大正九年七月五日限り
發送期日　申込順に依り二週間以内に發送す

竪十尺　横七尺
（實物ノ約四十倍）

●本表は我國創始の大事業たる**國勢調査**を最も完全に行はんが爲め其の記入方を公會席上に於て懇切に説明する目的にて今般**東京市役所**より**特に調製方御下命を蒙り候**處折角製圖製版等に多大の費用を費したるに拘はらず僅かの部數にて原版を抹消する事は誠に國家的不經濟とも考へ候間此際紙代印刷表裝代等の實費を以て提供可致候斯る大作物を完成するには非常の時間と費用を要し候へ共幸に東京市役所よりの御下命にて既に**製版出來上り居候**へば斯く安價を以て御注文に應ずべく候

●本圖は一字一句書體其他に十分注意し公會席上に於ても遠見し得る樣入念に調製したるものにして他の類似のものにて僅に五六尺を隔てゝ見誤る如き不完全のものに無之候

●**申込期限後は殘部賣切次第御斷り可申上候**

大正九年六月　日

各種模型製作、地圖の調製
博覽會陳列設計、意匠裝飾
背景畫揮毫、統計圖表調製
電氣應用裝飾、動力裝置等
其他博覽會に關する業務一切

東京市本鄉區元町二丁目四十一番地
内山模型製圖裝飾社
電話小石川二三九三番
振替口座東京一九六二九番

準世帶の種類名稱

業上の地

如き總稱又は會社員、職工等の如の身分、勤柄を示す樣詳細に書きなる職業を本業の欄に書き入れき入れること。

小作の別あるものは、職業に自作

金澤市役所

國勢調査係

御中

東京市本郷區元町二丁目四十一番地

內山模型製圖社

內山光弘（道郎事）

電話　小石川　一三九三番

振替口座東京一九六二九番

石川県

金澤市長殿

親展

貴族院議員
男爵 阪谷芳郎

完結

金澤市 第40號 大正9年7月7日 受附

拝啓本年十月一日に施行せらるべき第一回國勢調査の儀は本會積年の主張が初めて實行せらるゝの機會にも有之從来の関係上該調査の成功我期する為め最善の努力我盡くして國家に助勢するは之れ本會の社會民人に對して負ふべき一種の道徳的責務たるは今更申迄もあき次第に有之候条本會に於ては專門の學者十數氏に依頼して来七月下旬より九月上旬に亘り全國主要都市に講師として之れ我派遣し所在民衆に對して國勢調査趣旨宣傳の講演我行はしむることゝ相成候条貴方に於ても若し左講師の派遣我受けられたき御希望有之候はゞ其目的の為めに特に御開催可相成講演會の日時及場所等至急御申越被下候様致度此段及御照會候也

大正九年六月三十日

東京市京橋區山城町六番地
東京統計協會々長
男爵 阪谷芳郎

金澤市長殿

追て各地より御申越の日時相互衝突致候様の事情出来の節は更に本會より日時御變更方御相談に及び可申候間豫め御了承置被下度此段添て申進候也

廳務

第　號

發議	大正九年七月十日	主任	係主任
決議	大正　年　月　日	課長	
		係長	
		僚	

合議	課名	課長	係名	係長	係名	僚

市長

助役

移井市

[illegible]件ニ付

石川縣金澤市役所

收受第[illegible]
大正九年七月[illegible]

[illegible]

回答

本月[illegible]一項第三[illegible]
[illegible]件ニ付[illegible]
一左ノ[illegible]
仁、[illegible]
日、學校及[illegible]

八、市制町村ノ指示及頒布

二、市吏員及調査員ノ后命設置

ホ、イリエーションノ設備

ヘ、作品曲

提灯行列

二、宣伝用市民歌

ヤ、市頂未定もの

ト、洞窟

石川縣金澤市役所

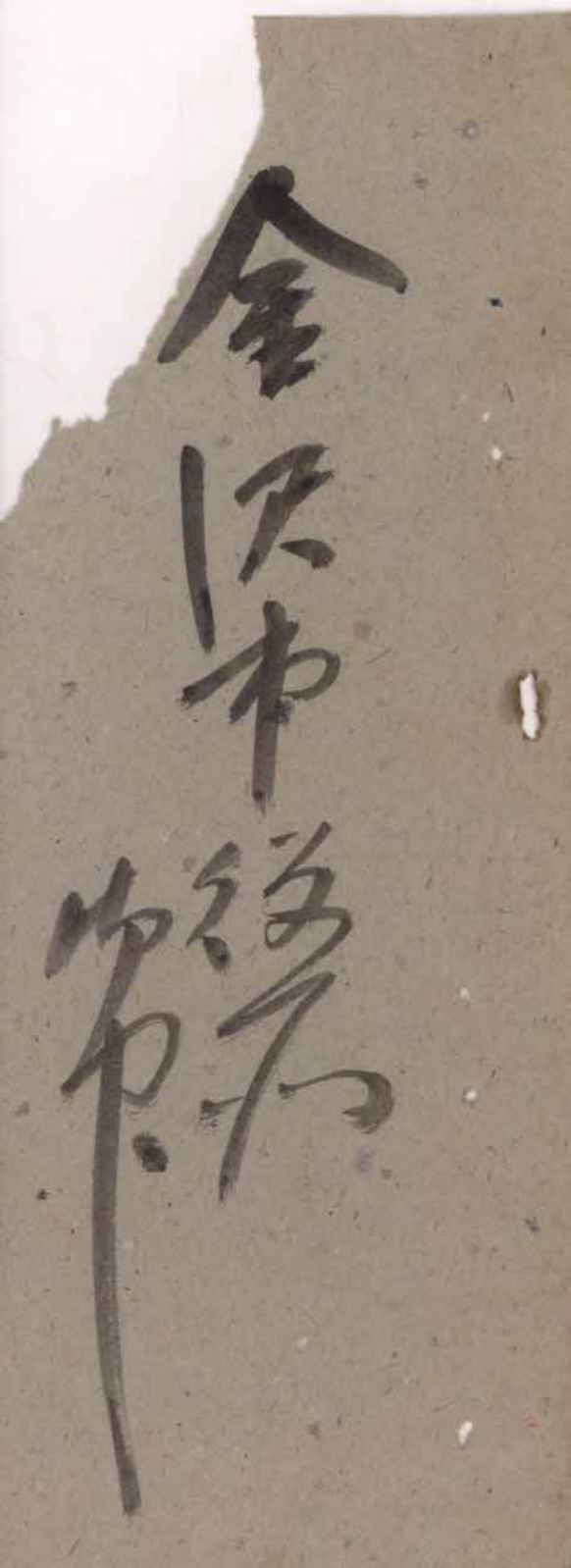

市役所

金澤市役所
第760號
大正9年5月5日
受附

一、國勢調査施行ノ方法
二、左ノ宣傳ニ用フル印刷物ヲ送付ヲ願フ

一、國勢調査趣旨宣傳記事

一、國勢調査ニ關スル件

一、國勢調査ニ關スル件

一、國勢調査ニ關スル件

石川多
宛名
飯角三郎
親展

大阪市東區大川町

大阪毎日新聞社

拝啓　愈御健勝奉慶賀候

陳者來る十月一日を以て施行の「國勢調査」は我が國空前の一大事業にして其完成に付ては一入御苦心の事と奉拝察候然るに弊社は去る明治四十一年通俗教育普及の目的を以て活動寫眞隊を組織し爾來各地に開催し相當の効果を收め來り候を幸ひ此の機關を國家的事業なる「國勢調査」の宣傳に提供し以て應分の御聲援致度と存じ今回「國勢調査」のフヰルムを創作し最も簡單に「國勢調査」の趣旨宣傳に相勉め度國勢調査局に交渉仕候處同局にては大に此の擧を賛し別紙の通り小川長官より賛意を倚せられ候と同時に懇篤なる依囑の意を申越され候定めし同局より貴廳に對しても何等か照會相成候義と存候へ共弊社は此際活動寫眞隊三隊の内より「國勢調査」宣傳班二隊を編成し之れに國勢調査宣傳の講師を附隨せしめ大要別紙日程及要領に依り各地を巡回開催爲致候幸に社意のある處を諒とせられ折角邦家の爲め御配慮被成下候はゞ啻に本社の本懐之れに過ぎざるのみならず完成上効果可有之義と確信仕候茲に書中を以て右特に得貴意候

敬具

大正九年七月十一日

大阪毎日新聞社
社長　本山彦一

金澤市
飯尾二郎三郎殿

寫

乙一二四號

大正九年七月七日

臨時國勢調査局長官　小川平吉印

大阪毎日新聞社長　本山彦一殿

拝啓貴社愈々御隆盛ノ段奉慶賀候陳ハ來ル十月一日ヲ以テ施行致スヘキ國勢調査ハ我カ國空前ノ事業タルト共ニ之カ完成ヲ期シ種々宣傳ノ計畫相進メ居リ候折柄今回貴社ニ於テモ右國勢調査ニ關スルフイルム御創作ノ上貴社通俗教育活動寫眞隊ヲシテ全國各地ヲ巡回映寫セシメラレ社會公衆ニ此ノ意義アル事業ヲ宣傳シ以テ其ノ完成ニ直接御援助被下候御計畫ニ對シ滿腔ノ敬意ヲ表シ候就テハ此際當局ヨリモ各府縣廳ニ對シ貴社御厚意ヲ通達シ右御開催ノ場合ニハ十分ノ御便宜相計リ候樣可致候折角爲邦家御後援相成度右得貴意候　敬具

「國勢調査」宣傳
活動寫眞開催に關する要領

一、會場は公會堂、學校又は劇場等を最も適當と存候

一、映寫用の電力は百ボルト、三十五アンペヤ御用意相度候成

一、入場者は可成戸主にして國勢調査に直接關係を有するものに限り度尚入場人員は入場券を發行し之れを御整理相成度候

一、開會の順序は隨行の本社員に於て「國勢調査」の意義に付一場の講演を爲し然る後別紙筋書のフヰルム映寫可致候へ共此の間に於て縣當局者の「國勢調査」に關する講話希望仕候

一、隊員一行の旅費宿泊料等は一切本社に於て負擔可致候へ共會場の借入料及電力料は貴方に於て御負擔相願申候

一、開催期日は大體別紙の如く相定め居り候然し多少の變更は免がれざるべしと存し候期日確定の上は直ちに之れを本紙上に發表し一般に告知可致候間特に吊ひら等の御製作には及ばざるべしと存候

大要前記要領の下に開催致度候至急御協議の上御諾否共來る二十日迄に御回示相願度尚右開催の狀況に付ては國勢調査局の依賴に依り其都度同局へ報告可致候併せて御含み被下度候

大正九年七月

大阪毎日新聞社

大阪毎日新聞

通俗教育活動寫眞映畫筋書

「國勢調査」

國勢調査を爲さゞる錯雜せる國家社會は

生活不安、經濟界恐慌、衞生不備、交通不便、貿易不振、敎育不備

なるも國勢の調査を爲せる國家社會は正確なる統計を基礎とし國家、社會の諸施設を爲すを以て

國民の生活安定、軍備完全、交通至便、經濟界順調、敎育旺盛、貿易殷賑、國運隆盛

なる事を漫畫にて示しそれに次で國勢調査表に記入すべき事項及國勢調査は國家の調査で個人の調査にあらざる事

を撮影したるものなり

大阪毎日新聞

通俗教育 活動寫眞映畫筋書

民力涵養「勤勞鼓吹の巻」

帝國憲法第二十一條「日本臣民は法律の定むる處に從ひ納稅の義務を有す」の文字を冒頭に映寫す此の意味は國民に對し働けと云ふ國家の命令なり、働かずして所得を得る能はず、大に働き、大に所得を收め、初めて生活の安定を得而して國家の命令を奉じ半面自己の國民的地位を安固にし國家存在の根底を堅實にするものなる事を脚色したるもの要は勤勞は國家に對する忠節なりと云ふ教訓ものなり

大阪毎日新聞

通俗教育活動寫眞映畫筋書

「公民の育成」

農閑期冬期に於て京都府主催の下に同府伏見郡高津村八幡宮境内に於て開催せる同郡内の各町村より三名宛の模範青年を集め公民の育成を爲せる實況及東京府南多摩郡青年會の活動狀態（租稅の愛納整理）等を撮影したるものにして青年の指導上最も有益なるものなり

「國勢調査」宣傳

活動寫眞開催日割

第一班

八月一日　山口縣下關市
同二日　福岡縣門司市
同三日　同縣小倉市
同四日　同縣戸畑町
同五日　同縣八幡市
同六日　同縣若松市
同七日　同縣中津町
同八日　同縣後藤寺町
同九日　同縣直方町
同十日　同縣飯塚町
同十一日　同縣福岡市
同十二日　同縣久留米市
同十三日　同縣大牟田市
休日（旅行）
同十四日　同縣佐賀縣佐賀市
同十五日　同縣唐津町
同十六日　同縣伊萬里町
同十七日　同縣長崎縣佐世保市
同十八日　同縣長崎市
同十九日　同縣島原町
同二十日　同縣熊本縣熊本市
同廿一日　同縣八代町
同廿二日　同縣人吉町
同廿三日　同縣鹿兒島縣鹿兒島市
同廿四日　同縣都城町
同廿五日　同縣宮崎縣宮崎町
同廿六日　同縣延岡町
同廿七日　休日（旅行）
同廿八日　同縣大分縣別府町
同廿九日　同縣大分市
同三十日　休日（旅行）
同卅一日　愛媛縣宇和島町
九月一日　同縣岩國町
同二日　山口縣防府町
同三日　同縣山口町
同四日　同縣宇部町
同五日　同縣新川町
同六日　廣島縣尾道市
同七日　同縣今治市
同九日　休日（旅行）
同十日　德島縣德島市
同十一日　同縣池田町
同十二日　香川縣高松市
同十四日　同縣丸龜市
同十五日　同縣善通寺町
同十六日　休日（旅行）
同十七日　德島縣池田町
同十八日　同縣撫養町
同廿日　兵庫縣明石市
同廿一日　同縣加古川町
同廿二日　同縣姬路市

第二班

七月十七日　大阪府堺市
同十八日　同縣岸和田町
同十九日　同縣枚方町
同二十日　同縣茨木町
同廿一日　同縣池田町
同廿二日　同縣大阪市
同廿三日　同縣中津町
同廿四日　同縣京都府京都市
同廿五日　同縣神戸市
同廿六日　同縣兵庫縣神戸市
同廿七日　同縣西の宮町
同廿八日　同縣尼崎市
休日（旅養）
同廿九日　和歌山縣和歌山市
八月一日　同縣黑江町
同二日　同縣粉河町
同三日　同縣橋本町
同四日　同縣上野町
同五日　三重縣名張町
同六日　同縣龜山町
同七日　同縣松阪町
同八日　同縣羽島町
同九日　同縣宇治山田市
休日（旅行）
同十日　三重縣津市
同十一日　同縣四日市
同十二日　同縣桑名町
同十三日　同縣熱田町
同十四日　愛知縣豐橋市
同十五日　同縣岡崎市
同十六日　同縣半田町
同十七日　同縣一の宮町
同十八日　同縣瀨戸町
九月一日　岐阜縣中津川町
同二日　休日（旅行）
同三日　岐阜縣多治見町
同四日　同縣加納町
同五日　同縣美濃町
同六日　同縣笠松町
同七日　同縣大垣町
同九日　福井縣小濱町
同十日　同縣敦賀町
同十一日　滋賀縣長濱町
休日（旅行）
同十二日　同縣彥根町
同十三日　同縣八幡町
同十四日　同縣大津町
同十五日　同縣草津町
同十六日　同縣大津市
同十七日　同縣木津町
同十八日　京都府伏見町
同十九日　同縣龜岡町
同二十日　同縣綾部町
同廿一日　休日
同廿二日　京都府舞鶴町
同廿三日　同縣新舞鶴町
同廿四日　兵庫縣豐岡町
同廿五日　同縣福知山町
同廿六日　鳥取縣鳥取市
同廿七日　同縣倉吉町
同廿八日　同縣米子町
同廿九日　島根縣松江市
以上

大正九年七月

大阪毎日新聞社

[illegible]

東京市本郷湯島天神町三ノ一
銀光堂出版部
振替東京四八八五二番

國勢調査に就て全國町村各位に急告

謹啓　貴地町村益々御繁榮の段慶賀此事に存候
却説早速ながら本年十月一日午前零時を以て擧行せらるゝ日本未曾有の國家的大事業たる國勢調査に關しては既に貴町村に於かせられても充分なる御用意の下に著々御準備中とは存候へ共何分開闢以來の事とて調査員全部に亘つて充分なる意義の徹底の程も如何かと案ぜらるゝ点も有らせらるゝ事と拝察致し即ち一は國家のため一は我々出版業者たるの職責を重んじ今回別記『國勢調査について』なる一書を刊行致し聊さか此壯擧實行の一助たらしめんと存候次第別項御熟讀の上御注文相成度特に多數の御注文に對しては別記の如く特別割引致居り候に付き此際續々御下命相成度伏して奉懇願候也

追而本堂は別記「本書の由來」に明記の如く絶体嚴正なる態度を以て起稿せるものにして然も從來此種の書に落入り易き無味乾燥の弊を避け力めて平易暢達の筆致を以て著せるものに有之一讀國勢調査の内容性質を知悉せしむるに余りありと確信致し居り候間御愛讀の程重ねて御願申上候也

東京市本郷區湯島天神町三ノ一
圖書出版　銀光堂書店
振替京東四八

◆御注文案内

一、御希望の冊數に御記名調印の上御申込置きありたし
二、出來期日　本年七月十五日（期日嚴守）
三、發送方法　出來次第御申込順ニ依リ送本

1922

國民の義務
萬民必讀

國勢調査について

東京府會議員　松井錦橘氏
法學士　安江公平氏　序
林　茂淳氏著

◆記事正確◆

本書の由來

本書は多年國勢調査に深き趣味を有ち研究したる著者が最近小石川區に於て調査員等に對し講演せる稿本に基づき更に增補訂正を加へたものなり

◆統計嚴正◆

内容概目

◉國勢調査をする理由
◉國勢調査の歴史
◉世界に於ける國勢調査の有樣
◉駿河甲斐に於ける人別調の話
◉國勢調査御發布の來歴
◉本年國勢調査を行ふ理由
◉國勢調査の目的及利益
◉申告事項雜事
◎申告義務者ノ注意スベキ事
◉調査員ノ注意スベキ事
◉申告用紙の話
◉其他百卅餘項

四六版美本
一部稅共五拾五錢
十部同　四圓五拾錢
卅部以上同　拾貳圓卒錢
卒部同　拾九圓
百部同　參拾五圓

▲本文總振りがな付平易明快然も頗ぶる興味あり一讀何人にも了解▼

此際全國卅萬の調査員各位は勿論地方青年會各學校團体等の急讀を切望す一時に多數註文は特に別記の如く割引す

石川縣

金澤市役所御中

臨時國勢調査局

送付券

大正九年七月八日

臨時國勢調査局

石川縣金澤市郡役所御中

品名	送付數量	備考
國勢調査申告書用紙	五〇、九〇〇 枚	箱數 個
照査表用紙	三、六一六 仝	
國勢調査員必携	六七八 部	
申告書記入例解説	六七八 枚	
郡要計表用紙	仝	
市町村要計表用紙	一〇〇 仝	

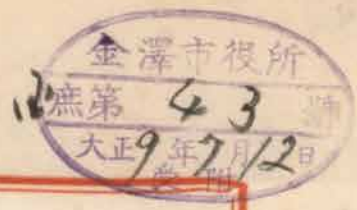

乙一〇二號

大正九年七月八日

臨時國勢調査局

石川縣金澤市役所

御中

通牒

國勢調査申告書其ノ他調査用印刷物別紙送付券ノ通リ及送付候條御査收ノ上ハ送付券ニ捺印ノ上折返御回送有之度

追テ容器ハ申告書、照査表、集計表進達ノ際再用相成候ハヾ好都合ト存候間荷解ノ際御注意相成度尚容器表面ノ國勢調査記號ハ鐵道省ニ於テ運送取扱ニ注意セラルル印章ニ付其儘存置御使用相成候樣致度

臨時國勢調査局

着貨運賃諸掛計算表

（丙）第 12 号　　月 12 日

原発

荷送人　一納組　殿

右貨物ニ對ス　大正　年　月　日

内國運輸株式會社　金澤支店

荷受人　殿

合計金

貨運		
掛諸發原		
貨運替立		
金代品		
賃運		
運掛		
配達料		
手數料		
保管料		
管保道鐵		
立替金		
手數料		
通關		
通關		
合計		

記途上ニ關シ不行屆ノ點モ有之候ハヽ下巻館頭税売掛ヶ以テ御報告願上候

個　殿

金澤市役所

98-3512

係	着到	配達人

（第二號）

（三）

調印　領収証

二付其當時御申出相成度尚又面ノ通御參照御査閲被下度ハヽ後日ニ至リ相違ノ點有之候ハヽ速ニ御申出相成度尚又面ノ通御參照御査閲被下度ハヽ後日ニ至リ相違ノ點有之候ハヽ速ニ御申出相成度

檢査員

金澤市役所

御中

石川縣

石川縣廳用

發統第一六八號
大正九年七月二十日
石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査員辭令書及徽章ヲ送付ス仍テ通牒
國勢調査員辭令書及徽章別紙仕譯書ノ通
本日鐵道便ヲ以テ及送附候條御査收
町村ニ配布相成度候也
追而右ハ周到ナル注意ヲ以テ取扱ヒ万一損
傷スルカ如キコトナキヲ期セラレ度候尚受領
書折返シ提出相成度候

金澤市

辞令	校数	徽章数
正員	練備員	計
三八七	九二	四七九
		四七九

（集計用紙乙號）

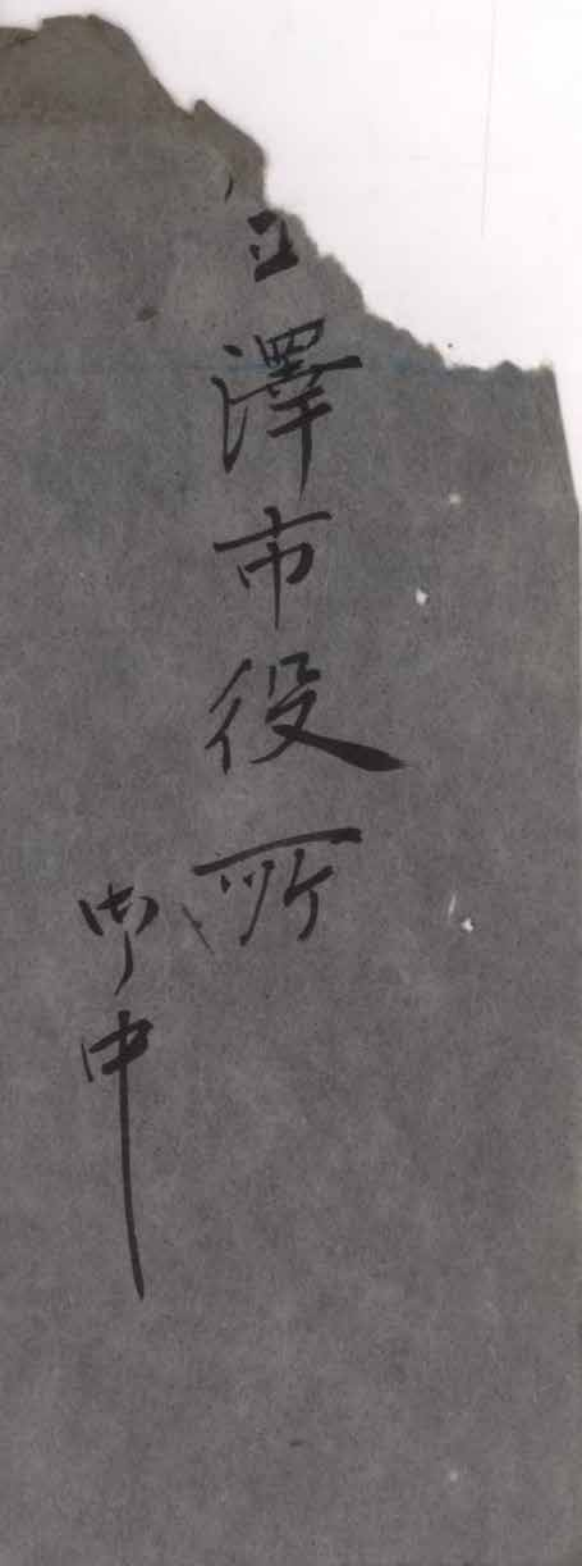
藤沢市役所
中

石川縣

石川縣廳用

収第一二七号
大正九年七月十六日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

申告書記入方疑解答追加ノ件

今般標記ノ件ニ関シ其筋ヨリ第三回追加別紙ノ通有之候条御了知相成度此也

（別紙ハ本局通牒ヲ以テ写ニ代ユ）

供覧
七月廿一日
市長助役出任

金澤市役所
庶第四九七号
大正九年七月二十一日
受附

別紙

申告書記入ノ注意質疑解答第三追加

問　世帯ニ於ケル地位

長男ノ次男三男等ノ續柄ハ戸籍ノ順位（一死亡者ヲモ計入スルモノ）ニ依ルヘキヤ又現在生存者ノ順位ニ依ルヘキヤ

答　若シ現在生存者ノ順位ニ依ルトセハ他ノ緣組セラレ除籍者ヲモ計算ニ入ルヘキ否ヤ

長男次男三男等ノ順序ハ実際出生ノ順ニ依ルヘキモノニシテ除籍者ハ控除スルヲ要セス

問　職業及職業上ノ地位

答　等シク無業ノ家族ニ対スル数人ニシテ他人ノ扶養ヲ受ケル者ハ之ヲ記入スルモノハ之ヲ記入セス（二二問答）自己ノ收入アルモノハ之ヲ記入スル（五四問答）ハ調査上彼此混乱スルノ嫌アルニ付質疑解答ニ依リ其扶養者ノ職業ハ記入スル要ナシ

問　世帯ノ一員ニシテ他ヨリ扶助ヲ受ケル者ニシテ又五四問ハ職業ナシトセラレタル者ハ其收入ノ種類ノ記入ヲ要スルヤ

答　收入アル者ハ其收入ノ種類ノ記入ヲ要スルモ其ノ意ハ如何ニ職業上ノ地位ヲ記入スルヲ要スルモノニシテ又五四問ハ職業ナシトセラレタル者ハ其收入ノ種類ノ記入ヲ要スルヤ

問　養鶏手傳、會社監査役、學校教授嘱託等ノ如キハ職業上何ノ名称ヲ記入スヘキ程度ニ至ラサル場

問　合業ハ内職ト認メ記入差支ナキヤ（此場合ハ形式上凡ソ本業ナルヲ副業アルカト云フ）

答　差支ナシ

問　雑

照査表記入例第二欄ニ小字名記入アルモ大字毎ニ地番帰ノ附スルモノハ小字名ノ略ニ差支ナキヤ

答　差支ナシ

石川郡

金沢市役所

至急

東京市京橋區山城町六番地
東京統計協會

拝啓國勢調査趣旨宣傳講演之件ニ付専門講師派遣御希望之有無ニ御照會申上候處右講師ニ屬する往復旅費滞在費等は一切本會に於て負擔可致豫定ニ有之候条御希望に候はゞ其日時及場所至急御回示相成度此段得貴意候　敬具

大正九年七月二十日

東京市京橋區山城町六番地
東京統計協會
會長　阪谷芳郎

金澤市役所　御中

縣會議員選擧投票數調

昭和五月

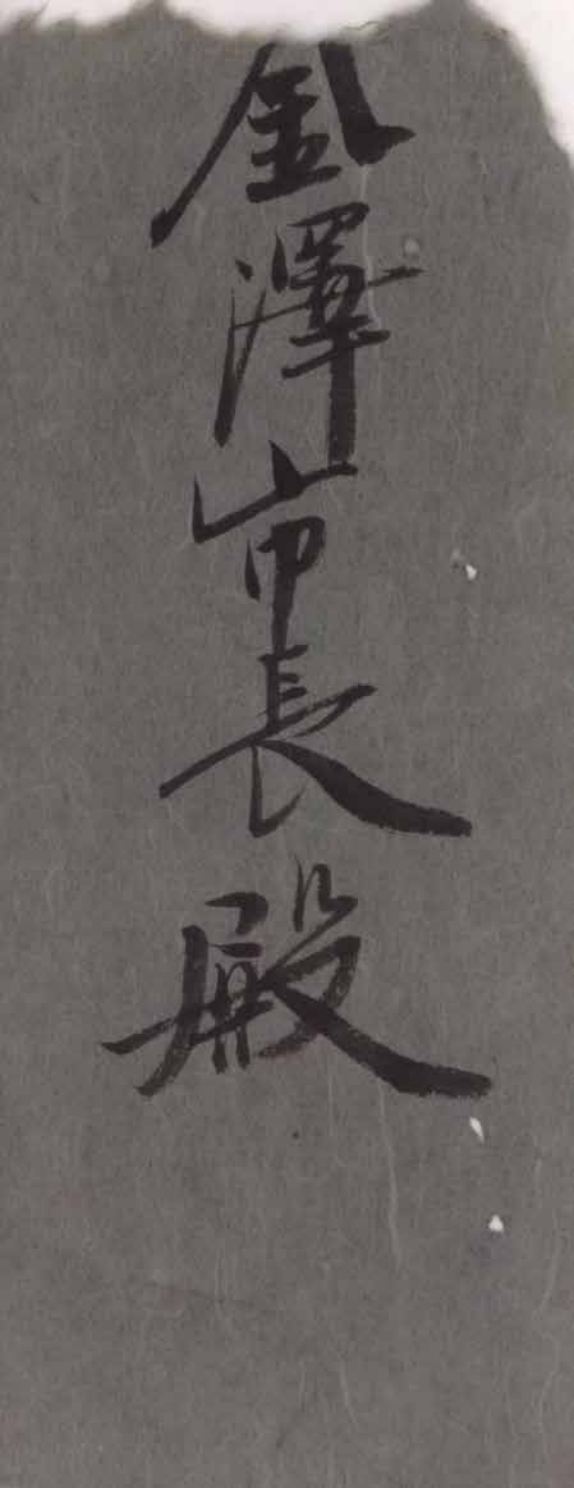
釧澤市長殿

石川縣

石川縣廳用

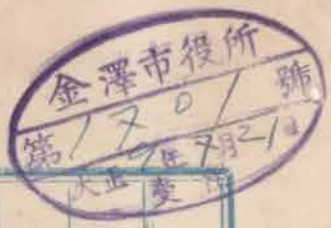

參考ノ爲

金澤市役所御中

石川縣

石川

金澤市久保町
[illegible]

大正　年　月　日

東京市日本橋區兜町二番地

東京印刷株式會社

電話浪花　二〇〇番　二〇二番
二〇一番　二〇三番
振替口座　七九六三番
發信略號　イ　ン

謹啓陳者國勢調査宣傳用ポスター紙は今回國勢調査局の御指命に依り弊社に於て調製罷在候就ては貴廳に於かせられても御準備被遊候御事と存候に付其調製方御下命被成下度奉願上候但し總ての點に十分注意を拂ひ製造可仕候此段得貴意度如此御座候　敬具

御申込ノ切期限八月二十日

追て代金は天地金具付一枚に付拾貳錢五厘金具なし七錢五厘御注文の節は左の御區別願上候

十月一日　天地金具付　何枚
　　金具なし　何枚

旅行する人　天地金具付　何枚
　　金具なし　何枚

大正九年七月十六日

東京市日本橋區兜町二番地

東京印刷株式會社

臨時國勢調査部御中

供覽

為御參考

能美郡ノ內

羽咋郡ノ內

石川縣

金澤市役所 第1350 大正9年9月16日

七月十九日 市長 供覧

至急

收統第六〇五號
大正九年七月十六日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査用印刷物使用方件通牒

今般臨時國勢調査ニ關シ別紙ノ通リ國勢調査用印刷物使用方ニ付相成ル丈國勢調査局ヨリ直接貴市ヘ送附スルノ筋ヨリ左記ノ通リ指定有之候條可然御取計相成度候也

記

一、照査表用紙ハ調査区ニ於テ調査員ニ交付スルノ際調査用印刷物使用方ニ關シ習熟セシムル爲メ調査員ヲシテ練習セシメラルル樣取計ハレ度事

一、國勢調査員心得及解說ハ各調査員ヲシテ通讀セシムル樣取計ハレ度事

一、國勢調査申告書用紙ハ別途發送ノ豫定ニ付若干ノ不足ヲ生ズルヤモ知レザルニ付實際調査ニ使用スベキ分ヲ先ヅ送付セラレ度事

石川縣

金澤市役所 廳第47號 大正9年9月17日 收附

石川縣臨時國勢調査部長之印

第　號

發議	大正九年七月三日	主任	係主任
決議	大正　年　月　日	課長	
		係長	
		僚	

市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚

臨時土木調查主事補ヲ命ス

石川縣金澤市役所

臨時土木調查主事補ヲ命ス

土木調查主事補ヲ命ス

第一案

金澤市議會國勢調査諮詢ニ關スル件左ノ通改正ス

大正九年八月一日

金澤市長 鈴尾次郎三

第四条ニ左ノ一項ヲ加フ

市長ハ必要ニ依リ第一項ノ係員ノ外各調査区ニ事務擔當員ヲ置クコトヲ得

石川縣金澤市役所

松本訪

金澤市臨時國勢調査課設置規程中左ノ通改正ス

大正九年八月一日

金澤市長　飯尾次郎三郎

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

市長ハ必要ニ依リ第一項ノ係員ノ外各調査區ニ事務擔當員ヲ置クコトヲ得

第　　號

發議	大正八年七月卅一日	主任	課長	係長	係主任
決議	大正　年　月　日	務	係長	僚	僚

市長

助役

合議

課名	課長	係長	名	課長	係長	僚

回報調書ノ件

石川縣金澤市役所

左ノ者ニ於テハ其ノ成業ヲ認ム

調書訓練生ニ關スル件

左ノ者ニ於テハ其ノ成業ヲ認ム

記

（國勢調査ニ關シ）

（成業ヲ認メ）

（中止ノ件）

來ル九日午前九時

本會回報調査員本會市役所ニ

出頭セシムヘシ

右命ス

市長

廃
廃
廃
廃
廃
廃

乗ノ二

石川縣金澤市役所

| | | |

金澤市役所

勞働調査係

東京市京橋區北紺屋町一番地

第一回國勢調査委員會

電話京橋一、四一一番
振替口座東京五三一六五番

大正九年　月　日

秘

拝啓 本月六日開催時局国勢調査委員会決議事項大部之
儀ニ付御懇篤ナル御指導ニ預リ厚ク御礼申上候
扨テ今回ノ国勢調査ニ関シテハ別紙ノ通リ御協議ヲ要シ候ニ付
テハ来ル廿日午後一時ヨリ当庁ニ於テ委員会ヲ開催致度候間
御繰合ノ上御出席相煩度此段及御通知候
敬具

追テ本状御回答ハ八月五日迄ニ御一報之儀ト御配慮相煩度候
尚委員ニ対シ別紙ノ通リ御通知ヲ煩シ度候
御書留ニ付不悪

秘

昭和拾五年八月十二日

国勢調査委員会
幹事 国勢調査係長殿

秘

臨時國勢調査局調査課長、國勢院第一部審査課長、臨時國勢調査局統計官、兼國勢院統計官 二階堂保則講述

國勢調査總覽

各府縣廳、郡役所、市町村役場及ビ國勢調査員各位ニ限リ 特價金一圓二十錢トス

國勢調査解說、國勢調査關係法規、國勢院質疑解答

本書ハ第一回國勢調査ヲ完全且ツ容易ニ實現セシムル爲メ國勢院内事實上ノ權力者タル二階堂保則氏ガ心血ヲ注ギテ講述セラレタルモノニシテ

一、第一回國勢調査ハ何ンノ爲ニ調ベルカ、何ヲ調ベルカ、何時調ベルカ、何ウシテ調ベルカ、手帶間的並ニ實際的ニ一々理由事例ヲ附シテ詳密親切ニ說明シ且ツ其ノ講述ハ言文一致ナルヲ以テ何人モ直チニ其ノ眞髓ヲ會得スル事ヲ得

二、第一回國勢調査施行ニ際シ國勢調査申告書記入方及ビ國勢調査方法其他ニ關シ七月七日迄ニ全國各府縣廳ヨリ質疑セシモノ無慮數百件ニ及ベルガ國勢院ハ一々之ニ對シテ懇篤ナル解答ヲ與ヘタリ、本書ハ國勢院ノ許諾ヲ得テ其質疑解答ノ全文ヲ掲載ス

三、國勢院ノ指敎ヲ乞ヒ第一回國勢調査ニ關スル法律、法令、細則、規程、樣式、事務一覽、取扱方、其他一切ヲ秩序正シク晃易キ樣ニ掲載ス

以上ノ特色ヲ有スルガ故ニ、第一回國勢調査ニ干與セラル、各府縣廳、郡役所、市町村役場及ビ國勢調査員各位ニハ必携ヲ要スル絕好無二ノ師友ナリ

國勢調査總覽ノ内容

一、國勢調査解說

序論
國勢調査ト何ソヤ
人口調査ト何ソヤ
統計學ニ於ケル人口調査ト何ニ關スルカ
國勢調査ト種種ノ人口調査ト何ニ關スルカ
國勢調査ノ概念ヲ得ルカ爲ノ要ス

國勢調査ノ必要ナル所以
國勢調査ノ何故ニ行フカ
施政ノ基礎ヲ得ンカ爲ニ
古來著者竪相朝ニ立テル先ヅ人口ヲ調査ス
何故ニ從來ノ人口調査ハ不完全ナルカ
統計ノ調査方法ニ二アリ
戸籍謄本調査ノ得失ノ標準ト正シキ場合ニ於テノミ正シ
日本ノ戸籍ヤ何故ノ標準ノ實際上無要ナル時ハ於ケル主張ニモ關ナルヲ見ス
大正七年末調査ノ結果ヲ見ルニ今ヤ世界ノ強國ノ地位ニ主位ヲ占メ、國勢調査ノ必要迫レリ

國勢調査施行ノ時
何故ニ大正九年十月一日ニ之ヲ行フカ
統計ノ比較ヲ生命トス
世紀センサス運動ノ濫觴
本年ハ西曆千九百二十年ニ當ル
我カ紀元ニ二千五百八十年ナリ
市町村事務ノ擴張劇ナラサル時
國勢員ノ行動ノ便利ナラサル時
人口ノ移動少キ時
十月一日ハ年ノ四分ノ三ヲ經過シタル時ナリ
午前零時ノ現在ニ依リテハ何カ
夜半ニ調査スルモノニアラス

世帶
統計ノ多數物現象ノ調法誘導
多數物ノ集積
單位ノ集積
適法ノ關係トノ關係ノ整理ニ關スル
單位關係ヲ整理セルモノハ統計ノ價値低シ
總テノ統計調査ニハ其調査單位ヲ定ムヘシ
國勢調査ノ單位ヲ以テ調査單位トス
世帶トハ何ソヤ
世帶ハ社會的關係ノ最小ナルモノ
生物ノ細胞ノ如シ
世帶ハ社會ノ細胞
世帶ノ住居ト家計トニ依リテ區別ス
一家族内ニ住居世帶ト雖世帶ト存ス

船舶ニ於ケル世帶
軍事義務者
昔ノ國勢調査ト今ノ國勢調査
自計主義ト他計主義
今ノ國勢調査ハ國民自ラ自ラヲ計査ス
申告義務者ハ調査單位タル世帶ノ代表者
國勢調査ニハ國民ノ誠意アル協力ヲ要ス
誠意アル協力ハ國政ニ干與スルヨリ重キ申告義務ヲ有スル世帶主ニ於ケル場合
增減世帶ノ申告義務者
合宿所ノ場合

記入ノ範圍
人口ニ三種アリ
現在人口ハ調査對象ト
殷鑑ナキ期スルカ爲ニハ偶々屋外ニ在リタル者
世帶ヲ去リタル者
旅行者ニ對スル例外
旅行者ニ對スル例外ハ其ニ施行細則第九條ニ依ル申出

調査事項
調査事項ノ設定ハ最モ重大ナリ
各國ノ必ス調査スル五事項
我カ第一回國勢調査ハ以上ノ八事項
世紀センサス運動ノ必要トセルハ尚ホ四事項アリ
我カ調査事項ニ之ヲ加ヘタリ
調査ノ根據ト標準
二、本邦ニハ調査ノ必要ナキモノアリ
三、學術的調査ハ不能ナルモノアリ
四、國民ノ感情ヲ害スルカ如キモノアリ

各事項ニ就テ
(一)氏名
氏名ハ何ノ爲ニ調査スルカ
氏名ハ何ヲ記入スルカ
氏名ハ一定ノ順序ニ記入スルヲ要ス
其順序ヲ定メタル所以ハ何カ
(二)世帶ニ於ケル地位
世帶ニ於ケル地位トハ何カ
之ヲ調査スル目的
世帶ノ構成ヲ觀察スルニ區分
(三)男女ノ別
其記載方

(四)年齡
年齡ハ何ノ爲ニ調査スルカ
年齡ハ何ヲ記入スルカ
年齡ハ何ヲ以テ計算スルカ
年齡ハ滿年齡ヲ以テ計算ス
滿年齡ハ滿何年何月何日ニ生レタルカヲ知ルヲ要

八金日各市、区役所、市立
東京都役所
八王子市
京都
大阪
堺
横浜
神戸
姫路
長崎
佐世保
鹿児島
熊本
高田
高崎
岩槻
水戸
宇都宮
奈良
洋
四日市
宮古
名古屋
豊橋

松山市
出山
広島
呉
呉通
福山
和歌山
徳島
高松
丸亀
松山
高知
福岡
久留米
別府
小倉
若松
八幡
大牟田
大分
佐賀
熊本
大阪東通

（七月一日より定休日迄）
教育八王子迄
郡
教
札幌
函館
室蘭
東京、横浜
神田
日本橋
京橋
芝
赤坂
四谷
牛込
市ヶ谷
小石川
本郷
下谷
浅草
本所
深川
大阪西
北
東
南
京都上京
中京
下京
東
西
中
南
高市

第　號

發議	大正九年八月廿日	主務課長	係主任
決議	大正　年　月　日	係長	
		僚	

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	名	僚

石川縣金澤市役所

昭和　年　月　日　調査員服務ニ関スル訓令

第　項

第一条　各世帯ニ就キ準備調査ヲ行ヒ又ハ世帯票ニ記入スル事項ヲ調査シ世帯票ヲ整理ス

第二条　匿査表ヲ整理シ市長ニ提出ス

第三条　市長ヨリ匿査表及申告書用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ各世帯ニ配付スルト共ニ世帯ノ異動ノ調査ヲ為シ世帯番号札ヲ貼付シ又ハ取去ルヘキ匿査表ノ抹消並記入ヲ為ス

第四条　午前何時ヨリ午後何時マテノ間ニ各世帯ニ就キ申告書ヲ蒐集スヘシ

第五条　世帯ノ異動ヲ調査シ世帯番号札ヲ貼付シ又ハ取去ルヘキ匿査表ノ抹消並記入ヲ為ス

第六条　新ニ発見セラレタル世帯ニハ申告書ヲ蒐集シ且ツ其ノ申告書ヲ用紙ト交付スヘシ

第七条　各世帯ニ就キ申告書ヲ蒐集シ且ツ其ノ申告書ノ完全ナルヤヲ検査ス

石川縣金澤市役所

500.

仝	三	申告書ノ帳面檢査ヲ行フ	
仝	四	檢査表	申告書ノ帳面檢査ヲ行フ
仝	五日	申告書ノ帳面檢査ヲ行フ	
仝	四	檢査表等ヲ作製ス	
		申告書、檢査表及檢査表等ヲ愼重ス	
仝	廿日	申告書、檢査表、檢査表等及淨書原書等ヲ市長ニ提出ス	
仝	廿五日	市長ヨリ納稅ノ告知アリ	

石川縣金澤市役所

松本納

國勢調査員服務ニ關スル期間及期日

月日	事項
九月二十一日	各世帶ニ就キ準備調査ヲ行ヒ世帶番號札ヲ貼付ス
同　二十三日	照査表ヲ整理ス
同　二十四日	午前十時迄ニ照査表ヲ市長ニ提示ス
同　二十七日	市長ヨリ照査表及申告書用紙ノ交付ヲ受ク
同　二十八日	各世帶ニ就キ申告書用紙ヲ配付ス　世帶ノ異動ヲ調査シ其異動ノ世帶ニ對シ世帶番號札ヲ貼付シ又ハ取去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス
十月　一日	午前八時ヨリ各世帶ニ就キ申告書ヲ蒐集ス　世帶ノ異動ヲ調査シ新ニ發見シタル世帶ニハ世帶番號札ヲ貼付シ他ニ移轉シタル世帶アルトキハ之ヲ取去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス　新ニ發見シタル世帶ニハ申告書用紙ヲ交付シ直ニ其ノ申告書ヲ蒐集ス　各世帶ニ就キ申告書ノ第一回檢査ヲ行フ
同　二日	申告書ノ第二回檢査ヲ行フ　照査表ニ申告書ノ通シ番號及ビ申告書枚數、人員實數ヲ記入ス
同　三日	申告書ノ第三回檢査ヲ行フ
同　四日	照査表寫ヲ作製ス　申告書、照査表及照査表寫ヲ整理ス
同　五日	申告書、照査表、照査表寫及淨寫濟原書等ヲ市長ニ提出ス
同　六日以後	市長ヨリ質問アルトキ應答ス

金澤市告示第五拾六號

本市國勢調査區ノ番號區域及各區擔當國勢調査員ノ氏名竝豫備國勢調査員ノ氏名左ノ通リ

大正九年八月一日

金澤市長　飯尾次郎三郎

舊第一聯區

調査區番號	區域	調査員氏名
第一區調査區	有松町本道ヲ界トシ北側全部 泉新町同西側全部	橋爪與一郎
第二區調査區	有松町同南側全部 泉新町同東側全部	居村喜一郎
第三區調査區	泉町本道ヲ界トシ西側全部	米永與一郎
第四區調査區	泉町同東側全部	平澤彌三郎
第五區調査區	芦中町一圓	指江長太郎
第六區調査區	野町六丁目一圓	大橋榮次郎
第七區調査區	野町五丁目一圓	金戸七兵衛

第八區調査區	野町三丁目本道ヨリ西側全部 野町四丁目一圓	田中吉三郎
第九區調査區	野町三丁目東側全部 野町二丁目一圓	不島次三郎
第十區調査區	野町一丁目一圓	島本安三郎
第十一區調査區	石坂角場四番丁、同五番丁、同六番丁、同七番丁、同八番丁、同九番丁、同十番丁、同十一番丁、同十二番丁一圓	額藤次郎
第十二區調査區	下小柳町一圓、石坂角場三番丁一圓 石坂角場二番丁道路ヲ界トシ南側全部	山崎勇之助
第十三區調査區	石坂角場二番丁道路ヲ界トシ北側全部 石坂角場二番丁一圓	白石善太郎
第十四區調査區	石坂與力町一圓 上小柳町一圓	塚清太郎
第十五區調査區	本馬町一圓	水野玄太郎
第十六區調査區	南石坂町一圓	奥泉菊次郎

第十七區調査區	助九郎町玉初前道ヨリ野町ノ方全部 石坂町廣道ヨリ西廓側事務所並同所ヨリ川岸ニ至ル西側全部	飯田作	
第十八區調査區	石坂町廣道ヨリ西廓事務所側並同所ヨリ川岸ニ至ル西側ヲ除ク外全部	指江市三郎	
第十九區調査區	助九郎町玉初角ヨリ北ノ方全部	永見榮太郎	
第二十區調査區	石坂川岸一ノ小路一圓 石坂川岸二ノ小路一圓	坂井榮太郎	
第二十一區調査區	石坂川岸町一圓 北石坂新町一圓	格内喜太郎	
第二十二區調査區	白菊町元劇場通ヲ界トシ裏千日町ノ方ヲ除ク全部 裏五十人町一圓	山田定吉	
第二十三區調査區	白菊町元劇場通ヲ界トシ裏千日町ノ方全部 五十人町一圓	東六三郎	
第二十四區調査區	裏千日町一圓	土方益三郎	
第二十五區調査區	北石坂町一圓	野口晋作	

第二十六區調査區	西側町一圓 千日町新橋通ヨリ下犀川ノ方全部	平澤彌三郎	
第二十七區調査區	千日町新橋通ヨリ下白菊町ノ方全部	山本常次	
第二十八區調査區	千日町新橋通ヨリ上野町ノ方全部	河島六喜	
第二十九區調査區	蛤坂町（野田寺町五丁目ヨリ北犀川縁ヲ除ク）	高島喜兵衛	
第三十區調査區	蛤坂町野田寺町五丁目ヨリ北犀川縁全部 蛤坂新道一圓	二木二三郎	
第三十一區調査區	野田寺町五丁目一圓	鍔太三郎	
第三十二區調査區	野田寺町四丁目（東側三丁目界ヨリ妙典寺迄ヲ除ク）	守田勝太郎	
第三十三區調査區	野田寺町四丁目東側三丁目界ヨリ妙典寺迄全部、上石伐町一圓、下石伐町一圓	澤原源太郎	
第三十四區調査區	野田寺町三丁目（東側一番地ヨリ二十九番地迄ヲ除ク）全部	山中一兵	

第三十五區調査區	野田寺町三丁目東側六番地ヨリ下二十九番地迄、櫻畠九番丁一圓、同十番丁一圓	淺野源次郎
第三十六區調査區	野田寺町三丁目東側一番地ヨリ五番地迄櫻畠四番丁、同五番丁、同六番丁、同七番丁、同八番丁一圓	川村外次郎
第三十七區調査區	野田寺町二丁目一圓櫻畠一番丁、同二番丁、同三番丁一圓	藤澤好道
第三十八區調査區	野田寺町一丁目本道ヲ界トシ東側全部長良町、仙人町一圓	太田武次
第三十九區調査區	野田寺町一丁目本道ヲ界トシ西側全部	小松乙次郎
第四十區調査區	櫻木一ノ小路、同二ノ小路、同三ノ小路、同四ノ小路、同五ノ小路、同六ノ小路一圓	曾谷榮次郎
第四十一區調査區	櫻木七ノ小路、同八ノ小路、同九ノ小路、同十ノ小路一圓	勝田庄次郎
第四十二區調査區	茶畠一ノ小路、同二ノ小路、堀込町一圓笹下町二ノ小路二十八番地ヨリ四十三番地迄外櫻木病院敷全部	山森三郎
第四十三區調査區	笹下町二ノ小路一番地ヨリ十番地迄笹下町一ノ小路一圓	辻米次郎
第四十四區調査區	笹下町二ノ小路十一番地ヨリ二十七番地迄笹下町三ノ小路一圓	中重俊
第四十五區調査區	泉寺町一圓	安田順太郎
第四十六區調査區	三間道（野町男女學校界道ヨリ六斗廣見ニ至ル間ノ男學校側ヲ除ク）	山田宗太郎
第四十七區調査區	三間道（野町男女學校界道ヨリ六斗廣見ニ至ル間ノ男學校側全部六斗林弓ノ町一圓）	工藤作平
第四十八區調査區	桃畠町一圓	松田以幸
第四十九區調査區	六斗林三丁目本道ヨリ東側全部沼田町一圓	埴生孝次郎
第五十區調査區	六斗林三丁目本道ヨリ西側全部六斗林二丁目西側七十番地横道ヨリ下ノ方全部	河合治太
第五十一區調査區	六斗林二丁目（西側七十番地横道ヨリ下ノ方ヲ除ク全部）全部	松崎友吉
第五十二區調査區	六斗林一丁目一圓	額谷與三郎

第五十三區調査區

地黄煎町一圓

田中太三郎

舊第二聯區

調査區番號	區域	調査員氏名
第五十四區調査區	下富山町一圓 藤棚一圓	垣内正勝
第五十五區調査區	平野町一圓 上富山町一圓	高澤鐵五郎
第五十六區調査區	角場川岸町一圓	中村與太郎
第五十七區調査區	中野町一番丁、同二番丁、同三番丁一圓	春日倬一郎
第五十八區調査區	菊川町一圓 梅ケ枝町一圓	津田全二
第五十九區調査區	松本町一圓	寺津安治
第六十區調査區	臺所町一番丁、同二番丁、同三番丁、同四番丁、同五番丁、同六番丁、同七番丁一圓	村田宣保
第六十一區調査區	川上新町一丁目一圓 川上新町二丁目一圓	角谷儀太郎
第六十二區調査區	主馬町廣丁一圓 川上新町三丁目一圓	田邊滿一
第六十三區調査區	上主馬町一圓 中主馬町一圓	竹中廣吉
第六十四區調査區	長柄町、新長柄町、石浦新町一圓	中野知秀
第六十五區調査區	下主馬町一圓	湯淺源清
第六十六區調査區	上川除町一圓 早道町百七番地ヨリ二十九番地ニ至ル道ヲ界トシ上ノ方	鍋谷甚太郎
第六十七區調査區	早道町百七番地ヨリ二十九番地ニ至ル道ヲ界トシ下ノ方（但シ八十九番地ヨリ八十七番地ヲ經テ七十四番地ニ至ル道ヨリ中川除町ノ方ヲ除ク）	榎並忠直
第六十八區調査區	川岸町一圓	中山正心
第六十九區調査區	枝町新堅町二丁目入ル道ヨリ九十一番地前ヲ經テ八十四番地ニ至ル道ヲ界トシ上ノ方全部（但シ二十四、二十五、二十六、百十一ヲ除ク）	伊藤嘉秋

第七十	區調查區	枝町新堅町二丁目入ル道ヨリ七十九番地前ヲ經テ八十四番地ニ至ル道ヲ界トシ下全部及二十四、二十五、二十六番地	栗原隆吉
第七十一	區調查區	中川除町、櫻橋通ヨリ上全部、早道町八十九ヨリ八十七角ヲ經七十四ニ至ル道ヲ界トシ中川除町ノ方全部、枝町百十六番地	稻枝豐成
第七十二	區調查區	中川除町櫻橋通ヨリ下全部	島村虎三郎
第七十三	區調查區	杉浦町一圓	谷澤錂藏
第七十四	區調查區	十三間町池田町立丁入ル道ヨリ杉浦町ノ方全部	奥原政次郎
第七十五	區調查區	十三間町大工町通ヨリ池田町立丁入ル道迄ノ間全部	北川太一
第七十六	區調查區	大工町十五番地並八十九番地ヲ界トシ犀川ノ方全部 十三間町大工町通ヲ界トシ上傳馬町ノ方全部	行方甚次郎
第七十七	區調查區	十三間町中丁一圓	楠正道
第七十八	區調查區	片町關砂糖店小路ヲ界トシ犀川ノ方兩側全部 河原町同小路ヲ界トシ犀川ノ方片町側全部	大桑實

第七十九	區調查區	片町關砂糖店小路ヲ界トシ石浦町ノ方兩側全部	吉岡太十郎
第八十	區調查區	河原町（關砂糖店橫小路ヲ界トシ犀川ノ方）片町側ヲ除ク全部	坂野權次郎
第八十一	區調查區	大工町十六番地並ニ八十七番地橫小路ヲ界トシ堅町ノ方全部	井上松三郎
第八十二	區調查區	池田町三番丁一圓 池田町四番丁一圓	木村諭吉
第八十三	區調查區	池田町一番丁一圓 池田町二番丁一圓	喜多良
第八十四	區調查區	池田町立丁一圓 水溜町一圓	清水兼之
第八十五	區調查區	堅町本道ヲ界トシ池田町ノ側全部	松宮助之亟
第八十六	區調查區	堅町本道ヲ界トシ里見町ノ側全部	佐々木與十郎
第八十七	區調查區	里見町茜橋通北側全部、本通ノ堅町側全部及元大野屋側全部	續有節

第八十八區調査區	里見町、油車茜橋ヨリ里見町本通ヲ經テ油車ニ出テ御歩橋ニ至ル道ニ包マル、部分	横井伊佐美
第八十九區調査區	油車御歩橋ヨリ里見町小路ニ至ル間ノ里見町側ヲ除ク全部	林常吉
第九十區調査區	鱗町、山田屋小路二番丁（兩町共新竪町學校通ヲ界トシ油車ノ方全部及學校敷全部）	柳源太
第九十一區調査區	鱗町、山田屋小路二番丁兩町共新竪町學校通ヲ界トシ南ノ方全部山田屋小路一番丁一圓	川村萬次郎
第九十二區調査區	新竪町三丁目本道ヲ界トシ杉浦町ノ側全部	尾上成長
第九十三區調査區	新竪町三丁目本道ヲ界トシ鱗町ノ側全部	上田治吉
第九十四區調査區	新竪町一丁目（兩町共本道ヲ界トシ早道町ノ側新竪町二丁目）全部	河原山菊男
第九十五區調査區	新竪町一丁目（兩町共本道ヲ界トシ百姓町ノ側新竪町二丁目）全部	平松敏四郎
第九十六區調査區	百姓町慶覺寺前ヨリ二十九番地向ニテ中本多町四番丁ニ至ル道ヲ界トシ北ノ方全部	淺井安吉
第九十七區調査區	百姓町慶覺寺前ヨリ二十九番地向ニテ中本多町四番丁ニ至ル道ヲ界トシ南ノ方全部	渡邊盛次郎
第九十八區調査區	上本多町川御亭一圓	山崎忠固
第九十九區調査區	中本多町短丁、上本多町一番丁、同二番丁、中本多町欠下町、中本多町一番丁、同二番丁、同三番丁、同四番丁、手木町一圓	松田鹿三
第百區調査區	下本多町一番丁、同二番丁、同三番丁、同四番丁、同五番丁一圓	松田潤次郎
第百一區調査區	茨木町一番地ヨリ十六番地マテ及三十九番地ヨリ七十番地マテ	鶴見金十郎
第百二區調査區	茨木町一番地ヨリ十六番地マテ及三十九番地ヨリ七十番地マテヲ除ク外全部下本多町六番丁一圓	大屋秀政
第百三區調査區	上柿木畠厩橋ヨリ宮内橋ニ至ル間ノ廣坂通側ヲ除ク全部	菅原宗助
第百四區調査區	上柿木畠厩橋ヨリ宮内橋ニ至ル間ノ廣坂通側全部下柿木畠一圓	高畠文太郎
第百五區調査區	廣坂通市役所前通ヨリ縣會議事堂前迄ノ道ヲ界トシ香林坊ノ方全部（高等學校ヲ除ク）	北地武明

第百六區調査區	廣坂通市役所前通ヨリ縣會議事堂前迄ノ道ヲ界トシ公園ノ方全部
	前川龜松

舊第三聯區

調査區番號	區域	調査員氏名
第百七區調査區	下石引町、出羽一番丁、同四番丁、同五番丁、公園內一圓	酒井斌夫
第百八區調査區	二十人町二番丁、同三番丁、同四番丁、上鷹匠町、中鷹匠町二圓	辰川常太郎
第百九區調査區	上欠原町、中欠原町、下欠原町一圓	市川定吉
第百十區調査區	上笠舞町、下笠舞町、揚地町、一本松、新坂町一圓	金井佐久
第百十一區調査區	二十人町一番丁一圓 白山町波著寺通ヨリ五十二番地ニ至ル道ヲ界トシ北ノ方全部	河邊志須麿
第百十二區調査區	白山町波著寺通ヨリ五十二番地ニ至ル道ヲ界トシ南ノ方全部 山崎町	中村篤房
第百十三區調査區	上野町湯涌道ヲ界トシ犀川ノ側全部	吉岡昌太郎

第百十四區調査區	上野町湯涌道ヲ界トシ淺野川ノ側全部	與津與吉
第百十五區調査區	小立野新町本道ヲ界トシ犀川ノ方全部	中宮佐久太郎
第百十六區調査區	小立野新町本道ヲ界トシ松下町ノ方全部 松下町一圓	黒田與太郎
第百十七區調査區	下鶴間町如來寺後ノ部分 上鶴間町一圓	寶金佐一郎
第百十八區調査區	下鶴間町如來寺後ヲ除ク外全部	田上市二郎
第百十九區調査區	元鶴間町上弓ノ町、中弓ノ町、下弓ノ町、土取塲 擅木町、與力町二番丁、土取塲城端町一圓及與力町一番丁專門學校後ノ部分並ニ專門學校、監獄官舍全部	炭谷次郎吉
第百二十區調査區	金澤病院全部（與力町一番丁、同三番丁、同四番丁、三所町、上石々女木町ニ跨ル）	西田正明
第百二十一區調査區	上石引町本道ヨリ西側中石引町界ヨリ山崎町下入口迄ヲ除ク全部	片岡傳次

第百二十二區調査區	上石引町本道ヨリ西側中石引町界ヨリ山崎町下入口迄 中石引町本道ヨリ西側全部	舘谷與右衛門
第百二十三區調査區	土取塲永町、三所町、河内町一圓 但シ專門學校金澤病院敷ヲ除ク	石田直次
第百二十四區調査區	上安藤町、中安藤町、下安藤町一圓 上百々女木町金澤病院敷ヲ除ク全部	荒見多三
第百二十五區調査區	與力町四番丁及下百々女木町一圓 但シ金澤病院敷ヲ除ク 與力町一番丁金澤病院ヨリ北ノ部分	園崎明喜
第百二十六區調査區	中石引町本道ヨリ東側全部 飛梅町、大音町一圓	加藤信一智

舊第四聯區

調査區番號	區域	調査員氏名
第百二十七區調査區	天神町一丁目一圓 田町新道一圓	河村勇次郎
第百二十八區調査區	天神町二丁目一圓	市村茂孝
第百二十九區調査區	天神町三丁目一圓	入山義信
第百三十區調査區	天神町四丁目一圓	安江松太郎
第百三十一區調査區	八坂、成瀬町、木曾町一圓	村田庄四郎
第百三十二區調査區	尻垂坂通一丁目、同二丁目、小尻谷町一圓 小將町二番丁七番地	宮永玉吉
第百三十三區調査區	小將町中丁一圓 小將町三番丁一圓	堀田丈五郎

第百三十四區調査區	小將町一番丁一圓、同二番丁七番地ヲ除キ全部 並賢坂辻通大槻前溝ヲ界トシ西方全部	堀　俊明
第百三十五區調査區	賢坂辻通大槻前溝ヲ界トシ東方全部	井上　茂
第百三十六區調査區	味噌藏町上中丁一圓 同　間ノ町一圓	林　直
第百三十七區調査區	上胡桃町自二十七番地ノ一ヲ除キ全部 至四十四番地	彼島榮順
第百三十八區調査區	尻垂坂通三丁目一圓 上胡桃町二十七番地ノ一ヨリ四十四番地ニ至ル	澤田外雄
第百三十九區調査區	味噌藏町、片原町一圓 同下中丁本道ヲ界トシ西側全部	末岡六三郎
第百四十區調査區	味噌藏町下中丁本道ヲ界トシ東側全部	林　義雄
第百四十一區調査區	九人橋下通一圓 味噌藏町裏丁自十六番地（中土橋ヨリ下ノ方） 至三十八番地ノ二	芦澤末三郎
第百四十二區調査區	味噌藏町裏丁自十六番地 至三十八番地ヲ除キ全部 （中土橋ヨリ上ノ方）	小泉松太郎

第百四十三區調査區	並木町天神橋玄蕃町入口ヲ界トシ下ノ方全部	內藤才次郎
第百四十四區調査區	並木町天神橋玄蕃町入口ヲ界トシ上ノ方全部	安田作次郎
第百四十五區調査區	玄蕃町一番丁、同二番丁、同三ッ巡一圓	永井與平
第百四十六區調査區	又五郎町一圓 並木下町一圓	小杉俊彝
第百四十七區調査區	備中町一圓	井上信
第百四十八區調査區	横山町一番丁、同二番丁一圓 材木町三丁目東側ノ一部（五十三番地ヨリ八十七番地ニ至ル）	大久保慶次郎
第百四十九區調査區	淺野川上川除町一圓	土方次吉
第百五十區調査區	川端町一圓	本郷勝次郎
第百五十一區調査區	櫻町一番丁、同二番丁同三番丁、同四番丁、同五番丁、同六番丁、銀杏町、火除町、馬場崎町、吹屋町一圓	野田權作

第百五十二區調査區	越中町一圓 横山町三番丁一圓	吉田他吉
第百五十三區調査區	裏御小人町一圓 御小人町三十九番地ヨリ四十一番地ニ至ルヲ除キ全部	中村與吉
第百五十四區調査區	森町一番丁、同二番丁、同三番丁、九枚町一圓 御小人町三十九番地ヨリ四十一番地ニ至ル一部	佐久間啓太郎
第百五十五區調査區	柿木町、田町、板前町、品川町、三十人町一圓	河原外次郎
第百五十六區調査區	材木町一丁目一圓	板谷要太郎
第百五十七區調査區	材木町二丁目一圓	永島知通
第百五十八區調査區	材木町三丁目自五十三番地至八十七番地ヲ除キ全部	渡邊正松
第百五十九區調査區	材木町四丁目一圓	日置謙
第百六十區調査區	材木町五丁目一圓	野口孝

第百六十一區調査區	材木町六丁目一圓	杉原幹男
第百六十二區調査區	材木町七丁目一圓 兒玉小路一圓	長田安太郎
第百六十三區調査區	橋場町一圓	野澤清太郎
第百六十四區調査區	主計町一圓	林松次郎
第百六十五區調査區	下新町一圓	中山清一
第百六十六區調査區	上新町一番地ヨリ六十一番地ニ至ル	石谷伊右衛門
第百六十七區調査區	上新町六十二番地以下全部	澤野外茂次
第百六十八區調査區	尾張町自二十六番地ノ一至三十五番地ノ一ヲ除キ全部	小鍛治直芳
第百六十九區調査區	中町一圓 尾張町二十六番地ノ一ヨリ三十五番地ノ一ニ至ル（中町通下角ヨリ三田横小路マテ）	吉田次作

第百七十區調査區	下今町一圓	村松七九
第百七十一區調査區	梅本町東横丁、下胡桃町一圓 殿町二十一番ヨリ五十一番ニ至ル及同町六十五番以下全部	高松市太郎
第百七十二區調査區	大手町一圓	石川寛二
第百七十三區調査區	梅本町、梅本町西横丁、一圓 殿町一番ヨリ二十番及五十二番ヨリ六十四番ニ至ル	森岡初男
第百七十四區調査區	上今町一圓	素谷篤爾
第百七十五區調査區	博勞町一圓	黒川加一
第百七十六區調査區	下近江町一圓	中榮二助
第百七十七區調査區	上近江町一圓	野村喜一郎
第百七十八區調査區	十間町一圓 西町數ノ内通二十六番地以下全部	二俣幸次郎

第百七十九區調査區	西町三番丁、同四番丁一圓 西町藪ノ内通十三番地ヨリ二十五番地ニ至ル	毛利幸次郎
第百八十區調査區	西町一番丁、同二番丁一圓 西町藪ノ内通一番地ヨリ十二番地ノ一ニ至ル	宮本友吉

舊第五聯區

調査區番號	區域	調査員氏名
第百八十一區調査區	仙石町一圓（高等學校共）	上田誠雄
第百八十二區調査區	石浦町一圓	吳座太一
第百八十三區調査區	南町一圓	森川正章
第百八十四區調査區	上松原町一圓	伴外行
第百八十五區調査區	下松原町一圓	高坂正次
第百八十六區調査區	上堤町一圓 下堤町一番地ヨリ十八番地ニ至ル	堀內金十郎
第百八十七區調査區	青草町一圓 下堤町十九番地以下全部	多賀直春
第百八十八區調査區	袋町一圓	納賀彌平
第百八十九區調査區	石屋小路自一番至五番ヲ除キ全部	弘前進
第百九十區調査區	榮町（本道ヲ界トシ南側及石屋小路方面一番地ヨリ六番地ニ至ル）ヲ除キ全部 並ニ石屋小路一番地ヨリ五番地ニ至ル	池田純正
第百九十一區調査區	榮町本道ヲ界トシ南側全部及石屋小路ノ方一番ヨリ六番マテ	越田利平
第百九十二區調査區	高岡町下藪ノ內松ケ枝町本道筋ヨリ北側全部	小森新太郎
第百九十三區調査區	高岡町中藪ノ內一圓 同下藪ノ內松ケ枝町本道筋ヨリ西側全部	市川愛二郎
第百九十四區調査區	松ケ枝町本道ヲ界トシ北側全部	御舘常次郎
第百九十五區調査區	松ケ枝町本道ヲ界トシ南側全部	相馬五十八郎
第百九十六區調査區	高岡町本道ヲ界トシ東側全部	岡崎政照

第百九十七區調査區	高岡町本道ヲ界トシ西側ノ内高岡町小學校横通ヨリ北ノ方	千葉壽胤
第百九十八區調査區	高岡町本道ヲ界トシ西側ノ内高岡町小學校横通ヨリ南ノ方	村田良順
第百九十九區調査區	高岡町上藪ノ内一圓	留田喜三郎
第二百區調査區	古寺町一圓	清水清二
第二百一區調査區	裏古寺町一圓	乾亮
第二百二區調査區	上傳馬町（五十九番地ノ一、六十番地）間道路ヨリ本道ヲ横斷シ（三十一番ノ二、四十二番ノ一）間道路ニ至ルヲ界トシ以南全部	松村太二郎
第二百三區調査區	上傳馬町五十九番地ノ一間道路ヨリ本道ヲ横斷シ四十二番ノ一間道路ニ至ルヲ境界トシ以北全部 六十番地三十一番ノ一間道路ニ至ルヲ境 下傳馬町一番ヨリ二十七番マテ	福岡喜與吉
第二百四區調査區	裏傳馬町一圓	藤澤金平

第二百五區調査區	下傳馬町自一番至二十七番ヲ除キ全部	越田友次郎
第二百六區調査區	南長門町一圓 横傳馬町十七番地以下北側全部	木村文一
第二百七區調査區	北長門町一圓 横傳馬町自一番至十六番南側全部	角家鐵次郎
第二百八區調査區	下川除町自一番至四十九番	高桑保太郎
第二百九區調査區	下川除町五十番以下全部	上田右吉
第二百十區調査區	茶木町八十五番、六十九番、四十一番ヲ經テ三十六番ニ至ル道路ヲ界トシ北側全部	坂井祐
第二百十一區調査區	茶木町八十五番、六十九番、四十一番ヲ經テ三十六番ニ至ル道路ヲ界トシ南側全部	荒井幸太郎
第二百十二區調査區	寶船路町一圓	淺野仕平
第二百十三區調査區	塩川町一圓	柴野順吾

第二百十四區調査區	木倉町四十番ヨリ六十番ニ至ルヲ除キ全部	新田廣嗣
第二百十五區調査區	大數小路一圓 木倉町四十番ヨリ六十番ニ至ル	小西與三松
第二百十六區調査區	長町一番丁一圓	卜部義明
第二百十七區調査區	長町二番丁一圓	松井法一
第二百十八區調査區	長町三番丁一圓	石澤辰太郎
第二百十九區調査區	長町四番丁御荷川以東全部 同五番丁同	大塲喜一
第二百二十區調査區	長町四番丁御荷川以東全部	板谷黃平
第二百二十一區調査區	長町五番丁御荷川以西全部	宮本健二郎
第二百二十二區調査區	長町六番丁一圓	坂本良平

第二百二十三區調査區	長町七番丁、同八番丁一圓 長土塀通六十五番、六十六番	喜多次郎松
第二百二十四區調査區	長町河岸四ツ屋橋ヨリ鞍月橋ニ至ル道ヲ界トシ南ノ方全部	角良作
第二百二十五區調査區	長町河岸四ツ屋橋ヨリ鞍月橋ニ至ル道ヲ界トシ北ノ方全部	小山喜壽榮
第二百二十六區調査區	穴水町一番丁、同二番丁、同三番丁一圓	多賀盛信
第二百二十七區調査區	穴水町四番丁、五番丁一圓 長土塀通本道ヲ界トシ六十五番、六十六番ヲ除キ東側全部	若林增太郎
第二百二十八區調査區	宗叔町二番丁玉川町通ヲ界トシ西ノ方全部	清水幸忠
第二百二十九區調査區	宗叔町三番丁一圓 同二番丁玉川町通ヲ界トシ東ノ方全部	中村善雄
第二百三十區調査區	宗叔町四番丁三十七番ヨリ四十六番ニ（長町河岸ヨリ專賣局前大通マテ北側）ヲ除キ全部	廣茂甚左衛門
第二百三十一區調査區	宗叔町五番丁一圓 同四番丁三十七番ヨリ四十六番ニ至ル	淵上藤六

第二百三十二區調査區	玉川町一圓	長	惣右衛門
第二百三十三區調査區	三構一圓	松永龍治	
第二百三十四區調査區	長土塀三番丁、同四番丁、同五番丁、同六番丁一圓	大窪長義	
第二百三十五區調査區	長土塀二番丁一圓 長土塀通本道ヲ界トシ西側全部	後藤昔壯	
第二百三十六區調査區	長土塀一番丁一圓	多々靜次	
第二百三十七區調査區	高儀町一圓	戸田嘉十郎	
第二百三十八區調査區	谷町一圓	長田武雄	
第二百三十九區調査區	富本町一圓	青木外吉	
第二百四十區調査區	西馬場町、古藤內町一圓	津島可一	

第二百四十一區調査區	新川除町七十二番ヨリ八十三番ニ至ルヲ除ク全部	木田村甚太郎	
第二百四十二區調査區	元車町、西御影町一圓 新川除町七十二番ヨリ八十三番ニ至ル	淺野成俊	
第二百四十三區調査區	下高儀町、竹田町、大豆田町一圓	石田悟雄	
第二百四十四區調査區	大豆田新町一圓（金澤紡績株式會社全部）	高畠伊作	
第二百四十五區調査區	三社垣根町、同山田町、同弓ノ町、元菊町、梅鉢清水、蘭田町、蔦町、七曲一圓	中村常三	
第二百四十六區調査區	三社五十人町一番丁一圓、福富町一圓	森影常松	
第二百四十七區調査區	三社川岸町、三社五十人町二番丁、同三番丁一圓	戸田友次郎	
第二百四十八區調査區	三社町、三社宮ノ前、同宮ノ後一圓	吉村源之助	
第二百四十九區調査區	勝尾町、木揚場古道一番丁、同二番丁一圓	永江耕作	

第二百五十一區調査區	古道鐵道線路ヲ界トシ東ノ方全部	平賀金太郎
第二百五十一區調査區	古道鐵道線路ヲ界トシ西ノ方全部	岡本定吉

舊第六聯區

調査區番號	區域	調査員氏名
第二百五十二區調査區	大隅町、深川町、長田弓ノ町一番丁、同二番丁、同三番丁一圓 長田町一番ノ一ヨリ四十七番ニ至及百四十三番	北林德治郎
第二百五十三區調査區	醒ケ井町一圓 長田町一番ノ一ヨリ四十七番ニ至ル及百四十七番ヲ除ク全部	山田外雄
第二百五十四區調査區	中橋町鐵道線路ヨリ本道ヲ界トシ北側全部 但區域內ニ介在スル日吉町及折逢町ノ一部ヲ含ム	市川秀一
第二百五十五區調査區	折逢町 中橋町 本道ヲ界トシ南側全部	小村虎一
第二百五十六區調査區	折逢町本道ヲ界トシ鐵道線路マテ北側全部 但區域內ニ介在スル日吉町及中橋町ノ一部ヲ含ム	山內與三次郎
第二百五十七區調査區	柳町百一番地ノ一ヨリ百二十八番ニ至ルヲ除ク全部	村田孝一郎
第二百五十八區調査區	六枚町一圓 柳町百一番地ノ一ヨリ百二十八番ニ至ル一部	柄崎義英

第二百五十九區調査區	芳齋町本道ヲ界トシ南側全部	太田定義
第二百六十區調査區	芳齋町本道ヲ界トシ北側全部	木村脩治
第二百六十一區調査區	英町本道ヲ界トシ南側全部	小森杜三郎
第二百六十二區調査區	英町本道ヲ界トシ北側全部	岡本順吉
第二百六十三區調査區	七寶町一圓	岩尾他久二
第二百六十四區調査區	白銀町一圓	矢部彌太郎
第二百六十五區調査區	弓ノ町一圓 新道一圓	梅澤清正
第二百六十六區調査區	鍛冶片原町一圓	高田五兵衛
第二百六十七區調査區	裏安江町二番丁一圓	田中清藏

第二百六十八區調査區	裏安江町一番丁一圓	作田保治
第二百六十九區調査區	安江町本道ヲ界トシ横安江町入口左角ヨリ下ノ方北側全部 横安江町本道ヲ界トシ西側全部	谷村庄平
第二百七十區調査區	安江町本道ヲ界トシ横安江町入口手前角ニ至ル北側 横安江町本道ヲ界トシ東側全部	竹澤外吉
第二百七十一區調査區	安江町本道ヲ界トシ南側全部	内田八三郎
第二百七十二區調査區	桶町一圓	岡田外吉
第二百七十三區調査區	母衣町一圓	市村塘
第二百七十四區調査區	彦三一番丁本道ヲ界トシ東側全部	澤邊浩
第二百七十五區調査區	彦三一番丁本道ヲ界トシ西側全部	奥野直政
第二百七十六區調査區	彦三二番丁自三十七番至四十二番ヲ除ク全部	宮野太一

第二百七十七區調査區	彦三三番丁、同四番丁一圓 同二番丁三十七番ヨリ四十二番ニ至ル一部	福田外吉
第二百七十八區調査區	彦三五番丁本道ヲ界トシ東側全部	野崎啓造
第二百七十九區調査區	彦三五番丁本道ヲ界トシ西側全部	松井彦治
第二百八十區調査區	彦三六番丁一圓	濱野義敬
第二百八十一區調査區	彦三七番丁自一番至十一番ヲ除ク全部	西井太行
第二百八十二區調査區	彦三八番丁一圓 同七番丁一番ヨリ十一番ニ至ル	小林慶治
第二百八十三區調査區	瓢箪町一圓、五寶町西別院前通東側全部並ニ瓢箪町校前通北側ノ内西別院前通右角ヨリ瓢箪町入口マテ	山本要之助
第二百八十四區調査區	五寶町西別院前通西側全部及瓢箪町校前通北側ノ内巴町新道入口右角ヨリ西別院前通入口左角マテ	福田茂三郎
第二百八十五區調査區	五寶町瓢箪町校前通南側全部及同北側ノ内一番ヨリ巴町新道入口左角マテ	小西太範

第二百八十六區調査區	巴町一圓	西野太三郎
第二百八十七區調査區	象眼町本道ヲ界トシ西側一番ノ一ヨリ四十八番ノ一（別院通）ニ至ル	津田吉太郎
第二百八十八區調査區	象眼町本道ヲ界トシ東側全部及西側ノ內別院通ヨリ七十三番ニ至ル	中川藤吉
第二百八十九區調査區	鍛冶町本道ヲ界トシ東側全部	油谷定吉
第二百九十區調査區	鍛冶町本道ヲ界トシ西側全部	岡田久太郎
第二百九十一區調査區	荒町一丁目一圓	富田毅
第二百九十二區調査區	荒町二丁目本道ヲ界トシ東側全部	富田助八
第二百九十三區調査區	荒町二丁目本道ヲ界トシ西側全部	香川劉
第二百九十四區調査區	荒町三丁目一圓	池田民吉

第二百九十五區調査區	此花町一圓	辻敬二
第二百九十六區調査區	木ノ新保一番丁本道ヲ界トシ東側全部	佐々木外次郎
第二百九十七區調査區	木ノ新保一番丁本道ヲ界トシ西側全部	田丸理壽
第二百九十八區調査區	木ノ新保二番丁一圓	能瀬嘉市
第二百九十九區調査區	木ノ新保三番丁自一番至三十四番東側全部	池田循吉
第三百區調査區	木ノ新保三番丁三十五番以下西側全部	青山作次郎
第三百一區調査區	木ノ新保四番丁自一番ノ二至七十三番東側全部	小川仁三郎
第三百二區調査區	木ノ新保四番丁七十四番以下西側全部	島清之助
第三百三區調査區	木ノ新保五番丁（停車場前大通ヲ界トシ北側全同七番丁〜部（鐵道官舍共）	松岡外次郎

第三百四區調査區	木ノ新保六番丁一圓 木ノ新保五番丁及同七番丁ノ内停車場前大通ヲ界トシ南側全部（鐵道官舍共）	喜多好之
第三百五區調査區	田丸町專光寺裏通ヨリ白髭神社通ヲ界トシ東側全部	小森清太郎
第三百六區調査區	田丸町專光寺裏通ヨリ白髭神社通ヲ界トシ西側全部	久永與吉
第三百七區調査區	島田町自一番至三十八番	山根善次郎
第三百八區調査區	玉井町一圓 島田町四十一番以下全部	南庄藏
第三百九區調査區	堀川角場町一圓 西堀川町六十番ヨリ九十七番ニ至ル（鐵橋ノ方兩側）	鈴木鍊三郎
第三百十區調査區	西堀川町本道ヲ界トシ西側ノ内九十八番合ヨリ九十九番百七十三番ニ至ル	本田正俊
第三百十一區調査區	西堀川町本道ヲ界トシ東側ノ内一番ヨリ五十九番ニ至ル	三浦久太郎
第三百十二區調査區	中堀川町自二十六番至三十八番ヲ除ク全部	高林義一

第三百十三區調査區	淵ノ上町百三十番横道路ヲ界トシ下ノ方北側全部及南側三十四番ヨリ三十六番ニ至ル並ニ中堀川町二十六番ヨリ三十八番マテ	四尾長松
第三百十四區調査區	七ツ屋町一圓 淵ノ上町三十七番ヨリ五十七番ニ至ル	增田銀太郎
第三百十五區調査區	淵上町入口ヨリ三十三番、百三十九番横道路マテヲ界トシ西側全部	新保多作
第三百十六區調査區	堀川間ノ町一圓	南部多一郎
第三百十七區調査區	古佃指町一圓 東堀川町一圓	齋藤熊太郎
第三百十八區調査區	笠市町一圓	守岡太一郎
第三百十九區調査區	塩屋町百八十八番ヨリ百五十七番ヲ經テ百十八番ニ至ル道路ヨリヲ界トシ西ノ方全部	今井寶林
第三百二十區調査區	塩屋町百八十七番ヨリ九十一番ノ一ノ一、百十七番、五十八番ヲ經テ百七十六番前ニ至ル道路ヲ界トシ包圍セラルル全部	金津久太郎
第三百二十一區調査區	塩屋町四十一番ヨリ五十六番ヲ經テ十九番ノ一前道路ヲ界トシ東ノ方全部	結城捨次郎

第三百二十二區調査區	岩根町本道ヲ界トシ北側ノ内堀川間ノ町境ヨリ百五十六番ノ一ノ二ノ二ニ至ル	島野正敬
第三百二十三區調査區	岩根町本道ヲ界トシ南側ノ内四十九番ノ一ヨリ百十番ニ至ル	宗廣金登
第三百二十四區調査區	岩根町本道ヲ界トシ南側ノ内一番ヨリ四十八番ノ二ニ至ル	守岡文吉
第三百二十五區調査區	岩根町本道ヲ界トシ北側ノ内百五十七番、百六十番ヨリ百八十五番ニ至ル	直江初太郎

舊第七聯區

調査區番號	區域	調査員氏名
第三百二十六區調査區	小橋町一圓 東馬塲町百二十九番ノ一ヨリ百四十五番ニ至ル	三浦安太郎
第三百二十七區調査區	東馬塲町百四十六番以下全部	北川友三郎
第三百二十八區調査區	東馬塲町五十五番ヨリ百二十八番ニ至ル	三浦彦太郎
第三百二十九區調査區	東馬塲町一番ヨリ五十四番ニ至ル	多川一規
第三百三十區調査區	御歩町一番丁、同二番丁一圓	釣谷他吉
第三百三十一區調査區	御歩町三番丁、同四番丁一圓	津幡四郎
第三百三十二區調査區	觀音町一丁目一圓	國本榮作
第三百三十三區調査區	觀音町二丁目一圓 愛宕一番丁一圓	越太平
第三百三十四區調査區	觀音町三丁目一圓 御歩町五番丁一圓	松本佐吉
第三百三十五區調査區	常盤町一圓 豐國町一圓	窪與一郎
第三百三十六區調査區	東御影町、末廣町、子來町、鶯町一圓	横地正果
第三百三十七區調査區	上小川町八十三番以下全部	青木寛
第三百三十八區調査區	上小川町一番ヨリ八十二番ニ至ル	森田彌次郎
第三百三十九區調査區	下小川町自五番 至十九番ヲ除ク全部	荒木嘉太郎
第三百四十區調査區	卯辰下町一圓	野村吉太郎
第三百四十一區調査區	卯辰高町一圓	北山伊助

第三百四十二區調査區	木綿町一圓	打谷太一
第三百四十三區調査區	八幡町一圓	入江孝次郎
第三百四十四區調査區	愛宕二番丁一圓	中野保太郎
第三百四十五區調査區	愛宕三番丁一圓 同　四番丁一圓	石田藤次郎
第三百四十六區調査區	木町一番丁本道ヲ界トシ西側全部	大垣昌訓
第三百四十七區調査區	木町一番丁本道ヲ界トシ東側全部	宮森小太郎
第三百四十八區調査區	木町二番丁一圓 下小川町五番ヨリ十九番ニ至ル	高木理三郎
第三百四十九區調査區	木町三番丁一圓 同　四番丁一圓	山本久太郎
第三百五十　區調査區	森下町本道ヲ界トシ東側全部	中堀米藏

第三百五十一區調査區	森下町本道ヲ界トシ西側全部	津田猪平
第三百五十二區調査區	裏金屋町一圓 金屋町本道ヲ界トシ東側全部	板垣吉兵衛
第三百五十三區調査區	金屋町本道ヲ界トシ西側全部 大衆免中通本道ヲ界トシ東側全部	觀尾忠治
第三百五十四區調査區	高道町一圓	藤澤嘉太郎
第三百五十五區調査區	高道新町一圓 山ノ上町一丁目一圓	松田外喜
第三百五十六區調査區	山ノ上町二丁目一圓 同　三丁目一圓	平田孫太郎
第三百五十七區調査區	山ノ上町四丁目、山下町、同心町一圓	櫻井嘉一郎
第三百五十八區調査區	春日町自一丁目 至三丁目本道ヲ界トシ東側全部	米村與吉
第三百五十九區調査區	春日町自一丁目 至三丁目本道ヲ界トシ西側全部	前野重次郎

第三百六十区調査区	春日町四丁目一圓 談議所一圓	清谷與三次郎
第三百六十一区調査区	春日町五丁目一圓	本田理三郎
第三百六十二区調査区	上大樋町一圓	清水七郎右衛門
第三百六十三区調査区	下大樋町一圓	與川貞次郎
第三百六十四区調査区	上田町一圓	金子貞臣
第三百六十五区調査区	森山町三番丁、同四番丁、同五番丁一圓 森山町二番丁本道ヲ界トシ北側全部	田口秀弘
第三百六十六区調査区	森山町一番丁一圓 森山町二番丁本道ヲ界トシ南側全部	米村乙男
第三百六十七区調査区	大衆免竪町一圓 大衆免七曲一番ヨリ二十番ニ至ル及三十四番以下全部	奥谷友次郎
第三百六十八区調査区	大衆免龍淵町一圓 大衆免七曲二十一番ヨリ三十三番ニ至ル	明石與作

第三百六十九区調査区	大衆免横町一圓	山本與三吉
第三百七十区調査区	大衆免井波町一圓	畑清作
第三百七十一区調査区	下牧町一圓 中牧町本道ヲ界トシ南側全部	南小次郎
第三百七十二区調査区	中牧町本道ヲ界トシ北側全部 上牧町一番ヨリ十五番ニ至ル	山光清一
第三百七十三区調査区	平折町一圓 上牧町一番ヨリ十五番ニ至ルヲ除ク全部	雲戸榮次
第三百七十四区調査区	大衆免中通本道ヲ界トシ西側全部	渡部虎一
第三百七十五区調査区	大衆免片原町、立川町、御仲間町一圓	北出一雄
第三百七十六区調査区	馬場一番丁一圓	今村與八郎
第三百七十七区調査区	馬場二番丁一圓 同三番丁本道ヲ界トシ東側全部	岡田亮二

第三百七十八區調査區	馬塲三番丁本道ヲ界トシ西側全部 同　四番丁同　上東側全部	西出久一
第三百七十九區調査區	馬塲四番丁本道ヲ界トシ西側全部 同　五番丁一番ヨリ十七番ニ至ル	山岸源次郎
第三百八十區調査區	馬塲五番丁一番ヨリ十七番ニ至ルヲ除ク全部	宮西直二
第三百八十一區調査區	馬塲六番丁一圓 水車町一圓	岩木退三
第三百八十二區調査區	淺野町自八十八番 至百二十三番ヲ除ク全部	荒井清兵衛
第三百八十三區調査區	下淺野町一圓 淺野町八十八番ヨリ百二十三番ニ至ル	高松丈五郎
第三百八十四區調査區	下中島町一圓	多田一平
第三百八十五區調査區	上中島町一番ヨリ三十番ニ至ル及九十六番ヨリ 百五十番ニ至ル	松原三郎
第三百八十六區調査區	上中島町三十一番ヨリ九十五番ニ至ル	兒玉豊次郎
第三百八十七區調査區	淺野新町一圓	平尾丹治
第三百八十八區調査區	梅澤町一圓	根岸福彌

豫備調査員

吉田鋒三郎
松江甚吉
小泉顯治
田中熹一
上田多仲
長耕
高橋覺吉
竹內儀三
笹川喜久太郎
戸田勝直
清水正樹
西河貞吉
小杉外三男

園部俊三
森惣太郎
池田陸
奥村榮同
島田鐵廣
石坂豐次
山森喜十郎
中條八十男
伊東一太郎
小堀義信
岡田喜久男
吉倉昌光
山本馮定
瀧猪三郎

輕海齊一
櫻井勝憲
岩田藤次郎
濱淳
村上佐一郎
高澤純太郎
小杉三郎
小山幸太郎
大森成吉
千田和吉郎
赤座孝定
森清治
白井綱
廣瀬仁三郎

内藤政良
岡田恂作
沖野昌次郎
入■太三郎
高橋理久
奥野友吉
相馬貞衛
大能義惠
菊地武
押野房次郎
岡本純太郎
吉村彌三■
水谷市太郎
村田吉太郎

河合林太郎
小野三郎
米島與作
中務湛
笠間正男
太田榮夫
山野小一郎
小杉喜八
鰐部重衛
吉田豐親
松村安一
野田繁雄
渡邊爲三郎
津田義一

梅森粂造
裴地爲次郎
吉岡政吉
前田長次郎
中川與三郎
山本太三郎
澤田三郎
末村榮治
小松藤作
宮崎亮
北村六三郎
下村清義
薄井政幸
宮腰清太郎

永井秀一
山崎亮吉
矢野善助
沖　徳三郎
末村榮作
天羽秀二
長谷川俊郎

金沢市
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

高
国
勢
調
査

第　　號

發議	決議
大正九年八月九日	大正　年　月　日

主務課長	係長	僚
		係主任

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

[illegible]

金沢市
市長
殿

社團法人

神武天皇祭
明治天皇祭

櫻菊會本部

尼港殉難者追悼會（祭典部 法會部）

東京市深川區公園
電話本所五三五〇番
振替口座東京三一八八〇

大正　年　月　日

案内狀

○兩大神臨時御祭典一府六縣（東京、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、長野）殉職者追悼會

○夏期講演幷ニ研究會開催之儀ニ付

○祭典、追悼會幷ニ講習研究課目

一、大正九年八月一日（神武天皇明治天皇）兩大神臨時祭ヲ群馬縣草津町白根神社ニ於テ執行

一、同月二日勤王志士、日清、日露、日獨、厄港ノ戰死者其他公私殉職者ノ追悼會ヲ同町櫻菊山光泉寺ニテ執行

一、同年同月三日ヨリ同十五日迄教育、實業、宗教、衞生、軍事等ニ關スル夏季講習會ヲ同町光泉寺幷ニ小學校ニ於テ開催

一、講師幷ニ協賛者ハ別項ノ通リ

○明治天皇御製講義御歌所參候

○内務省、文部省、農商務省、遞信省、陸軍省、海軍省幷ニ裏面協賛ノ各大學、各宗々務院ヨリモ講師御派遣の御許可ヲ相受ケ尚地方局、貯金局ヨリハ活動寫眞ヲ以テ社會教育ノ爲メ御指示ノ筈ニ御座候

一、主催者　社團法人（神武天皇祭明治天皇祭）櫻菊會

一、委員長幷ニ祭主導師左ノ通リ

委員長　群馬縣農會長　知事　大芝惣吉

（副委員長御祭典祭主）　同内務部長　理事官　馬場一衞

追悼會導師　眞言宗豐山派前管長　權田雷斧

主任委員　東京市教育會副會長　櫻菊會理事　棚橋一郎

○追テ本會會員東京市神田區美土代町三秀舍主島連太郎氏並ニ同令夫人喬子ハ本會講習會ニ厚ク賛助ヲ表セラレ此印刷費ヲ寄附セラル本會ハ深ク玆ニ一府六縣ノ有志者ニ代リテ其厚意ヲ感謝ス

參覽
所役金
第412號
大正9年10月6日
受附
（裏面）
所役市澤金
廳第1612號
大正9年10月7日
受附

協賛者（次第不同）

東京帝國大學總長　男爵　山川健次郎
慶應大學長　鎌田榮吉
早稻田大學長　法學博士　平沼淑郎
明治大學長　木下友三郎
日本大學長　男爵　松岡康毅
天台宗大學長　末廣照啓
豐山大學長　加藤精神
曹洞宗大學長　丘宗潭
淨土宗大學長　望月信亨
日蓮宗大學長　風間隨學
東洋大學長　境野哲
東京佛教護國團理事　代議士　安藤正純

東京府農會長　知事　阿部浩
栃木縣教育會長農會長　知事　平塚廣義
茨城縣農會長　知事　力石雄一郎
長野縣教育會長　佐藤寅太郎
同　農會長　知事　赤星典太
埼玉縣教育會長農會長　知事　堀内秀太郎
千葉縣教育會長農會長　知事　折原已一郎
東京府教育會長　子爵　岡部長職
同教育會副會長　棚橋一郎

前橋市長　木村二郎
高崎市長　古木秀太郎
宇都宮市長　川崎參一郎
水戸市長　川田久喜
長野市長　牧野元
土田市長　細川吉次郎
松本市長　小里賴永
東京市長　子爵　田尻稻次郎
同　助役　永井環
八王子市長　柴田榮吉
前橋商業會議所會頭　藤井新兵衛
高崎商業會議所會頭　小島彌平
宇都宮商業會議所會頭　田中勝次郎
栃木商業會議所會頭　早乙女丈右衛門
水戸商業會議所會頭　塙七平
長野商業會議所會頭　小林久七
松本商業會議所會頭　今井五介
上田商業會議所會頭　飯島保作
川越商業會議所會頭　綾部利右衛門
東京商業會議所會頭　藤山雷太
八王子商業會議所會頭　齋藤政吉

（裏面參照）

東京市深川公園

社團法人　神武天皇祭明治天皇祭　櫻菊會

電話本所五三五〇番
振替口座東京三二八八〇番

殿

一金壹圓也

但尼港殉難者追悼祭粢料
法會料

同　遺族吊慰料

右ハ本會主催別紙尼港殉難者追悼會趣旨御熟讀御賛助ノ上當方集金人ニ何卒御支拂被下度奉懇請候萬一御賛助ヲ得サル場合ニ於テハ乍御手數（ハカキ）ニテ御斷リ又ハ此趣旨書ニ郵券二錢貼附ノ上本會宛御返附被下度此場合ニ於テハ郵券二錢也ハ追悼會費用ノ内ニ御寄附被下度願上候

東京市深川公園
社團　神武天皇祭
法人　明治天皇祭
櫻菊會本部
（電話本所五三五〇）
（振替口座東京三二八八〇）

○全國神社寺院協賛尼港殉難者國葬一定の事追悼會趣意書

尼港の事豈ふに忍びんや七百の同胞は其非戰闘員たると戰闘員たるに論無く殘虐無慚兇惡羅刹の如きパルチザン過激派の爲めに虐殺せられ殆んど一人の生存者を見ず老幼婦女を合せて悉く國難に殉じ了りぬ寔にこれ帝國三千年の歴史中に在て未だ曾て見ざる所の大慘事也七千萬の國民聞く者誰か切齒扼腕天に哭し地に慟ぜざるものあらんや是故に我徒は茲に遠く朔北の異域にありて、よく大日本國民たる使命を全ふし死に至るまで毫も屈することなく、凛然として大節を持し以て大和民族の精華を發揚したる殉難者の英靈を弔ひ永久に其幽魂を慰せんが爲めに之を單に一時の祭典に止めずして毎年五月二十四日殉難當日を國喪日と定め本會並に全國の各神社寺院に於て追悼會を修することと爲し本年に限り十一月三日明治天皇祭典當日追悼會並に追弔演説會を開催せんとす仰き願くは憂國の士女同情の涙を垂れ奮つて弔慰を共にせられんことを。

大正九年五月廿四日新定國喪日

深川區公園第十二號
神武天皇祭
明治天皇祭

首唱者　社團法人　櫻菊會

電話本所五三五〇

本會會員代表協賛者（次第不同）

伊勢皇大神宮大宮司　子爵　三室戸和光
伊勢皇大神宮小宮司　今井清彦
官幣大社松尾神社宮司　池原熙
官幣大社松尾神社宮司　長谷外余男
官幣小社波上宮宮司　豊田良之助
官幣大社大鳥神社宮司　大神正道
官幣大社太宰府神社宮司男爵　西高辻信雅
官幣大社稻荷神社宮司　男爵　岡部長職
官幣小社稻荷神社宮司　小野尊光
籠野座神社宮司　男爵　上井榮雄
官幣小社戸隱神社宮司　亀井眞澄
官幣大社鹿島神社宮司　鹿島敬夫
官幣大社櫻原神社宮司　吉田豐
官幣中社諏訪神社宮司　立花照夫
官幣大社廣田神社宮司　高階幸造
官幣中社能島神社宮司　高山昇
官幣大社賀茂御祖神社宮司　祝儀應
國幣小社出羽湯殿山神社宮司　窪田畔夫
國幣小社都々古別神社宮司　八槻左嘉壽
官幣大社出雲神社宮司　山口透
國幣中社大麻比古神社宮司　山口定實
別格官幣社綏城神社宮司　藤井秀任
國幣中社金比羅宮宮司　琴陵光照
國幣小社鹿島神社宮司　秋岡保治
官幣中社貴船神社宮司　佐野常忠
官幣大社春日神社宮司　男爵　水谷川忠起
國幣小社大神山神社宮司　權田雷斧
官幣大社出雲大社宮司　宮澤義喜
官幣大社出雲大社教　千塚登統
千葉登弘

本會會員代表協賛者（次第不同）

眞言宗智山派管長　天台宗延曆寺管長
眞言宗新勝寺貫主　天台宗本願寺派管長代理
同　泉涌寺派管長　石川照勳　文學博士
善光寺大勸進　石堂晃純　臨濟宗建仁寺派管長
眞言宗豐山派管長　早川快亮　文學博士
淨土宗增上寺貫主　堀尾貫務　金龍山淺草寺貫主
顯本法華宗管長　本多日生　各宗佛教聯合會理事
曹洞宗永平寺貫主　日置默仙　淨土宗智恩院管長
眞言宗御室派管長　土宜法龍　文學博士
眞宗高田派管長　男爵　常盤井堯猷　臨濟宗大德寺派管長
眞宗大谷派　伯爵　大谷光瑩　豐山大學名譽學長
同　管長　大谷光演　東京佛教護國團理事
同　本願寺派　大谷光明　日蓮正宗管長
眞言宗智山派貫主　大西良慶　日蓮宗大學寺管長
天台宗總王寺貫主　大西良慶　代理　佐藤日柱
眞言宗智山派管長　大熊圓朗　壬生雄舜
善光寺大本願　大江存良　東京帝國大學講師　男爵　椎谷隆敎
時宗清淨光寺管長　大宮智榮　臨濟宗國泰寺派管長　島地大等
臨濟宗佛通寺派管長　河野法雲　東京三門徒派管長　廣田慈敎
臨濟宗向嶽寺派管長　香川寬昱　真言三門徒派管長　平光圓
眞言宗東寺派貫主　鎌田觀應　宗教大學長　望月信亨
眞言宗東寺派管長　東洋大學長　境野哲
臨濟宗向嶽寺派管長　藤部敬學　外

殿

侍史

○御參考の一

本會は毎年五月二十四日（國喪日）を期して本部又は適宜の場所にて追悼會開催仕候處尚又同時刻又は適宜に全國寺院並國神社は各自定めの儀式に從ひ追悼を表せられたく且つ相成るべく全國寺院は四日一齊に梵鐘を打鳴らして追悼の意を厚ふせられむことを要望す

○御參考の二

左の御方々に御協賛を懇請申盡候　（次第不同）

一、陸海軍元帥　二、各省大臣次官　三、各國大使及公使　四、貴衆兩院正副議長
五、佛敎各宗派管長及貫主　六、佛敎各大學校　七、各府縣知事及市長　八、宇都宮師團長　九、各府縣敎育會長並に幹事　十、各府縣商業會議所會頭

◎但右追悼會執行等の順序其他に就て不徹底の點も不ら存候間御心付の程は御腹藏なく御敎示被下度御願仕候

○御參考の三

以上追悼會執行等の順序其他に就て不徹底の點も不ら存候間御心付の程は御腹藏なく御敎示被下度御願仕候

○御參考の四

本會員東京市神田區美土代町印刷業三秀舍主島進太郎氏同夫人壽子は深く尼港殉難者に同情を表し本會首唱の追悼會に關する印刷費全部を寄附せられたり本會は愛に謹んで謝意を表す

（裏面參照）

社團法人 神武天皇祭 明治天皇祭 櫻菊會首唱

尼港殉難五月廿四日ヲ以テ國喪日ト定メ永ク各神社寺院ニ於テ追悼會執行仕度御協賛相願申上候御芳銘錄左ニ

発起人

陸軍大將 貞愛 親王殿下 元帥
陸軍大將 公爵 山縣有朋
陸軍大將 伯爵 大山巖
陸軍大將 伯爵 長谷川好道
陸軍大將 子爵 川村景明
海軍大將 子爵 井上良馨
海軍大將 伯爵 東郷平八郎
海軍大將 男爵 伊集院五郎
陸軍大將 邦衛 親王殿下 元帥
陸軍中將 仁親 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 正 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 久 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 載仁 親王殿下 軍事參議官
陸軍中將 守正 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 恭久 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 正雄 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 正明 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 正純 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 成久 王殿下 軍事參議官
陸軍中將 王 世子 李堈 殿下 軍事參議官
陸軍中將 伊都子 李埈 殿下 軍事參議官
海軍中將 恭久 王殿下 軍事參議官
海軍中將 伏見宮貞愛親王殿下 軍事參議官
海軍中將 伏見宮博恭王殿下 軍事參議官
海軍中將 載仁 親王殿下 軍事參議官

茲ニ我ガ國民ノ親愛ナル禮盟各國各大公使閣下ノ御協賛ヲ得テ彼等居留殉難者ノ追悼會ヲ（毎年五月廿四日國喪日ト定メ）津々浦々ノ各神社寺院ニ於テ執行スルヲ得バ彼等在天ノ靈ハ勿論遺族ノ喜悦ハ如何バカリナル歟計ト被存候謹デ附記ス

櫻菊會員

棚橋絢子 八十二歳
權田雷斧 八十歳
江原素六 七十九歳
岡部長職 七十二歳

毎年五月廿四日國喪日

内閣總理大臣 男爵 山本權兵衛
樞密院議長 伯爵 清浦奎吾
貴族院議長 公爵 徳川家達
衆議院議長 男爵 中村雄次郎
内閣書記官長 男爵 赤池濃
法制局長官 子爵 内田嘉吉
國勢院總裁 男爵 小橋一太
宮内大臣 男爵 牧野伸顯
外務大臣 男爵 内田康哉
大藏大臣 男爵 高橋是清
陸軍大臣 大將 男爵 大島健一
海軍大臣 大將 男爵 加藤友三郎
司法大臣 男爵 岡野敬次郎
文部大臣 男爵 中橋徳五郎
農商務大臣 男爵 山本達雄
遞信大臣 男爵 野田卯太郎
鐵道院總裁 男爵 仙石貢
内閣總理大臣 伯爵 原敬
内閣書記官長 男爵 水野錬太郎
法制局長官 男爵 馬場鍈一
國勢院總裁 男爵 床次竹二郎
宮内大臣 子爵 牧野伸顯
外務大臣 男爵 内田康哉
大藏大臣 男爵 高橋是清
陸軍大臣 大將 男爵 田中義

郵便はがき

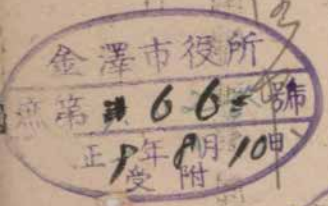

逓信省發行　　印刷局製造

乙第一五七號

大正九年八月 五 日

臨時國勢調査局

通牒

國勢調査申告書用紙 五〇、四〇〇 枚別便ヲ以テ及送付候條御査收ノ上ハ折返シ領收書回送有之度

石川縣公報　明治三十年五月三日　第三種郵便物認可

石川縣公報

號外　大正九年七月二十日

●告示

●石川縣告示第三百十四號

市町村國勢調査員左ノ通

大正九年七月二十日

石川縣知事　土岐嘉平

左記

江沼郡

大聖寺町

池田鉚三郎

江守才吉

大幸駒吉

鶴谷豐治

深田彌一

西村算

石津力太郎

山田作次郎

堀兵三

竹內十太郎

山岸伊一郎

林周太郎

坂井甚五郎

前田一男

平塚清市

篠原藤平

山田清次郎

宮部克己

七五三龜吉

大野市三郎

塚田孝一

吉村幸太郎

尾山庄與門

備前保太郎

河崎力太郎

吉野源七　河瀬幸太郎　長原初次郎　河崎屋孫一　能登茂　岡屋與衛　熊田眞佐雄　畑宮宇七　猪谷勇作　西村友幾　早崎萬壽吉郎　渡邊貞治郎　淺井駒吉　福村恒男　山田長太　岩本石次郎　田中鋼一郎　宇野藤三郎　幸山三之助　松永鎭次郎

片崎次郎　武都金太郎　栃澤和吉

山中町

山下慶太郎　笠原定吉　櫻井萬吉　辻市松　長崎岩吉　越後友吉　大嶋甚藏　白井亥之松　桐本五平　梶井岩吉　土井源吉　北市初吉　大辻恒男　岡澤鐵次郎　大島吉次郎　奥出由吉

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

筑城良太郎　水戸粂三郎　松島乙次郎　岩木岩吉　大辻光太郎　笹田順二　山下喜太郎　中川久作　倉山再次

山代町

東出吉治良　都治喜五郎　寺前善吉　管本千太郎　吉田初次郎　紋谷榮太郎　庄田庄作　新家幸太郎　北村又次郎　福嶋梅次郎

中野定次郎　奥野玉次郎　向出伊三吉　西出信成　西谷小太郎　福田寅吉　福村常吉

三木村

山下岩吉　植木初次郎　井村長作　三瀬常吉　田中初次郎　吉田長太郎　吉野三藏　堀口初次郎　森與三郎

瀬越村

下口谷駒吉　砂田喜作

福田村

左近彦作
田崎抜男
開田忠三九
近江由次
佐藤虎三
松山治吾
山本彦右衛門
中谷喜太郎
中野定吉
笠原友三郎
岡田亥三郎
宮崎久三郎

三谷村

北出清助
掛山岩永郎
土山與三吉
上本仁三郎
安次知安藏
山村長作

南郷村

東野伊三郎
宮永政太郎
西納璋
河崎忠夫
梅田貞一郎
菅村千祐
村井庄太郎
中谷豊作
中農寅吉
田島孝正
森谷與作
瀧野忠一
山下正一

河南村

林茂雄
中出精一
谷口寅作
川瀬常吉
新家庄太郎

東谷口村

加茂保太郎
中島文一

東谷奥村

武林鉄次郎
宮下理吉
辻盛正
角谷榮作
橋本善清
前川傳市
房茂
西本惣作
小西榮太郎
北出彰久
中江初吉
荒木市太良
上出三太郎
北本重作
新家久太郎
山岸安永郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

元谷辰吉
中出岩吉
池田石太郎
辻仁三郎
生水初次郎
高野庄太郎

西谷村

山根與三與門
辻佐太郎
中村勝次郎
水上幸吉
谷口久次郎
橋本初次郎
東出竹治郎
畦地與太郎
中谷二太郎
家田市次郎
河島市太郎
穴田石太郎
上出由松

田中稔　中榮龜吉
宮下初左　寺井清助
荒谷玉作　西井二太郎
上出初次郎　橋詰長太郎
東出清一　西村惣太郎
山岸卯之松　宮越初吉
戸田久喜太郎

勅使村　作見村

中谷平作　東稔
瀧口清三郎　古谷庄八
中川清平　天日松次郎
山岸彦平　荒谷彌平
西出松吉　山崎初次郎
室岡玉吉　津田市次郎
西村定順　向出市次郎
森本政吉　新宅一郎
田中小太郎　東出藤平
辻幸俊　東谷仁
岸治綱　龜山和夫
宮永盛雄
中谷民夫

庄村

廣瀬勝雄　蘇馬與作
廣瀬治太郎　出村吉三郎
野尻文佐　橋本三四郎
南出岩三郎　增谷良金
中谷忠作

黒崎村　墟津村

長谷川開眼　島中仁太郎
杉山藤太郎　島中與三太郎
坂本長作　鹿野藤四郎
奥野彌三太郎　中野初次郎
山下清市　西宇右衞門
山口定吉　平井平三
深村兵松　上出由太郎
東出己之吉　東三太郎
野村村清五郎　中出竹次郎
上片由太郎

橋立村　篠原村

乙部藤四郎　小川竹吉
宮本小平　西野清在門
木谷惠二　河崎岩吉
東出長作　松本二三郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

脇坂久一
酒本長松
松下繁一
市川寅吉

動橋村

平田寅吉
佐々木長松
橋本專三
坂川傳久
田谷岩吉
志村彦三郎
新家平一
中野衛一
鹿野重榮
中森吉三
泉與之吉

分校村

森田作次郎
島田半助
福島庄吉

村井惣八
山本惣右衛門
越河卯之吉

那谷村

町出重一
橋本棟三
田島彌二郎
山代利吉
西山重作
寺西磯衛

矢田野村

田淵吉平
中森定吉
東出竹次郎
德家德市
吉本友吉
山本市太郎
山田武英
表宇吉
中森與資

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

月津村

寺本三次郎
西田二三松
植木宇吉
島中彌三郎
潟中市次郎
市田市次郎
西岡與一
山川傳一
谷口三次郎
稻場由松
南出常吉
北出純次
桃木實
中村惠次

鹽屋村

新後長三郎
新谷與三吉
吉崎二作
東谷與三平

能美郡

小松町

吉崎新吉
田代四郎
白野吉五郎
村谷岩吉
武野伊平
塘田勇吉
白方又市
庄谷初次郎
屋後與七
毛利友吉
犬丸次右衛門
酒井長平
富澤銀忠
村井彦平
清水久七
大島源太郎
三島孝太郎
上野興造

大田三松　今井榮作　今村嘉吉郎　小原治助　鈴木余所吉　西尾治作　伊勢五藤兵衛　和田武　伊關幸次郎　沼田庄藏　和佐田豊次郎　井關伊太郎　丸瀬岩作　万仲又二　長多伊三次　小野寺龍治　稻垣永作　武内理吉　北村曉　新藤與吉

油野安平　塩原與三松　大幡佐久郎　田中永松　豊田伊之助　下村安太郎　園山英吉　鈴木友作　和泉市次　番勝則　米澤佐平　高橋喜平　湊松榮　木村三次郎　三輪作太郎　齊藤譽德　河島三榮　山崎吉郎右衛門　神義雄　遠藤信一

中山宇門　坂本彌三郎　山崎外之助　山崎治良　梅田直吉　三明勇次郎　伊藤又吉　押野了智　伊勢純一　有東常次　宇野菊太郎　小野寺達　安惠勇遠

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

和氣安五郎　山田伊平　根上清助　清水彦次郎　淺日清七

御幸村

大野藤作　二木熊次郎　田上鵜

千歩伊三松　阿戸吉次郎　金戸六郎　當摩小太郎　木村治太郎　木谷龜松

安宅町

和泉九良右衛門　林靜榮　福井駒次郎　大丸豊松　大喜要藏　釜田利平

松本市三郎　中松宗五郎　西方長吉　東田小太郎　宮本長三郎

木村喜三平　柳田岩松　當摩完二　新田長良　二木直吉

苗代村

田端甚吉　田端政義　秋田佐次郎　吉田政吉　杉若太助　山口榮吉　太田忠次郎　山本與次郎　谷口庄太郎　田村權太郎　岸野豐次　宮越正之　林次兵衛

牧村

山本與四松　米田甚三郎　桝本清三郎　孫野長信　石高俊三　出野伊之吉　佐野四平　中田常松　油片三松　廣田伊三吉　松本千松　清水兵松　池本作平　齊官寅松　山口仁作　北西次平　松本久松　九田成明　小東一美

林常吉　中田庄吉　多島傳右衛門　中村庄三郎　吉川次郎吉　松原作松　中村伊三郎　田中宗作　松井吉次　山岸時幸

粟津村

川岸市次郎　梅澤太一郎　乾政次郎　松村重男　上田寅造　山本源八　有川義一　小泉直二　宮下他七郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

表久吾　上田次郎松　山本善太郎　細川吉次郎　西澤市吉　荒木文七　前田市松　村元石松　戸田久太郎　高畠又勝

大杉谷村

田村伊助　神谷孫一　苗代磯次　早瀬仁太郎　村上石松　谷川力松　村中七右衛門　喜多仁右衛門　道端與助

北山鹹信　番所嘉藏　高野吉友　道田環　卷清三　松原正清　高山文吉　前田正虎　竹山又吉

鳥越村

大岩藤麿　寺西久松　橋本我何八　池川哲雄　牧口石松　東安平　宮村清太郎　中村和吉　森下新七　板本重吉

出口作治郎　兄木義正　井口石松　喜多與三次郎　森權吉　北村英麿　畑宗太郎　北村助次郎　山越久作　尾田淳

金野村

關戸權次郎　坂井彌三松　松下直松　中本辰次郎　前田賤夫　北村尚隆　清川克巳　坂本市太郎　畑宗太郎　北村助次郎　山越久作　尾田淳　森權吉　北村英麿　喜多與三次郎　井口石松　兄木義正　出口作治郎

伊藤市太郎　山形覺平　竹川伊左衛門　横山外茂雄　谷口作次郎　林中龜松　寺岡勝儀　村田義親

新九村

久保重三郎　春本孝兵衛　上道湯松　辻治郎　堀口康之　伊藤孫兵衛　中尾市太夫　織田平三郎　中尾次郎助　谷口源次郎

尾口村

串村後一　山崎彌太郎　西三松　古谷長之助　玄進　山下清幸　大谷利助　山本喜助　內野善作　久保田庄助　大谷利五郎

白峯村

鈴木重太郎　加藤智鳳　中村佐吉　鶴野時雄　山下鐵次郎　織田幸次郎　谷內克之　木間祐正

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

加藤謙勝　松原傳吉　藤場利之吉　佐野秀一　山口新十郎　山本開　藤場常　山田房吉　山岸十郎右衛門　杉原助松

中海村

西川仁太郎　中田作松　新戸次郎松　大間正行　北道與四兵衛　森常則　小町英雄　伊島善太郎　山岸與四松

川岸龜松　南賢吉　中川與四松

栗生村

森平三郎　川崎與三右衛門　由田又右衛門　吉光吉次　武田源次

湊村

吉田與之助　新龍三　佐武猛二郎　山田豐俊　木谷榮吉

吉田村

島崎作太郎　平加伊和　中村德松　佐々木藤二

安田太郎
本江初次郎
西田宗二

久常村

松田作次郎
永山政久
宮川清吉
松本甚作
南長次郎
喜多長喜
村本助八
山岸宗右衛門

國府村

北野余所次
西島傳三
伊藤次郎八
高野友三郎
大家恒二
山根丹次郎
本谷孫兵衛

土用下作松
東源次
中崎德松
橋本常作
米田吉次郎
家重孝
西九右衛門
西友作
東田覺之
村西長作
東出彌三七
新谷一正
大家彌三郎
河原千松
北出仙太郎
梶谷寅太郎
內川俊策
高久作
大勝三太郎
後口重一

村上與作
西田千松
板津村
宮岡次作
北本耕吉
淺野靜美
宮岸常松
小川友賢
辻甚太郎
堀喜芳
森宇之吉
島田喜助
橋爪勇松
津田彌右衛門
大田宗七
吉村豊作
岡本宗義
森田平三郎
西川十作
竹田太次郎
若林清太郎
石田久光

油谷秀次
田中庄吉
石田宇平
木戸論吉
淺野靜美
小川友賢
根上村
大窪昇太郎
丹保有雄
宮崎善博
中田外一
森好友
山下源右衛門
北野五三郎
中田友作
向源次
森長兵衛
中田市右衛門
稻積榮作
高塚茂太郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

森山喜一
湯口清太郎
打田市太郎
越田市太郎
濱田由太郎
山田文次郎
黒田力男
石塚與三兵衛
本谷與右衛門
米澤冨男
寺井野村
鈴木平一
井出平太郎
井出清一
古田耕作
朝倉平三
倉元太四郎
本多作松
森由松
長高友吉

井川市松
小坂清一
角谷吉松
北村九左衛門
森口庄左衛門
西元彌三次
西野稔
橋田廣
中辻博
久田久藏
西田作次郎
北村金作
東方利勝
宮下三松
本多亮吉
北野榮松
西田榮作
江口敬一
川北村
堀安太

新田又一郎
北川市太郎
西田利作
鹿田時雄
苗代藤松
大石仁太郎
西野六三郎
森甚太郎
亀田六一郎
中田庄松
北野龍吉
新谷喜作
梅田松次郎
山本俊次
木戸九一郎
横田伊之松
吉岡晋一
瀬堂又治
西田與三吉

西尾村

山崎次郎松
村中仁太郎
木本與之吉
宮秀太郎
廣瀬勝政
石黒市次郎
山口九郎右衛門
中山仁太郎
山岸孫太郎
深田源次郎
谷口弘正
山岸弘三吉
福田久作
宮間清吉
秋田榮太郎
北川石松
深田磨佐吉
西上次郎吉
山岸孫七
谷口久

白江村

大川宗吉
沖谷幸次郎
片桐茂
水野市松
田原庄七
村田仁太郎
細川石松
東出太平
吉田作造
俵兵松
北川德松
北川忠慶
石田三右衛門
西東助松
江野米作
南出豊次郎
榊原藤久太郎
四ヶ浦清湖
田中與兵衛

山上村

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

室谷與三次
岡田義孝
木津三之亟
高隆剛
新宅伊三松
谷本與三吉
中西敬太郎
酒井寛衛
山口豐次
自光肅
德田喜昭
表作次郎
北島宗五
庭田利三
中村文彰
紺矢吉朗
大寺常次郎
自光星
田中信之
辰島一清

徳田喜英
判長二
橋場助松
西秀人

石川郡松任町

成岡次三郎
小鍛冶次三郎
室賀文太郎
中村徳三郎
城九兼雄
南精一
安島彌三郎
町川甚吉
芳田亮吉
二ッ木與三吉
和田佐太郎
橋本久松
日向兵松
武中安次郎

室清兵衛
紙谷久平
坂木省一
井村重之
美野久太郎
高崎二三郎
中川仁勝
増田藤一郎
増田清三郎
室七兵衛
松田榮吉
松島安平
關徳右衛門
南石松
須田與一郎
島崎伊次郎
青木友三郎
三浦冨久

金石町

鶴見又三郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

尾崎與太郎
寺中佐吉
増江平松
相川三吉
伊達文吉
鶴山吉次郎
角長次郎
岡田善次郎
吉井伊三郎
川村彦松
安野仁三郎
疆島次三郎
一丸太四郎
橋場小太郎
一丸太作
安宅與三郎
献見彌兵衛
倉部次右衛門
相越彌平
大野木平太郎

紙井善太郎
鍋谷喜兵衛
林益太郎
釜村乙吉
法桑長松
鴻野八郎
寺西勘兵衛
玉井與三郎
越田權太郎
伊達文右衛門
安宅爾三郎
石川清太郎
三浦喜六
濱坂次作
米澤長太郎
崎本與一郎
越田彌吉
松田喜十郎
献宗松
寺西得二

池森與作
若林與作
麻井次三郎
大野町
由水平次郎
柳田助十郎
若崎彌三八
三輪次郎吉
番井五三郎
森總太郎
淺井重政
無量井喜太郎
川村彦市
米谷次郎松
美川町
二木新
秋山久次
米光清一
北田吉次郎
島田吉太郎

大正九年七月二十日

赤井美一
奥田長次
永井榮二
奥谷覺太郎
根上清一
北川稔
明甑理一郎
邑井政吉
綿谷猛雄
松内省
竹内秀次郎
野村長次郎
釜谷茂三郎
能登權三郎
明甑彌之助
新谷惟雄
北風與作
能登順誓
南善太郎
二基需

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

北村清一郎
鶴來町
坂本由太郎
三國仁三郎
高田良平
常山鶴三
長沖重太郎
山口久米治
新田義明
尾山長吉
辻喜一
橋爪敏行
桶皮太三郎
坂井勇松
長岡次吉
水野次三郎
瀨尾市太郎
櫻井久接
新谷辰次郎
鉄重吉次

泉菊一
比樂島村
板越甚太郎
粟津豊次
澤田清
旭朝治
野村象作
村上一治
山岸小作
舟崎伊作
金森與方
金森九右衛門
西出清松
粟津卯之吉
田村捨三
福留村
橋本卯三郎
佐武養示
福田喜十郎
北川榮作

西尾喜十郎　篠田清治
北野九十郎　紺多作太郎
中村安太郎　西田營正

柏野村　中野

北野守次　盛本喜太郎
藤村和一　中宗儀作
西野倚　中川駒太郎
樫田太郎　宮本與三郎
北口彌十郎　池田市左衛門
松野徳次郎　池上孝嗣
中村忠之　新宅清次

蝶屋村　笠間

川口他十郎　北田喜代志
了田仁作　村上圓太郎
村上仁三郎　松田一慧
北野由太郎　新川常次郎
白崎六二　清水五兵衛
坂田參吉　本與三松
中村四郎　池崎次太郎
平崎宗右衛門　清水榮吉

村本新太郎　高山宗太郎

宮保村　出城村

圓角欣治　西田純朗
宮西與三六　北村源次郎
横田又右衛門　宮本久治
柏野榮次郎　中川理吉
松田德次　五間長彌吾
森下孫次　米永茂忠
西川藤次郎　北村榮次郎
中伊三郎　平田仁良
中川美濃吉　上田嘉興
梶本正男　吉下甚吉

一木村　松田藤次郎

石田精作　宮田眉
小林直次　本尾小三郎
中野由郎　御手洗村
中島長松　南手彌三郎
堀田庄作　相馬圓充
森市太郎　井口正二
横山彌三郎　佃喜一郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

北川喜太郎　村上作二
正木專一　小鍛冶與三郎
平野含　增田啓一郎

旭村

中野長治　原村
大岸良　福田村伊三郎
松浦市三　福田太兵衛

勝田元幸　松本小三郎
清水彦治　舟木和佐
三輪與作　西村榮太郎
北村市二　邑本登那安
大谷信市　表義德
中林勘六　高多作次郎
安田與三郎　中西市三郎
吉田次郎兵衛　茶谷七良
桶田太作　櫻野三治郎
中川喜信　西本猪良
前田信義
松田信交

安鄉村

北野孫作　清水與三郎
宮子佐吉
北村理右衛門

小杉太右衛門　得田陳一
平野伊三郎　茶谷彌三郎
北又三郎　北野榮則
塚岸又次　吉村與三郎

中林村

增田與三郎　櫻井太次郎
德田久太郎　奥田善太郎
瀨川與三郎　早本克雄
飯田善太郎　吉本俊一
北川健之　小西藏
藤田藤　月田榮次郎
副田政次　長榮吉

奥山村

玉田彌三郎　西田吉利
山上文二　北山松三郎
吉野善太郎　寺田嘉十郎
村本太郎　吉崎吉信
中村安太郎　酒井長森
北兵二　和田鍵二
車與三二　山島村
作田榮次郎　宮田與吉

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

島崎茂他郎　澤田源吾　松田甚作　金田喜太郎　上田又次郎　南松次郎　林豊哲　得田正　安實吉次郎　中田榮壽　奥村常二　田丸太郎吉　西田助門

館畑村

西田次作　戸田正美　宮西伊三郎　村本勝八　村本一二　西田勘次

林

松原一秀　藤田與四太郎　原德次郎　長島有具

村

藤田彦市　中川與三松　吉田喜一　西田小三郎　小倉長吉　織田彌三郎　村上次郎右衛門　枝峯　中川定善

藏山村

林誠松　簑田治一　林德二　吉澤治吉　恒村田

寺田誠一　前田叡　石森常司　村上六三郎　中川長吉　竹内權二　古田利信　中山守政　吉田吉丸

河内村

金田與吉　木滑仁三郎　三井外太郎　藤村鉄三郎　本與三次郎　吉村外次郎　米澤政吉　山本與吉　山口傳三　山本善治

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

田中與三郎　谷口與三吉　水上吉太郎　末松文太郎　林定助　中川一男　建部喜玉　酒井次作　宮道德太郎　山根清三　高畠一二

吉野谷村

山本十助　山下吉太郎　木虎甚太郎　前多喜兵衛　山本久良　敬野又右衛門　山田金三郎　木戸寛

額村

林與亮　木村重幸　池上仁三

橋本幾郎　中野長松

富奥村

山本清太郎　小寺喜一郎　谷市三郎

宮川善太郎　江川惣助　作田久太郎　松下長作

荒木又三郎　西川伊太郎　竹田仁太郎　中川長一

山森彌　前田松吉

野々市村

中井定吉　藤多善八　中村藤松　北村作次郎　德野孫二

山原七郎　土田與三松　村山信義　藤井藤次郎

佃安太郎　中島六三郎　木戸禎七　松本太郎吉

宮崎庄次郎　田多野良範　龜田袖助

野口法春　兵地與次郎　前田喜太郎

告示

押野村

押村市太郎
中川久常
南市太郎
新谷與十郎
松下與作
半村又四郎
吉田信一
清水半助
本田康信
北五吉
北川九十郎
村上源太郎

三馬村

角與一
黒田喜余門
館二三郎
浦市三郎
白川彌一郎
窪田與吉

大正九年七月二十日

富樫村

松下孫三
大西喜治
松村喜佐
田中德三郎
寺地松三郎
富田與三次郎
近藤與右衛門
土田彌助
松山市太郎
村本富章
松本八三郎
松下榮太郎
山本英吉
小川正介
居村次郎

野村

堀仁右衛門
松本八十太郎
高橋市三郎

野村太三郎
野田宗次
山野甚藏
山本正松
前田小兵衛
村本文次郎
野村庄次郎
新保善太郎
野村與三次郎

内川村

高野權二
太田吉三郎
佐藤外二郎
石川良次郎
吉田堅治
西村清松
南部新二郎
村本幸吉
大岩清太郎

犀川村

北村孫次郎
小野明宣
滋井專精
大西初三郎
高窪善次郎
中野榮太郎
北川太四郎
高谷次兵衛
安田市次郎
宮谷仙次郎
和田孫三郎
每田仁三郎
新谷太郎七
小孫孫太郎
東市三郎
中谷三太郎

高尾興作

水上市太郎
小坂市松
出口長太郎
田中庄兵衛
平村長太郎
吉岡久太郎
湯原吉太郎
伊藤吉三郎
吉村喜太郎
山田吉三郎
下田市三郎
吉倉外喜男
高橋勝太郎

米丸村

中宮彌三郎
今村甚兵衛
五十嵐榮三郎
供田庄助
金平小次郎
江田孝太郎
竹內信一
石黑清七
南利吉
吉田佐太次郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

西伊三郎
南作次郎
坂尻市太郎
平野善太郎
羽塲孫太郎
村下庄次郎
井村三郎
油屋作次郎
宮原彥次郎

湯涌谷村

上野市太郎
坂下宗秀
荒木作次郎
鷹野與三次郎
後作太郎
松田初三郎
山下秀雄

崎浦村

新谷嘉一郎
近藤孫太郎

澤田初三郎　吉岡安太郎　高尾佐吉　山崎與吉

二塚村

赤丸嘉久　皆川忠次　北島清太郎　佐々木彌一　篠田太茂　中西正二　小林政茂　喜多正義　麻田善次郎　寺尾權　北本岩太郎　北川善次郎　中川貞吉

大野村

南藤仁三郎

村上孝之　田村和喜親　永藁次作　酒井三千雄　村井甚太郎　古藤佐一　木谷喜一　福田善太郎　福本與信　多田次吉　本田岩松　加納喜重　太田德政　中川喜左衛門　北川吉太郎

戸板村

礒野好圖　二木與一　岡田太一郎　奥野起治

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

安田安太郎　川口吉太郎　吉元傳兵衛　岡田喜作　淺田義明　松原長次郎　中村七助　辻又吉　大島佐吉　西川嘉一郎　川畑次政　中野與作

鞍月村

吉田金美　岩上三次郎　西川政二　西野市左衛門　平田太左衛門　畠善吉　吉本吉左衛門

高島竹次郎　吉田清　宮下七三郎

弓取村

長崎忠次　安江與作　安上又次郎　澤飯彌三郎　坪内佐太郎　村上直之　上木庄兵衛　前川讓吉

潟津村

西川吉太郎　高木政雄　山田仁三郎　新谷次光　中村六郎

粟崎村

宮岸英信

安達又三郎　中崎庄次郎　相川惣吉　辻七吉　中本庄太郎　西澤幸一郎　板本八三郎　酒井乙吉

河北郡津幡町

西村作次郎　中田雅隆　多賀吉永　深谷米松　深田政太郎　高桑權七　中井祥憲　中村菊治　林市太郎

酒井長八　金子駒太郎　辻榮作　村谷才智　中條村　庭田駒次郎　渕崎平作　細山增太郎　山本哲　齊藤貞一郎　加納重平　龜井喜久雄　高森穌永　藤田庄三　有澤權次郎　小坂村　室谷五一郎　田丸次六　神川與三郎　出坂市郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

太田彌太郎　出島彌三郎　米澤龍三郎　東善太郎　宮木善次郎　平野玄松　島村與作　岩木豐　吉田榮一　奥野初三郎　荒木又恒　三東與作　東正

本村嘉十郎　宮島市太郎　淺田二三郎　瀨戸善太郎　中村仕平　中榮信二　西川吉三郎

前田市十郎　高柳嘉右衛門　奥村彌太郎

井上村

西島二三郎　西與三太郎　加藤久松　島三次郎　八多專次郎　洞庭幸民　洞庭善太郎　東宗太

內灘村

喜多彌市郎　島崎外茂治　蓮本常吉　中山又二郎　小澤良雄　齊藤政隆　高山誓成

村上改念
上前善松
齊藤香
北西淨西
南善吉
藤田孝信
島田順太郎
出島竹次郎
北西寅松
北川松次郎

大塲村

東川榮次郎
西尾長太郎
南與太郎
再藤富吉

八田村

松村宗博
荒井健造
村上新亮
小林次一

大正九年七月二十日

永田乙吉

北川村

東彌知
細川政輝
河合松太郎
米崎九十郎
南善太郎
飯田藤雄
本田理兵衛
吉崎宗次郎
宮下次郎吉
中野小左衛門
木本一二
西川宗松
林與三郎
古川彌太郎
南彦太郎
村上長三郎
岡本三次郎
小川文龜

花園村

中村佐一郎
崎田與作
中川定次郎
和田末松
穴田辰三郎
中西又三郎
中川次吉
崎田長門
穴田信康
岡島小三次郎
前田一二
中田藤次郎
加藤竹次郎
吉田米次郎
池田次郎七
東田平太郎
竹原丈次郎
戸田文右衛門
廣瀬清作

今永茂
長澤太朝
酒井三太郎
寺本太一

俱利伽羅村

加藤晏吉
松井與三郎
西川卯吉郎
多賀宅次郎
小谷久兵衛
上田彌左衛門
奥村伊作
中田和右衛門
永田松三郎
井田九郎兵衛
山本久次郎
井上市左衛門
山崎捨次郎
坂田太作
山本吉次郎

山本八次郎　村田清十郎
西永喜作　村田常次郎
中川久治郎　鹿島久次郎
中農常太郎　松本嘉一郎
吉田與作　北嘉之
本田傳九郎　淺川村

笠谷村

山本作次郎　矢野幸次郎
小田文作　池森義彰
加藤作太郎　森田與作
川渕文作　細川榮松
八十島善右衛門　立矢忠房
廣瀬芳松　竹本宅次郎
中田喜三松　家門龍太郎
寺本五郎右衛門　荒井太十郎
林雲龍　谷鉄太郎
坪坂八百造　高田勝治
廣瀬權吉　山野庄之助
田島知吉　高木誠太郎
山元政治　楠覺二郎
　清水肴太郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

內山猶三郎　橋本豐松
瀧田延友　山川太作
岡本宗太郎　池田猪太郎
村田市左衛門　岡崎與右衛門
村上市三郎　小鹿山佐吉
坂本三次郎　松原宅次郎
吉田吉一　山岸重右衛門
村田文　松本新藏
高野要太郎　瀧本精治
齋藤長一　松本佐吉郎
北村庄作　田川久盛
荒木金吾　木下嘉藏
大瀨與三吉　山本次作
向井清隆　松島喜義
松原與三男　村本政祠
小川久次郎　廣瀨治作
田中三右衛門　杉本利作
竹村助九郎　霞田權次郎

英田村

吉田平吉　渡邊末松
　河原乙松

本多安正
宇ノ氣村
安達重太郎
澤本喜久治
松田宅次郎
多田外次郎
山森治吉
寺本淳
西山彌八郎
德田善吉
廣瀨大解
喜多佐太郎
奥村善治
藤森了雄
松本治吉
山田嘉太郎
千城
森武吉
松井與松
井上藤作

龜井七右衛門
鯰田市太郎
喜綿總右衛門
村安太郎
山田庄一郎
山本佐吉郎
山本寅松
高松村
丸山平次
二口彦市
佐藤仁太郎
神保由雄
宗廣喜三郎
見宗太郎
羽田三郎
小山與三松
青崎力藏
羽田近松
小森冨勝
見榮吉

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

坂井平吉
架谷一次
末脇覺
村井圓藏
村田理吉
櫻井助松
小池田粂松
多田宇兵衛
岡部義八郎
寺内市右衛門
喜多長二郎
糺藏
三
今村次作
宮本久治
森田治作
前多與作
黒田左一
中谷桃太郎
宗廣文治
七塚村

南佐次兵衛
寺島與七郎
南宇太郎
紺谷次太郎
杉本次太郎
畑中秀夫
釜田幾男
折戸若太郎
塩谷彦太郎
北川嘉一郎
淺野喜一郎
西田彌吉郎
北井眞一
沖津除一
赤井久雄
高井吉太郎
松田庄太郎
松田定松
表利吉
東勉松

梨子村昌外
寺田次忠
和久田佐男人
大野重忠
杉本小三郎
山本與三郎
中川庄五郎
馬場喜久治
福島榮次郎
屋尾庄吉
高田善丸
梅木喜久藏
松田與一
松木宗次郎
小原貞成
尾崎利吉
堅田清吉
本林常位
森本村
竹森治作

富澤豊盛
油野利市
長木小三郎
北岡興佐久
釜田裂和
塚本傳九郎
山口久作
沖津榮作
表喜三松
髭豊
大家文太郎
三谷村
本長次郎
中島外余治
東川佐亜郎
松本榮作
田中清治
新田與作
下川常政
山本長次郎

西野與三郎
加藤金次郎
彌村助次郎
榮田耕馬
吉本佐吉郎
房本佐市
山下米次郎
和久田次三郎
中川次吉

羽咋郡
羽咋町

小倉健藏
福浦又吉
寺島善太郎
渡邊甚太郎
大澤壽夫
正島幸太郎
川原與吉
穴川彌八
角尾茂雄

坂本與三吉
平野重造
坂本長右衛門

高濱町

岡部彌之助
上野英之進
牝野仁一郎
藤田外喜藏
南次太郎

河島勇松
岡野正策
米澤重郎
砂山幾之助

南大海村

宇野元種
奥村末松
池田利吉
山下清守
寺井榮藏
盛戸忠一

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

清水養作
木本又忠
竹本與三松
東谷政一
美濃部作次郎
金子金治
北大海村
米谷喜政
山本仁作
鍛治與左衛門
西勇藏
宮田豊吉
中泉松太郎
北村惣吉
金田虎松
岡山長左衛門
西島伊三郎
村上與三松
村井保治
嵯峨井三郎

大正九年七月二十日

河合谷村
盛一一隆
村上一清
得野榮作
大澤幸次郎
吉藤寅龍
喜澤五一
元屋安太郎
得能恒次
石田作次郎
北莊村
澤村長松
擔田儀平
山本仁三郎
谷本喜太郎
湯上甚太郎
守田勇吉
中村康治
平島豊一
秋田喜一

中莊村　村上忠造
　　高島清松
　　松田勇作
　　山岸十太郎
　　赤池嘉平
　　上牧榮松
　　宮本喜太郎
末森村　山崎三藏
　　安江長次郎
　　南又七
　　中山多一郎
　　山田甚造
　　松田乙松
　　南甚次郎
　　眞田外松
柏崎村　西澤丈助
　　岡野有恒

川端文治郎
木村次作
山本勝次
山田忠平
荒川政行
柏崎榮吉
松永外茂保
粟ノ保村　橋場與松
　　西準二
　　北山彌作
　　堀田覺太郎
　　眞田文太郎
　　堀孫治
　　岡田長作
　　北嘉吉郎
　　酒井昌朔
樋川村　中村助之亟
　　網吉次郎

宮出太七　作田清一郎　田村勇造　油谷平太郎　志尾由作　山本源一郎

志雄村

島田立一　小西外次郎　横川勇次郎　子浦田幸保　小田徳松　佐々木直彦　佐々木均一郎　水巻小次郎

南志雄村

岡山喜保　岡村仙松　山本庄太郎　前多永太郎

北志雄村

島山文太郎　山本要太郎　森田長作　高野清次　高田理章

北志雄村

北山平次郎　澤田俊繁　山口弘一　清水勘十郎　寺口雪解　安土孝俊　竹口作太郎　座主力蔵

富永村

野村伊松　石田長左衛門　中田宇吉　池田勇太郎　澤田豊吉　松田幸松

藤岡他三次　徳和徳光

南邑知村

松下機　中野万次郎　橘本忠直　昔農廣造　豊島昇三久　中橋次六　小笠原進　橘木秀平　宇波節　永野篤藏

北邑知村

平野佐吉郎　館中良吉　上野彌一郎　山本九左衛門　林甚作　所司直次郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

平野平吉　平野正路　朝川新左衛門　大谷兵吉　小谷利右衛門　辻口祐道　大泉菊松

中邑知村

里見與三郎　淺野彦右衛門　小原儀三　岩原與四太郎　梅野吉太郎　元永力藏　小西岡七郎　松田三郎右衛門

若部村

岩城長吉　澤田宇一　楠彌一郎

淺野藤太郎　荒木勇次郎　北川吉太郎　島田善太郎　盛田喜作　辻角米作

一ノ宮村

米濱良吉　搆谷幸吉　西東恒次郎　西山竹松　竹津毅一　本吉源之亟　櫻井基信　三原恒次郎　中條茂輔　西東宇太郎

越路野村

前田市郎　林定太　林庄作　稻原宗一郎　清波藤左衛門　濱邊直三　酒井彌七　幸正九平　片田紋兵衛　橋本市藏　階戸榮作

上甘田村

松岡幸作　澤田春雄　岩城甚之亟　中田七三郎　田中太助　濱田喜太郎　田中貞次郎　松田松太郎　長濱安行

中甘田村

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

雄谷覺太郎　細川源二郎　室矢茂雄　播磨勘太郎　谷澤佐七　泉正助　藤本久平　中森勇太郎　雄谷作太郎　神田瀨一郎

下甘田村

山崎仁平　岡山庄之助　森直一　安中喜久雄　坂井清太郎　白尾正七　政氏藤與作　中田三郎　大石仁齋門

榮田三郎　志加浦村　米澤喜作　惟新平　安部要太郎　村岡常太郎　中村升太郎　福岡庄兵衛　谷內由太郎　田中彌三吉　三島喜太郎　川畑松三郎　村島外記　竹宮平吉

堀松村

下風喜作　德樂平右衛門　石川助作　松田九右衛門　山崎次助

杉本助松
松田喜太郎
古屋豐次郎
瀧川惣三郎

加茂村

吉野德松
泉宗治
髭右近周太郎
手取汪
近藤榮次郎
新明忠太郎
井上榮五郎
土師清太郎

東土田村

山崎嵓
岡島半三郎
松澤廣平
山岸喜助
山岸權七
坂本仲右衛門
前田榮太郎
山崎平太郎

西土田村

盛本文七
前田有作
福田重元
小道庄藏
泉金松
辻義一
町中清作
高島左市
金井增太郎
田島伊三郎

上熊野村

藤澤重右衛門
勝田彌三吉
瀧田又藏
浦七三郎
岡野藤吉
小寺久作

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

高村忠太郎
平野作四郎
穴田菊太郎
脊戸清太郎

熊野村

四藏盈
森田三右衛門
三山又三郎
山海里七
堅田清太郎
平橋正松

富來町

葛城俊行
小堀升太郎
松田喜助
葛城周藏
佐藤廉
村松忠造
大鍛治善治
須摩讓太郎
寺井文左衛門
大鍛治利吉
河原敬吉
山本由太郎
南喜一

向勇太郎

山口源次
末吉源太郎
富澤富太郎

稗造村

山本梅之助
高野直正
橘泉
日爪秀二
木坂喜右衛門
山本重兵衛
今村仁平
藤森政信
安田德平
中谷力松

木坂　孝
鉋打村
馬場久次郎
前田太六
小畑弘太郎
中山助松
中屋幸市
寺彌之助
南永太郎
森本新作
土田彌之助
山崎喜與松
檜木九左衛門
湯上用松
山下清松
山岸彦松

東増穂村
曾原吉晴
古坂貞造
寺田純義

田邊林太郎
横道太磨藏
東源作
向田已之資
竹内寛太郎
谷釜遊正
吉田直次

西増穂村
小杉一政
服部房男
竹宮貞男
松島精之
芝木小三郎
福山武雄
深美純夫
市堀幸作

西海村
坂本宅次郎
中村庄太郎
加能重平

青岸米吉
山寺敏之
上瀧源松
平田平吉
畑中文伍

西浦村

本多與四野
村田孫盛
西村治作
赤芝衛
奥村不可止
石谷兵作
角花榮右衛門
小山市次郎
松田菊太郎
安達武次
濱口太三郎
宮本喜太郎
池田貞二郎
高山吉次郎

鹿島郡

七尾町

三浦由治郎
花村榮次郎
番匠吉造
島田孝三
坂上關太郎

鹿濱村

清水與三郎
酒井豊吉
原勇次郎
松中甚太郎
小山德造
丸田長作

福浦村

木谷吉太郎
錢谷勇三郎
日下政二
松岡又一
直宮助男

白井次作　能勢政次郎　大林勘太郎　船倉雄二郎　三林茂吉　春成米作　今村與三吉　坂本勇五郎　戸代原安時　南吉郎　大平力藏　荒木長次郎　春木久次郎　田村茂松　室塚米吉　宮下千藏　藤橋長松　龍正敎　川口久佐　田中他作

大成半兵衛　半座作太郎　武田慶太郎　松尾力太郎　山下淺右衛門　直舘晴吉　吉岡儀一郎　古川寛造　川島武一　新城末吉　春木幸一　井田茂八　木幡多四郎　近江喜作　筆島米次郎　本谷乙吉　堀郁三郎　下村久　小川由太郎　茶谷武吉

小島和三郎　須原德三郎　殿村吉次　橘宇右衛門　泉澤吉松　小林小次郎　平井永吉　諸谷亮平　石橋詮　延命直次郎　態本貞次郎　丹後關太郎　高村勇吉　内田德彦　佐藤龍藏　岩城慶三　種谷太吉　田中吉藏　北村佐一郎　細川富吉

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

和田長松　村田武次郎　春木藤助　野村勇吉　横谷順慶　萩田幸造　祖濱作太郎　橘政七　宮島亦七

餘喜村

武田作二郎　平内彌八郎　市塚助四郎　井清　松柳重太郎　上島獎　森勇吉　濱田秀雄　三宅勇吉　三宅興錄

高澤淺吉
中村彌一
今井德太郎
岡山平三郎
田島七之亟

鹿島路村

菅原源七
松本榮次郎
濱名久太郎
古永甚兵
濱田政平

御祖村

山田松成
今井八藏
毛利吉造
西井嘉吉
藤本善太郎
良岡良太郎
松井庄作
今井武三郎

吳座井久兵衛
谷内源左衛門
半田佐吉
池島榮造
前田又右衛門
宮田喜之丞
榮山義太郎
毛利吉之助
大西喜太郎

能登部村

梅木玉次郎
近江城丸
澤井松太郎
平野正良
正谷次助
中島德太郎
谷伊八
島田永太郎
小坂安右衛門
福島利右衛門

上杉次八
諏訪菊太郎
吉田與太郎
常光余三二
伊賀與作
早島米吉
杉本太市郎
諏訪藤馬
林理作
早島助松

鳥屋村

椎間平太郎
宿谷平助
林藤作
小林小次
大岡藤吉
中山勇助

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

橫山多一
岡島由太郎
高木義八
寶定平助
上坂駒藏
張間丈太郎
三野周作
出雲佐之助
岡野安太郎
曾山又市
川下吉太郎
水野助八郎
笹田精吉
守山傳次郎
守山榮多
小藏太郎左衛門
卜部顯一
稻葉久次郎
北原虎松
大岡桂二郎

谷内源太郎　高森榮藏　堀貞太郎　三野譲介　岡峰琴松

瀧尾村

山口幸太郎　船塚越合　泉忠藏　泉豐作　島田安太郎　高橋嘉亟　池田元平　高田小次郎　藤屋喜一　谷内菊太郎　櫻井長右衛門　杉本幸太郎　上田政吉　清水宰治

船造丈太郎　原久五郎　本田幸平　植田周作

久江村

上田密太郎　大門豐藏　薄清太郎　岩尾榮太郎　高柳善助　松井治吉

越路村

廣田嘉四郎　山口德太郎　河上喜一　袋井增太郎　森田德太郎　河上晃　北口庄太郎　古澤清太郎

北口由太郎　船木清連　北村良吉　松岡啓輔　大和覺次郎　卜部義太郎　曾我助丸　山本彌助　清水清五郎　奥井七太郎　村守平次郎　長谷川要助　藤井藤五郎　橋本啓介　袋井才次郎　松本順一　岡彰平

南大呑村

藤重昌平　岩崎源左衛門

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

山崎榮太郎　堂垣德太郎　井上由太郎　田中英一　作田吉太郎　前田平作　萩原彌三吉　森佐

北大呑村

桑原一男　小川勇次郎　飯山雄次郎　石垣五左衛門　高橋龍一　青木重嗣　澤田總次郎　坂口平右衛門　辻藤作　酒井英一　山崎榮左久

高橋俊則
木村宗好
宋榮藏

崎山村
岩崎次郎松
森甚三郎
川口勇太郎
關本文次
山形熊吉
石崎幸太郎
受川助松
岡野太四郎
鳥毛榮次郎
杉田仁三松

東湊村
山口德太郎
橋向留次郎
嶋島仁左衛門
池田松太郎
松本兵松

大正九年六月二十日

三百五十七

礒貝喜助
松本直松
坂江十太郎
宮森久藏
長坂文次郎
谷川安次郎
金井辰藏
木戸增太郎
得田助左衛門

矢田郷村
川尻和三郎
石田幸作
青木權次郎
金谷金藏
佐藤喜三松
西澤彦之亟
山口庄七郎
基村三作
西川勘治
千割力藏

高塚儀作
森次助
高塚幸作
高木支次郎
垣内與藏
水野善吉
小川常市
鵜浦勇松

徳田村

神野幸太郎
堀平松
都淺松
松下清二郎
島山理吉
宮崎万佐
竹林助八
林貞吉
室塚佐一郎
奥井太一郎
合田祐受

松岡喜一郎
守澤喜八郎
林太一郎
水口安太郎
野見恒次郎
佐々木伊助
近間治助
登美助市
守田吉藏
土田清二
宮崎勘三
廣里隆吉
鷹合勇二
萩原榮松
山崎俗丸
福島尙太郎
堀岡良吉

西湊村

島崎三次郎
少作忠次郎

脇坂和松　松井清行　松本善松　宮下吉松　川島勇藏　向田憲次　林内十郎　畠山義雄

端村

新野吉嗣　菊川六平　一花茂樹　本田光二　田中信一　小橋亨次　柴端藤右衛門　大井與四平　石川市藏

高階村

先田力藏

佐藤二四右衛門　藤井榮太郎　宮本鎌次　井藤七三郎　小田吉之丈　林彌市郎　酒井和右衛門　林理吉　笹川嘉三八

相馬村

臼沘忠太郎　橋本涉　谷口舛太郎　笹島榮次　南久太郎　中村謙二　三野作太郎　山田要太郎　寺井祐正　三室源四郎

清水清岑　中村與作　長尾庄三郎　大岡作助

田鶴濱村

三野須吉　竹内庄松　新井佐吉郎　近江量平　上島新藏　三井彌三郎　三野善平

赤藏村

平野清二　山岸彦松　岩城與一　藤田佐一郎　平野次郎八

金ケ崎村

黒詰松孝

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

西本文太郎　岡田甚四郎　福田正男　福岡米松　岡村清一　福田長松

笠師保村

筆安政吉　石島與太郎　宮田喜藏　三井助十郎　三輪善四郎　大田宇平　脇本太吉　清水與三七　室田久助　帽子山傳次郎

豊川村

高田量正　金谷彌作　柏野清左衛門

戸田豊　水本修一

熊木村

小池修太郎　澤田仁左松　北川嘉一郎　山口德次郎　枇杷岸藤作　國田文作

谷口宇八郎　山本長次郎　高森政右衛門　大場勝次　津梅與八郎　多賀金次郎　關塚桂太郎　水上久松　津海榮次郎　北野友三郎　羽左間佐一郎

西岸村

時長彌平　濱榮太郎　泉三二　端田寬平　岩濱宅次郎　中西榮太郎　横谷賢次　盆下賢次郎　平豊藏　水谷一成　室木勇平

東島村

宮田半次郎　米田喜作　高瀬仁右衛門　中山勇藏　石橋吉太郎　室屋吉太郎　前忠次　平山常吉

後藤芳太郎　成田喜三松　梅田兵藏　岩崎勘太郎

中乃島村

米倉米松　青山寬造　錦木友三郎　島田喜三松　苗田吉太郎　中谷内善權　山田田永　守友新吉　山腰菊次

西島村

七海喜次　川本勇吉　篠崎榮吉　前田金三郎　川田善松

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

木下竹十郎　平野平松　西川嘉作　白山市松　西島靈應

金丸村

杉本久平　中村平藏　堀内三郎　岡島勇吉　赤島與六　山邊愛一郎　宮本彌三平　清原義道

石崎村

前濱增太郎　前濱惣太郎　高橋安太郎　島崎由太郎　逢金藏

島崎權三郎　越田勝吉
大松庄助　深見清松
野崎圭二　堀場喜太郎
西田增太郎　木下壽吉
島崎長松　大工富二
竹內金松　北野榮太郎

中島村

山本哲郎　能門政義
岡野幸祐　金森貞吉
橋本哲太郎　野澤雪一
江尻安右衛門　日吉讓吉
川村甚次郎　中江操
山本又吉　櫻木順作
木下豐吉　木谷權三郎
澤田佐近二　山岸嘉平
八井四十次郎

鳳至郡輪島町

田中甚松　中濱新
廣田末吉　久保田勝太郎
山口庄作　中江忠次郎
平野平太郎
馳川清助

笠榮太郎　道下吉太郎
勝田量平　丸木吉太郎
高森良藏　南谷仁平
櫻木正吉　川崎長平
佐渡吉太郎　沖崎濤平
七尾次太郎　淺野直次郎
水守又七郎　津村龜太郎
船木久右衛門　太田政吉
新谷信吉　下山政治
天野與三吉　浦見長三
日吉吉太郎　山形文三郎
廣瀨昌太郎　田中增太郎
山本五郎右衛門　西方幸吉
綿上喜太郎　坂東喜太郎
旭儀照　淺井卓二
田代大賢　上野與十郎
淺野半次郎　字出津町
中村五月　河村昌平
淺野榮吉　小力圓次
角間幸太郎　諸角友平

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

二谷直次
瓜谷元一郎
泉與平
塗師德松
鶴野幸三
立岡清三郎
河村米吉
小浦義一
田村大吉
紺井佐太
小西作治郎
數馬嘉一郎
中川貞雄
烏谷藤太郎
久田万九郎
益谷太助
尾山勝太郎
田中助春
村山久太郎
長平久松

大正九年七月二十日

三百六十五

板井武三
藤田直作
川西利吉
山本力松
神和住和作
米澤善作

穴水町

平岡爲吉
大島文治郎
谷內久三郎
中田正行
森下小藏
久保長太郎
摩郷繁
宮森彌太郎
田井春吉
若松茂一
清水勝太郎
宮下傳次
山瀨國松

守田市太郎
長連政
竹下敬太郎
山田諦觀
至令文五郎
横田証淳
關由太郎
田尻源一
浦島周太郎
葛城是秀
山方修藏
深田幸作
中瀨俊太郎
橋本周作
宮田佐次右衛門
濱崎源右衛門
倉谷源藏
瀨那賢次郎
工藤平太郎
高田宗次郎

細谷十藏
松村良作
酒田潤太郎

劒地村

越前榮吉
板谷勘右衛門
輪島谷義郎
中村貞
宮崎榮松
村上榮策
川谷內作太郎
北森紋左衛門
松本勝之
山本吉三郎
岡本二三
館龜次郎
山本喜一
山口喜助
山口清松
山岸佐太郎

點田藤作
田形八郎
森本久平
吉村彦次
水本精造
木村市太郎
北山勇松
泉　遼次
河崎次八
谷内田傳伍
竹田直次
谷根丑太郎
宮本勇次
岡本文吉
由本得太郎
山下七藏
木本染次郎
竹田德太郎
丹後宗四郎
加藤貞一

瀧町甚太郎
田谷淺吉
德山利壽
伊藤孝二
松岡喜太郎
岡村　諸
四柳省造
岩城粂吉
肥佐多忠夫
佐藤秀修
杉本龜太郎
鈴木三郎
表勝次
前田善吉
岩田文太郎
宮永桂次郎
田邊熊太郎
比村　猶
神前愛太郎
久木周佐久

國守友右衛門
鶴岡一造

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

島崎周太郎
森岡東太郎
杉下保太郎
田中榮太郎
山本儀右衛門
才願源吉
中野德次郎
東　文造
吉岡彌太郎
柳俣太郎

中谷保彥
浦上村　宮山庄太郎
石塚孫平
高島小三郎
林　正平
神村甚藏
高島永太郎
好井寬治
上浦德太郎
高島彌作
七浦村　板倉孝作
近江基
升本又一郎
大木菊太郎
水口定次郎
山崎吉太郎
瀨戸清太郎
森本良助

中田敬次郎
坂本政次郎
大島德太郎
河原敬吉
花野保太郎
奥堂市三郎
大橋琢平
宮本勝太郎

井上三重郎　井端熊太郎　斯波亨　板倉万次　倉本惣右衛門

西保村

前原次三郎　八十瀬冨士松　土肥直作　橋爪長三郎　黒田長四郎　小坂武光　浦本甚七郎　坂下源作　西濱甚右衛門　植村謙

大屋村

東四郎　松本修造　谷内平蔵

上野修輔　摂木勇松　表修平　坂下次郎松　高森榮

松本松壽　熊本仙次郎　八木悦郎　宮外平次郎　高高俊　吉田理吉　川岸成知　吉田松五郎　山崎源平　出木谷由太郎　坂本美雄　小方儀左衛門　中田勝知　向井彌助　合田義守

山崎秀作　中野千里　八幡貞一　伊川今太郎　小上防孝吉

河原田村

山花藤吉　樋間正盛　水上重太郎　小伊藤小吉　清水小門　安谷覺太郎　北間重太郎　保山孝吉　坂野重次郎　宮地政春　上狹榮太郎　中直一　松本静

鵠巣村

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

田中五左衛門　大窪太郎作　下地隆記　村田棣平　大丁助八

西常右衛門

岸田政次　岩崎孝八　中山龍太郎　小西正作　川端末吉

南志見村

中小田權辰　大間孝成　川口榮治　松尾昊　端次郎左衛門　宮下修造　三百苅幸治　仲泉六郎

中刀長政
正井万壽吉
坂上辰治
平田德明
濱頭彌之助
上加政藏
中小田太
今寺保
青木政太郎

町野村

上谷儀三郎
瀧尻與三吉
本谷定次郎
谷内元愛智
中村清吉
時田常右衛門
橘万治
中村重孝
前正喜
泉吉太郎

廣中勝太郎
坂井鐵太郎
柴野與八
橋本渡
高安粲治
中谷梅知
奥能谷佐助
原田正二
池田順
中谷榮作

堤助盛

上谷太郎右衛門

山森又八
栗倉有造
上谷庄太郎
橘次郎
江尻寅次郎
山下力太郎
前伊八
鍋惣松

柳田村

竹内良吉
石田松五郎
石田後三
石田孝造
國盛早松
宮田照良
井田幸作
西尾嘉一
高木孫吉
竹本作太郎
六田義一
政田一三
高藤太郎
梶原正知
新谷榮作
小倉清次郎
龜崎榮松
谷坊榮松
川端助之亟
小谷久太郎
瀧池孫一

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

竹中甚五郎
赤田由太郎
花幸造
五田智之助
宮田早松
加門作藏
小田竹吉
宮下鹿藏
原田政憙
金子滋芳
宮田甚太郎
辻口由太郎
二又惠守
親谷照良
上野得太郎
桐木常福

神野村

倉正義
山岸助八
東崎吉雄

諸橋村

的場源六
下谷内七助
山岸甚右衛門
平平太郎
中山義治
才門治三郎
上野喜久政

松下喜作
高坂文次郎
諸橋久四郎
鵜淵榮七
川端與一郎
諸谷舜二
高四郎兵衛
中町七郎
大家亮吉
樋口敬次
中谷次八
濱出久一

大正九年七月二十日

高柳六三郎
三宅彌三
濱詰榮次郎
北川大次郎

三波村

梶嘉七
坂上雄吉
大西成一
酒井藤作

山下喜一郎
猪子平次郎
井田貞次郎
川端市太郎
川端三次郎
町中彌三郎
上野久次
山本藤一
光谷常三
喜多宗太郎
上野忠作

鵜川村

中田久吉
青木善一郎
平脉清作
林久
炭谷甚七郎
鶴野甚平
五十嵐利八
小林久兵衛
前田幸太郎
高太右衛門
西口辰次郎
能登敗之良
舘忠作
國分直吉郎
岩谷正行
堀口留次郎
岩谷三右衛門
橋本福太郎
谷内平作

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

兜村

坂本次三郎
中田吉松
一谷伊次郎
上野惣松
井上榮藏
泉原周造
坂下直一
新田貞一
國分義治
右田善造
赤坂祐次郎
濱田修德
竹越利八
辻岡健郎
瀧尻良太郎
竹野孫吉
東三次
東熊次郎
小林豐壽

細木喜久次
山本甸逸
山下榮松
泊慶次郎
荒木春作
長尾覺之助
柴田多吉

中居村

下出源一
米田金久
米田松右衛門
吉村久左衛門
國田與三吉
國田千五郎
小林富太郎
森川與一郎
遠藤勝治
黒川理輔

南北村

黒川太三郎
佳川祐天
山本田吉
宮崎久造
藤野小左衛門
佐藤長英
佐藤周作
藪下寅松
坊谷吉松
山本政谷
荒木朝吉
森元藤左衛門
幸崎久松
小杉榮一
山崎宗茂
川邊甚五郎
京堂松太郎

本郷村

奥田万次郎
高島長之助
西野勝次郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

山本勝次郎
宮谷内金作
山崎庄左衛門
高平松
古坂幸作
山崎吉之助
宮中清作
小利池貞一郎
森倉七郎
宮谷内實
辻本修作

三井村

中谷平太郎
小林作太郎
池平彦助
向憲太郎
泉六平
山岸彌三郎
井上文左衛門
森田賢太郎

片田源次郎
坂本藤作
谷内三郎
坂下作太郎
裏覺太郎
西谷安太郎

黒島村

坂本健吉
北野文造
北野利道
藤慎
藤井友右衛門
湊林松
北本政次郎
林曉太郎
吉田末吉
舘甚作

珠洲郡飯田町

富田圓次郎

藤野幸作　南賀兵衛　笠原憲　安用寺次吉　次社築作　八木隆二　濱岡幸治　塘梅藤十郎　明星久光　武田政吉　山田爲七　泊谷達二　濱野勇喜知

小木村

中山益次郎　梶本修平　巧鶴三郎　塗野憲一　北野才一郎　奥成順平

橋本初太郎　八木初太郎　高塚悍　岩城元吉　西脇健一郎　酒井茂　外浦龍藏　堂前善太郎　大谷壽策　松本安太郎　川端力藏　飯田力太郎　井田次郎松　芝西宗次　坂下都太郎　清水政次郎　高橋正人　福田純平　源佐長太郎　岩城力太郎

紙谷彌八郎　芝西光太郎　芳野廣太郎

木郎村

角正一　眞知周祐　小原福太郎　大村行藏　形大茂　宇治宇三郎　中町丈助　濱崎善造　大屋齊智　垣内康祺　寺下友次郎　木下梅之助　丸山藤作　武藤亮造　重田安松　干場虎松

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

小杉幸次郎　高正義　畠中喜三郎　吉村得造　松田善正　向渉　新谷憲次郎　田端岩吉　白坂虎吉　松田琢美　白坂間右衛門　上田孫右衛門　山元延太郎　中清香　吉見庄太郎　谷内正保　廢屋貞吉　鰕下要太郎　河田松次

立村

寶

北澤芳太郎　鹿野彌　永田養三郎　金田要太郎　正田才次郎　竹内八太郎　加護健一　堂岸保弘　坂淺次郎　山下梅太郎　米根喜作　八島勇三郎　小山幸太郎　藏助　山崎寛二　垣内運　黒瀬耕吉　前田喜作　向谷文次郎　長谷作太郎

高吉太郎　新谷七右衛門　瀬戸吉藏　内波關太郎　船橋元治　佐野元治　中村嘉市郎　大井達次郎　寺井彌太郎　川崎幸平　梶清治　小林勇次郎　切通八藏　盛田澄　淺田龜一　小林茂

上戸村　德力孝造　大林松太郎　出村竹次郎

三盃助松　鬘崎定次郎　中谷幸吉　笠谷幸次　河原政三郎　濱田久藏

若山村　坂榮作　恒元寛穩　新喜基　田中作太郎　二飯田平作　大尾源藏　尾重清　脇田八百松　國定榮重　八百代正一　民山忠七　田中一久　深田廣逸

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

岡田清　樋本政信　岡田賢作　山下龜之助　櫻井次作　脇田彌一　中野小松

直村　梅田宇作　矢鋪良吉　尾上隆作　成之坊俊雄　森下正鴻　綿谷林松　新谷長初　前野一治　藤原忠太郎

正院村　端誠之　森榮太郎

中澤金作
表久作
新谷賢造
道高林作
前德太郎
洲卷莊作
米谷政吉
乙谷太七
宛塚幸次郎
干場重松
松浦政一
加賀仁三郎
奥野長治
矢鋪祚三

三崎村
北角久作
橋本卯三郎
瀨戸義淳
正木三吉
中橋孝藏

大正九年七月二十日

端名庄太郎
前口禮藏
中清助松
中嶋三之助
竹森榮藏
加藤嘉助
小西八三郎
高井才次郎
宮本倍太郎
新出喜作
竹澤丑太郎
高畑石松
上野和三郎
寺家谷末吉
新谷清次郎
島崎治作
松ケ瀨昌三
原安太郎
本谷慶一
野畠重作

中家與作
西海村
今村長一
大谷內豐
吉田榮次郎
坂長作
瀧下初藏
赤島亮助
塚本幸七
新明延太郎
矢部三次郎
川村純雄
新庄吉
山野善作
金崎法晃
丹保行高
佐々木實
丸山彥之亟
柿王繁之亟
藏幸助

谷口發三
杉原茂太郎
濱田延太郎
東孝藏
丹保忠次郎
中板吉次郎
山井善太郎
松原曉了
室谷寶太郎
新村染次郎
橋詰幸次郎
新德太郎
藤高久作
室谷良作
中谷龜太郎
蛸島村
原田巳之助
畠山太兵衛
平野愛三郎
齊藤龍次郎

告示

大正九年七月二十日

金澤市

宝谷市右衛門
道下忠司
堂端四郎兵衛
塗谷榮作
濱岡文太郎
堂端文作

橋爪與一郎
居村喜一郎
米永與一郎
平澤彌三郎
指江長太郎
大橋榮次郎
金戸七兵衛
田中吉三郎
島本安三郎
不島次三郎
額藤次郎
山崎勇之助
白石善太郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

山中一兵
淺野源次郎
川村外次郎
藤澤好道
太田武次
小松乙次郎
曾谷榮次郎
勝田庄次郎
山森三郎
辻米次郎
中重俊
安田順太郎
山田宗太郎
工藤作平
松田以幸
埴生孝次郎
河合治太
菅原宗助
額谷與三郎
田中太三郎

垣内正勝
高澤鐵五郎
中村與太郎
春日悼一郎
津田全二
寺澤安治
村田宣保
角谷儀太郎
田邊滿一
竹中廣吉
中野知秀
湯淺源清
鍋谷甚太郎
堰並忠直
中山正心
伊藤嘉秋
栗原隆吉
稻垣豊成
嶋村虎三郎
谷澤錥藏

塚清太郎
水野玄太郎
奥泉菊次郎
飯田作
指江市三郎
永見榮太郎
松崎友吉
坂井榮太郎
山田定吉
東六三郎
土方益三郎
野口普作
平澤彌三郎
山本常次
河嶋六喜
高畠喜兵衛
二木二三郎
鍔太三郎
守田勝太郎
澤原源太郎

奥原政次郎　北川太一　行方甚次郎　楠正道　大桑實　吉岡太十郎　坂野權次郎　井上松三郎　木村諭吉　多良喜　清水彙之　松宮助之丞　佐々木與十郎　續有節　横井伊佐美　堀忠勇　柳源太　川村萬次郎　足上成長　上田治吉

河原山菊男　平松敏四郎　淺井安吉　渡邊盛次郎　山崎忠固　松田鹿三　松田潤次郎　鶴見金十郎　大屋秀政　格内喜太郎　高島文太郎　北地武明　前川龜松　酒井斌夫　辰川常太郎　市川定吉　金井佐久　河邊志須磨　中村篤房　吉岡昌太郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

與津與吉　中宮佐久太郎　黒田與太郎　寶金佐一郎　田上市二郎　炭谷次郎吉　西田正明　片岡傳次　傍谷與右衛門　石田直次　荒見多三　園崎明善　加藤信智　河村勇次郎　市村茂孝　入山義信　安江松太郎　村田庄四郎　宮永玉吉　堀田丈五郎

堀俊明　井上茂　林直　彼嶋榮順　澤田外雄　末岡六三郎　林義雄　芦澤末三郎　小泉松太郎　内藤才次郎　安田作次郎　永井與平　小杉俊彝　井上信　大久保慶次郎　土方次吉　本郷勝次郎　野田權作　吉田他吉　中村與吉

佐久間啓太郎　素谷篤爾
河原外次郎　黒川加一
板谷要太郎　野村喜一郎
永嶋知道　中榮二助
渡邊正松　二俣幸次郎
日置謙　毛利幸次郎
野口孝　宮本友吉
杉原幹男　上田誠雄
長田安太郎　吳座太一
野澤清太郎　森川正章
林松次郎　伴外行
中山清一　高坂政次
石谷伊右衛門　堀内金十郎
澤野外茂次　多賀直春
小鍛治直芳　納賀彌平
吉田次作　前弘進
松村七九　池田純正
高村市太郎　越田利平
石川寛二　小森新太郎
森岡初男　市川愛二郎

御舘常次郎　新田廣嗣
相馬五十八郎　小西與三松
岡崎政照　卜部義明
千葉壽胤　石澤辰太郎
村田良順　松井法一
留田喜三郎　大場喜一
清水清二　板谷黃平
乾亮　宮本健二郎
松村太二郎　坂本良平
福岡喜與吉　喜多次郎松
藤澤金平　角良作
越田友次郎　小山喜壽榮
木村文一　多賀盛信
角家鉄次郎　若林增太郎
高桑保太郎　清水幸忠
上田右吉　中村善雄
坂井格　廣茂甚左衛門
荒井幸太郎　淵上藤六
淺野仕平　長惣右衛門
柴野順吾　松永龍治

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

大窪長義
後藤昔壯
多々靜次
戸田嘉十郎
長田武雄
青木外吉
津嶋可一
木田村甚太郎
淺野成俊
石田悟雄
高畠伊作
中村常三
森谷常松
戸田友次郎
吉村源之助
永江耕作
平賀金太郎
岡本定吉
北林德治郎
山田外雄

大正九年七月二十日

市川秀一
小村虎一
山內與三次郎
村田孝一郎
柄崎義英
太田定義
木村脩治
小森杜三郎
岡本順吉
岩尾他久二
矢部彌太郎
高田五兵衛
梅澤清正
田中清藏
作田保治
谷村庄平
竹澤外吉
內田八三郎
岡田外吉
市村塘

澤邊浩
奥野直政
宮野太一
福田外吉
野崎啓造
松井彦治
濱野義敬
西井太行
小林慶治
山本要之助
福田茂三郎
小西太範
西野太三郎
津田吉太郎
中川勝六
油谷定吉
岡田久太郎
富田毅
富田助八
香川〃劉

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

池田民吉
辻敬二
佐々木外次郎
田丸理壽
能瀬嘉市
池田循吉
青山作次郎
小川仁三郎
島清之助
松岡外次郎
喜多好元
小森清太郎
久永與吉
山根善次郎
南庄藏
鈴木錄三郎
本田正俊
三浦久太郎
高林義一
四尾長松

増田銀太郎　新保多作　南部多一郎　齊藤熊太郎　守岡多一郎　今井寶林　金津八太郎　結城捨次郎　島野正敬　宗廣金登　守岡文吉　國本榮作　越太平　松本佐吉

轟與一郎　横地正果　青木寛　森田彌次郎　荒木嘉太郎　野村吉太郎　北山伊助　打谷太一　石田藤次郎　中野保太郎　入江孝次郎　大垣昌訓　宮森小太郎　高木理三郎　山本久太郎　中堀末藏　津田猪平　板垣吉兵衛　觀尾忠次　藤澤嘉太郎

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

松田外善　平田孫太郎　櫻井太一郎　米村與吉　前野重次郎　清谷與三次郎　本田理三郎　清水七郎衛門　與川貞次郎　金子貞臣　田口秀弘　米村乙男　奥谷友次郎　明石與作　山本與三吉　畑清作　南小次郎　山光清一　垂戸榮次　渡部虎一

北出一雄　今村與八郎　岡田亮二　西出久一　山岸源次郎　宮西直二　岩木退三　荒井清兵衛　高松丈五郎　多田一平　松原三郎　兒玉豐次郎　平尾丹治　根岸福彌　吉田鋒三郎　松江甚吉　小泉顯治　田中熹一　上田多仲　長耕

高橋覺吉　鰹海膏一
笹川喜久太　櫻井勝憲
戸田勝直　岩田藤次郎
清水正樹　濱淳
西河貞吉　村上佐一郎
小杉外三男　高澤純太郎
園部俊三　小杉三郎
惣太郎　小山幸太郎
池田陸　千田和吉郎
奥村榮同　大森成吉
島田鐵廣　赤塵孝定
石坂豐治　森清治
山森喜十郎　津幡四郎
中條八十男　白井綱
伊東一太郎　廣瀨仁三郎
小堀義信　內藤政良
岡田喜久男　岡田悔作
吉倉昌光　沖野昌次郎
山本馮定　林常吉
瀧猪三郎

入江太三郎　吉田豐親
高橋理久　松村安一
奥野友吉　野田繁雄
相馬貞衛　渡邊爲三郎
大能義惠　津田義一
菊地武　梅森久米造
押野房次郎　裳地爲次郎
岡本純太郎　吉岡政吉
吉村彌三松　前田長次郎
水谷市太郎　中川與三郎
村田吉太郎　山本太二郎
河合林太　澤田三郎
小野三郎　末村榮治
来島與作　小松藤作
中務湛　宮崎亮
笠間正男　北村六三郎
太田榮夫　下村清義
山野小一郎　薄井政幸
小杉喜八　宮腰清太郎
鯨部重衡　永井秀一

（石川縣公報　第三種郵便物認可）

告示

山崎亮吉
矢野善助
沖徳三郎
末村榮作
天羽秀二
長谷川俊郎
竹内儀三

大正九年七月二十日

通牒照會

●發統第一六七號

石川縣臨時國勢調査部長

郡市長殿　町村長殿

國勢調査區設定認可ノ件依命通牒

曩ニ申請相成候市町村國勢調査區設定ノ件ニ關シテハ縣公報ニ其ノ認可指令ヲ掲載シ之ヲ以テ指令書ノ交付ニ代ヘラレ候條御心得相成度候也

石川縣指令

（各）

大正九年六月十五日付發庶第二一三四號	江沼郡大聖寺町役場
大正九年六月十二日付發庶第二一四四號	江沼郡山中町役場
大正九年六月十四日付發第二〇五號	江沼郡山代町役場
大正九年六月十二日付發庶第一八三號	江沼郡三木村役場
大正九年六月十九日付發第一四四號	江沼郡瀬越村役場
大正九年六月十五日付	江沼郡福田村役場
大正九年六月十四日付發庶第二二三號	江沼郡三谷村役場

（通）

大正九年六月十日付發庶第二〇一號	江沼郡南郷村役場
大正九年六月十二日付發第一八一號	江沼郡河南村役場
大正九年六月十四日付特發第一七三號	江沼郡西谷村役場
大正九年六月七日付發庶第一六六號	江沼郡東谷奥村役場
大正九年六月十四日付發第二〇三號	江沼郡東谷口村役場
大正九年六月十四日付發庶第一二八號	江沼郡勅使村役場
大正九年六月十日付	江沼郡庄村役場
大正九年六月十四日付發庶第一七〇號	江沼郡作見村役場
大正九年六月十四日付發庶第二二一號	江沼郡黒崎村役場
大正九年六月十五日付發庶第二〇三號	江沼郡橋立村役場
大正九年六月十四日付發庶第一八四號	江沼郡塩津村役場
大正九年六月八日付發庶第一八一號	江沼郡篠原村役場
大正九年六月十二日付	江沼郡動橋村役場
大正九年六月十五日付發庶第一八六號	江沼郡分校村役場
大正九年六月十四日付發庶第一五一號	江沼郡那谷村役場

（各）

江沼郡矢田野村役場　大正九年六月十日付發庶特第二九七號
江沼郡月津村役場　大正九年六月十二日付發庶第五四八號
江沼郡鹽屋村役場　大正九年六月十四日付發庶第三二〇號

能美郡小松町役場　大正九年六月十四日付發庶第三三五號
能美郡安宅町役場　大正九年六月十四日付發庶第二七一號
能美郡御幸村役場　大正九年六月十八日付發庶第三三五號
能美郡苗代村役場　大正九年六月十四日付發庶第二七一號
能美郡牧村役場　大正九年六月十二日付發庶第二八七號
能美郡粟津村役場　大正九年六月十四日付發庶第三二三號
能美郡大杉谷村役場　大正九年六月十四日付
能美郡鳥越村役場　大正九年六月十四日付發庶第二七八號
能美郡金野村役場　大正九年六月十四日付發庶第二七九號
能美郡新丸村役場　大正九年六月十四日付發庶第三〇三號
能美郡尾口村役場　大正九年六月十一日付發庶第三〇三號

（通）

能美郡白峰村役場　大正九年六月十日付發庶第三五〇號
能美郡中海村役場　大正九年六月十二日付海發庶第一四九號
能美郡粟生村役場　大正九年六月十四日付發庶第二二五號
能美郡湊村役場　大正九年六月十二日付湊發第二四二號
能美郡吉田村役場　大正九年六月十四日付發庶第二四四號
能美郡久常村役場　大正九年六月十日付發庶第二八五號
能美郡國府村役場　大正九年六月十四日付發庶第二二五號
能美郡板津村役場　大正九年六月十五日付發庶第四一一號
能美郡根上村役場　大正九年六月十四日付發庶第五七七號
能美郡寺井野村役場　大正九年六月十五日付寺庶第四九二號
能美郡川北村役場　大正九年六月三日付發庶第三五三號
能美郡西尾村役場　大正九年六月十四日付發庶第三五三號
能美郡白江村役場　大正九年六月十四日付發庶第二八九號
能美郡山上村役場　大正九年六月十五日付庶第四一六號

（各）

石川郡松任町役場　大正九年六月十五日付松第三三四號
石川郡金石町役場　大正九年六月十三日付金第二七一號
石川郡大野町役場　大正九年六月十四日付發第二一五號
石川郡美川町役場　大正九年六月三十日付發庶第四六八號
石川郡鶴來町役場　大正九年六月十四日付鶴發庶第三七〇號
石川郡比樂島村役場　大正九年六月十四日付比發第一七九號
石川郡福留村役場　大正九年六月十二日付福庶第三五三號
石川郡柏野村役場　大正九年六月十五日付柏發第二二九號
石川郡蝶屋村役場　大正九年六月十四日付發第二一一號
石川郡笠間村役場　大正九年六月十四日付發第二二〇號
石川郡宮保村役場　大正九年六月十四日付宮發第一二〇號
石川郡一木村役場　大正九年六月十五日付發庶第一七九號
石川郡出城村役場　大正九年六月十五日付發庶第一九五號
石川郡御手洗村役場　大正九年六月十四日付御發第二一四號
石川郡旭村役場　大正九年六月十二日付發庶第二〇八號

（通）

石川郡安原村役場　大正九年五月二十六日付安庶第三一七號
石川郡鄕村役場　大正九年六月十四日付鄕庶第一五一號
石川郡中奥村役場　大正九年六月十五日付中庶第一六號
石川郡林中村役場　大正九年六月十五日付發庶第二七八號
石川郡山島村役場　大正九年六月十一日付發庶第二三五號
石川郡舘畑村役場　大正九年六月十四日付發庶第二二七號
石川郡林村役場　大正九年六月十五日付敬庶第四一〇號ノ一
石川郡廳山村役場　大正九年六月十一日付發庶第一五三號
石川郡河内村役場　大正九年六月十四日付河特第二九〇號
石川郡吉野谷村役場　大正九年六月十二日付庶發第二一七號
石川郡額村役場　大正九年六月十日付額庶特第一九一號
石川郡富奥村役場　大正九年六月十二日付富特第二三一號
石川郡野々市村役場　大正九年六月十五日付發庶第二一四號
石川郡押野村役場　大正九年六月十二日付押庶特第一四八號
石川郡三馬村役場　大正九年六月十一日付三特第一七三號

（各）

石川郡富樫村役場	大正九年六月十二日付發庶第一九五號
石川郡野　村役場	大正九年六月十三日付發庶第二三六號
石川郡内川村役場	大正九年六月十一日付內特第一五〇號
石川郡犀川村役場	大正九年六月八日付發庶第二一三號
石川郡湯涌谷村役場	大正九年六月十三日付發庶第一三〇號
石川郡嶺浦村役場	大正九年六月十二日付發庶第一四九號
石川郡米丸村役場	大正九年六月十二日付發庶第一五九號
石川郡二塚村役場	大正九年六月十一日付發第一七〇號
石川郡大野村役場	大正九年六月十四日付發第三〇三號
石川郡戸板村役場	大正九年六月十三日付戸發第二七〇號
石川郡鞍月村役場	大正九年五月四日付發第一〇一號
石川郡弓取村役場	大正九年六月十四日付發第一五一號
石川郡湯津村役場	大正九年六月九日付發第二〇六號
石川郡粟崎村役場	大正九年六月三日付發第二四四號

（通）

河北郡津幡町役場	大正九年六月十五日付發庶第二八九號
河北郡中條村役場	大正九年六月十五日付發庶第一四五號
河北郡小坂村役場	大正九年五月三十日付發庶第一六三號
河北郡井上村役場	大正九年六月十一日付發庶第二一三號
河北郡內灘村役場	大正九年六月十日付發庶第二二三號
河北郡大場村役場	大正九年六月十一日付發庶第一三二號
河北郡八田村役場	大正九年六月九日付發庶第一四五號
河北郡川北村役場	大正九年六月十一日付發庶第二二九號
河北郡花園村役場	大正九年六月十二日付發庶第二二五號
河北郡倶利伽羅村役場	大正九年六月五日付發庶第二一四號
河北郡笠谷村役場	大正九年六月十二日付發庶第二四九號
河北郡淺川村役場	大正九年六月十日付發庶第二一三四號
河北郡英田村役場	大正九年六月二日付發庶第三九五號
河北郡宇ノ氣村役場	大正九年六月十五日付發庶第二八一號
河北郡高松村役場	大正九年六月十四日付發庶第二六七號

（各）

河北郡七塚村役場	大正九年六月十五日付發庶第二一三二號
河北郡三谷村役場	大正九年六月十四日付發庶第二四三號
河北郡森本村役場	大正九年六月十二日付
羽咋郡羽咋町役場	大正九年六月十五日付發庶第二六六號
羽咋郡高濱町役場	大正九年六月十一日付發庶第二八一號
羽咋郡南大海村役場	大正九年六月十四日付發庶第二五八號
羽咋郡北大海村役場	大正九年六月八日付發庶第一四八號
羽咋郡河合谷村役場	大正九年六月三日付發庶第二二四號
羽咋郡北莊村役場	大正九年六月十一日付發庶第一七八號
羽咋郡中莊村役場	大正九年六月十四日付發庶第一六九號
羽咋郡末森村役場	大正九年六月九日付發庶第二〇二號
羽咋郡柏崎村役場	大正九年六月九日付發庶第一七三號
羽咋郡粟ノ保村役場	大正九年六月九日付發庶第一五九號
羽咋郡櫛川村役場	大正九年六月十四日付發庶第一七二號

（通）

羽咋郡志雄村役場	大正九年六月十一日付發庶第二三五號
羽咋郡南志雄村役場	大正九年六月十四日付發庶第二一八號
羽咋郡北志雄村役場	大正九年六月　七日付發庶第一五九號
羽咋郡富永村役場	大正九年六月二日付
羽咋郡南邑知村役場	大正九年六月十五日付發庶第三三三號
羽咋郡北邑知村役場	大正九年六月　一日付庶發第三五〇號
羽咋郡中邑知村役場	大正九年五月三十一日付發庶第一四八號
羽咋郡若部村役場	大正九年六月十四日付廳第一三六號
羽咋郡一ノ宮村役場	大正九年五月三十一日付發庶第一六七號
羽咋郡越路村役場	大正九年六月十四日付發庶第二一八號
羽咋郡上甘田村役場	大正九年六月十四日付發庶第一六一號
羽咋郡中甘田村役場	大正九年五月　五日付發庶第一四三號
羽咋郡下甘田村役場	大正九年六月十四日付發庶第一三六號
羽咋郡志加浦村役場	大正九年六月十五日付發庶第二二七號
羽咋郡堀松村役場	

羽咋郡加茂村役場　大正九年六月八日付發庶第一三八號
羽咋郡東土田村役場　大正九年六月十五日付發庶第一五九號
羽咋郡西土田村役場　大正九年六月四日付發庶第一三六號
羽咋郡上熊野村役場　大正九年六月十一日付發庶第一八二號
羽咋郡熊野村役場　大正九年六月十四日付發庶第一五三號
羽咋郡富來町役場　大正九年六月十四日付發庶第二二四號
羽咋郡神造村役場　大正九年六月十四日付發庶第一五八號
羽咋郡鉢打村役場　大正九年六月十四日付發庶第二三七號
羽咋郡東增穗村役場　大正九年六月十五日付發庶第二六四號
羽咋郡西增穗村役場　大正九年六月二十二日付發庶第一八七號
羽咋郡西海村役場　大正九年六月五日付發庶第一四七
羽咋郡西浦村役場　大正九年六月十四日付發庶第二六〇號
羽咋郡鹽濱村役場　大正九年六月九日付發第二〇八號
羽咋郡福浦村役場　大正九年六月十五日付發庶第一八二號

（各）

（通）

鹿島郡七尾町役場　大正九年六月十二日付發庶第二〇一號
鹿島郡餘喜村役場　大正九年五月三十一日附特發第二一六號
鹿島郡鹿島路村役場　大正九年六月五日附特發第一二六號
鹿島郡御祖村役場　大正九年六月三日附發第二一四號
鹿島郡能登部村役場　大正九年六月十四日附發庶第一六一號
鹿島郡鳥屋村役場　大正九年六月七日附鳥發第四二二號
鹿島郡瀧尾村役場　大正九年五月三十一日附庶發第五八號
鹿島郡久江村役場　大正九年五月二十九日附庶發第一三二號
鹿島郡越路村役場　大正九年六月十五日附發第二四四號
鹿島郡南大呑村役場　大正九年五月二十九日附第拾號
鹿島郡北大呑村役場　大正九年六月十四日付發庶第一七三號
鹿島郡崎山村役場　大正九年五月二十九日附特發第一九〇號
鹿島郡東湊村役場　大正九年五月三十一日附東統第三一三號
鹿島郡矢田郷村役場　大正九年四月二十九日附發庶第三三七號
鹿島郡德田村役場　大正九年六月十三日附發庶第三二七號

（各）

鹿島郡西湊村役場　大正九年五月二十五日附
鹿島郡鵜浦村役場　大正九年五月二十七日附端特第二四九號
鹿島郡高階村役場　大正九年五月三十日附發庶第二二八號
鹿島郡相馬村役場　大正九年五月二十九日附
鹿島郡田鶴濱村役場　大正九年五月三十一日附田特第二一〇號
鹿島郡赤蠶村役場　大正九年五月二十四日附赤特第一六四號
鹿島郡金ケ崎村役場　大正九年五月二十七日附發庶第一七〇號
鹿島郡笠師保村役場　大正九年五月二十九日附發第一四四號
鹿島郡豐川村役場　大正九年六月九日附發第一八九號
鹿島郡熊木村役場　大正九年六月十五日附發庶第一九〇號
鹿島郡西岸村役場　大正九年六月八日附發第一九〇號
鹿島郡東島村役場　大正九年五月二十六日附發庶第一七七號
鹿島郡中ノ島村役場　大正九年六月十四日附發庶第二六八號
鹿島郡西島村役場　大正九年五月二十一日附庶發第一九六號
鹿島郡金丸村役場　大正九年五月二十一日附發第二五四號

（通）

鹿島郡石崎村役場　大正九年六月十一日附發庶第一九六號
鹿島郡中島村役場　大正九年五月二十七日附發第二二一號

鳳至郡輪島町役場　大正九年六月三十二日付發庶第二九四號
鳳至郡宇出津町役場　大正九年六月二十四日付發庶第四〇二號
鳳至郡穴水町役場　大正九年六月十五日付收庶第六七三號
鳳至郡劔地村役場　大正九年六月二十三日付發庶第一三九號
鳳至郡諸岡村役場　大正九年六月十五日付發第一〇七號
鳳至郡櫛比村役場　大正九年六月十日付發庶第二五七號
鳳至郡浦上村役場　大正九年六月一日付發庶第二一一號
鳳至郡七浦村役場　大正九年六月十二日付
鳳至郡西保村役場　大正九年六月八日付發第二〇四號
鳳至郡大屋村役場　大正九年六月二一日付發庶第二〇二號
鳳至郡河原田村役場　大正九年六月九日付發庶第一四七號
鳳至郡鵜巢村役場　大正九年六月十九日付發庶第二三四號

（各

大正九年六月十一日付　發庶第一八五號
大正九年六月八日付
大正九年六月八日付　發庶第二二二號
大正九年六月七日付　特第一九三號
大正九年六月十二日付　特發第一八三號
大正九年六月十日付　發庶第一九四號
大正九年六月七日付　發庶第一五五號
大正九年六月四日付　庶特發第一七七號
大正九年六月九日付　特第一九三號
大正九年六月九日付　發庶第一五九號
大正九年六月五日付　發庶第二二四號
大正九年六月十二日付　發庶第一四〇號
大正九年六月十五日付
大正九年六月十八日付　發庶第二一三號

鳳至郡南志見村役場
鳳至郡町野村役場
鳳至郡柳田村役場
鳳至郡神野村役場
鳳至郡諸橋村役場
鳳至郡三波村役場
鳳至郡鵜川村役場
鳳至郡兜村役場
鳳至郡中居村役場
鳳至郡南北村役場
鳳至郡本郷村役場
鳳至郡三井村役場
鳳至郡黒島村役場
珠洲郡飯田町役場

大正九年六月十四日付　發庶第二八一號
大正九年六月十二日付　發庶第二四四號
大正九年六月十五日付　發庶第三九五號
大正九年六月十四日付　發庶第一六五號
大正九年六月十五日付　發庶第二〇〇號
大正九年六月十五日付　國勢第一號
大正九年六月七日付　庶第二三一號
大正九年六月十五日付

珠洲郡小木村役場
珠洲郡木郎村役場
珠洲郡寶立村役場
珠洲郡上戸村役場
珠洲郡若山村役場
珠洲郡直村役場
珠洲郡正院村役場
珠洲郡三崎村役場
珠洲村西海村役場
珠洲郡鰀島村役場

通）

大正九年六月十五日付　發國庶第三一號

金澤市役所

頭書稟請國勢調査區設定ノ件認可ス

大正九年七月二十日

石川縣知事　土岐嘉平

大正九年七月二十日印刷
大正九年七月二十日發行

發行人兼發行所　石川縣　村上二平
印刷者　石川縣金澤市博勞町七十四番地　下出商業堂
印刷所　石川縣金澤市博勞町七十四番地　經堂
（一枚ニ付金五厘）　電話一七四番

石川縣金澤市長

飯尾高朗殿

親展

金澤市役所
第 691 號
大正9年8月16日
受附

大阪市東區大川町

大阪毎日新聞社

郵便はがき

大阪市中央局四六

大阪毎日新聞社行

逓信省發行　印刷局製造

註文書

小川臨時國勢調査局長官序
牛塚臨時國勢調査局次長序
本山大阪毎日新聞社々長跋
臨時國勢調査局
調査課長 二階堂保則氏述

「國勢調査」解說

一冊

右及註文候也

月　日

住所

貴名

拝啓、大暑の候愈御清適奉賀候陳者來る十月一日を以て施行の「國勢調査」は我國空前の一大事業にして其完成に就ては一入御苦心の御事と奉拝察候就ては本社は此の國家的事業の意義を普く社會民衆に宣傳し以て其完成に幾分貢獻仕度と存し曩に得貴意候如く去月來「國勢調査」宣傳活動寫眞講演班を編成し各縣市當局各位御援助の下に引續き各地に於て開催し相當の効果を收め居り候處去月二十三日大阪市中央公會堂に於て開會の本社主催國勢調査宣傳活動寫眞講演會の際臨時國勢調査局より特に牛塚次長及二階堂調査課長御來阪一場の講演有之候處二階堂氏の講演は其意義を最も平易簡明に詳說せられ多大の感動を與へ候に付ては大阪府市國勢調査部に於て右二階堂氏の講演を冊子となし府市の調査員は勿論方面委員、在鄉軍人會員、青年會員等に配布し「國勢調査」の意義徹底に供し度との希望有之本社は此擧を賛し御希望に應ずる事とゝし左記體裁の冊子となし印刷、製本實費を以て可成弘く御要求に應ずる事とし目下晝夜兼行製作を取急ぎ居り候就ては右冊子は從來發行せられたる「國勢調査員必携」「國勢調査の趣旨」と題する冊子等とは其趣を異にし何人にても一見直ちに其意義を諒解し得る通俗的のものに有之候へば此際御管下調査員其他に御配布相成候はゞ宣傳上確に効果可有之と確信仕候尚右に對しては小川長官及牛塚次長も至極同感にて特に其序文を寄せられし次第にも有之幸に御同意に候得ば此際多數御申込被成下夫々關係者へ御配布の上本事業完成の一端に資せられ度切望仕候右取急ぎ御照會旁特に得貴意候　　敬具

追て　印刷の都合も有之別紙「はがき」にて御入用部數來る十五日迄に到着候樣御申込願候

大正九年八月八日

大阪毎日新聞社

金澤市役所
庶第 60 號
大正9年8月11日
受附

殿

御注意事項

一、豫約申込期限　八月十五日限り、申込部數は三十部以上の事

一、發行配本　同二十日發行申込順により發送可致候

一、實價　一部金十錢（發送費は本社負擔）代金は後金にても不苦候

小川臨時國勢調査局長官序
牛塚臨時國勢調査局次長序
本山大阪毎日新聞社社長跋

臨時國勢調査局
調査課長　二階堂保則氏述

國勢調査解說

供覽
八月十日

第 六一 號

發議	大正九年八月二日	主務課長	係長	係主任
決議	大正九年八月二日			

市長 助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

同郡神志名招集ノ件ニ付テ、報告
案
廣井
年月日
号

市長

市川系統農事改良

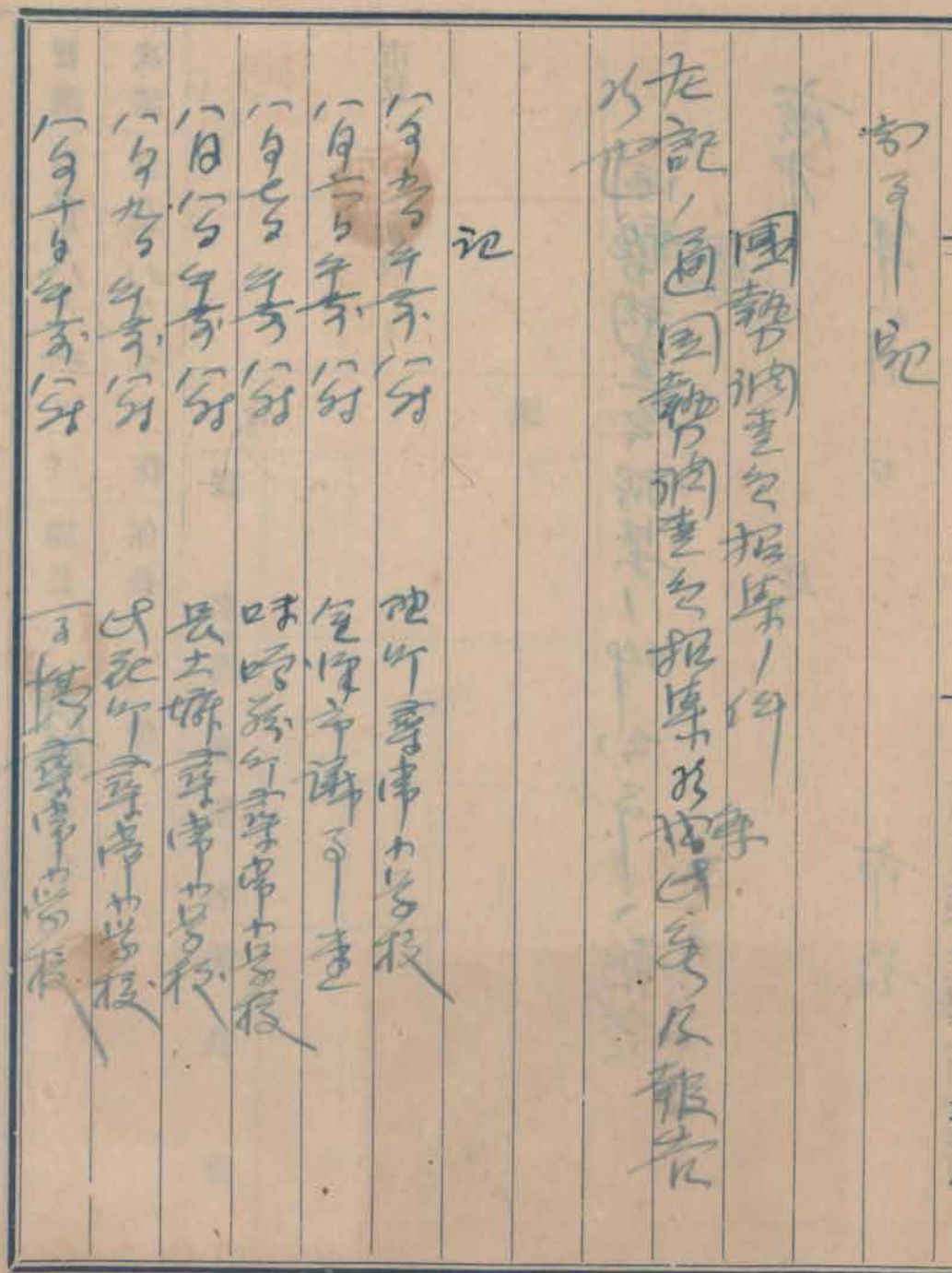

石川郡
金澤市役所

東京市本郷區駒込坂下町貳百貳拾貳番地
三晃エボナイト工業株式會社
電話小石川 貳八〇番

謹啓 去冬来御懇篤ナル御引立ニ預リ且ツ日夜御精励ニ依リ盛況ヲ極メ候段感謝至極ニ存候

陳者弊社ハエボナイトノ製造ヲ目的トシテ本郷区一株式会社ヲ電話器電気機械醫化学器械萬年筆軸其他各種用エボナイトヲ電気工業者萬年筆製造業者等ニ供給致居候處這般國勢調査施行ニ際シ此機ヲ大事業ノ記念ヲ為ノ特ニ『センサス萬年筆』ノ製作ヲ開始シ以テ國勢調査ノ各位ニ勿論市町村吏員諸君ノ事務ノ敏活ヲ助ケ聊カ奉仕ノ微衷ヲ表シ度候間多少ニ拘ハラス御注文賜ハリ度此段御案内申上候也

大正九年八月十日

東京市本郷区駒込坂下町弐番地
電話小石川二六〇番
三晃エボナイト工業株式會社
代表者 小林敬具

原敬氏

◉センサス萬年筆◉

一、センサス萬年筆ハ國勢調査記念トシテ生レタル萬年筆デアリマス

一、センサス萬年筆ハ國勢院及ビ臨時國勢調査局ノ御賞上ノ名称ヲ有シテ居リマス

一、センサス萬年筆ハ弊社特製ノエボナイトニ優秀ナル技工ヲ加エテアルカラ品質優良ト之等軽快他ニ及ビ難キ所デアリマス

一、エボナイトハ絶好ノ耐酸性物体デアルカラインキニ腐蝕カルノトハ絶対ニアリマセン セルロイド製ノモノト一見識別シガタイガ一度ハ試用ニナレバ容易ニ差アルノガ判明致シマス

一、センサス萬年筆ハ材料製造カラ仕上マデ全部弊社ニテ行ヒ直接需要家ニヨリ引渡スルノデスカラ価格低廉ナル事ハ申スマデモアリマセン

一、センサス萬年筆ニハ種々ノ式ガアリマスガ最モ便利ナ自動吸入式ト實用向ノインキ止式トヲ勧致シマス

甲 自動吸入式（責任保證付）
特價三円五拾銭 送料共

乙 インキ止式（責任保證付）
特價二円五拾銭 送料共

一、甲乙ノ時價ハ二円乙ハ時價四円ニ相當スルモノデアリマス

代金ハ小包ト引替ニテお願致シマス

收統第六一九號

大正九年八月十日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査宣傳講演會ノ件

今般當地方ニ於ケル國勢調査ノ趣旨宣傳ノ爲臨時國勢調査局ヨリ左記ノ諸氏來縣來ル十四日金澤市ニ於テ國勢調査宣傳講演會開キ候候ニ付其節ハ會場ノ設備、國勢調査員及調査事務關係者ノ招集、一般聽衆ノ招致等可然御取計ハレ度旨其筋ヨリ照會有之候ニ付テハ此際貴所ニ於テモ特ニ右ニ關シ御配慮相煩度其ノ實行方法等ニ關シテハ充分御協議ノ上決定致度候條不取敢及御照會候也

記

一、國勢調査宣傳講演會一行

國勢調査評議會評議員　酒井忠亮

貴族院議員　子爵　粕谷義三

國勢調査評議會評議員　前田利定

衆議院副議長　牛塚虎太郎

貴族院議員　子爵　二階堂保則　四名

臨時國勢調査局次長　二名

臨時國勢調査局調査課長

坂下倶樂部員

隨員

二、旅程

月　日　發　着　宿所　備考

八月十二日　午后八時十分　上野發　午前十一時三十分　金澤着　金澤金澤講演會

同　十三日　金澤　松任ニ向フ

同　十四日

同　十五日　午前十一時十四分　金澤着　金澤講演會

石川縣臨時國勢調査部長之印
金澤市役所
第67號
大正9年8月11日
受付

發着時刻ハ途中ニ於テ多少變更アル見込ニ付確定次第先方ヨリ通報サルル由

九段郵便局
切手別納郵便

東京市麹町區飯田町五丁目廿六番地
ヒナタ萬年筆
萬年筆用ヒナターインキ
內外文房具雜貨直輸出入商
ライオン商會
電話番町七九二番
振替東京四五八七〇番

肅啓益々御清榮の段邦家の爲め慶賀の至りに奉存候陳者今秋擧行の國勢調査に記入用文具は永遠に保存すべきものなるを以て輕便と不變とを必要とするの趣旨に基き東京市に於ては萬年筆を使用することに決定し既に五千本の註文を發せられ候されば御市町に於ても必ずや萬年筆を御使用の御事と奉存候御賢承の通り萬年筆は品質の懸隔非常に有之候て一見致し候のみにては良否の判斷に苦しむものに御座候本商會製作の萬年筆は**製作技師櫻井工學士**が多年研究の結果最も進歩したる學理と實驗との結晶に成りたる**最新式獨特の機械**を以て同技師監督の下に製作したるものにして從來のロクロ製とは其優劣同日を以て論ずること能はざるものに有之候進歩したる國勢調査には最も進歩したる獨特の機械製萬年筆を使用せらるゝが國勢調査てふ新しき仕事にふさはしき事に候へば他店製のものと御比較の上優良の品と御思召され候はば何卒御註文の榮に預り度此段折入て御願ひ申上候

二伸　**國勢調査用の分に限り**御高覽に供し候目錄の特價表より**破格の割引**致す可く候に附御照會被下度候

東京市麹町區飯田町五丁目廿六番地

ライオン商會

電話九段四六一番
振替東京四五八七〇番

裏面を御覧下さい

◎弊商會の主義はこれです◎

弊商會の主義方針は品質の優良、價格の低廉、製品の潤澤、需用者直給等であつて、着々これに向つて歩を進めて居ります。弊商會の製品が、僅か數年間で十倍以上の製造額に達したのも、此の主義方針の賜です。

◎百聞は一見に如かずといふ諺があります◎

百萬言の効能を書き立てても、實質が最後の無言の批判者でありますから、一度實物をば御覽下さることが、捷徑であらうと思ひます。見本は全部無料で差上ぐべきですが、無限の御要求には應じ兼ねますので、實費の半額拾錢(郵券代用不苦)を御送り下されば、左記五種の見本を御送り致しますから、實物御試驗の上、價値ある良い品であるといふ御鑑定がつきましたなれば御校御使用の鉛筆を取纏めの上澤山御注文を願ひます。

左表の通りの安價を以て差し上げます。

筆記用	一號	一打に付	金拾八錢	(一本一錢五厘)	小賣商店賣値は 二錢
同	二號	同	金貳拾錢	(同 一錢七厘)	同 三錢
同	三號	同着色ゴム付	金貳拾五錢	(同 二錢)	同 三錢乃至四錢
同	四號	同	金貳拾五錢	(同 二錢)	同 三錢乃至四錢
圖畫用	一號	同	金參拾參錢	(同 二錢五厘)	同 四錢

送料は特に弊會で負擔します ◎色鉛筆は六色も十二色もあります御入用の方は御照會下さい

東京市麹町區飯田町五丁目廿六番地

朝日鉛筆製造
株式會社販賣部

ライオン商會

振替東京四五八七〇番
電話九段四六一番

裏面を御覧下さい

鉛筆は製造元から御買ひになれば優に一二三割の御利益がございます

◉安い鉛筆は結局御損です◎

安い鉛筆は眞の折れたのや、使用してゐる木材が惡いのですから、一本の半分も使用出來ません値段は安くとも、結局は御損です。少し位高くとも品質の好いのを、お選びになることが肝要であります。ですから尚一歩進んで、値段が安くてよい品をお買ひになるには

◉直接製造元からお買ひになるが安全第一◎

信用ある確實な製造元を選んで直接に、お買ひなされば、**優良の品を安價**に求めることが出來ます。一般の商品は、小賣商の店頭に併べられる迄には、大凡左表の樣な徑路を經て參ります。

といふやうな具合に、需用者の手にはいる迄には、三四人の手を經ますから、五分宛の口錢を取られても、二三割は高くなります。それに近來は、鉛筆の種類が多くなつた爲め、小賣店でも品質のよいものよりも、利益の多いものをお薦めする傾がありますから、**製造元から直接にお取り寄せ**になることが、兒童の使ふ上からも、値段の點からも經濟で結局安全第一です。

◉兒童學用品の統一◎

弊商會は多年學用品中特に鉛筆の研究と製造とに苦心して參りました。**學用品の統一**といふことは、**兒童教育上最も必要**なことで教育界の問題となつて居ることであります。この點からして、鉛筆の統一は、極く行はれ易い事の一つでありますから、此の際斷行せらるゝやう**教育家諸先生の御一考**を煩はしたいと思ふのであります。

ライオン印 ヒナタ高級萬年筆 ◻ （總て實物大）

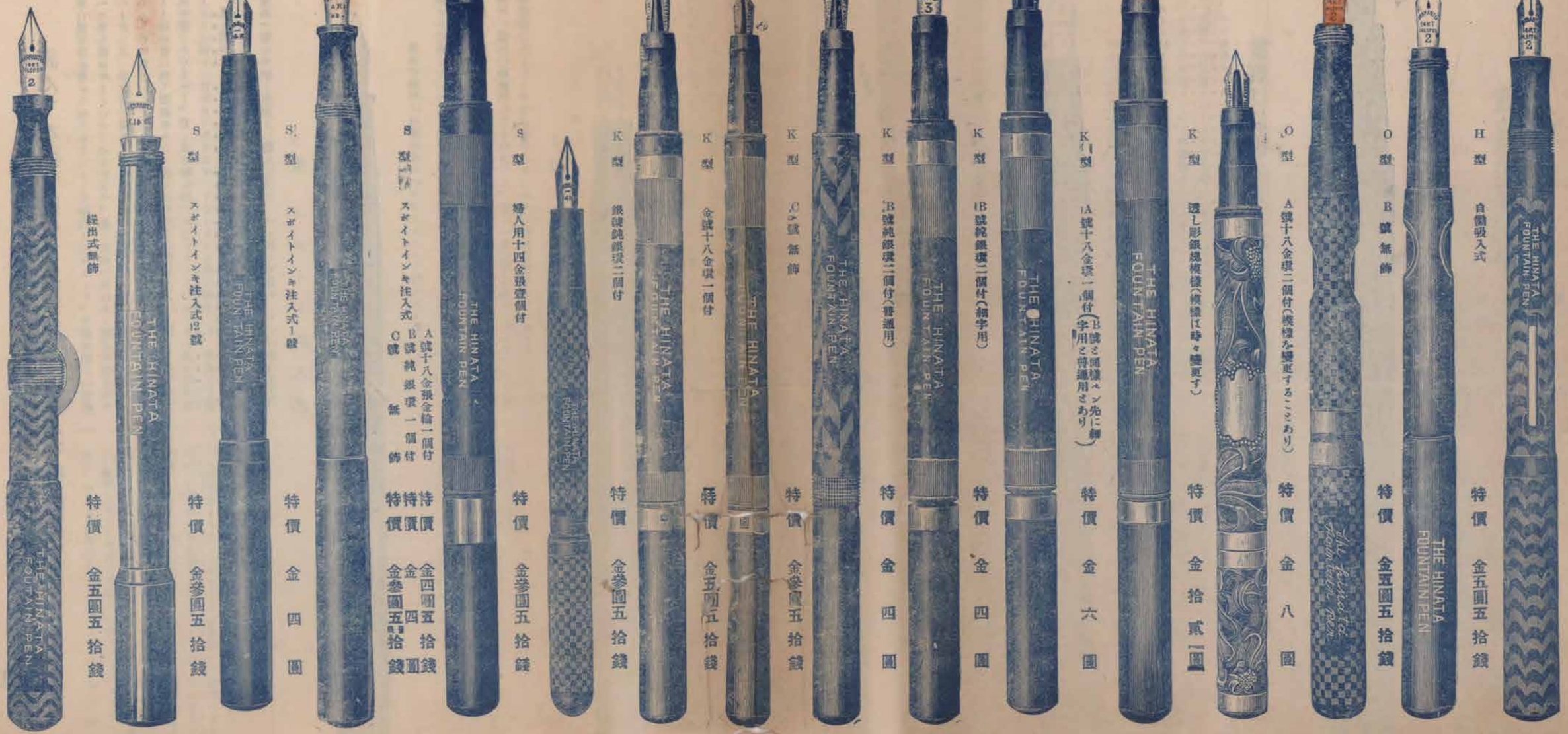

修理價格表

ヒナタ高級萬年筆 ライオン印

種類 / 部分		金ペン	インキ送	軸頸	軸胴	中軸軸頭	軸	ヒンジ インキ止	竿	ゴム管	軸全部
H	型	2	1.80	0·30	0.50	1.50	——	0.80	–	0.40	4.10
O	型	2	1.80	0.30	0.80	0.80	2.00	0.80	–	——	4.70
K	型	3	2.00	0.30	0.40	0.80	1.00	0.80	6	—	0.00
T	型	2	1.80	0.30	0·40	0.80	1.00	0.80	0	——	3.90
		1	1.60	0.30	0.40	0.60	0.80	0.60	0	——	3.20

イヲヂユーム付 他店製	イヲヂユーム付 當店製	ペン型シ 直	スポイト
二本ノ付金壹圓貳拾錢	一本ニ付金七拾錢	一本ニ付金五拾錢	一本ニ付金五錢

御注意迄に ◎修繕品御送附に就て

1. 一部分修理の際と雖も全部の御送附を願ひます
2. 修理の個所は成る可く詳細に御記き添えた願ひます
3. 修理品御送附の際は修理料返送料書留料等は振替東京四五八七〇番へ御拂込を願ひます
4. 御使用出來なくなつたペン先は定價の半額で何時でも新品と交換致します
5. 他店製の萬年筆も安價迅速親切に修理致します

東京市麹町區飯田町五丁目二十六番地

ライオン商會

電話 番一六四四九段 振替 番〇八五四九段

クリップ定價表

十四金	金五圓壹拾錢
金著	金六拾錢
純銀	金六拾錢
銀著特許	金四拾錢
銀著	金參拾錢
赤銅金鍍金	金貳拾五錢
銀鍍金	金貳拾錢

謹んで本商會製作の萬年筆の御使用を御奨めいたします

毛筆は最早活社會から捨てられるやうな時代となりました。中橋文相は小學校にさへ毛筆を廢止するといつてゐられます。全く文相の云はるゝ通り毛筆は事務敏捷の上から見て活社會の道具ではありません。でありますから自然活社會から捨てられるのは當然のことでありませう。

苟くも活社會に出て活動せらるゝ方々は如何なる階級の方でも無くてならぬものは萬年筆でありませう。若し萬年筆を持たぬ方があつたならばその方は事務能率の上からは確かに劣敗者であります。そのうちでも特に進歩した、時代に適應した、尤も簡便で、工作の親切な、使ひ心地のよい、ヒナター萬年筆を使用せらるゝ方は優勝者となることは既定の事實であります。

一度萬年筆の利便と重寶とに親んだ方は、ペン軸や毛筆のやうに迂遠で面倒なのを、手にする氣になれたものではありません。然し從來あつた舊式の粗製品では、故障が多くて不便で矢張ペン軸と大差がありませんから、新時代に適應した進歩しすたヒナター萬年筆を御使用なさることが、尤も肝要であります。先づ貴下のペンをして時代と共に進めなくてはなりませぬ。萬年筆は御存じの通りペン先が生命でありますから本商會では特にペン先に充分意を用ひて製作し且當に御使ひになれば三年五年は優に場へ得るようにしてありますから、御使用の初めは多少ペン先が硬くがり〳〵するような氣持ち御座いませうが、二三ケ月も御使用になつて御使ひ馴れになりますと、何とも云へぬ滑らかな所謂圓轉自脫の境に到達した使ひ心持のよいペンとなります。

S型 スポイト注入式

最後の勝利は故障の少ないスポイトインキ注入式であります

簡便さか輕便さかいつても、物には一長一短があるものです。スポイトインキ注入式ほど故障の少ないものはありません。此の點は如何なる萬年筆も及びません。インキ注入が面倒だといつて一日一回首部 取り外して、インキを注入すれば、如何に猛烈に御使用になるお方でも、僅に一日の用に足りるのです。又その位のお骨折は大したことではありませんから、結局故障の少ない本品をお使ひなさるが最後の勝利かも知れません。殊に本商會製作のS型スポイトインキ注入式は、特に製作に留意して、從來あるものの缺點を補足して製作したものでありますから、殆んど完全の境に達しましたので特に本品の御試用をお奨めいたします次第であります。

T型 自働吸入式

何んといつても槓杆の一起伏でインキの軸内に自由に出入するT型萬年筆こそ新時代の萬年筆でありましょう

時代は日一日と進みます。人間の思想も亦たゆまず進んで行きます。時計の針のように、一刻一刻と進んで行く世の中に、萬年筆も時勢に遲れず、進んで行かなければなりません。本商會製作の數ある萬年筆は、實に新時代に適應した高級のものであります。その使用法の簡便なる點に於ては、

O型 押出・インキ注入式

一起伏でインキが軸内に自由に出入しますこんな簡單無比な構造は寔に現代的の理想品でありませう實用的、合理的で其性能確實である

自働吸入式全盛時代とはいひながらスポイト注入でもこのような新式の使ひ心地のよい使用輕便なの型萬年筆もあります

自働吸入式の隆盛の今日、尚且つスポイト注入を以て吸入式を壓して嶄然頭角を顯はして居るのは、本商會製作の10型萬年筆であります。その構造の堅牢輕妙な使ひ心地よきペン先工作の親切なる等の諸點に於て、如何なる萬年筆もその右に出づるものの無いことは、御使用各位の認容せらるゝところであります。特にペン先は軸内のインキ中に浸つて居ますから、ペン先の錆びる憂なことはもんスポイト注入でありながら尚且つ現代萬年筆界に大勢力を有してゐるのは、何ともいへない使ひ心地のよいところがあるからであります。願はくは今後ことスポイト注入の萬年筆を御使用なさるゝ際には是非本品の御試用を切望いたします。

K型 廻轉吸入式

譯出の萬年筆を壓倒して萬年筆界の寵兒となつてゐるのはK型廻轉吸入式萬年筆であります

萬年筆も輕便主義輕便主義を熱求してまゐりました結果、つひに在來のスポイト注入の萬年筆を壓倒してこれに替はつて、萬年筆界の寵兒として現はれたのは技工の優越してゐる廻轉吸入式であります。本品は使用の際軸の上部を左方へ强く廻轉すれば直ちにインキが流出し、右方に廻轉すればインキは吸入しますから、ペン先のインキな適度に加減することが出來、且つペン先に錆を生ずる憂のないことも、使用上の注意を守りさへすれば破損することもありません、使用法や本品の特色等に、本品について御實驗を願ひますが使用の際抵抗のあるにも不拘暴力を以つて廻轉すると破損致しますから、此の點に特に御注意を願ひます。ヒナター萬年筆の奇蹟的に多く賣れるのも實際實質がよいからであります。

實質は最後の尤も冷靜な批判者であります

S型 スポイトインキ注入式 B號無飾特價金八圓　A號純銀環二個付特價金拾圓

◎萬年筆專用ヒナターインキ大瓶一個金壹圓 送料内地十八錢其他五十五錢

ヒナター萬年筆インキ製作並に輸出入雜貨卸小賣商

鐵道院御用商

東京市麹町區飯田町五丁目貳拾六番地

ライオン商會

電話九段四六一番
振替東京四五八七〇番

商學士 池島民理先生新著

好評忽ち第十六版新成發賣

株式會社の裏面

發賣以來半歲にして壹萬六千部を賣盡したるに徴しても如何に本書が江湖の喝采を博せるかを知べし

著者は斯界有數の學者株式會社を研究せらるゝ事玆に久し本書を籍り其蘊蓄を傾けて株式會社の表裏を描出せられて完膚全くなし、所説親切、明快、行文亦平易、一讀して株式會社の本體を會得すべく、株主株式放資家の參考書として推薦す

株主株式放資家必備の活指針！

四六判總クロース製
全一冊
定價金壹圓貳拾錢
送料金八錢

本書内容目次

一、發起屋……發起屋とは何か——米國ではプロモーター——獨逸では起業金融業者——日本での發起屋の起源——發起屋必ずしも排すべからず

二、幽靈株……拂込なき株式——幽靈株とは何か——幽靈株は如何にして生れるか——幽靈株の製造は詐欺行爲——幽靈株は如何なる會社にあるか——幽靈株の實例は斯の如し

三、過大資本……過大資本とは何か——過大資本と現物出資と——過大資本の弊害——過大資本の實例

四、蛸配當……蛸配當とは何か——蛸配當は如何してやるか——蛸配當とは實際免かれぬ——蛸配當の實例——株式を買ふには斯かる點に注意せよ

五、活劇黨（總會屋）……活劇黨とは何か——活劇黨の前身は會社荒し——活劇黨は堂々たる交渉團體——活劇黨の實例——活劇黨の利弊

六、發起人利益……發起人利益とは何か——功勞金——特別利潤の分配——現物出資に依る利益——株式の轉賣に係る利益——議論の多い發起人利益

七、當世會社氣質……或る會社の實例

八、無配當却つて株主を喜ばす……無配當却つて株主を喜ばす——背重扱の株式——會社は其適例——無配當は又一時稅金を免がる——如何にして利益を隱すか

九、多數派横暴の抑制……總說——少數株主權決權の制限——株式の分類——累積投票制度——投票信

一〇、會社乘取の話……會社獲得の二手段——乘取の準備——會社の將來は有望なるか——會社の株主の性質は如何——乘取資金は十分有るか——乘取の實例——乘取の實例

一一、コンバーチブル、ボンド……コンバーチブル、ボンドとは何か——調法な社債——相場は通常乘換株券よりは安い——投機師が投機の手段としても買ふことが有る

一二、ひどい金儲け……合併の際に於ける社債

一三、割引發行……割引發行とは何か——公債及社債の割引發行——株式の割引發行

一四、水株……水株とは何か——水株は通常會社合併に際して造らる——水株の適例——英國の發起人株も亦一種の水株——我國の水株

一五、巧妙なる株式募集の實例

一六、會社の債券的支配……債券的支配とは何か——債券的支配の實例は此の如し——大債券者は株主よりも遙かに恐ろしい

一七、優先株實質の研究……優先株とは何か——配當優先株——殘餘財產分配優先株

一八、幽靈の附く言葉……幽靈株——幽靈會社——幽靈募集——幽靈職工

一九、創業費の研究……創業費とは何か——我法律の規定——創業費の處分はどうするか

二〇、最近山會社設立失敗の一例

二一、割增「プレミアム附」發行の話……例說——公債及社債の割增附發行——株式の割增附發行——商法の規定

二二、ぼろ會社引受屋……ぼろ會社引受とは——ぼろ會社の仕末——賣る方法

二三、著しく增した朦朧信托會社の不正利得

二四、最近山會社設立の一例

發兌 商會 ラヰオン
東京市麹町區飯田町五丁目
振替東京九四五四段
電話八六七一番

ライオン印無パッテラ高級蓄音機

簡易月賦販賣提供!!!

機械は保険付の最も精巧なるコロンビヤ式原動機が装置してあります

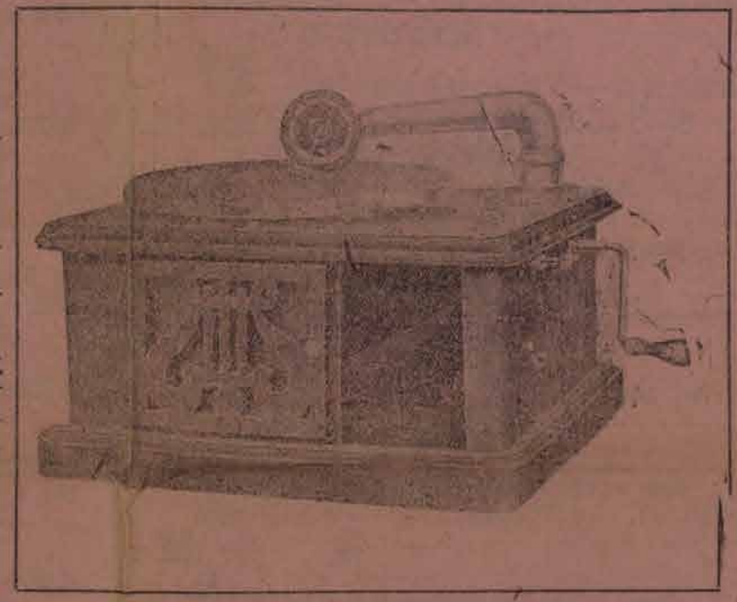

本器の優良なるは玆に贅言を要せず本商會技師山内工學士が監督の下に製作し一々精密なる檢査の上發賣せるものなればなり

樣式	無ラッパ式最新型
函	檜材を以て製し理想的の扉付
機械	二連ゼンマイ最新コロンビヤ式原動機
聽音機	最も精密微妙なる製作なるを以て其の奏出する曲目の調子は恰も演者の肉聲を聞くに異ならず

市價七拾圓以上の優良品を下記の價格で月賦販賣致します

特價金五拾參圓也

月賦販賣方法

第一回拂込金	貳拾五圓
第二回拂込金	拾貳圓
第三回拂込金	拾圓
第四回拂込金	六圓

月賦申込書は御申越次第進呈いたします

此際の御注文に限り本商會撰定レコード五枚及蓄音機用針一グロス進呈す

發賣元 ライオン商會

東京市麹町區飯田町五丁目二十六番地
振替東京四五八七〇番電話九段四六一番

第百五十二版

忠誠忠義錄

菊判布製上下二冊千五百餘頁 定價七圓 特價五圓五拾錢 送料二十四錢

福島大將芳賀博士笹川學士題序

從來世に喧傳せられたのは、所謂演劇にあり小說であつて、義士の眞面目を發揮したものではない、本書は赤穗義人錄、烈士報讐錄、赤穗四十七士傳等、その他多くも義士に關する古今の書籍を博く參考して、虛を去り實について編纂したものである。

第百二十二版

古今孝子錄

菊判布製全一冊八百餘頁 定價五圓 特價參圓五拾錢 送料十八錢

東鄕大將佐藤博士、上田博士、棚橋森博士、新渡戸博士、女史題序

世に孝行より美しいものはない。明治の元勳伊藤公、頭山陽、近江聖人二宮金次郎、鹽原太助、乃木將軍と孝行兵士、小楠公、黒田侯爵と孝行軍夫、曾我兄弟、田宮坊太郎、宮城野信夫等血あり涙あり武あり勇あり本書敬ひるところみな偉人中の孝子孝子中の孝子である

第八十一版

古今義人錄

菊判布製全一冊八百餘頁 定價五圓 特價參圓五拾錢 送料十八錢

高田文相井上博士箕作博士佐々博士題序

淨田秀家が關ケ原役の後に德川氏の爲に流竄する所となり八丈島に異鄕の露と消ゆる哀れな島物語を發端に覺き加藤清正、後藤又兵衛、木內宗吾、木久右衛門、高野長英、渡邊華山、野村望東尼、勝海舟、物外和尙、田中正造等十有八名の義人を擧して一讀悪を懲ふ能はざらしむ。

中西新兵衛先生新著

四版

會社の會計

ク上製 定價二圓十五錢 送料一圓十二錢

會社は終始法律の支配を受け經營するものなりされば其會計の整理も亦復雜なるは論を俟たず本書は此必要に應せん爲斯界に定評ある著者が會計に從事する實務家執務上の指針經營者の顧問として著されたのもの

合名會社の會計
第一節より第八節百三十五頁
合資會社の會計
商法の規定及會計取扱法十頁
株式會社の會計
第一節より第二十二節迄百五十頁
株式合資會社の會計
商法の規定會計の取扱十六頁
商業帳簿について詳細に說明せらる
附錄質問應答五十三頁

郵便はがき

石川縣

金澤市役所

臨時國勢調査係御中

岐阜局私書函七號（岐阜市七軒町）

西濃印刷株式會社岐阜支店

國電話六二番　振替口座岐阜九九〇二

1000 9814

逓信省發行　　印刷局製造

謹告

一國勢調査申告書記入方及國勢調査方法ニ關スル 質疑解答集（追加共）

菊判百五十餘頁　一部實費金貳拾錢

送料一部ナレバ金四錢

本書ハ各府縣ノ質疑ニ對スル臨時國勢調査局ノ解答ヲ輯錄シタルモノニシテ當該者ノ執務上參考トシテ缺クベカラザルモノナリ今回更ニ八月九日附調査局通牒追加ヲモ記入シ多數印刷準備仕候

一大形申告書　長三尺六寸　横二尺六寸　二枚一組　金六拾錢

一同記入例（二度刷）

右は學校、役場、銀行、會社其他多數集合の場所に掲示用として最も適當なるのみならず亦講話に使用すれば一々指示に適用するを得て頗る便利なり且つ價格も低廉にして各府縣の好評を博しつゝあり

其他練習用申告書、照査表及世帶番號札、宣傳用記念繪葉書竝に宣傳用掛ビラ等多數印刷しあり御注文次第直に發送可仕候間御下命願上候　拜具

岐阜局私書函七號（岐阜市七軒町）
西濃印刷株式會社岐阜支店
電話六二番　振替大阪九九〇二

第　　號

發議	決議
垂八月十日	垂　年　月　日
主務課長	
係長	
僚	

市長　助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

係主任

第　號

發議　大正九年八月三日　主任
決議　大正八年十一月二日　務課長

市長　助役　合議

課名　課長　係名　係長　名　係長　僚

無務係主任　吉左右記

甲第　号用紙記載ノ件

伺

石川縣金澤市役所

一、別紙甲第　号ノ如ク六千五百枚ヲ
四百枚ハ別紙甲第　号ノ如ク申告ニ基キ
百枚ハ別紙乙第　号ノ如ク五百枚ヲ
太ル同一ノ別紙甲第　号ノ如ク五百枚計五千九
ヲ相当ト認メ之ニ付使用上左表ニ依リ太政官布告第　号ヲ
ヲ以テ別紙ノ通リ定メラレタキ旨伺ス

追テ本年別紙甲第　号ノ如ク結果其納税者等四百枚
ニテ別紙ノ一割八分ニ当リ不満ニ付為差
備考ニ於テ記載ノ通リ差遣ス

記

区分	帯見込数	申告すべき見込数	納付すべき税額	備考
第一	五、一七八	六、〇〇〇	一梱	
第二	五、三五二	六、〇〇〇	一梱	
第三	一、九七二	二、〇〇〇		
第四	五、〇四八	六、〇〇〇	一梱	
第五	六、七五二	七、〇〇〇	一梱ト七、五〇〇枚	
第六	七、〇八四	七、五〇〇	一梱ト八、〇〇〇枚	
第七	五、八五二	六、〇〇〇	一梱	
計	三七、二二八	四〇、五〇〇	七梱	

石川縣金澤市役所

松水納

| 調査担当者 | 番号 | | |

至急回覧

庶第　外

大正九年八月十二日

第一課

國勢調査講

依命通牒

今回國勢調査ノ趣旨宣傳ノ為同調査員次席

生塚祚太郎等出張、左記ノ通リ十四日午前八時（國勢調査員參）及午後二時（一般市民ノ為）ニ同西町市公會堂ニ於テ講演會開催可相成哉尚

參廳相成度此也

聴

石川縣金澤市役所

至急回覧

庶務係

庶外

大正九年八月十二日

第二課

依命通牒

今回國勢調査ノ趣旨宣傳ノ為同調査員牛塚伴太郎等出張ニ付来ル十四日午前八時（國勢調査員ノ為）及午後二時（一般市民ノ為）ニ同西町市公會堂ニ於テ講演會開催可相成哉尚参聽相成度此也

石川縣金澤市役所

金澤市第一回國勢調査事務所之印

金沢市役所
労働調査係

東京市京橋區北紺屋町一番地

第一回國勢調査委員會

電話京橋一、四一一番
振替口座東京五三一六五番

大正九年　月　日

國勢調査總覽

臨時國勢調査局調査課長、國勢院第一部審査課長
臨時國勢調査局統計官、兼國勢院統計官 二階堂保則講述

各府縣廳、郡役所、市町村役場及ビ國勢調査員各位ニ限リ　幷價金一圓二十錢トス

四六版最上等用紙
製本　體裁　頗優美
紙數　約三百餘頁
定價金一圓五十錢
送料　金十二錢

國勢調査解說、國勢調査關係法規、國勢院質疑解答

本書ハ第一回國勢調査ヲ完全且ツ容易ニ實現セシムル爲メノ國勢院內事實上ノ權力者タル二階堂保則氏ガ心血ヲ注ギテ講述セラレタルモノニシテ

一、第一回國勢調査ハ何ンノ爲メニ調ベルカ、何ヲ調ベルカ、何時調ベルカ、何ウシテ調ベルカ、ヲ學問的並ニ實際的ニ一々理由事例ヲ附シテ詳密親切ニ說明シ且ツ其ノ講述ハ言文一致ナルヲ以テ何人モ直チニ其ノ眞髓ヲ會得スル事ヲ得

二、第一回國勢調査施行ニ際シ國勢調査申告書記入方及ビ國勢調査方法其他ニ關シ七月七日迄ニ全國各府縣廳ヨリ質疑セシモノ無慮數百件ニ及ベルガ國勢院ハ一々之ニ對シテ懇篤ナル解答ヲ與ヘタリ、本書ハ國勢院ノ許諾ヲ得テ其質疑解答ノ全文ヲ掲載ス

三、國勢院ノ指敎ヲ乞ヒ第一回國勢調査ニ關スル法律、法令、細則、規程、樣式、事務一覽、取扱方、其他一切ヲ秩序正シク見易キ樣ニ掲載ス

以上ノ特色ヲ有スルガ故ニ、第一回國勢調査ニ干與セラル、各府縣廳、郡役所、市町村役場及ビ國勢調査員各位ニハ必携ヲ要スル絕好無二ノ師友ナリ

國勢調査總覽ノ內容

一、國勢調査解說

・序論

國勢調査ト何ソヤ　我カ第一回國勢調査ノ人口調査ナル統計事ニ於ケル人口調査ノ何ニ關スルカ　國勢調査ト國勢ノ關係　國勢調査ノ必要ナル所以　國勢調査ノ何故ニ行フカ　古來數箇度相續ニ亙テ先ツ人口ヲ調査ス　何故ニ從來ノ人口調査ハ不完全ナルカ　統計ノ調査方法ニアリ　數箇調査ノ際ニ於テノ場合ニ於テノミ正シ　日本ノ戶籍ヤ寺祉ノ僧侶ノ實際ト異ナルコト多シ　大正七年末調査ノ結果ヲ見ルニ平穩無事ナル時ハ於ケル主題ニテモ問ハズ今ヤ世界ノ戰爭場裏ニ主役ヲ占ム、國勢調査ノ必要迫レリ

・國勢調査施行ノ時

何故ニ大正九年十月一日ニ之ヲ行フカ　統計ノ比較ヲ生ゼントス　世紀センサス運動ノ希望　本年ノ四屆千九百二十年ニ當ル　我カ紀元ニ二千五百八十年ナリ　市町村事務ノ繁閑ヲ計ルニ好適ナラサル時　調査員ノ行動不便ナラサル時　人口ノ移動少キ時　十月ノ一日ハ年ノ四分ノ三ヲ經過シタル時ナリ　午前零時ノ現在トハ何カ　夜半ニ調査スルモノニアラス

・世帶

統計ハ多數物現象ノ適法觀察　多數物ノ單位ノ集積　適法ノ製表トハ單位ノ集積ニ關スル一法ナリ　單位製表ノ等級ニ關スルモノ統計ノ價値ヲ定ムルモノニアラス　國勢調査ノ世帶ト其調査單位ヲ定ムルヤ　世帶トハ何ゾヤ　世帶ノ社會的關係ノ最小ナルモノ　生計ノ同一ナル團體ノ最小ナルモノ　世帶ノ社會ノ基礎　世帶ノ住居ト家計トニ依リテ區別ス　臨時帶　一家族內ニ數箇世帶ト境界帶ト存ス　ルコトアリ　船舶ニ於ケル世帶

・申告義務者

普ノ國勢調査ト今ノ國勢調査　自計主義ト他計主義　今ノ國勢調査ハ國民自ラ自ラヲ計査スル　申告義務者ノ調査單位タル世帶ノ代表者　國勢調査ニ關スル協力ヲ要ス　誠意アル協力ト國敎ニ干與スルヲ誠意アル協力ト稱ス　誠意アル協力ハ國敎ニ干與スルヲ謂ヒ申告義務者ナリ　世帶主ト不在ノ場合　準世帶ノ申告義務者　合宿所ノ場合

・記入ノ範圍

人口ニ三種アリ　現在人口ヲ調査ス　臨檢ナル現在主義　脫漏ナキヲ期スルカ爲ニハ例外ヲモ設ケタリ　偶々屋外ニ在リタル者　世帶ヲ離所ニ在リタル者　旅行者ニ對スル例外　其ニ施行細則第九條ニ依ル申出

・調査事項

調査事項ノ設定ハ最モ重大ナリ　各國ノ必ス調査スル五事項之ニ次ク三事項　我カ第一回國勢調査ハ其上ノ八事項トス　世紀センサス運動ノ必要トスルハ何ゾ　四屆事項ノ一ナリ　我カ調査事項ニ之ヲ加ヘサリシ理由　二、調査ノ具體ト標準トニ關スル注意　二、本邦ニハ調査ノ必要ナキモノアリ　三、學術上調査ヲ必要トスルモノアリ　四、國民ノ感情ヲ害スルモノアリ　各事項ニ就テ

（一）氏名　氏名ハ何ノ爲ニ調査スルカ　氏名ハ如何ニ記入スルカ　氏名ノ順序ニ記入スルヲ要ス　其順序ヲ必要トスル所以ハ何カ　（二）世帶ニ於ケル地位　世帶ニ於ケル地位トハ何カ　世帶ノ社會的地位ト何カ　世帶ノ住居ト家計トニ依リテ區別ス　之ヲ調査スル目的　世帶ノ構成ト親族スル六種ノ區分　（三）男女ノ別　其記載方

・申告義務者ノ心得

世帶主ノ男女別　世帶主ノ職業別

・國勢調査員ノ執務

國勢調査ト理想的ニ行フルヤウノ心得　國勢調査員ノ心得ヲ分チ正シテ之ヲ說明ス　國勢調査員ノ資格ヲ定ムルヤ　國勢調査員ノ資格ヲ定ムル時ノ注意　國勢調査員ノ役人トシテノ資格ヲ有スル所以　國勢調査員ノ資格ヲ定ムル時ノ注意　國勢調査員ノ資格ヲ定ムル時ノ注意　國勢調査員ノ資格ヲ定ムル時ノ注意

1109
9.2.16

於 委員御照會中央保健國勢調査綜覽は總理國勢
調査局より交付せらるる法規手續其他の關係疑問點出來
易く解決せざるため會期の大部分は國勢調査實施の訓
練となりたる為め各縣の大部分は國勢調査實施の訓
練の際に教科書として採用せられ（別表の通り）
依に付き實施官衙にても同様右採用相成候樣發
信の御回答を奉待上候 敬具

○申込規定

一國勢調査綜覽中央保健會員は會長若くは會長の指名する者
會費一回金拾錢とし前金一回若くは數回分を一部毎に一部宛前納の事

二申込期限八本月廿一日迄とす

三發送は本月廿一日迄に入會金と共に申込まれたるものに限る

第一回國勢調査委員會

國勢調査係長殿

（別表）

各府縣採用表

○東京府　○茨城縣　○栃木縣　○群馬縣　○埼玉縣　○千葉縣
○神奈川縣　○新潟縣　○富山縣　○石川縣　○福井縣　○山梨縣
○長野縣　○岐阜縣　○静岡縣　○愛知縣　○三重縣　○滋賀縣
○京都府　○大阪府　○兵庫縣　○奈良縣　○和歌山縣　○鳥取縣
○島根縣　○岡山縣　○廣島縣　○山口縣　○徳島縣　○香川縣
○愛媛縣　○高知縣　○福岡縣　○佐賀縣　○長崎縣　○熊本縣
○大分縣　○宮崎縣　○鹿兒島縣　○沖縄縣　○北海道　○樺太廳

石川縣金澤市

金澤市役所御中

「國勢調査用萬年筆ニ關スル件」

大正　年　月　日

東京市日本橋區馬喰町四丁目

サンエス萬年筆本舗

細沼株式會社

取締役會長　細沼淺四郎

郵便はがき

東京市日本橋區馬喰町四丁目

サンエス萬年筆本舗殿

金澤市役所

東京市日本橋區馬喰町四丁目
サンエス萬年筆本舗 **細沼株式會社**
電話橋(一)特二一九一四番 四七一七番
振替口座東京 三三二七三番
内地受信登録 トウキヤウサンエス
外國受信登録 SANES TOKYO
大阪支店(大阪市心齋橋一電話船場二五〇九)
金澤出張所(金澤市廣坂通一電話二三六八)
名古屋出張所(名古屋市白川町)
池袋工場(東京府下池袋驛前一電話小石川三五六〇)
下谷工場(東京下谷區中根岸一電話下谷五三六二)
深川工場(東京深川區石島町一電話本所五七四)

供覽

大正九年八月廿三日

金澤市役所殿

謹啓

來ル十月一日ヲ期シ全國一齊ニ擧行セラルベキ國勢調査ニ際シ聊カ乍ラ報恩ノ微意ヲ盡シ度ク且ツハ此ノ空前ノ國家的大事業ニ際シ萬年筆ナルモノガ如何ニ實用品トシテ必要缺クベカラザルモノナルカヲ一般ニ認知セラルヽト同時ニ國勢調査ニ直接從事セラレシ名譽ノ紀念トシテ永ク御使用ニ堪ヘ得ル樣國產萬年筆中江湖ノ信用最モ大ナル弊社ハ特ニ熟練セル職工及最新ノ機械ヲ使用シテ特種

細沼株式會社

金澤市役所 第1617號 大正9年8月24日 附
金澤市役所 第1617號 大正9年8月24日 受附

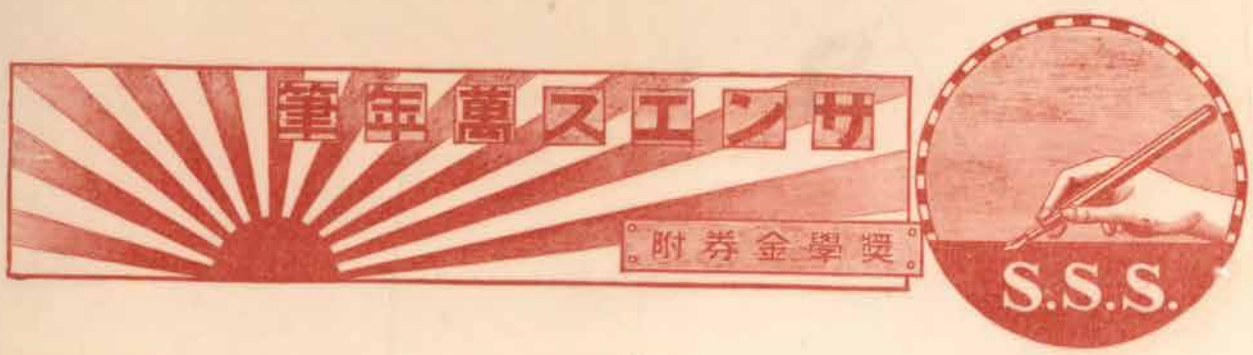

東京市日本橋區馬喰町四丁目
サンエス萬年筆本舗
細沼株式會社
大阪支店（大阪市心齋橋一電話船場二五〇九）
金澤出張所（金澤市廣坂通一電話二一三六八）
名古屋出張所（名古屋市白川町）
池袋工場（東京府下池袋驛前一電話小石川三五六〇）
下谷工場（東京下谷區中根岸一電話下谷五三六二）
深川工場（東京深川區石島町一電話本所二五七四）
電話 原町（代表）一九一四番 四七一七番
振替口座東京 三三二七三番
内地受信登録 トウキヤウサンエス
外國受信登録 SANES TOKYO

優良品ヲ製造シ工場原價ヲ以テ廣ク需要ニ應ジ候處多大ノ御歡迎ヲ得候儀弊社ノ深ク本懷トスル處ニ御座候

就テハ貴所ヨリハ未ダ御下命ニ不接或ハ弊社ノ微意御承知無之爲メカト存候間御使用萬年筆御未定ニ候ハバ是非御採用ノ榮ヲ得度此段得貴意候

敬具

價　格　壹本金貳圓五拾錢
納入日數　御註文書入手ヨリ五日間内ニ發送
軸部ニハ「國勢調査紀念」ノ金文字入リ

◎御申越次第見本御送附可申上候

第　　號

發議	大正九年八月十一日	主課長	國勢調査庶務係主任
決議	大正　年　月　日	務係長	書記長
		僚	

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

國勢調査宣傳講演會開催ノ件

出會方通牒案

石川縣金澤市役所

國庶発第　號
年　月　日
市長
一般調査員殿

國勢調査宣傳講演會ノ件

今回臨時國勢調査ノ趣旨宣傳ヲ行フ爲左記ノ通リ時局柄調査ノ重要ナル事情ヲ御諒承ノ上來ル十四日午前八時ヨリ西町市公會堂ニ於テ國勢調査ニ關スル講演會ヲ開催致シ度ニ付テハ御多用中誠ニ恐縮ニ存ジマスガ御參集方ニ御取計ヒ相成度尚當日ハ特ニ國勢調査ニ參考ノ爲メ各方面ヨリ申越ノ如キ有之ニ付テハ御繰合セ御出席相成度尚當日ハ

記

臨時國勢調査評議員會評議員

同　子爵　酒井忠亮

同　子爵　前田利定

同　柏谷義三

同　調査局次長　牛塚虎太

同　金澤市長　二階堂保則

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第 [illegible] 號

發議	大正九年八月十二日	主任	係主任
決議	大正九年八月十二日	務係長	僚

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

[illegible]

[illegible]

[illegible]

普發統第二一六號

大正九年八月二十五日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査印刷物送付ノ件通牒

國勢調査講話用大形申告書、宣傳用ビラ他ノ一種ハ近日中追送ス及各世帶ニ配付スベキ調査趣旨書別紙仕譯書ノ通本日小包便ヲ以テ送付ス条市査收相成度此也

石川縣

別紙

記

大形申告書　二〇

宣傳ビラ　五〇

調査趣意書　四〇、九八九

以上

石川縣

廢

第 九一 號

發議	決議
大正九年九月三日	大正　年　月　日
主務課長	
係長	
係主任	
書記	
僚	

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

男子師範學校内ニ教員講習會ヲ設ケ
左ノ通リ實施ニ付テハ市内各學校ヲ
シテ豫定ノ通リ出席セシメラレタシ

年九月三日

金澤市長 村田敬次郎

男子師範學校別

同教員ニ関シ必要ナル別紙

人名ノ通ヒ四字ヲ以テ記事ヲ書シ添

提出ノ事

加州縣
金澤市

9.8.27

大正九年八月　日

大阪市東區內淡路町一丁目

浪速印刷株式會社

電話東八二〇番

縣

臨時國勢調査部御中

拜啓殘暑之砌御座候處昨今豫備御調査に御從事御事と存じ御繁務御洞察申上候扨て兼て御照會申候處の申告書掛表（雛形）弊社にての豫想として多數販賣の目的にて多數印刷致置候處何分にも價格の金嵩なる爲め御希望の町村として經費の御關係上不本意ながら御見合の御模樣にて延いては弊社に影響を及ぼし豫定の半數位の販賣にて大部分持越と相成候爲め此際破格の左記値段にて既成品全部御販賣致度候間若し御郡內各町村に於て前述の有樣にて御見合の町村有之候はゞ何卒御紹介被成下度偏に奉願候先は右御依頼迄如斯に御座候也　敬具

記

一申告書掛表（雛形）　立五尺　巾參尺五寸

但シ見本ハ本品ト相違ニテ紙質摸造紙二百五十斤ナリ

上下　木材付にて　壹枚に付　六拾錢

上下　木材なしにて　壹枚に付　五拾錢

尙々期日切迫にて御書面の應答御注文にては日數を要し爲めに御宣傳上時機を失する處有之申べくに付甚だ乍恐縮ながら電報にて『カケツアリ（木材付）〇〇マイ』又は『カケツナシ（木材ナシノ畧稱）〇〇マイ』と御申越被下候はゞ直に發送可致候間念の爲め申添候

所役市澤金
第1242號
大正9年8月29日
附受

金澤市役所
第　號
大正　年　月　日
發送

所役市澤金
第89號
大正9年8月30日
附受

拜啓

過般臨時國勢調査局編纂の「國勢調査申告書記入の栞」壹部御參考の爲め同局より送付被致候處曩に配付せられし調査員必携」同樣同局より配布を受くるものと誤解せらるゝ向も有之やに及聞候「國勢調査申告書記入の栞は臨時國勢調査局よりは配布無之候間御入用の節は至急發行所たる弊會へ御申込相成度爲念御通知申上候　早々

追而貴管内町村へも誤解なき樣此旨御通知被下度候

尙一冊定價金六錢送料四冊まで金二錢に御座候

石川縣金澤市役所

日

帝國地方行政學會

東京市京橋區加賀町九、十、十一番地
電話新橋⑵⑵六八二番、六八三番、六八四番
振替口座東京一三番

石川県金沢市役所内

國勢調査委員殿

大正　年　月　日

大阪府堺市櫛屋町中濱筋

栗本紙器製作所

謹啓

第一回國勢調査ノ簡便ヲ斗リ申告書蒐集用「紙ハサミ」ヲ左記略圖ノ通リ作製シタルニ偶々三寶村豫備調査施行ヲ聞知シ早速使用ヲ願ヒタルニ幸ニモ好結果賞讃ヲ得且本府國勢調査係官殿ヨリ便益至大殊ニ勸左記諸点ニ付テハ最モ理想的ニシテ輕便ナリト双手ヲ擧ゲテ歡迎的讃辭ヲ辱フシタリ依テ努力奮勵事ニ當ルベク就テハ各市町村調査委員各位ノ御賛同ヲ得度殊ニ調査期モ目睫ノ間ニ迫リ居候事ニ付此際至急御注文ニ可應相當準備致居候ニ付何卒御賢慮ノ上御取斗方御懇願致度此段得貴意候也

左記

一、脫漏ヲ發見スルニ便ナリ

一、照査表ノ記入及申告書記載容易ニシテ缺点ヲ發見スルニ便ナリ

一、申告書ヲ損セサルコト

一、蒐集至便ナリ

一、整理速カナラシム

一、堅牢ニシテ久シク使用ニ耐ユ

一、調査員ノ携帶ニ便ニシテ安價ナリ

實用新案既願

國勢調査用紙挟

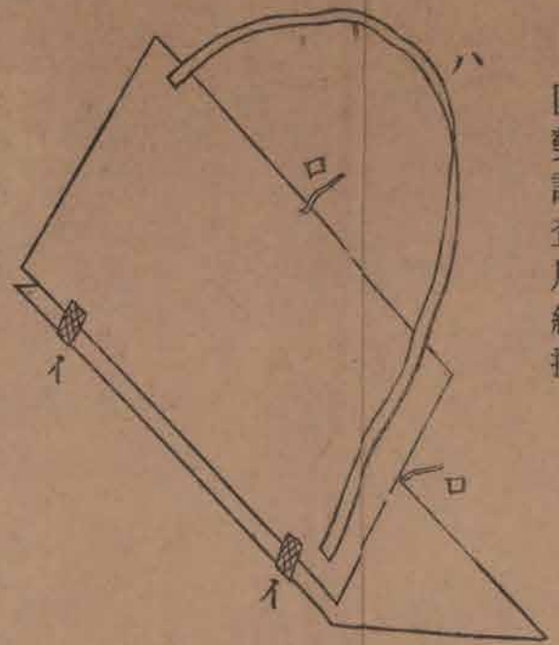

紙クロース優美　一部

縦一尺五寸七分　金四拾錢

横一尺二分　但シ送料共

イ、開閉伸縮自在ナル樣ゴムヲ用フ

ロ、紐

ハ、携帶照査表記入ニ必要ナル爲メくひ掛ひもヲ附ス

大阪府堺市櫛屋町中濱筋

栗本紙器製作所

大正九年八月

國勢調査委員殿

堺市役所 8 7 9 8 30 附
大阪府堺市役所 12 6 7 8 30 大正 附

金澤市役所

御中

石川縣

石川縣藏用

所役市澤金
第 169 號
大正9年9月7日 受附

所役市澤金
第 92 號
大正9年9月3日 受附

發統第貳貳八號
大正九年九月二日
石川縣警部長
金澤市長殿
宣傳ビラ送付ノ件
國勢調査宣傳用ビラ左記通リ及送付候也
記
一、五〇枚

石川縣

石川縣國勢調査部長之印

回覧 課長

庶達第一一號

各課員

國勢調査及其他一般事務ニ亘リ著敷繁劇ヲ來シ事務整理上支障尠カラザルニヨリ處務規程第二條第二號ノ執務時間ヲ擴充シ同規程第三條ニ依リ來ル六日ヨリ執務時間ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス

大正九年九月四日

金澤市長　飯尾次郎三郎

第　號

發議	大正九年九月二日	主任	課長	係長	掛
決議	大正　年　月　日	務係主任	課長	係長	掛

市長　助役　合議

課名	課長	係長	名	課長	係長	名	課長	係長

國勢調査ニ關スル事務ニ
從事セシメ方ノ件

標記ノ件別紙ノ通リ第九五號ヲ以テ石川縣金澤市役所ヨリ國勢調査ニ關スル事務ニ從事セシメ方依頼有之候ニ付テハ各課長各係長ニ於テ國勢調査ニ關スル事務ヲ掌ル者ヲ定メ來ル十月中

ノ上斗米吉之進ニ告ケ當係ニ報告セシム

月日　時分　時間　和暦

用件概況

氏名

石川縣金澤市役所

發國庶第九五號

大正九年九月六日

國勢調査課庶務係

第一課長殿

客月中國勢調査事務（庶務係ニ屬スルモノ）ニ關シ時間外勤務手當ノ支給ヲ要スルモノ有之候ハヽ左ノ樣式ニ依リ御調製ノ上來ル七日迄ニ當係へ御提出相成度候也

月日	時間外勤務時間	用件	職	氏名

國勢調査實地練習
施行期間及期日表

1 調査員ニ於テ世帶番號札貼付及練習用紙配付期間 十日ヨリ着手十一日ニ終ル

2 世帶主ニ於テ練習用紙記入期間 十二日、十三日

3 調査員練習用紙蒐集期間 十四日ヨリ着手十五日ニ終ル

4 調査員ヨリ擔當事務員ヘ練習用紙提出期限 十七日

5 擔當事務員ニ於テ練習用紙檢査期間 十八日ヨリ着手十九日ニ終ル

6 擔當事務員ヨリ調査員ニ練習用紙返戻期日 二十日

以上

金澤市役所

福井市役所

廢發

第　號

發議	大正 九年 八月 四日	主任	課長	係長	僚
決議	大正　年　月　日				

市長	助役	合議	課名	課長	係長	名	係長	名	係長	僚

移井市長伺

收入廢棄ノ件

石川縣金澤市役所

收入廢棄ノ件

移井市長代理

市長

本月三日一金壹圓三拾錢也過年度ニ係リ納入ノ途ナキニ付左ノ通リ收入廢棄ノ件ヲ伺ヒ候也

記

一金壹圓三拾錢也

但內容區劃稅

調查ノ上當時人ヲ誤リ納稅ノ旨申出ヅルモ支拂ヲ以テ

要

金澤市役所
第 2502 號
大正9年9月10日
受付

一雨三六一号
大正九年九月十日

福井市長代理助役山下林村

金澤市長 殿

今般当市國勢調査費ニ充テル為メ別紙ノ通リ寄附致シ度ニ付テハ内容参考ニ資シ度旨申出ニ付テハ御入用ノ向ハ御遠慮ナク仰セ越サレタシ

金澤市役所
第 2324 號
大正9年9月10日
受付

記

一 國勢調査費 金 壹萬圓也

内

調査員訓練會費 金 壹千圓也
慰勞會費 金 壹千圓也
國勢調査啓蒙宣傳費 金 壹千圓也
調査員手當 金 七千圓也
（一人ニ付金 圓）

以上

第　　號

發議	大正八年八月八日	主務	課長
決議	大正　年　月　日	係長	僚

市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚

調書貳通相添此段及申請候也

追而願書ノ末尾ニ付記事項相違無之候也

石川縣金澤市役所

一

極印並ニ木槌返納ノ件

左ノ者ノ極印並ニ木槌返納ノ儀願出ニ付テハ其手續ヲ為サシメラレ度此段及申請候也

記

一、極印　壹個

一、木槌　壹個

大正八年八月八日

石川縣金澤市役所

（次ページより続く）

石川縣金澤市役所

石川縣金澤市役所

市長名

（宛先）

由て半ちぎなわをあむ

石川縣金澤市役所

松木納

金石緣

經世

第九號 國三角北

金澤市役所之印
第 號
大正 年 月 日 受付

第四師團司令部 普第三六七號

國勢調査ニ関スル件通牒

大正九年九月七日　第九師團司令部

金澤市役所

来ル十月一日ニ於ケル國勢調査ニ関シ貴管下左記區域ハ當部ニ於テ調査スル義ト承知相成度為念及御通牒候也

左記

金澤區

金澤憲兵分隊本部

第四區主任

大正九年九月八日受付 第一〇四號

門札製作

第一区	一〇〇
第二区	一〇〇
第三区	二〇〇
第四区	一〇〇
第五区	一〇〇
第六区	五〇〇
第七区	五〇〇
計	八〇〇

石川縣金澤市役所

郵便局別納切手
御町

金沢市

郡役所

國勢調査係御中

大日本國民教育會

會長子爵本莊壽巨

本部 東京麹町下六番町
電話 園番町二五二三番

善政の基礎

國勢調査案内

謹啓益々御清榮之段邦家ノ爲メ奉慶賀候陳者國勢調査期日モ切迫致シ御多忙ノ御事ト奉遙察候今回ノ調査ハ當局者及國勢調査員諸氏ヲ初メ教員、青年團、有志家等ノ充分ナル理解ノ下ニ一致協力ヲ俟チ初メテ完全ニ施行セラルルモノニ有之候就テハ前書ハ臨時國勢調査局ノ國勢調査員必携ト共ニ必讀ヲ要スル良書ニシテ既ニ全國ノ各府縣廳ヲ初メ各郡市役所等ニハ洩レナク之ヲ備付相成候依テ此際貴役場員並國勢調査員諸氏其他ニ汎ク普及携帶相成候樣御高配相煩シ度此段特ニ御依頼申上候尙國勢調査ニ要スル諸品モ各所ヨリノ御希望有之迅速調達可申候條御了知ノ上御申込相成度

次ニ名譽アル第一回國勢調査關係者諸氏ノ名簿編纂申度候間左記事項御一報相願度候

一、町村長初メ國勢調査ニ從事セラルヘキ吏員ノ職氏名

一、國勢調査員ノ各住所、氏名、職業

大日本國民教育會長

正三位勳四等 本莊壽巨

國勢調査係員殿

國勢調査當局者 調査員、教員、青年團、有志家 諸氏ハ速ニ本書ヲ見テ國家的大事業ヲ理解セラレヨ

臨時國勢調査局調査課長
國勢院第一部審査課長
臨時國勢調査局統計官
兼國勢院統計官

二階堂保則述

忽三版

善政の基礎

國勢調査案内

四六版美本 全八十頁 特價金三拾錢 一部以上廿五錢 十部以上貳拾錢

本書の特長

一、本書は國勢調査の趣旨普及を圖る爲め當局者及國勢調査員等の說明材料並申告者の參考資料として編纂せり

一、本書は臨時國勢調査局の意見及同局調査課長二階堂保則氏の最近の講述に依りたるものにして記事最も正確なり

一、本書は何人にも諒解し得る樣總て平易に簡明に懇切丁寧に說明せり

一、本書は實際的の用に供せんが爲め繁雜冗長の說明を避け而して必要なる事項は細大之を網羅せり

一、申告書記入方及國勢調査方法に關しては各府縣より臨時國勢調査局に質疑せられ同局より解答せられたる事項數百件の多きに達す去れど其質疑中重複又は類似のもの往々ありて調査上煩雜を感む故に讀者の便を圖り夫々整理統一して各事項別に其解答要旨を摘錄して記入心得各事項別に配列し以て一目瞭然たらしむ

內容概目

【申告書用紙御入用の方は添付す】

臨時國勢調査局の意見及同局調査課長二階堂保則氏が何人にも諒解し得る樣平易に說明せられたるものにして其の概目左の如し

●國勢調査に就て

◉何が爲めに國勢調査を行ふか◉國民の誠意ある協力◉國勢調査は何を調べるのか◉國勢調査は何時行ふか◉調査員とは如何なる人であるか◉國勢調査は如何にして行ふか

●國勢調査申告書記入方說明

臨時國勢調査局の意見及同局調査課長二階堂保則氏の講述により一々事例を示して懇切丁寧に說明したり何人も之により記入方を諒解し得べし

◉世帶に就て◉申告義務者◉記入の範圍◉記入上の注意◉記入者の氏名◉世帶に於ける地位の記入方◉男女の別記入方◉出生の年月日の記入方◉配偶の關係記入方◉職業及職業上の地位の記入方◉出生地の記入方◉民籍別又は國籍別の記入方◉不在の世帶主の記入方◉申告書記入心得◉國勢調査徽章寫眞版

●申告書記入心得

臨時國勢調査局公表の記入心得の外記入方に關し各府縣の質疑に對し同局より解答せられたる事項の要旨を悉く揭載せり

◉世帶◉申告義務者◉記入の範圍◉申告書各欄の記入方◉一般記入に關するもの◉申告書欄外記入に關するもの◉申告書の記入訂正に關するもの◉氏名◉世帶に於ける地位◉男女の別◉出生の年月日◉配偶の關係◉職業及職業上の地位◉出生地◉民籍別又は國籍別◉不在の世帶主

●國勢調査に關する法律 ●第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律 ●國勢調査施行令 ●國勢調査施行細則 ●數へ年生年早見表 ●兵役關係調早見

四六版 全一册
定價金壹圓貳拾錢
送料金八錢

九月末日限リ豫約特價金九拾錢（前金不要）十月十日ヨリ申込順ニ發送

大日本法學協會編著

改正所得稅法詳解

本書ハ改正所得稅法ニ就キ一々詳細ナル解釋ヲ施シ改正ノ要點ヲ例擧シ且ツ新舊法ヲ對照說明シテ何人ニモ了解シ易カラシム尙改正所得稅法施行細則其他關係法令並稅額計算早見等ヲ附ス稅務當局者及一般納稅者ノ必讀ヲ要スルモノトス

發行所 東京市麹町區下六番町十番地 大日本國民教育會
電話園九段五八〇番 振替東京五五一四番

國勢調査用品

國勢調査當局者諸氏ノ御便宜ヲ圖リ左記ノ通リ各種ノ優良品ヲ選定シテ御注文ニ應ジマス

國勢調査申告書練習用紙

上等紙百枚ニ付金壹圓
送料百枚貳拾錢、三百枚四拾錢、五百枚六拾錢、五百枚以上實費

第一號 オーブ萬年筆

國勢調査用トシテ當局ヨリ特種ノ注文ヲ受ケ分業的特別ノ組織ヲ以テ多數ニ製作シタルモノナレバ其工合ノ佳良ナル價ノ廉ナル他品ノ遠ク及バザル所ナリ

無飾金	四圓八拾錢	外各送料
銀輪附金	五圓四拾錢	外各送料
金輪附金	六圓八拾錢	外各送料

（正十四金 優良無二 絶體保險）

無飾金貳圓四拾錢
銀輪附金貳圓七拾錢
太軸無飾金參圓九拾錢

第二號 繰出式オーブ萬年筆

此繰出式ハペン先ガイツモインキノタンク中ニアリテ必要ノ時ニインキノ中ヨリ突出スル裝置ナレバ其ノマヽ、何時デモスラ〳〵ト筆記ガ出來普通ノ萬年筆ノ樣ニ使用ニ際シ振タリ叩タリスル必要ノ無イ特色品ナリ

特別製體裁優美 金六拾五錢
同クロス製極上 金壹圓貳拾錢
外送料

第三號 申告書挾兼記載板

申告用紙國勢調査員必携、國勢調査案内、萬年筆各種印等ヲモ入ル、コトヲ得テ携帶上最モ便ナルノミナラズ店先、工場、玄關等ニ於テモ直ニ之ヲ記載板トシテ記入シ得ル等極メテ便利重寶ナルモノナリ

長三寸巾二寸金屬製容器入 金八拾錢 外送料

第四號 極上永久用黑印肉

ゴム印木版活字何レニモ適シ「インキ」ヲ要セス永久使用シ得ルナリ又此印肉ハ印版ノ間ニコマラヌカラ細字ニテモ鮮明ニ押捺シ得ルノ特長ヲ有ス

以上三種ハ御申込ノ節原稿ヲ楷書ニテ明瞭ニ記載セラレ度シ 七箇一組金壹圓

第五號 第六號 第七號 第八號 申告書用ゴム印

右側欄外用、上、同 出生地欄用、男、女、明治、大正、有、長キ斜線、短キ斜線

道府縣郡市町村名印 金參拾錢
大字名及番地屋敷印 金參拾錢
道府縣郡市町村名印 金參拾錢

節原稿ヲ楷書ニテ明瞭ニ記載セラレ度シ 七箇一組金壹圓

以上第一號ヨリ第八號マデ種類ノ如何ニ拘ハラズ 多數ノ御注文ニ付至急御申込ヲ乞フ

發送ハ御申込順ニ依リ迅速ヲ期スルモ 多數ノ御注文ニ付至急御申込ヲ乞フ

全部ニテ一回ノ送料金拾貳錢トス

各送料

最新刊大正九年八月改正分迄登載 **再版出來**

改正 **徴兵例規集**

全一冊四六版竪六寸橫四寸 クロース製金文字入美本 定價金貳圓 送料金拾貳錢

增刷五千部限特價金壹圓貳拾錢（送料共）

内容 一班

（登錄事項●各本文及增式ノ外 ●改正理由●改正ノ要點●參照法令●陸軍省ノ解釋●通牒 ●索引）

（徴兵令●徴兵令施行細則●一年志願兵ニ關スル事項●同施行細則●一年現役兵條例●同施行細則●一年志願兵ノ認定及入營延期ノ件●徴兵檢査規則●海軍志願兵條例●其他關係諸法令）

本書ハ盛ニ改正セラレタル前記各法令關係判規ヲ網羅シタルモノニシテ何レモ改正ノ要點トシテ列記シ各條項ニハ一々詳細法令（參考上必要ナル諸法モ登載ス）又ハ陸軍省ノ解釋通牒若ハ回答等ヲ摘出シ各條ノ末尾ニ判明ナラシムル樣索引ヲ附セリ故ニ本書一本ヲ備フレバ兵役ニ關スル取扱條項ハ直ニ調査シ得ルノミナラズ諸種ノ疑點ヲ一切氷解シ多大ノ便益アルヲ信ズ

陸軍少將 依田昌今 閣下
海軍中將 男爵 肝付兼行 閣下
樞密院副議長 子爵 清浦奎吾 閣下
其他名士 七拾餘名
本會贊助

全國郡市區町村及軍人分會多數採用 好評噴々 第十一版發行

軍事教育 壯丁教科書

全一冊四六版百四十頁 定價金五拾錢 送料金四拾錢 以上送費本會持

大日本國民教育會編纂

男爵 後藤新平閣下題字
内務省衛生局長 中川望閣下序文
醫學博士 北島多一先生校閲

日常衛生と傳染病豫防心得

增訂第四版出來

全一軸繪三尺五寸橫二尺 定價金壹圓五拾錢 送料金拾貳錢

醫學博士北島多一先生校閲 衛生顧問 津々、可驚江湖歡迎第七版

内容概目

本書ハ我國現下ノ緊急事ニ鑑ミ衛生改善ニ關シテ本會カ特ニ多年ノ研究ヲ費シテ編纂セルモノニシテ其材料ノ豐富ニシテ說明ノ適當ナル蓋シ知ラザルベシ而モ斯ノ如キ趣味深キ且實際的ナルモノヲ平易簡明ニ說明セリ故ニ北島醫學博士ノ嚴密ナル校閲ヲ經タルモノナレバ、其內容ノ適當且ツ確ニシテ信用スベキハ更ニ贅スルヲ俟タズ。一般國民カ都市及町村役場學校衛生組合等ノ必備書タリ

○緒言 ○何カ○衛生上個人ノ關係○衛生上社會ノ關係○住居ニ就テ○衣類ニ就テ○食事ニ就テ○食物ニ就テ○飲料水○酒○煙草○運動ニ就テ○入浴ニ就テ○睡眠ニ就テ○衛生十箇條○花柳病ニ就テ○冷水摩擦○海水浴ニ就テ○日光浴○衛生ノ心得○ペスト豫防心得○ペスト豫防心得○赤痢豫防心得○腸窒扶私傳豫防心得○發疹チブス豫防心得○狂犬病豫防心得○破傷風豫防心得○ガス壞疽豫防心得○トラホーム豫防心得○腸加答兒豫防心得○流行性腦脊髓膜炎豫防心得○流行性感冒豫防心得○腸チブス豫防心得○外妻豫防心得○外妻豫防心得○腸加答兒豫防心得○流行性腦脊髓膜炎豫防心得○肺結核豫防心得○腸チブス豫防心得○赤痢豫防心得○腸加答兒

廃

第　號

決議	發議
大正　年　月　日	大正九年九月十八日
務	主
係長	課長
僚	庶務係主任

市長　助役

議　合

課名	課長	係長	名	係長	僚

件名

國勢調査ニ關スル件

收國第　號

年月日

石川縣金澤市役所

宛

國勢調査ニ關スル件

左記事項ニ付別封ノ通送付ス

記

一　調査區ニ關スル書類

二　調査員ニ關スル書類

三　調査ニ關スル書類

四　其ノ他

大正九年九月十日發行

寸葉趣味

第二十四號

白白

一、國勢院は勿論各府縣が標語にポスターに果スタンプにて宣傳之れ努めつゝある國勢調査も愈々旬日に迫り之れが申告を綜合せば能く國情を詳になし得るであらふが我が寸葉界も其之れに準じて所謂郵勢調査?を試み各位が自己の蒐集數を審になし置く事は此際が最も適切なる時機で然も緊要なる事の一つではなかるまいか。幸に同感の誌友にして之れが調査の結果を公表せんとする方あらば左記の樣式によりて御申告が願いたいのである。本誌は喜んで之れを誌上に登載し其樂みを誌友各位に分たんとす。

甲、蒐集品の種類別數量及價格

日本切手　何種此見積總價格何程

紀念繪葉書何組此見積總價格何程

乙、蒐集創業年月

日本切手　明治何年何月より蒐集

丙、蒐集中の最珍品

日本切手……

二、前號に豫告せし消印の變遷は未だ材料の蒐集中にして遂に本號の間に合はざりしを以て次號より連載する事となしたり幸に了せられん事を

寸葉俳壇

題　夏の月　日傘　苺

瀧路のこほれ陽を行く日傘哉　木童

吹かれつゝ日傘相逐へり濱館　楓溪

帆をおろす　男顏　大に夏の月　同

野苺を含めば舌にぬくみあり　四佛

玻璃皿のミルクに動く苺哉　同

雷雨一過　木に乘あり　夏の月　孤酌

ひとりよきる空地の草や夏の月　楓溪

臺ひけば　清水に　落つる苺哉　馥吉

水盛れる玻璃器の苺斜め見る　夢骨

兒寢かせ來て女若さよ夏の月　青水

筏場や　殘り　丸太に　夏の　月　土芝

繪日傘をまた見に來し隣の子　丘人

水汲んで去ぬ小傳馬や夏の月　雨石

灯を消して露臺の宴や夏の月　子郎

濱傳ひ　思はず　二里や夏の月　同

氷屋を出つ入りつ日傘絶間なき　楓村

山門に日傘の群れのくづれ皃　耕雲

陽や斜め日傘の麥行き過ぎぬ　井龍

稽古戻りの　口三味線や　日傘　雨石

温故

珍品の紹介（一）

珍品に親しく接する事は何物に依らす蒐集趣味を味ふものゝ最も愉快を感する事で今更ら其然る所以は喋々する必要はないが苟くも本誌が斯道趣味の宣傳を以て自ら任する以上は其之れを江湖に紹介する事亦一の責務であらふと茲に斯界の大家に請ふて其秘藏品を借受け寫眞版として本號以下に連載する事となしたり尙自ら進んで其珍藏品を紹介せんとする方は其寫眞に製版料を添へ提供あらん事切望に堪へぬ次第である。

一、關東州始政第五回紀念繪葉書

大阪　伊藤子郎藏

始政紀念繪葉書中には珍品が多く本品も其一で殊に關東州始政は第四回迄は珍品が少なく獨り本品が其權威を占め今日では其蒐集困難なりとして居るものゝ一つである

◈　◈

乘車船券目錄（其一）

米國艦隊歡迎特別乘車券に就て

過ぐる明治四十一年十月米國艦隊が日本公式訪問に對し帝國鐵道廳に於ては乘組將校及び下士卒乘用として左記の優待乘車券を發行せり。

一、將校用樣式

厚紙製二つ折縱三寸橫四寸（日米國旗の模樣ある茶色羽二重製袋入）外部總金潰し水に紅葉の模樣表面には英文、背面には和文にて橫に「北米合衆國艦隊歡迎乘車券、帝國鐵道廳」と記載し內部は左方に金線刺繍花模樣箝込み、右方には金線絹天鵞絨景色模樣箝込みたり本乘車券は米國艦隊橫濱碇泊中橫濱と東京、日光鎌倉橫須賀、國府津間に於ける、等車に隨時乘車し得るの證とせるものなり。

神戶　遠藤雄士誌

記念繪葉書目錄（二十八）

臺灣始政（總督凱旋共）

番號	品名	枚數	發行年月日	發行所		
一二八八	始政十年	三	明治三十八年六月十七日	總督府	一	明治卅九年六月廿三日
一二八九	同	三	同年十月	同	二	民政署
一二九〇	兒玉總督凱旋	二	同三十九年一月	臺灣新聞	二	同
一二九一	始政十一回	二	同三十九年六月十七日	總督府	二	關東州始政
一二九二	同　十二回	二	同四十年六月十七日	同	二	民政廳始政
一二九三	始政十三回	二	明治四十一年六月十七日	總督府	二	郵督府始政一回
一二九四	同　十四回	二	同四十二年六月十七日	同	二	同　二周年
一二九五	同　十五回	二	同四十三年六月十七日	同	二	同　三周年
一二九六	同　十六回	二	同四十四年六月十七日	同	二	同　四周年
一二九七	同　十七回	二	同四十五年六月十七日	同	二	同　五周年
一二九八	同　二十回	三	大正四年六月十七日	同	三	朝鮮始政（統監着任交迭共）
一二九九	同　二十一回	二	同五年六月十七日	同	二	統監着任
一三〇〇	同　二十二回	二	同六年六月十七日	同	二	統監府開廳
一三〇一	同　二十三回	二	同七年六月十七日	同	二	統監交迭
一三〇二	同　二十四回	二	同八年六月十七日	同	二	統監着任
一三〇三	同　二十五回	二	同九年六月十七日	同	二	日韓併合
	關東州始政				三	同
一三〇四	關東州始政	一	明治卅九年六月廿三日	民政署	三	統監府始政
一三〇五	民政廳始政	二	同	美華葉堂	二	朝鮮併合一周年
一三〇六	郵督府始政一回	二	同四十年九月一日	郵便局	三	統監府始政一周年
一三〇七	同　二周年	二	同四十一年九月一日	同	二	統監府
一三〇八	同　三周年	二	同四十二年九月一日	通信局	三	同　二周年
一三〇九	同　四周年	二	同四十三年九月一日	同	三	同　三周年
一三一〇	同　五周年	二	同四十四年九月一日	同	三	同　四周年
	朝鮮始政（統監着任交迭共）				三	同　五周年
一三一一	統監着任	二	明治卅九年三月廿八日	統監府		
一三一二	統監府開廳	一	同	三吳服店		
一三一三	統監交迭	二	同四十二年七月十日	統監府		
一三一四	統監着任	二	同四十三年七月一日	同		
一三一五	日韓併合	三	同四十三年八月廿九日	同接待部		
一三一六	同	三		葉書協會		
一三一七	統監府始政	二	同四十三年十月一日	統監府		
一三一八	朝鮮併合一周年	三	同四十四年八月廿九日	葉書協會		
一三一九	統監府始政一周年	二	同四十四年十月一日	統監府		
一三二〇	同　二周年	二	大正元年十月一日	同		
一三二一	同　三周年	三	同二年十月一日	同		
一三二二	同　四周年	三	大正三年十月一日	同		
一三二三	同　五周年	三	同四年十月一日	同		

特殊日附印目錄（十九）

樺太ノ部

一、第二回戰役紀念祝賀會

告示、不明

押捺月日、明治四十年三月十日

使用局名　コルサコフ

二、軍用輕便鐵道開通式紀念

告示、不明

押捺月日　明治四十年三月十日

使用局名　コルサコフ

三、樺太廳始政紀念

告示　明治四十年六月八日樺太廳訓令第六十六號

押捺月日　明治四十年六月十五日

押捺局名　樺太廳郵便電信局、マウカ支局、ウラジミロフカ支局、カルキノウラスコエ支局

四、樺太廳移廳

告示　明治四十一年八月十八日樺太廳訓令第五十四號

押捺月日　同年八月二十三日樺太守備隊司令部移廳

同年八月二十四日樺太廳移廳

使用局名　樺太廳郵便電信局

神戸　有本健次郎誌

一三二四　始政六周年　同十一月一日　統監府

一三二五　同　七周年　同十一月六日　同

一三二六　同　八周年　同十一月七日　同

一三二七　同　九周年　同十一月八日　同

樺太始政

一三二八　始政一周年　明治三十九年八月廿八日　民政署

一三二九　同　明治四十年六月十五日　美華葉堂

一三三〇　樺太始政　同四十一年八月廿四日　郵便局

一三三一　樺太移廳　同四十二年八月廿四日　樺太廳

一三三二　始政三回　同　同

一三三三　同　四回　同四十三年八月廿三日　同

一三三四　同　五回　同四十四年八月廿三日　樺太廳

一三三五　同　六回　大正元年八月廿三日　同

一三三六　同　七回　同二年八月廿三日　同

一三三七　同　九回　同四年八月廿三日　同

一三三八　同　十回　同五年八月廿三日　同

一三三九　同　十一回　同六年八月廿三日　同

一三四〇　同　十四回　同九年八月廿三日　同

青島軍政

一三四一　軍政一周年　大正四年十一月十九日　軍政署

附記　番號に●●●●●點を附したるは珍品とす

我國郵便の變遷（其七）

◎布告　（明治四年正月二十四日）

飛脚便を可成丈簡便自在に致し候儀公事は勿論士民私用向に至る迄世上の交に於て切要の事に候處是迄商家に相任せ置候より書狀の屆方兎角に日限相後れ其遲滯の甚しきは僅數十里の道法にて十日餘も相掛り或は終に達せざるの掛念も有之殊に急便にては賃錢高直にて貧窮の者共遠國近在互に其情を通じ兼且四方の安否品物の相場等も急速に不相分より道路不取留風說に惑ひ候者も不少哉に相聞へ不便の事に候依之追々諸街道へ逼く飛脚の御仕法被爲立遠近の人情を通し四方の模樣も急速相分り上下一般急便の書通自由に出來爲致候御趣意にて先試の爲め來る三月朔日より京都迄三十六時大阪迄三十九時限の飛脚毎日御差立兩地は勿論東海道筋驛々四五里四方の村々並勢州美濃路等も右幸便を以相達し候樣の御仕法相成候條其意を得書狀差出人心得書の通可致候（以下條項略）

民部省

と謂ふ一讀恰も趣意書めきたる布告を發せられたのが我國郵便規則の權輿で其準備行爲として明治三年十二月四日名古屋、靜岡、淀、膳所、桑名、豊橋、龜山、小田原、高槻、岡崎、水口、苅谷の十二藩及品川、神奈川、韮山、度會、大津、堺の六縣に命じ東京大阪間に於ける東海道各驛に書狀集函及切手賣捌所を設置せしめ次で東京は四日市、京都は姉小路、大阪は中之島に郵便役所を設け同時に四種の郵便切手（俗稱龍切手詳細は寸葉道樂第四號參照）を發行し愈明治四年三月一日より之れが實施の運びに到達したのである。

其實施區域及料金等次の如し

一、大阪よりの到達時間及料金

枚方	一時七分	百文	淀	二時七分	百文
伏見	二時七分	百文	西京	三時六分	百文
大津	三時九分	二百文	堅田	四時	四百文
草津	五時	二百文	八幡	五時八分	三百文
石部	六時八分	二百文	水口	七時五分	三百文
土山	西大路	四百文	關	八時七分	三百文
津	松坂	四百文	山田	九時七分	五百文
庄野	四日市	六百文	神戸	十時六分	四百文
神戸		五百文			

桑名	十一時五分	四百文	相良	—	一貫百文	郵券蒐集家の必讀を要する！	
高須	—	五百文	島田	二十四時四分	九百文	**郵券タイムス**	
笠松	—	六百文	岡部	二十五時五分	一貫文		
大垣	—	六百文	靜岡	二十六時五分	一貫文	本誌は毎號菊版十六頁以上の月刊郵	
佐屋	十二時四分	五百文	興津	二十七時五分	一貫百文	券評論雜誌にしてその毎號掲ぐる主	
熱田	四時一分	五百文	蒲原	二十八時六分	一貫百文	要なる記事は最新發行萬國郵便切手	
名古屋	—	六百文	吉原	二十九時二分	一貫百文	の圖入紹介、日本切手の解說、內外	
犬山	—	七百文	原	三十時	一貫二百文	郵券に關する研究論文等は其の精確	
池鯉鮒	十五時三分	六百文	三島	三十時九分	一貫二百文	さに於て斯界既に定評あるもの加ふ	
鳴海	—	八百文	韮山	—	一貫三百文	るに本誌專屬特別寄稿家の記事郵券	
岡崎	十六時四分	六百文	箱根	三十一時九分	一貫三百文	出來事等其他細大洩らさず苟くも郵	
西尾	—	八百文	小田原	三十三時一分	一貫三百文	券蒐集に關する記事は悉く讀者諸君	
赤坂	十七時五分	七百文	大磯	三十四時三分	一貫三百文	に詳報す。記事は精確迅速を以て稱	
豊橋	十八時四分	七百文	藤澤	三十五時六分	一貫四百文	せらる。	
田原	—	九百文	神奈川	三十七時一分	一貫四百文	本誌創刊は大正八年二月今や一千の	
新城	—	九百文	横濱	—	一貫五百文	讀者を有し郵券蒐集家はその座右に	
新居	十九時七分	八百文	川崎	三十七時八分	一貫五百文	本誌を缺くべからざるものとなるに	
濱松	二十時九分	八百文	東京	三十九時	一貫五百文	至れり、一ヶ年金一圓七十錢なり	
見附	二十二時一分	八百文	因に記す當時の一時は今の二時間とす			大阪市東區東平野町五ノ一八一	
掛川	二十三時二分	九百文	二、東京より西行するものは大体此			藤井商店	
金谷	二十四時一分	九百文	の反對に過ぎざるを以て省略す。				

知新

△△本年後半季間の寸葉界は飛行郵便と國勢調査で其計劃等次の如し。

一、京阪間の飛行郵便は京都航空博覽會主催大阪朝日新聞社後援の下に八月二十二日民間飛行家後藤勇吉氏によりて實施せられたり其托送郵便物は右博覽會場內及京阪所在の朝日新聞販賣店にて發賣せし一葉十五錢の紀念繪葉書に限り又當日搭載せしは京都より大阪へ五千百八枚大阪より京都へ千七百六十枚にて何れも之れに後藤氏のサイン及航空博の紀念スタンプを押捺せり。

二、昨年來飛行協會にて計劃の四國九州連絡の長途郵便飛行は來る十一月二十五日擧行の事に決定せりと。

三、十月一日の國勢調査に對しては遞信省より一錢五厘及參錢の紀念切手二種を發行し同日一二等局は特殊三等は色變ロ附印を押捺し其他印刷局內朝陽會 內務省、大阪府、兵庫縣等よりは紀念繪葉書を發行すと云

△△客年十月二十五日朝鮮釜山第四尋常小學校にては御眞影拜戴並に奉安殿造營落成祝賀會を行ひ、釜山府より二枚組の紀念繪葉書を發行せり

△△四月中大日本木管株式會社にては名古屋工場新築落成紀念の爲め四枚組の紀念繪葉書を發行せり。

△△川崎造船所にては八月中特務艦能登呂の進水式を行ひ二枚組非賣品の右紀念繪葉書を發行せり。

△△通俗軍事教育會にては參謀本部寫眞班にて撮影せし尼港事變紀念繪葉書八枚組價二十錢を發行せり

△△八月中東京上野公園に開催せし南米物產展覽會にては其紀念として事務所より四枚組又星製藥株式會社よりは秘露藥草園紀念繪葉書四枚組を。京都岡崎公園に開催せし平和紀念航空博覽會にては其會より四枚組。大阪商品陳列所に開催せし「時」博覽會にては主催者清友會より三枚組。札幌に開催せし北海道農具共進會にては其區協贊會より二枚組の各其紀念繪葉書を發行せり。

△△富士山嶺に鎭座せる官幣大社淺間神社奥宮にては庚申年次大祭を施行し二枚組（明治四十一年發行の分恰も庚申の圖按なりしを以て之を再版せしものか其圖按全然同一なり）の紀念繪葉書を發行せり。

△△樺太は八月二十三日、關東州は九月一日共に始政第十四回紀念の爲め特殊日附印を押捺し樺太廳よりは三枚組の右紀念繪葉書を發行せり其押捺局名は次號にて報道すべし。

△△前號に彙報せし藤井商店のキ半錢切手の入札は最低二十八圓最高八十圓にて名古屋小寺氏に落札せり。

蒐集の栞

◆譲渡し度き分

左記紀念繪葉書一組揃物

◎萬國郵便聯合二十五年帶紙付印無四十錢○同袋無三十錢

◎衆議院戰時議會袋無一組　七十錢

◎臺灣始政十回印及袋付○臺灣縱貫鐵道開通印付袋無○愛國婦人會恤兵三枚組袋付　以上一組各六十錢

◎カード式原簿袋付○縣營行福岡大演習袋付印無○山陽鐵道解散袋無○明石市制袋付○樺太始政十回印及袋付　以上一組各五十錢

◎遞信省米國艦隊歡迎○同日英博覽會○臺灣始政十三回○同十七回○商業會議所發行橫濱開港五十年甲種二枚組　以上印及袋付各一組四十錢

◎四十年發行朝鮮始政○同一週年○同四週年以上印附袋無各一組卅五錢

◎遞信省神宮式年御遷宮○朝鮮始政六回○同九回○長崎縣廳新築二枚組以上印及袋付、◎臺灣始政十二回○同十三回○同十四回○遞信省米國艦隊以上印附袋無、◎富士北郵便局電話開通○富士山局開局○霧島進水○福岡共進會○橫須賀第五船渠開渠以上袋無、◎天龍進水○臺灣始政二十三回以上印及袋付○長野共進會○柞築町鐵道開通袋無以上各一組三十錢

◎長野婦人會總會○發明品博覽會○梅香丸廻航○長崎開港博覽會○日光東照宮三百年祭○長崎縣廳新築以上袋無　各一組二十錢

◎五厘葉書及一錢葉書大藏省紙幣寮製造分使用濟　各一葉三錢宛

◎半錢壹錢小形葉書同各一葉五錢宛

◆譲受け度き分

◎官製葉書左記特殊日附印附一葉五十錢宛

平和紀念臺灣玉里、朝鮮清津浦項、始政紀念臺灣廿四回亞米利加丸船內

交換廣告

大阪市電の新舊の回數券の表紙御入用の方は無料進呈す

大阪市東區平野町四丁目　遠藤春史

內外軍艦繪葉書、貝類標本譲受度し

廣島市國泰寺町　森本活泉

アルサスローレ州の戰時ハン切符あり平和三錢切手来使用十枚又は之れと同等のものと交換す

大阪北區曾根崎上四丁目　八幡識一

特殊印附繪葉書及官製葉書多數持合あり安價に譲渡し度し

大阪北區堂島中一丁目紀井方

清水龍太郎

官製白葉書特殊日附印附譲受度し

兵庫縣伊丹局下富田　西村金吉

謹告

各地に於ける紀念繪葉書發行の御報導、同好者の紹介並に會費未納の方は至急拂込冀上候　寸葉會

大正九年九月七日印刷納本　編輯兼發行人　大阪市南區天王寺筆ヶ崎五五二一　伊藤恒太郎
大正九年九月十日發行　印刷人　大阪市西區江戸堀上通二丁目　矢尾彌市郎　印刷所　大阪市南區天王寺筆ヶ崎伊藤方寸葉會
大阪市西區江戸堀上通二丁目　矢尾弘文堂

687
1993

石川縣指令收土第二三、三號

大正九年九月八日附願國道一時占用ノ件茲認ス

大正九年九月九日

石川縣參事土岐嘉平

金澤市長

市長
[illegible]

令達用紙

石川縣

大正九年九月九日受付
第一〇九號

金澤市役所 第 196 989 大正 年 月 日 收受附

發統第二三二號

大正九年九月九日

石川縣臨時國勢調査部

金澤市長殿

印刷物送付ノ件

國勢調査事務研究用トシテ左記印刷物及送付候也

左記

一、申告書記入方例題ノ一　一〇枚

一、仝ノ二　一〇

一、仝ノ三　一〇

大正九年九月九日 第一一〇 受付 號

石川縣

全解答

金沢市役所
御中

石川縣廳用

國勢調査申告書記入方例題　其一　解答

一、水谷清兵衛の隱居は清右衛門の家計の一部なるべきも住居を異にするが故に別世帶とす仍て清右衛門の申告書に其記載なし越川トクも長女みね子と同樣なり
二、長男清太郎は出張中なるが故に記入の範圍に入らず
三、清太郎の妻もと子は未だ入籍せざるも夫婦たること明なるが故に之を妻として取扱ふ
水谷の姓を冐さしむることも勿論差支なし
四、つや子は庶子なれども之を次女と記入するも調査上差支なし專ら從事し家事にたづさはらざるが故に出版物販賣業の手助を本業とす
五、番頭の小林修吾は別世帶の人なるが故に記入せず
六、木村松三郎の生年月日は戸籍に依らず實際を記入せしめたり
七、中山泰助は主人の實弟なれども別世帶の人なるが故に茲に現在せる性質に依り之を來客とす

國勢調査申告書記入方例題　其二　解答

一、高橋彥藏は主人なれども不在者なるが故に初筆に記入せられず、事實上之に代る者なる妻のタミを初筆とす
二、長男松太郎は行衛不明にして現に不在者なるが故に記入せず
三、長男の妻タメは松太郎は行衛不明なれども尙未だ死亡者とも定まらずタメ自身は聽て松太郎が歸るものと信じ居るが故に依然たる有配偶者なり
四、次男正二郎は妾を有てども妾との間には配偶關係なきを以て未婚者なり
五、妾ミツは表向き女中としての姿なり內緣の妻にあらず故に正二郎との間に配偶關係なし、妾と記入せずして女中と記入せしは兩者何れにしても結果に於て同一なればなり（結果表には家事使用人を男女に別つのみなり）
六、井上勘次の生年月日は戸籍に依らず實際を取れり、妾ミツ及皆川三平の生年は午年辰年といふに依りて之を明治廿七年及安政三年と爲せり
七、山田ミツの出生地は縣名のみ判明せるを以て之を記せり
八、高橋彥藏不在なりしを以て不在の世帶主の記載あり申告義務者は事實上之に代る者なる妻タミたり

國勢調査申告書記入方例題　其三　解答

一、豐吉とはなも先夫增平の子なるも長五郎は入夫なるが故に之を妻の連れ子とせずして長五郎の長男長女とするを至當とす　但し豐吉は調査時不在なりしを以て記入せられず
二、鈴木信平は鈴木の家の在籍者なるや否やを判たざれども今此世帶に於ては內職工として在るものなるが故に之を雇人とす
三、永沼平三郎は不在者なれども記入の範圍（は）の前段に依り最後に出發したる世帶なる鈴木方より申告せり
四、鈴木タケは戸籍上からは松井タケなれども信平の內緣の妻なるが故に鈴木の姓を冐させ、信平もタケも有配偶と爲せり
五、鈴木タケを信平と並べざるはタケは信平の妻として在るにあらずして長五郎の雇人として在るが故に職業上の雇人を先づ記入し次に家事上の雇人を記入したるに依るなり
六、松井金次は追ては養子となるべきも今日は唯厄介になりて居る者故之を同世帶內の同居人とせり
七、近藤音市は鈴木工場の職工なれども本來は別世帶の人なり偶然宿泊したるもの故此
一時の宿泊者と爲せり

國勢調査申告書記入方例題（其二）

事實　此事實に依り國勢調査申告書用紙に記入すること。

主人の水谷清右衛門は文久二年四月十八日に遠洲濱松で生れた人で、若い時は隨分苦勞もしたそうなが、學校の前で開いた文房具店が當つて今は可なりに繁昌して居る。ツイ昨年隣家を求めて店を擴げ其方では教科書や雜誌類などを商つて居るが是も相應に能く賣れるらしい。

妻ワカは明治四年八月五日生れの江戸つ子で、元はそれ者だといふ人もあるが仲々しつかりした者で家事は言ふまでもなく一人で取りしきり、近頃は主人の顔が相應に賣れて來て公共の事などに出歩くことも多いので自然文房具店の方はワカが世話をして居る。清右衛門の父清兵衛は慥か天保九年戌の六月生れで算へ年八十三歲の高齡者であるが、矍鑠たるもので十二年前に妻のタメを喪つた後、越川トラといふ婆さんを雇ふて萬事の世話をさせ裏の隱居家に居る。其隱居家は母家と廊下續きの一構内ではあるが、横町に向つた出入口の小門があつてそれに清兵衛の表札が出て居る。長男清太郎は明治廿六年の十一月八日に東京で生れ、數年前高等商業學校を優等で卒業した秀才で、東洋貿易會社の社員となり、今は可なりに重く任用せられて居る、九月中旬に上海の支店に出張を命ぜられて昨今は不在である。清太郎妻もと子は明治卅四年の二月廿一日名古屋市に生れた者で、父の伊藤茂一郎は同地に名ある實業家で東洋貿易會社の監査役である緣から清太郎の將來に見込みをつけて此緣談が結ばれた、併し未だ婚姻届は出て居らぬ、もと子は姑の家事を幇けて居るといふ條實は一日の時間の大部分はイヤ音樂だイヤ料理だと稽古事に使はれて居る、從つて姑のワカは時々不快の顏をすることもある。長女みね子は明治二十九年生れで高等女學校卒業後間もなく某省の官吏に嫁したのであつたが、家庭の折合ひが圓滿に行かなかつた爲一昨年離別して皈つた、此春もと子が來てから、隱居の方に行つて居る。次男健次郎は慶應大學の政治科の學生で、明治卅一年の九月三日に東京市で生れた擊劍の撰手として同窓から尊敬を受けて居る若者である。清右衛門が外で設けた娘がモウ一人ある、それはつや子といふて健次郎より一年後れた明治卅二年の同じ九月の十四日に東京市で生れた、天然の麗質で而も氣立てのやさしい愛嬌者であるので家庭の誰からも愛されて居る或る實科女學校を卒業してから自ら進んで店の手傳を爲し、此頃は雜誌店の方を一人で受持つて居る、番頭の修吾は時々若しつや子さんが御嫁にでも御出でになつたら店が寂れて仕舞ふ……などゝ戲言まじりに言ふことがある。其番頭の小林修吾は明治廿一年に主人と同郷の濱松で生れた者で一昨年主人の鑑識で妻を娶らせ別に世帶を持たせたので今は通ひである。丁稚の木村松三郎は明治四十年に千葉縣千葉町で生れた者で戸籍には十二月十日生れとあるが實は同年の二月三日に生れたのだと申て居る、つや子の氣に入りで松どん〳〵と呼ばれて雜誌店の仕入れやら得意廻りやらまでしてゐる。女中の宮田とみは栃木縣下都賀郡岩屋村の生れで明治卅五年の七月生れだが日は知らぬとのことである、無論婚姻したことはない。主人の弟の中山泰助は主人と同し濱松で慶應二年九月廿六日に生れた者で今は靜岡市に住つて居るのであるが去り難き商用の爲に上京して兄の家に滯在して居た、同人の職業は唐物商の業主であるが東洋生命保險會社の代理店をも營んで居る、妻は先年病死して今は獨身である。

國勢調査申告書記入方例題（其二）

事實　此事實に依り國勢調査申告書用紙に記入すること

主人の高橋彦藏は慶應元年九月七日に新潟縣西蒲原郡小吉村で生れた者で、父祖代々の農家で所有田地を耕す外に近年人の勸めに依り桃畑を作つて見るとそれが仲々有望なので是から追々此果樹園藝に力を入れやうと考へて居る、一昨日急に此果樹園藝の用務が起つて他行して今は不在である妻のタミは明治四年八月十九日に中蒲原郡の新飯田町で生れた者で、家事の傍ら夫の職業の手助をして居るが果樹のことは自分に能く判らぬからといふて農作にのみいそしんで居る。長男の松太郎は明治廿五年の三月十四日に小吉村で生れた者であるが性來冒險のことが好きで鍬取る業を厭ひ先年水產學校に入りて學び卒業後一旦歸鄉し妻を娶り子まで擧げた身が初志を飜さず三年前に遠洋漁業船に乘組みたるが爾來船と共に行衞が不明になつた。松太郎の妻クメは西蒲原郡和納村で明治廿九年の四月廿三日に生れた者で松太郎が家出してから空閨を守ること三年になるが舅姑の親切と子供の愛とに引かされて里にも歸らず姑を勞けて家事を取り又農作の手助に努めて居る。孫の小太郎は大正七年の十一月七日に生れて、未だ父の顏を見たこともないが寔に愛らしい子供である。次男の正二郎は明治廿八年一月十八日に矢張小吉村で生れた、縣立の農學校を卒業して果樹園藝のことに熟達して居るので專ら父の副業を助けて居る。正二郎が不圖したことから妻としては迎へることの出來ない身分の違ふ女と關係して離れるにも離れられず、據なく表向きは女中として實は農家には甚だ不似合であるが妾として世帶内に入れてある、親類緣者からも隨分喧しく彦藏が子に甘過ぎると苦情を申たのであるが、彦藏は又折角有望の果樹園藝の爲には正二郎が居なくてはならず、若し松太郎の樣に家出でもしては大變だと考へて居るので、マア〳〵其中に何とかするからと人々を宥めて居る、其正二郎の妾であるミツは西蒲原郡小中川村の山田佐吉といふ者の娘で一度相應の者の妻となつたが未だ婚姻屆も出さない半年も立つか立たない中にそれと別れて來て小吉村の或る小料理やに居たのが正二郎と關係の生するに至つたのであつた、同人は戸籍には明治卅年生れになつて居るが實は午の六月に生れたとのことで日は不詳である、又其出生地は佐吉の妻が旅の者で、佐吉が上州へ永らく稼ぎに行つて居て、ミツの出來たのを連れて來たので、ミツの生れは群馬縣ではあるが町村の名は判らぬとのことである。作男の井上勘次は明治卅三年生れのことに戸籍はなつて居るので今年徵兵適齡で檢査を受けたのであるが實は明治卅年の四月十五日に小吉村で生れた、未婚者で主としては農作に使はれて居るが果樹園の方を手傳ふこと、ある。婢やの皆川三平は子も孫もあるが足腰の立つ中は厄介にならぬといふ氣丈者で先年婆さんに死別れてから家に居てはといふので此高橋の家に雇はれて桃畑けの勞作をして居るが彦藏の妻のタミと同じ新飯田町の生れで、年は六十四だが辰年だといふだけで月も日も判らぬ。

國勢調査申告書記入方例題（其三）

事實　此事實に依り國勢調査申告書用紙に記入すること

主人の鈴木長五郎は明治十九年六月七日に福岡縣築上郡東富吉村で生れた者で、戸田小工場を經營して器械鍛冶を業として居る。妻トクは明治十六年九月十八日に筑前の小倉市で生れた者で、二人の子供があつて先夫の増平が死亡した後釜へ當時職工であつた松井長五郎を直して入夫にしたのである、夫の職業が專門的の性質の物であるだけ、妻がそれを手助することは出來ぬが家事に油斷なく、殊に子供の世話は充分に氣をつけて居るやうである。長男豐吉も長女はなも共に先夫増平の子で共に小倉市で生れた者であるが、豐吉は明治卅七年の十月十九日、はなは明治四十一年の二月十三日の出生である、豐吉は兎角身體が虚弱で工業學校も半途で退學する樣な譯で此春からは亡夫と同じ樣な病氣でブラ〳〵して居るので醫者の勸めに依り今は別府の知人の家に轉地させてある。はなは至て健康で日々小學校に通つて居る。先主人増平の弟に鈴木信平といふのがある、明治廿一年の八月十二日に小倉市で生れた者で兄の存生中から使はれて鐵工の職を習ひ、徵兵に合格し工兵として服務し、今は後備の一等卒であるが、除隊後兄の後繼者にして兄弟子なる長五郎の内職工となりて器械鍛冶の勞務に從事して居る、信平の妻タケは明治卅一年の四月廿九日に福岡縣築上郡東富吉村に生れた者で實は主人長五郎の從妹で一旦他に緣附いたのであつたが、不幸にして死別となり里方に歸つて居たのを長五郎が連れて來て下女代りに使つて居た、信平とは丁度よい年頃なのでトクが勸めて兩人を夫婦にした、未だ屆出ては居ぬが夫婦共に長五郎の雇人となつて夫は職業上に努め妻はトクの指揮を受けて勝手元の家事を辨じて居る。タケの弟に松井金次といふのがある、行く〳〵はハナと配はして養子にしたいとは長五郎やトクの間に話題に上るとだが今は何ともつかずに長五郎方に厄介になつて工業學校に通ふて居る、明治卅八年十月十八日に上記東富吉村で生れた者である。雇人の永沼平三郎は明治卅年五月二十日に大阪市で生れた者である、未婚獨身者であるので鈴木工場の内職工となり器械鍛冶の勞務に從事して居る、然るに同人は豫備歩兵二等卒であるので、本籍地からの電報に接し簡閲點呼の爲急に歸鄉しなければならぬことになつた、それで止むことを得ず九月卅日に鈴木方を出發するに際し何れにしても十月一日午前零時には汽車中に在るからといふので、記入の範圍の例外に依り十月一日午前零時には最後に出發したる鈴木方に在りたるものとして申告せられることにした。又近藤音市は同じく近藤工場の器械鍛冶勞務者であるが是は妻子もありて別に世帶を持つて日々工場に通勤して居る者である、明治廿二年十二月四日に大分縣宇佐郡絲口村で生れた者で此工場では信平に次ぐ兄分なので平三郎の歸鄉に就て何かと世話をする爲に鈴木方に來て居たのであつたが餘り夜分遲くなつたので宿泊して居た。

郵便往復はがき
（往信）

金澤市

金澤市役所内
臨時國勢調査部

逓信省製許　印刷局製造

謹啓時下初秋の候愈々御多祥奉賀候
陳者國調の期も切迫致し事務御繁忙
の折柄誠に恐縮に存じ候へ共弊社宣
傳上の參考幷に記念として貴市の國
調宣傳スタンプ頂戴致し度乍御面倒
「返信」に押捺の上御返送被下度右特
に御懇願申上候　　匆々

大正九年九月十九日

滋賀縣長濱町
滋賀民報社

滋賀民報社營業部印

發統第二三五號

大正九年九月十四日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査紀念繪葉書送附件

小川臨時國勢調査局長官ヨリ今回別封紀念繪葉書寄贈相成候ニ付及送附候也

一國勢調査紀念繪葉書　一組

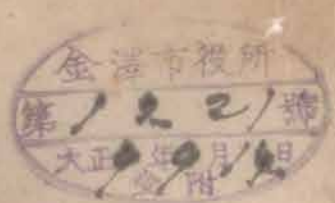

繪ハがキ右ヒ

大正九年十月一日

國勢調査

有りのまゝを申告すること

紀念繪葉書

一人も申告に漏れぬこと

臨時國勢調査局發行

印刷局朝陽會發賣

印刷所 株式会社 工業技術院

第壹回國勢調査
大正九年十月一日

郵便はがき

内地二ハ壹錢五厘切手
外國二ハ四錢切手

CARTE POSTALE

臨時國勢調査局發行　印刷局朝陽會發賣

大正九年十月一日

國勢調査申告書

氏名	出生の年月日	職業及職業上の地位	出勤地

金澤市役所

御中

縣

石川縣

石川縣圖書館

第 九七 號

發議	決議	市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚
奎九年九月四日	奎 年 月 日								

主務係長	課長	係主任	僚

治勤第 号ニ付キ別紙ノ件ニ関シ
庶務係

事務担当者之印

今九月 日

治動ヲ真実催ノ件ニ付依テ通牒
右ノ旨ヲ以テ各地ニ於ケル大日本
ノ新聞社ヲ催ス際ニ当リ是迄ノ慣習ニ
ル治動ヲ真ノ映ヲ以テ動カシ
ヤウ注意セラレタシ此旨通牒
ヲ以テ及ヒ候也

第　號

發議	決議
垈九年九月一日	垈年月日

主務	課長	係長	僚
		庶務係主任	

市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚

活動写真奨励選定ノ件

別紙、收統計六二三号ヲ以テ本縣係時局勢調査部長ヨリ通牒相成候来ル八日大阪毎日新聞社ニ於テ開催ノ調査官傳

活動写真興行ノ興場所ノ通常警察
相当ノ人可然哉

記

一興場　高知市議事堂
高知町高等小学校内

二開場時　九月一日午後一時半

收統第六二三號
大正九年八月三十日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長 殿

大阪毎日新聞社主催國勢調査宣傳活動寫眞開催ノ件通牒

今般大阪毎日新聞社ニ於テ我國空前ノ一大事業タル國勢調査ニ對シ地方聲援ノ爲殊ニ國勢調査ノ一ツヰルムヲ創造シ活動寫眞隊ヲ組織シ本縣ニ來リテ來月八日當市ニ於テ活動寫眞ノ映寫ヲ爲ス計畫ナルニ付其際當所ノ指揮ヲ共ニシテ普照會有之度ニ付テハ當所ニ於テモ之ニ對シ十分ナル御援助ヲ共ニシテ其ノ目的ヲ完全ニ達成セシメラルヽ樣御配慮相煩度尙活動寫眞開催ノ準備等ニ付テハ先方ヨリ申出ノ個條モ有之費大採光記事項ニ留キ豫メ御手配相成樣致度尙也

記

一、會場選定
公會堂、學校、劇場等ノ適當トスルモ故此ノ方面ニテ定メラレタシ御決定ノ上ハ至急御一報ヲ煩シタシ

石川縣

金澤市役所 第二〇九〇號 大正九年九月一日 受附

金澤市役所 第二〇九〇號 大正九年九月三一日 受附

石川縣國勢調査部長之印

一、電力用意

映寫用電力ハ百ボルト、三十五アンペヤ、御用意下サレタシ尤モ使用電力ハ關係電氣會社（縣直接交渉ノ上無償提供ヲ諒承セシメル豫定ナルモ此ノ際貴所ニ於テモ一應會社ヘ御交渉ヲ願タシ

一、入場者ノ種類、入場券發行

入場者ハ可成世帶主ニシテ國勢調査ニ直接關係ヲ有スルモノニ限リ尚入場人員ハ入場券ヲ發行シテ之ヲ整理セラレタシ

一、開催ノ順序

大坂毎日新聞社員、國勢調査ニ關スル講演アリタル後別紙箇條書ノフヰルム映寫ニ移ル筈ナルモ此ノ間縣當局、講演アル豫定

一、費用負担

電力、所有貴會場設備費等ハ貴所ニテ負担セラレタシ

一、開會時刻

午後六時半ト定メラレタシ

石川縣

博士 七号 十号 112
公会堂 十号 十一号 110
高円寺 七号 八号 92
小幡午一 九号 十号 90

大阪毎日新聞
活動寫眞映画筋書

「國勢調査」

國勢調査は上自室より下賤が伏屋に至るまで
差別なく行はるゝものなので
一、國勢調査は何の為に行ふか
二、國勢調査は何を調べるか
(一)氏名 (二)老幼に於ける地位 (三)男女
の別 (四)出生の年月日 (五)配偶の関係
(六)職業及職業上の地位 (七)戸籍別
三、調査は何時行ひ
四、如何にして行ふか
五、調査に當つて何をおもめるか
といふ國勢調査と其大切なもの
こと、國民が正しく果さなければならぬ重
大な義務であることを文字と動作とに依
つて平易に且簡單に説明しまた撮影したる
ものなり

「民力涵養」勤勞鼓吹の巻

帝國憲法第二十一條「日本臣民は法律の定むる
處に從ひ納稅の義務を有す」の文字を言
頭に説明すると共に其意味は國民に對し働けと
云ふ國家の命令ではなく、働かずして所得を得

る能はず、大に働らき、大いに所得を获め、和而して
生活の安定を得而して国家の命令を尊
び平常自己の国民的地位を自覚し国家
存在の根底を堅固にし国家
色しむる事にもあるの事を即
節ふことを忘れざるもの
一公民の資格を成し
毎年冬期に於て京都府主催の下に同府何郡
郡高津村八幡宮境内に於て開催する同郡
内の各町村より三名宛の模範青年を集め
公民の資格を与ふる事例あり東京府南多
摩郡青年會の活動状態、租税の負担
理）等を撮影し
上最も有益ふるとのあり

（まだ参加入）

▲期日　七月廿三日午後七時開會

▲場所　中央公會堂

「國勢調査」宣傳
活動寫眞
講演會

入場券

（一人一枚に限る）

國勢調査並に民力涵養に關する映畫數種映寫

主催　大阪毎日新聞社
後援　大阪府
　　大阪市

（九月一日午後之時半開會）

應

第 九K 號

發議	決議
壹九年九月二日	壹年月日
主務	課長
係長	係主任
僚	

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

國勢調査員募集ノ件

年九月 日 市長

知事宛

警察官吏國勢調査員募集ノ件

石川縣金澤市役所

昨二ヶ年ヨリ以下標記係員左記ノ通命免ス

左記

一名

第九九號

發議	決議
垂九年九月三日	垂年月日

主務課長	係主任
係長	
僚	

課名	課長	係名	係長	僚

合議

市長 助役

依外 條外 件張所張置 條 通牒事

[illegible]

[illegible]

事務担当官ノ件

事務担当官ハ臨時出張所ノ件
今回各勅令調査事務担当官ハ臨時出張所
（本署内）設置ノ件ニ付内定ヲ得ル為
"各省性質ノ面ヨリ研究ヲ要スル
勅令ニ関シ九月中旬ヨリ開始ノ件
ニ付キ各省ヨリ出張所ノ位置使途ノ調
査係ヲ一面ニ於テ為ス件ノ位置使途ノ調
査係ヲ一面ニ於テ為ス件ノ位置使途ノ調

第一二二號

發議	決議
大正九年九月三十日	大正　年　月　日
主務課長	
係長	
係主任	
僚	

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

号外
大正九年九月三日
庶務担当ヲ仰付ル
（本日ヨリ）

勢南出張

通牒

今回弘前商業学校ノ程度変更ニ伴ヒ別紙要項ノ通リ生徒募集ノ件認可相成候ニ付テハ就テハ貴校ニ於テモ別紙ノ趣旨ニ依リ生徒募集ノ件ニ関シ適当ノ措置相成度此段通牒ス

追テ別紙ノ趣旨ニ依リ生徒募集ノ件ニ関シ適当ノ措置相成度此段通牒ス

拝啓陳者豫テ國勢調査ニ關シ多大ノ御盡力ニ預リ候處今度練習調査ノ結果更ニ念査ヲ要スルニ至リシニ付過日各調査員ニ對シ通告シタル日程左ノ如ク變更致候間御承知ノ上此上トモ宜敷御配慮ノ程願上候

九月十日

金澤市長　飯尾次郎三郎

國勢調査ニ關スル日程變更

月日	事項
九月二十一日	市役所ニ於テ練習申告書ニ就キ世帶及世帶員ノ脫漏有無ヲ調査スルコト
仝　二十二日	
仝　二十三日	
仝　二十四日	右調査ノ結果ニ依リ脫漏ノ疑ヒアル向キニ對シ調査員ト協力シテ實地調査ヲ行フコト
仝　二十五日	
仝　二十六日	申告書用紙及練習申告書(既ニ提出ノ分)ヲ調査員ニ交付スルコト
仝　二十七日	調査員ハ練習申告書記入後ノ異動ヲ調査シ照査表ヲ作製スルコト
仝　二十八日	

右以後ノ日程ハ國勢調査員服務ニ關スル期間及期日ニ定ムル通リニシテ變更ナシ

追テ前記日程ニ基キ實地調査ヲ遂クル爲廿四日午前八時擔當事務員出張所へ參集相成度候

郵便往復はかき
（往信）

金澤

市臨時國勢調査部

御中

印刷局製造

拝啓時下秋冷の候愈々御多祥奉賀候
陳者國調の期も切迫致し事務御繁忙の折
柄誠に恐縮に存じ候へ共記念として貴市
の國調宣傳スタンプ頂戴致し度乍御面倒
「返信」に押捺の上御返送被下度右特に御
懇願申上候　匆々

大正九年九月二十二日

高岡市臨時國勢調査部

宮島英邁

契

急

發統第參〇壹號
大正九年十二月二日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査材料ニ關スル件照會

曩ニ進達相成候貴市國勢調査材料檢査ノ處別紙ノ通不備不審ノ廉有之候条至急再調回答ハ別紙回答欄ニ御記入上来ル四日迄ニ相違ナク御回致相成度候也

石川縣

第一區　一乃至　十七
第二區　十九乃至　三三
第三區　三五乃至　四六
第四區　四七乃至　六八
第五區　六九乃至　九〇
第六區　一〇乃至　一二三
第七區　一二五乃至　一四一

金澤市役所
廳第2449號
大正9年12月3日
受附

金澤市役所
第1773號
大正9年12月3日
受附

神社佛閣より授與する各種の
御守札、神符、おみくじ、御
影、珍意匠受取書、うそ鳥、
矢守、板守、土鳩、土鈴等、
繪馬、奉納物、供へ物、願懸
用品、千社札及納札會、燒物
人形、お雛様、泥人形、首人
形、紙人形、木製人形、芝居
看附、鳩笛、達摩、面類馬其
他の動物類、土製、木製、紙
製玩具、記念書葉書（スタンプ附）、神社佛閣の
印影物風影、商品包紙の
封印紙、貝貨、石貨、陶
貨、古錢、紙幣、荷札、
廣告、乘車券の類、燐寸
商標、折の上包紙、名物
の上包紙、ポスタースタ
ンプ、人類學上の參考品
土びん數、各地の名物、
煙草の小箱、足袋の商標
封帶紙、祝儀袋、年玉用
はがきの袋、葉巻の化粧
帶、奉納手拭、撒手拭、花見
手拭、踊手拭、各種宣傳書、
各種觀覽物の入場券、木戸札、
觀覽券、拜觀券、優待券、招
待券、門鑑、後援券及割引券、
福引券、湯券、ながし札、關
所の手形等、年賀繪葉書交換、
新聞題號、手拭の包紙

印附日念紀地各、書葉繪念紀行發体團共公衙官

金澤市役所 第1253 大正9年7月22日 受附

使用濟にても何にても宜敷う御座います

金澤市役所 大正9年7月22日 受附

金澤市國勢調査部御中

宣傳ビラ其他　之件

神戸市坂口通六丁目四
郵樂會會員
寸葉趣員會員
大日本紀念繪葉書
蒐集會會員
武田純郎（顧夫）

金澤市役所 1841 大正9年7月20日 受附

謹啓

御實家益御清穆之段大慶の至りに存じ奉り候陳者私儀蹟く石も緣の端
と何でも蒐集の上紀念として保存罷在る厄介者に御座候、又其の品の假
令非賣品にても各地御諸賢に置かれて格別の御詮議と御同情を以て御惠
與相受け候、就而は御用務の御多忙中斯る事を御願ひ申上くるは甚だ厚
顏の至りに存上候も此度御實家の左記御使用の物各種を特別
の御詮議を以て御實家の御盡力により御惠與方御許可被下候得者幸
甚此の上なき次第に御座候
右失禮を顧みず御願申上候

敬白

記

一、國調宣傳ビラ其他
一、御實家宣傳スタンプ（紙）

蒐集趣味を御助け下さいませ

第　　號

發議	決議
垂九年九月三日	垂　年　月　日

主務	課長	係長	僚
		庶務係主任	

市長

助役

合議	課名	課長	係名	係長	僚

別紙國勢調査宣傳ポスター掲揚方御配意相成度申添候

市内係

呂屋及現營業店ノ場所ヲ別紙ノ
如ク

前略

今般國勢調査執行相成候に付ては別
紙宣傳ビラ各府縣廳へ寄贈候処國
家的なりそ非常に歡迎を受申候に付
貴所へも寄贈致度候条御管内各電
柱、辻、家屋等の要所へ掲揚方御取計
領度右御許容の上は御地代理人迄
御通知相領度此段得貴意候也

大阪市東區博勞町四丁目心齋橋筋
つちやたび合名會社大阪支店
電話長船場壱壱七〇番
9.9.24
所役市澤金
無第 126 號
大正 年9月27日
受附

すべてを漏れなく申告すること

十月一日
午前零時

國勢調査

一人の虚は萬人の實を殺す

寄贈

つちやたび

足袋王

大阪電燈廣告社扱

遠進印刷株式會社印行

金澤市役所

（松本納）

電話（八一六番 市長、助役、市長專屬用
（二一二番 庶務、勸業、學務各係、當直用
一七六九番 土木、衛生各係用
一六八五番 戶籍、兵事各係用
二三〇〇番 稅務、會計各係用

金澤市役所 歳 第 大正 年 度 附 日

九月廿七

金沢市長飯尾次郎三郎殿

金澤市役所 歳 第 大正 年 度 附 日

拝啓
暑さ申し厳に候処貴校下各戸の表札
調査に付本園役員市内各にて左る
十八日より各戸に付調査し候処表札なき
方々や百数十有之候間講師に依頼し
配布し終りに付ては全部を以て全部と
する事に申し合せ候間承知被下度右取敬
不尚宜敷申上候

九月廿二日

材木町校下青年團

敬白

金澤市役所 歳 第 大正 年 度 附 日

材木町校下青年團支部長 次郎

金澤市役所

御中

石川縣廳用

第　　號

發議	奎九年九月二八日	係主任
決議	奎　年　月　日	主務
		課長
		係長
		僚

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

来ル三十日午後何時ヨリ学校生徒父兄
各個面会ノ上各世帯ヘ同報セラルル可ク
訓令ス

国庫許可第一三一号
令和九年九月
一般小学校長宛
給与担当主任 殿

学齢簿の記載に関する件

来る十月一日現在に於ける市内各世帯の学齢児童に係る正確なる一覧表を別紙の通り調製の上、来る十日までに提出されたい。

なお、学齢児童の保護者が市外に転出した場合は、その旨を記載すること。

複写不可

各区担当各ノ分
貴担当区域内ニ引続キ各ノ之ヲ以テ
関係方ニ於テ指定スルモノ

慶應慶應慶應慶應

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第　號

發議　奎九年九月21日

決議　奎　年　月　日

主務課長　係長　僚

庶務

國勢調査時刻統一ニ関スル件

市長

助役

合議

課名　課長　係名　係長　僚

國勢調査ニ関スル件

奎國庶收一三二号

奎九月　日

市尹

会天候気配ニ関シ指示ヲ乞ヒ其ノ
来ル十月一日午前零時ヲ期シ市内各世帯ノ時刻
ヲ正確ニ統一セシメラレ度
配電ノ停止ニ関シ時鐘ヲ以テ之ニ代フル為メ
ノ時計ヲ正確ニ統一セシメラレ度
鐘ヲ以テ停電ニ関スル事項(当該ノ責任者
都合ヲ御知ラセ下サル様

受付
金澤市役所
第 12505 號
大正9年9月27日

發統第二五三號
大正九年九月三十日

金沢市長殿

石川縣臨時國勢調査部長

國勢調査時刻統一ニ関スル件通牒

来ル十月一日午前零時ヲ期シ管内各世帶ノ時刻ヲ正確ニ統一セシムル爲此際貴所ニ於テ左記方法ヲ講ゼラレ度候也

記

一、管内各電燈會社ヘ交渉シ来ル九月三十日午后八時ニ配電区内ヲ一時消燈セシムルコト

一、前項場合ニ於テハ各世帶ノ時計ノ指針ヲ正確ニ直サシムル樣豫メ般ニ注意シ置クコト

金澤市役所
第 12505 號
大正9年9月27日
受付

石川縣臨時國勢調査部長之印

金澤市役所

石川縣

石川縣廳用

金澤市役所
第1879號
大正9年9月29日
收受

收統第六八一號
大正九年九月十六日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査申告書質疑解答追加ノ件

今般國勢調査申告書質疑解答追加ニ付之ヲ小冊子ニ
印刷シ左記ノ通別便及送付候条
御査收相成度此也

記

印刷物　一ノ部

石川縣

大正九年九月廿日受付
第一二〇號

川縣

金坑

平安

片

東京市神田區鎌倉河岸二十三号地

朝日商工株式會社

電話神田三八二八番

大正九年十月一日

國勢調査

記念繪葉書

有りのまゝを申告すること

一人も申告に漏れぬこと

臨時國勢調査局發行

印刷局朝陽會著作

定價一組金拾錢

第壹回國勢調査
大正九年十月一日

郵便はがき

内地ニハ壹錢五厘切手
外國ニハ四錢切手

CARTE POSTALE

作著會陽朝局刷印　行發局査調勢國時臨

國勢調査
第一回

郵便はがき

内地ニハ壹錢五厘切手
外國ニハ四錢切手

CARTE POSTALE

臨時國勢調査局發行　印刷局朝陽會作

九月九日
閲覧
警察部 衛生課 課長 主任

金澤市役所
第124號
大正年月日
受附

金澤市役所
第1940號
大正7年9月21日
受附

收統第六八八號
大正九年九月二十一日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

石川縣臨時國勢調査部長之印

國勢調査ニ關スル件通牒

國勢調査申告書ニ記入方ニ付テハ曩ニ通牒ノ趣モアリ且ツ其ノ後ノ調査ニ依リ醫師、齒科醫師、產婆、辯護士、等ノ身分ヲ有スル者ニシテ本業ノ外ニ藥劑師ノ資格ヲ有スル者ニシテ他ニ本業アル故ヲ以テ是等ノ者ハ本業欄ニ記入スヘキ樣通牒致候處尚自己ノ資格ヲ以テ本業ト爲シ又ハ兼業ト爲シ居ル者有之哉ニ聞及ヒ候ニ付テハ實際其ノ事務ニ從事セサル者ハ資格ノ有無ニ拘ラス自己ノ資格ヲ以テ本業欄ニ記入スヘキ旨更ニ御通牒ニ及ヒ候也

追テ本通牒ニ關スル件ハ石川縣臨時國勢調査部ヨリ照會ニ及ヒ候ニ付テハ實際其ノ事務ニ從事セサル者ハ資格ノ有無ニ拘ラス自己ノ資格ヲ以テ本業欄ニ記入スヘキ旨更ニ御通牒ニ及ヒ候也

謹啓益御清康奉恭賀候陳者

今般國勢調査局に於て第一回の國勢調査を實施せらるゝに就ては是が永久の記念として神武天皇東征の圖を始めとし調査申告の樣式及十月一日實施當時の『時の響』を表示したる三枚一組(定價金拾錢)の繪葉書を發行せられ內閣印刷局は之が著作の權を得て其一手販賣方を當會社に下命せらるゝの光榮に浴し候右は絶好の記念品に有之候に付國勢調査宣傳に從事せられし諸君並に希望者へ普く頒附致度希望に有之候に付何卒當社の徽衷を御洞察續々御購求被成下度右御案內申上度如此に御座候

月　日

敬具

殿

東京市神田區鎌倉河岸二十三號地
朝日商工株式會社
電話神田三八二八番
振替口座東京三七一八四番

拝復陳ハ十三日附公函ニ依リ二五株ノ
仮申株ニ依リ別紙株券ヲ以テ
御送申上候也
大正五年九月十三日
金澤電氣軌道株式會社
取締役
金澤市長 飯尾次郎殿

金澤電氣軌道株式會社

第 一一八 號

發議 大正 九年 九月 九日 主務課長

決議 大正 年 月 日 係長

市長

助役

合議	課名	課長	係長	係名	係長	係名	係長	僚

練習調查ノ件伺

練習調查ノ結果別紙ノ如シ

石川縣金澤市役所

來ル十ノ陸軍特別大演習ニ依リ隊ノ調查ノ爲メ出張ヲ命ゼラルヽ事ト存ジ其ノ準備ノ爲メ左表ノ者ニ旅費ヲ支給シ出張ヲ命ゼラレ度此段伺上候也

記

官等	氏名	職務	出張地	日數	旅費	摘要
判任	菅原榮次郎	庶務課	名古屋	十日	金拾圓	
判任	山本	庶務課	名古屋	十日	金拾圓	

右ノ通リ

九月八日

庶務課長 [illegible]

石川縣金澤市役所

第 條

昨年調査ノ結果左ノ様ニ相成候ニ付テハ

本日ノ調査ニ於テモ左ノ様ニ相成候ヤ

様式

調査票 弐名

調査票弐名

普通世帯数

準世帯数

人口 申告数

校数

備考

計

備考 準世帯ノ人口ハ別紙ニ記入ノコト

第　號

發議	壹九年七月廿三日	主任	係主任
決議	壹九年八月一日	課長	
		係長	
		僚	

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

高雄市政府

第一條之
第二條之担当区域（次）記
第三條之

当機関は次記の割振りに従って勢力範囲を定
付の活動区域を映画興行の取締（営業者
一定区域に於ける営業許可の担当をなし
の為斡旋其他事務を取扱う

七條之 九月三日 高等 恵山町 木村
三條之 九月三日 高等 上石川出張所
一條之 九月三日 高等 開平出張所

第　　號

發議	金九年九月三日	係主任
決議	年　月　日	主務
		課長
		係長
		僚

市長

助役

議

合

課名

課長

係名

係長

僚

傳習用紙文付及印紙要否ノ件

一般消毒ニ関シ別紙通リ方お願シ

市川系統農會藏書

相互防火練習調查表ニ記載事項ニ付テハ別紙
ニ依リ實施ノ際ニ於テ調查ノ效果ヲ擧ケ得ル
爲メ特ニ申請ノ如キ方法ヲ採ルモノトス
依テ練習用紙ニ記載事項ニ付テハ別紙ニ
準ジ實施ノ際ニ於テ調查ノ效果ヲ擧ケ得ル
ノ方法ヲ講ジ實施スルコト
尚ホ本件ニ關シ詳細ノ事項ハ別紙ニ依リ
難キ場合ハ當課ニ於テ實地ニ就キ調查ノ
上指導スルコト
右ノ通リ通牒ス

石川縣金澤市役所

（納川吉）

發國庶第　　号参考送付

大正九年九月二十九日

金澤市高等小學校長

金澤市立

小學校長殿

國勢調査時刻統一ニ関スル件

来ル十月一日午前零時ニ於ケル市内各世帯ノ時刻ヲ正確ニ統一セシムル為来ル二十日午後正八時ヲ期シ市内一斉ニ配電ヲ停止シ一時消燈セシメ之ヲ相図ニ各世帯時計ヲ正確ニ統一スルコトニ決定ス尚貴校生徒児童ヲシテ右ノ次第ヲ家庭ニ周知セシムル様御配慮相成度

發國庶第壹壹七號

大正九年九月三十九日

臨時國勢調査係長

帶　区担當主任

殿

國勢調査時刻弦一三壹弦件

本年十月一日午前零時ハ二ノ方ニ於ケル本籍ノ世帶ノ時刻ニ於ケル弦ニ弦ニ弦ニ

申告書記入方及國勢調査ニ関スル質疑解答

（追加ノ分）

追加第一目次

一、世帯
一、世帯主及申告義務者ノ記入ノ範圍
一、氏名
一、世帯ニ於ケル地位
一、配偶ノ關係
一、職業及職業上ノ地位
一、出生地
一、一般記入ニ關スルモノ
一、申告書欄外記入ニ關スルモノ

追加第二目次

一、出生ノ年月日
一、職業及職業上ノ地位
一、申告書欄外記入ニ關スルモノ
一、申告書ノ訂正ニ關スルモノ
一、施行細則第九條ニ依リ處理スルモノ
一、市町村長ノ管掌ニ屬スルモノ
一、知事及市町村長ノ管掌ヨリ除外スルモノ
一、乞食浮浪人等ノ調査ニ關スルモノ
一、雜類

追加第一　世帯

一問　左記場合ハ別ニ一世帯トセス世帯主ノ申告上ニ記入シ差支ヘキヤ

(イ)老夫婦隠居シ食事ハ共ナルモ其他ノ経済ハ一切別ナル場合

(ロ)世帯主ノ弟ニシテ世帯主ト経済ヲ異ニセル場合

但シ食費ハ若干世帯主ニ支拂フモノト仝ノ支拂ハサルモノトアリ

答

一問　但シ居所ハ同一家屋内ニ居ル者ト主家ノ附属物中ニ居ルモノトノ二例アリ

各別ノ世帯トセサルコト

二問　大商店ニシテ多数ノ雇人ヲ有スル世帯ニ於テ主人及其家族ノミハ別ノ場所ニ住居シ店員ノミ同居スルモ其衣食等ハ主人ヨリ給セラレ主人ト家計ヲ同フスルモノアリ店員等ノ住居ハ下宿其他家計ヲ共ニセサル者ノ集合ニアラサルヲ以テ準世帯ト解スヘキモノナルヤ果シテ然ラハ店員等ノ方ハ世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記入スヘキヤ

答

二問ノ普通世帯トシ商店ニ於ケル雇人ノ世帯ニ於ケル地位ハ「雇人」ト記入スルコト

三問(イ)素人下宿ノ家ニ賄料ヲ支拂ヒ数人下宿スル学生生徒ハ家計ヲ異ニスルモノナルヲ以テ普通ノ一世帯トナシ各自ニ申告書ヲ交付シ記入申告セシムヘキヤ

(ロ)藝妓、娼妓、酌婦等ノ自辨ノ分ハ世帯中ニハ自前持ト称シ衣食費ヲ同居営業スル者ヨリ是等モ

前項ノ如ク別ノ世帯トナスヘキヤ

答 (イ) 素人下宿ノ世帯員トシ
(ロ) 別ノ世帯トセサルコト

四問 素人下宿、場合ハ「同居人」藝娼妓ノ場合ハ便宜「雇人」トスルコト

軍人又ハ勤人等ニシテ家族ト共ニ旅人宿又ハ下宿屋ノ一室ヲ借リ受ケ一見普通ノ世帯ト何等異ナル所ナキモ業主ヨリ賄ヲ受ケツヽアルモノアリ此レ等ハ勿論準世帯トスヘキハ當然ノ如クナルモ組織關係又婦共稼住宅構底等種々ナル事情ノ為メ実際一戸ヲ構ヘ(サル性質ノモノニシテ構ヘ有之ヲ多シ此レ等ハ真性質ニ依リ普通世帯トシテ差支ナキヤ又素人家ノ一室ヲ借リ仕出屋ヨリ賄ヲ受ケツヽアル者及家主ヨリ賄ヲ受ケル者モ同様ニ解シ差支ナキヤ

答 明ニ別ノ普通世帯ト認メラルヽモノヽ外ハ準世帯員又ハ素人屋ノ世帯員トスルコト

五問 學生又ハ勤人ニシテ數人共同ニテ一家又ハ一室ヲ借受ケ共同自炊ヲ爲ス場合ハ各自順番ニ自炊スルトキハ或ハ下女ヲ傭フテ炊事セシムルトキハ問ハス準世帯トシテ差支ナシト思惟スルモ素人家ノ一室ヲ借リ共同自炊ヲ爲ス場合ハ合宿所ト看做シ準世帯トスヘキヤ否

答 数人共同ニテ一家ヲ借リ受ケ自炊スル如キ場合ハ

準世帯トシ一室ヲ借リ受ケ自炊スル場合ハ普通世帯トスルコト

六問　学生又ハ勤人ニシテ間借自炊ノ場合ハ単独ニテモ普通世帯ナルヤ又ハ勤人ニシテ其ニ於テハ疑義ナキモ下宿屋等ニ依リテハ治ト問借自炊ノ所アリ此レ等ハ間借自炊者全部ヲ一ツノ準世帯トシテ差支ナキヤ

答　然リ

七問　二人以上ハ（三三名或ハ十数名ノ者）共同シテ一戸ヲ構ヘ下ヲ下ヲ雇入レテ賄ヲ為サシメ其費用ヲ各自均等ニ負担スルモノハ之ヲ準世帯トシテ取扱フ（キモノナルヤ

答　然リ

八問　左記ノ場合ハ記入心得第十二ニ依リ普通世帯トシテ取扱フハ至当ノ如クナルモ当地方ニ於ケル病院ノ入院患者及温泉場ノ浴客ハ治ト一室ニ自炊シアルノ状況アリ之ヲ以テ普通世帯トスルトキハ実際ノ世帯数ニ変動ヲ来スヲ以テ準世帯トシテ差支ナキヤ

(イ)病院ノ入院患者ニシテ附添人ト共ニ一室ニ自炊シアル場合

(ロ)温泉場ノ浴客ニシテ一室ニ自炊シアル場合及其他木賃宿ノ如ク一時的ノ宿泊ニテ自炊セル場合

答　(イ)病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト

(ロ)明ニ普通世帯ト認メラルヽモノヽ外ハ準世帯トスルコト

九問　教会所ニ籠リ各自自炊ヲナスモノアリ是等ハ悉ク普通世帯トシテ調査シ可然哉

答

一ノ進世帯トスルコト

一問　貸座敷ニ於ケル遊客ヲ進世帯ト為サル理由ヲ示サレタシ

答　貸座敷ニ於ケル遊客ハ進世帯ニ異ナリ

J.1

世帯主及申告義務者

一問一人ニシテ二個ノ世帯ヲ世帯主トシテ記入セラル、場合アリ已ムヲ得サルヤ例ヘハ轉勤轉宅者等ニシテ或ル事情ノ爲メ家族全部一時ニ引越スコトヲ得ス先ツ世帯主ト共ニ一部ノ家族ノミ引越セル場合又ハ農業者ノ世帯主ニシテ長男ト共ニ調査期當時ニ山中ニ住居シ製炭業、従事スル場合、漁業者ノ世帯主ニシテ漁ニ出テ調査期當時住居ヲ有スル船舶ニ在ル場合等アリ次ノ場合ニ於テハ不在世帯主トシテ記入セラルヘキモノナリ

答一人ニシテ二個ノ世帯ノ世帯主タルコトアリ斯ル場合何レカ一ヶ所ヲ爲スヤ

二問世帯主ノ永住ノ者ナル場合ニ於テ之カ申告義務ノ能力ノ最低年齢ハ何歳トナスヤ

答年齢ノ關係ナシ

三問申告書記入ノ範圍ハ一ノ戸ニ到着シタルトキハ其ノ世帯主ノ申告ノ義務ヲ有スルヤ或ハ施行細則第九條ニ依リ本人カ最寄市町村長又ハ國勢調査員ニ其ノ旨申出ツヘキヤ此場合申出ヲ受ケタル市町村長及國勢調査員ハ更ニ申告書ヲ交付シテ申告セシムルヤ又ハ其ノ世帯ノ申告書ニ追記セシムルヤ

答到着シタル世帯ノ主人ニ申告ノ義務アリ

國勢調査施行細則第九条ノ規定ニ依リ申出タル場合ノ處理方ハ五月十四日甲六八号ノ一通牒ニ依ルコト

問十月一日午前零時汽車電車世帯ヲ中ニ在ルコト豫メ明カナル者ノ最後ニ出發シタル世帯及又豫メ明カナラス者ノ十月一日午前八時迄ニ始メテ到着シタル世帯ノ決定ハ世

帯ノ決定ハ世帯主ノ決定スヘキモノナルヤ旅行者本人ノ決定シ世帯主ニ申告スヘキモノナルヤ又世帯主ト旅行者本人トノ合意ニ依リ決定スヘキモノナルヤ

答 旅行者ニ関シ世帯主決定ニ関スル国勢調査施行細則第十條第四号ニ依リ普通調査区ヨリ除外セラルル現定アルモ留置人永決拘留囚・検束者ヲ留置スルコトアルモ警察署・對シテハ何等規定ナシ而シテ之等ハ実質上当然準世帯ニ準ス世帯ニ認メ難シト雖モ準世帯ニ依リ警察署長ヨリ申告セシムヘキモノナルヤ

答然リ

六、問調査ノ当時警察官署等ニ抱留セラレ居ル者ノ如キハ申告書記入ノ範囲(イ)(ロ)(ハ)ニ該当スルモノト認メラル就テハ申告ノ方法示サレタシ

答 警察官署等ニ抱留セラレ居ル者ハ之ヲ準世帯トシ警察官署等ニ於テ調査スヘキモノトス

記入ノ範囲

一、問左記ノ種類ハ厳格ナル現在主義ニ依リ調査スルモノナルヤ

(イ) 吉凶・訪問・嫁取・祭典等ノ為午前零時ヲ過ニタルモノ

(ロ) 貸座敷(遊廓)ニテ午前零時ヲ過ニタル者

(ハ) 料理店又ハ酒場ニテ午前零時ヲ過ニタルモノ

答然リ

二、問現役兵ニシテ十月一日帰郷セシモノニアラサルカ

答然リ

三問 遊廓ニ於ケル遊興客ハ楼主ニ於テ準世帯トシテ調査スヘキヤ各宅ニ於テ調査スヘキヤ

答 楼主ヨリ準世帯員トシテ申告セシムルコト

四問 旅館下宿屋ヨリ九月三十日ニ出発矣ト見做シテ申告スヘキヤ等不明ナル場合最後出発ノ前夜ニ當ルコト明ナルモノハ之ヲ

答 旅客ノ関知シ申告書記入範圍(ハ)前夜ニ當ルコト明ナルモノハ之ヲ記入スルコト

五問 申告書記入ノ範圍(ハ)ニ「旅行中ナルコト豫メ明カナル者ハ云々」トアリ豫メ明カトハ調査期日前凡ソ幾何位前ヲ指スヤ

答 漁業ノ為数日間出航シ其ノ執業中ハ何レノ港湾ニモ入航セサル者ノ如キハ豫メ明カナル者トシテ取扱フヘキヤ

又右出航者ニシテ何等カノ事由ニテ何レカノ港湾ニ入航シ申告スルトキハ重複スルニ至ル此場合ノ取扱方如何

答 最後出發ノ世帯ニ於テハ之ヲ以テ凡ソ幾日前ト限ルヘキモノニ非ス

六問 申告書「記入ノ範圍」以外ノ場合ハ調査時期ノ前後ニ亘リ数日間出漁スル者ハ記入ノ範圍(ハ)又ハ(は)二該當スル者アルヘク十月四日内ニ歸リタル者ハ國勢調査施行細則第九條ニ依リ市町村長又ハ國勢調査員ニ申出ツルコト

答 申告書ニ記入済ノ者ハ何レノ港湾ニ於テモ申告セシムルコト

七問 十月一日午前零時前ニ自己ノ世帯ヨリ突然行衛不明トナリ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸リ來ルヘキヤ又ハ旅行中ナルヤ不明ナル者ハ記入ノ必要アリヤ

答 自己ノ世帯ニ於テハ申告スルコト能ハス場合ニ依リ本人ノ始メ

千入リタル世帯ニテ申告セラルヘシ

八問 漁業者ノ如キ世帯ノ主ナル船舶ニテハ一時的ノ食料品ヲ持参シ九月三十日ヨリ十月二日ニ渉リ数十海里ノ沖合ニ漁猟ニ出ツタル者ノ如キハ帰着後更ニ申告書ヲ交付シテ申告セシムヘキヤ

答 又其世帯ノ申告書ニ追記セシムヘキヤ

便宜追記ノ方法ヲ取ルヘキコト

九問 世帯ノ属スル甲地ノ漁船ノ調査ノ当時偶々暴風ニ際会シ乙地ノ港湾ニ避難シ其ノ船内ニ於テ起臥飲食ヲナシ居リタル者ノ如キハ何レノ地ニ於テ調査スヘキヤ

答 出漁時ニ自己ノ世帯ニテ申告書ニ記入済ノモノハ避難港ニテ申告セサルコトニ取扱フヘキ場合ハ避難シタル港湾ニ於テ申告スルコト

ふ七一 問 九月三十日ヨリ引続キ二日以上世帯ナキ場所ニ宿直又ハ夜勤シ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ帰ラサルコト豫メ明カナル者ト雖記入ノ範囲ニ準シ其世帯ニ在ルモノトシテ申告セシメ差支ナキヤ

答 他ノ世帯ニ於テ申告セラルヘキモノハ施行細則第九条ノ規定ニ依リ追加申告スヘキモノナルカ故ニ便宜豫メ自己ノ世帯ヨリ申告セシムルコト

氏名

一問　現ニ夫婦トナリ居ルモ未タ入籍セサルモノ、姓ハ現在同棲スル夫ノ姓ヲ名乗ルヘキモノカ

答　然リ

二問　内縁ノ妻或ハ未タ入籍ノ手續ヲ了セサル妻ノ姓ハ夫ノ姓ヲ記入シ然ルヘキヤ

答　然リ

三問　無籍者或ハ未籍不明者通稱ヲ記入スルモノ田中某女ト私通シ女ヲ擧ケタルモノアリ是等申告義務者記入スルニ當リ姓ハ田中ヲ用ヒ通稱ヲ記入シ可然哉

答　如何ニシテモ氏名明ナラサル者ハ通稱ヲ記入スルモ已ムヲ得ス

四問　記入ノ序列ヲ左記ノ如ク前後シタル場合ハ先ノ次ニ好ノ記入シタル場合ニ於テ訂正ヲ要スルヤ

答　絶對ニ訂正ヲ要セサルモ此ノ如キコトナキ樣豫メ注意スルコト

五問　氏名欄ニ兄弟姉妹ハ男女ノ順序ニ依ルカ又ハ生年月日ノ順ニ依ルヘキカ

答　出生ノ順序ニ依ルコト

六問　申告書記入ノ方「氏名」第一號ノ來客ト一緒ニ宿泊シタル者ノ區別ヲ明ニセラレタシ

答　來客ト稱シ得サル一時ノ宿泊者ヲ一時宿泊者トスルコト

七　帶主ニ於ケル地位

一問　妻ノ世帶主ノ場合夫ノ父母ハ父母ト記入スヘキヤ又夫ノ父夫ノ母ト記入スヘキヤ而シテ共ノ場合妻ノ父母カ同居スレハ之ヲ父母ト記入スヘキヤ否夫カ世帶主タル場合亦同シ

答　妻カ世帶主ノ場合ニ夫ノ父母ハ「夫ノ父」「夫ノ母」世帶主ノ父母ハ父「母」ト記入スルコト

一問　養継父母ノ場合養継ノ字ヲ記入スルノ必要ナキヤ

答　記入スルコト

二問　内縁ノ夫内縁ノ妻アル者ハ内縁ノ妻ト記入スヘキヤ又庶子私生子ト記入スヘキヤ

答　「妻」ト記入スルコト

三問　庶子私生子ハ嫡子私生子ノ順序ニ依リ長男長女等ト記入スヘキヤ

答　「養子」又ハ「長男」「長女」等ト記入スルコト

四問　養継子ノ場合ハ如何ニ記入スヘキヤ

答　「養子」ト記入スルコト

五問　第三ノ養子ニナレルモノアリ世帯主ヨリ見テ第ト十スカ養長子ト十スカ又ハ子女アリトセバ其ノ見方ニヨリ子女ト地位ニ非常ナル変動ヲ生ス如何

答　「養子」ト記入スルコト

六問　養女ハ世帯ニ於ケル地位ニ差アルヲ以テ養女ト記入スヘキヤ

答　養女ハ世帯ニ於ケル地位ニ依リ取扱フモノトセハ実子ヨリ養女ノ方年齢長シタルモノナレハ養ニ女ヲ長女トシ実長女ヲ次女ト記入可然哉

七問　或世帯ニ妻ト妾ト同居シ妻妾共ニ数人ノ子女ヲ有スル而シテ妾ノ子女ハ世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記入スヘキヤ

答　出生ノ順序ニ依リ長男次男長女次女等ト記入スルコト

八問　入籍セサル世帯ノ夫妻内ニ各別ニ長男次男ノアリタル場合ハ夫ノ長男ト記入スヘキヤ

答　夫カ世帯主タル場合ハ夫ノ子女ハ長男次男ト記入シ妻ノ子女ハ「妻ノ連子」ト記入スルヲ妻カ世帯主タル場合亦之ニ準ス

九問　庶子アル男ト私生子アル女ト婚姻シ一世帯ヲ為シタル場合ニ世帯主ニ対スル地位ハ等シキヤ又ハ他ニ記入方ノ称呼アリヤ（父母ノ婚姻ニヨリ嫡出子タル身分ノ収得スル以外ノ者）

答　世帯主ノ子ハ長男長女等ト記入シ相手方ノ子ハ「妻又ハ夫ノ連子」

ト記入スルコト

一〇問 入籍セサル先夫ノ子女ト見做シ長男、次男等ト記入シテ差支ナキカ

答 然リ

一一問 入籍セサル妻ノ先夫ノ子女ト見做スヘキヤ 但シ子女ト見做ス時ハ長男、次男、長女等ノ如ク記入スヘキヤ又妻ノ氏名記載方如何

答 質問ノ意義不明ナリ凡テ事実ヲ簡明ニ記入スルコト

一二問 入籍セサル先夫ノ子ハ現夫ノ子女ト見做スヘキヤ将又同居人ト見做スヘキモノナルヤ

答 世帯主トノ関係ヲ簡明ニ記入スルコト

一三問 世帯主ノ十五歳ニナル長子女アル所ヘ某婦女カ十七歳ノ自分ノ子女ヲ連レテ婚姻シタル場合ニハ世帯主ニ対スル妻ノ連子ノ地位ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 「妻ノ連子」ト記入スルコト

一四問 妻カ私生男子ヲ連レ入籍シタルモノ其ノ後夫婦間ニ男女ノ挙ケタルモノアリ今申告書ニ記入スルニ当リ勢ヒ私生子ヲ長男トシ嫡出子長男ヲ次男トシ記入セサルヲ得サルカ如シ果シテ然ルカ

答 「妻ノ連子」ト記入スルコト

一五問 女世帯ノ場合ニ於ケル私生子ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 長男長女等ト記入スルコト

一六問 妻又ハ内縁ノ妻ハ未婚者ニアラズ其ノ状態ニヨリテ記入シ世帯ニ於ケル地位ハ妻又ハ内縁ノ妻ト記スヘキヤ

答 当事者及近隣ノ者共夫妻ナリト認ムルトキハ「妻」ト記入シ然ラサル者ハ「雇人」ト記入スルコト

一七問　妻カ本妻ト同居ノ場合ノ続柄尚妾ノ子ノ続柄及妻ノ伴レ子ノ続柄ハ如何ニ記入スヘキヤ

答　妾ハ「同居人」ト記入シ、妾ノ子ハ本妻ノ子ト共ニ出生ノ順序ニ依リ長男長女等ト記入シ妻ノ伴レ子ハ「妻」「連子」ト記入スルコト

一八問　一世帯内ニ妻妾ト同棲シ共ニ子女アル場合何レモ妻ト認メ差支ナキヤ将又雇人トシテ調査スヘキモノナルヤ

答　此ノ場合妾ハ有配偶者ニ非サル為メ雇人トシテ本妻ノ出生児ト同様ニ記入スルコト

一九問　人力車賃場ニ起臥スル輓子ハ普通世帯ノ同居人ト記入スヘキヤ

答　然リ

二〇問　寄寓人（食客）ハ同居人トシテ差支ナキカ

答　差支ナシ

二一問　素人ト宿ニ下宿セル者ノ一世帯ニ於ケル地位主人ト続柄ハ下宿人ト記入スルヲ可トスルカ

答　「同居人」ト記入スルヲ可トス

三問　育児院、保児院、特業園（感化院代用）ニ収容スル者ノ一世帯ニ於ケル地位ニハ育児孤児園児ト記入シ可然哉

答　然リ

配偶ノ関係

一問 未婚、死別、離別ハ是又正式、届出ヲナサヾルモ実際ニヨリ最近ノモノニヨルヘキヤ

答 然リ

二問 正式ノ届出ノ有無ニ関セス実際ノ状態ニヨルモノトセハ法定年齢ニ達セサルモノト雖モ現ニ夫妻タルモノハ何レモ有ト記入可

故

答 然リ

三問 婚姻ヲ以テ幼年者ノ男女ヲ養子ト相当年齢ニ達シ実際夫婦ノ状態ナルモ未タ戸籍上ノ手続ナキ如キ場合ハ法定年齢ニ達シタル者ヲ以テ当事者ト雖モ配偶者ト看做シ差支ナキヤ

答 法定年齢ニ達セサル者ト雖モ実ニ配偶関係アルモノハ「有」ト記入スヘキヤ

記入ノ仕方

四問 配偶者ニシテ現ニ生死不明ノ者ノ記入方如何

答 本令ニ有配偶者ナリト信スルモノハ「有」ト記入スルコト

五問 現ニ戸籍上ニハ夫妻タルモ職業或ハ学校其ノ他ノ関係ニ事実上結婚ナキモノハ配偶関係ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 事実配偶関係ナキモノハ「有」ト記入セサルコト

六問 妻ヲ宅ニ入レ居ル場合世帯主ノ配偶関係ニハ有ト記入スヘキヤ

七問 正妻、子女アル世帯主カ妻トノ間ニ生レタル子女ヲ用

居ニ入レ家計ヲ共ニスル場合ニ其ノ妻カ妻ナリト申告スルトキハ一夫二妻トナル譯ニナルカ差支ナキヤ

答　此ノ場合妻ハ有配偶者トシテ申告スルモノニ非ス

八問　妻以外妻三人同居シ而カモ多数ノ子供アリ何レモ妻ト認メ妻ハ有配偶者ト見做シ差支ナキカ

答　此ノ場合妻ハ有配偶者ニ非ス

職業及職業上ノ地位

一問　記入例第二本多三郎ノ本業及水業上ノ地位ノ記入方ハ鐵工場芝浦製作所ト本工トアリ是ニ依ルトキハ鐵工場ト稱スル一ノ本業ノ觀ヲ記入シ然シテ何々工ト記入スルモノヽ如シ例ハ鳥羽造船所ノ職工トシテハ左ノ如ク記入シ

答　可然哉

造船所、鳥羽造船所　鐵工（一例）

芝浦製作所トノミノ記入ニテハ其ノ業態明カナラサルカ故ニ特ニ鐵工場ナル職業ヲ附セシモ例示ノ場合ハ鳥羽造船所ニテ既ニ其ノ業態明カナルヲ以テ更ニ造船所ヲ冠スルニ及ハス

二問　工場ノ寄宿舎又ハ工業主ト住居及家計ヲ共ニスル女工ノ如キハ申告書ノ記入心得「職業及職業上の地位」ノ一記載ノ例ニ依リ寄宿舎ニ在ル者ハ何々會社女工トシ工業主ト住居及家計ヲ共ニスルモノハ單ニ女工ト記入シ可ナリヤ又工業主ト住居及家計ヲ共ニスルモノハ一ヶ月ノ工賃中ヨリ食費ヲ差引カルヽモノナリヤ

答　何レモ何々會社、何々工場、女工ト記入スルコト

三問 職業不明者假令ハ相場師ノ如キ者ニシテ正當ノ
賣業ヲ爲サヾル者ノ如キハ相像上ノ職業ヲ記入スベ
キヤ

答 正當ナルト否トヲ問ハス實際ノ業態ヲ記入スルコト

四問 職業欄ノ記載ニ當リ娼妓ハ娼妓ト記入セシメ可ナルヤ

答 然リ

五問 日毎ニ異ナリ各業務者ニ雇ハル、日雇稼ハ單ニ日雇
稼ト記入セテ差支ナキヤ

答 然リ

六問 農業本業者ニシテ牧畜又ハ養蠶ノ定收入毎年二
三百円アリ其ノ他豊漁ノ場合ハ漁業ニ從事シ不漁ノ場
合ハ製炭業ニ從事シ多額ノ收入ヲ得ル等ハ小農ハ
織ノ農村ニ於ケル一般ノ狀態ナリ如斯職業狀態ノ副

業ハ何レヲ記入スベキヤ定收入ノ故ヲ以テ牧畜又ハ養
蚕トセハヨリ以上ノ收入アリ又從業日數ノ多キ漁業製
炭業者ハ全ク記入セラレサルニ至ル若シ漁業又ハ製炭業ヲ以
テ副業トスルトセハ調査期ノ屬スル年ノ狀況ニ依リ記入シ差
支ナキヤ漁業、製炭業ハ將來ヲ通シテノ農家ニ於ケル定
業ナルモ其ノ時ノ狀況ニヨリ從事スルコトアリセサルコトアルハ前
述ノ如シ此ノ種ノ例ハ他業ニモ往々アルコトナルモ單ニ之ノ一
例ニ止ム

答 申告書職業及職業上ノ地位ノ欄ニ及三月五日官報
彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項第
四號及第五號ニ依リ記入スルコト

七問 本業副業ニ區分シ難キモノハ收入ノ多寡ヨリモ先ツ從業
日數ノ多少ニ依ルヲ可トスルヤ

廉申告書職業及職業上ノ地位欄ニ及三月五日官報彙報
欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項第四
號ニ依リ記入スルコト

八問　本業ナキ者ノ内職ヲ認メ本業ナル者ノ内職ハ認メサルカ如シ
業ナル者ノ内職ハ記入スルニ及ハサルカ又内職ト附記セスシテ副
業欄ニ記入スヘキヤ

答　本業ヲ有スル者ト雖モ内職ヲ有スルモノアルヘシ
内職ハ先ツ問ニ當ル仕事ニシテ職業ト稱スル程度ニ至ラ
サルモノナレハ本業ナル者ニ付テハ記入スルニ及ハス

九問　貸座敷娼妓、料理屋等ニ於テハ妻ニ於テ專ラ主宰經
營シ主人ハ殆ト無職業ノ狀態ナリ如斯營業狀態ノ
業主ハ夫妻何レニスヘキヤ妻ハ主宰經營者ナル妻ナ
リトセハ世間ニハ往々女主人ト稱スル賢夫人アリテ主人

ハ命是レ從フ的ノ者アリ此レ等ノ者ニテ含ムヘキヤ否

答　事實上妻ニ於テ主宰經營スヘキ筋合ノナル理由ヲ以テ主人ヲ業主トスルト
雖モ單ニ其職業例ヘハ農業ノミニ從事スル世帶ニ於テハ業
主、世帶主、戶主ハ同一人ニシテ異ナル場合ナキカ如シ而シテ幼年
者及不具廢疾ノ如キ事實無職業者ニテモ戶主タル以上
ハ業主トスルノ考慮ヲ表スル如何

答　世帶主ハ一世帶ニ一人ナルモ業主ハ一世帶ニ一人ニ限ラス又業主
ハ必スシモ夫ノミニ限ラスシテ妻又ハ家族名場合アリ
同一人ニシテ業主、世帶主、戶主名場合アレトモ又然ラサル
場合アリ

一〇問　地價十万圓以上ヲ有シ主トシテ小作料收入ニ生計ヲ立ツル
者ニシテ少許ノ蔬菜畑ヲ經營スル者ニアリテハ本業ヲ自

作農作業主トシ記入シ職業ナラサル小作料ハ全然ト記入セス可然哉

答 蔬菜畑作ヲ單ニ自家用ニ供スルモノナラハ農作ヲ本業トセス小作料ヲ本業欄ニ記入スルコト

二問 自作又ハ小作ト認ムル程度ハ其ノ世帯ノ財産程度ヲ參酌シテ定ムヘキヤ今茲ニ一畝歩ノ田又ハ畑ヲ耕作スル世帯ニ個アリ一ツノ世帯ハ數十万ノ財産アリ一ツノ世帯ハ無財産ナル單獨世帯ナリトセハ前者ハ財産ノ程度ヨリ職業トシテ認ムル程ノ價値キヲ以テ自作ト記入セス然ルニ後者ハ此ノ耕作地ヨリ生スル收ヲ以テ生計ノ半ヲ充タストセハ自作又ハ小作ト記入スルヲ適當ト認ムルヲ以テナリ

自作兼小作ニ於テモ之ト等シク財産ノ程度及耕作セル總反別ヲ參酌シテ定ムヘキヤ例ヘハ田五町歩ノ自作ナル世

帶ニ於テ附近ニ畑ナキノ故ヲ以テ畑一畝歩小作セル場合又五畝歩自作セル世帶ニ於テ一畝歩小作セル場合ノ如キハ前者ハ單ニ自作トシ後者ハ自作兼小作トスルヲ適當ト認ムルヲ以テナリ

答 數十万ノ財産家カワズカノ田又ハ畑ヲ娯樂的ニ耕作スルカ如キハ其ノ職業農作ニ非ス「自作兼小作」自作ト小作トヲ兼ヌル場合ハ其ノ反別ノ多寡ニ從ヒ自作ノ部又ハ小作ノ部ニ記入スルコト

三問 申告書第三記入例各戸庄吉本業欄ニ蜜柑栽培業主トアリテ自作小作ノ別ナシ農作トシテ自作小作ノ別ヲ記入スルハ普通農作即チ米麥蔬菜ノ類ノミノ謂ヒニシテ茶園桑園或ハ果樹園ノ如キモノニ對シテハ自作小作ノ別ヲ記入スル必要ナキヤ又其ノ限界如何

答 普通農作以外ノモノト雖自作小作ノ別アルモノハ之カ附記ヲ要

三問　恩給、手當其ノ他土地家屋ノ收入等ト職業ノ收益トノ兩者ニ依リ生計ヲ立ツルモノニシテ其ノ收入ト職業上ノ收益ト何レカ主ナルヤ否ヤ、又ハ金額同一ナルトキハ其ノ多寡判明セルモノハ何レヲ本業欄又ハ副業欄ニ記入スヘキヤ

答　苟モ職業ヲ有スル者ハ其ノ職業ニ依ル收入ト輕重ヲ問フ要セス是等恩給、年金、土地、家屋等ノ收入ノ途ヲ記入スルハ職業ナキ場合ニ限ル

四問　外妻ニシテ一戸ヲ有スレトモ無職業ノモノナル場合ハ「本業及副業上ノ地位」ノ欄ニハ如何ニ記入スヘキヤ

答　「妻」又ハ「手當」ト記入スルコト

配偶關係ハ當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認ムル場合ハ「有」ト記入シ單ニ妻ト認ムル場合ハ「內縁」「離別」ノ別

ヲ區別ニ依リ記入スルコト

五問　妻ノ如キ他人ノ送金ニ依リ衣食スルモノハ職業及職業上ノ地位ハ何ト記入スヘキカ

答　「手當」ト記入スルコト

一六問　村長（名誉職）ナルモ 並テ一定ノ勇ヲ委スニアラス、主トシテ小作料ニ依リ生計ヲ立ツル者ト雖モ公署ニ勤務シタル者ニ付金並記ヲ不可並載

答　無シ

一七問　名誉村長及ビ等級郵便局長等ニシテ常ニ住場及郵便局ノ事務ニ従事スルヲ以テ自家ノ業務ノ従事シ能ハサル者ノ如キハ自家ノ業務ヲ本業トシ

答　名誉村長ヲ以テ等級郵便局長ヲ副業トシテ記入スルヲ可トス尚

他ニ職業アルトキハ之ヲ副業欄ニ記入スルコト

一八問　名誉職町村長ノ如キハ府縣市町村公職ニ於テハ公職名ヲ副業トシテ記入シタルモノト指示セラレタルニ申告書記入ニ際シ得テ職業上ノ地位ヲ以テ一ニ依リ本業欄ニ町村長ト記入スルモノ如ク解セラルルヲ以テ坐業ハ副業欄ニ記入スヘキモノナリヤ

府縣郡市町村會議員市町村澤務委員等ノ名誉職ニ在リ者ハ其ノ名誉職名ヲ副業トシテ記入スヘキ申告書記入ノ際ハ其ノ職名ヲ記入スルヲ要ス

一九問　名誉職町村長ノ官職及官公署ノ名称ハ本業欄ニ記入スヘキヤ

答　然リ

二〇問　他ニ本業アル名誉職ノ公吏ハ其ノ本業欄ニ記入スヘキ儀ト被存候処他ニ本業アル有給職ノ公吏（町村長助役）モ副業名誉職ノ場合ト同様其ノ有給職名及部局名ヲ本業欄ニ記入スヘキ哉

答　官公署ニ勤務スル者ハ其ノ官職名及部局名ヲ本業ノ欄ニ記入シ他ニ職業アルトキハ之ヲ副業ノ欄ニ記入スルコト

（三月号官報彙報申告書記入ニ際シ得職業及職業上ノ地位ノ項ニ補遺）

二一問　官公吏ノ其ノ職業ト官公署ノ併記スヘキ例示サルルモ左記

何レヲ採用スルヲ適當トスヘキカ

稅務屬　　何々稅務署直稅課

郡書記　　何々郡書記役所何課

村長　　何々村役場

小學校訓導　　何々小學校

何々稅務屬　　何々稅務署直稅課

何々郡書記　　何々郡役所

何々村長　　何々村役場

何々學校訓導　　何々小學校

何々郡書記　　縣郡役所何課

何々村長　　縣郡村役場

何々小學校訓導　　縣郡村何々學校

答　「何々稅務署稅務屬」「何郡書記」「何村長」「何小學校訓導」ヲ可トス

二二問　第一國民兵役ニハ官等ノ区別ナキ筈ナルニ元帥陸軍大将等ト記入スルノ必要ナキヤ

答　後備役ニ編入セラルル当時ノ兵種及階級ヲ記入スルコト

二三問　六週間現役兵役ヲ終リタル者ハ常ニ第二國民兵ニ属スルヤ

答　然リ

二四問　退役将校ハ等級ヲ記載スルヲ要セス

答　等級ハ勿論軍人トシテノ記入ヲ要セス

二五問　親族、家族又ハ縁故関係ニテ他人ノ子弟ヲ自宅ニ通学セシメタル場合ニハ学生又ハ生徒ト記入ヲ要セサルヤ

答　記入ヲ要セス

二六問　寄宿舎ニ在ル学生ノ徒ハ職業欄ニ何学校生徒ト記載スルノ例ナルカ

答　寄宿舎ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス

二七問　下宿人ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス

答　素ヨリ下宿ノ下宿人ニ付テハ何ノ学校学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記入スルヲ要セス

二八問　学生ノ徒ハ同居人ト記載スヘキカ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

二九問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生ノ徒ハ何学校学生ト記載スヘキヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ何学校学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス

三〇問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三一問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三二問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三三問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三四問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三五問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三六問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三七問　国勢調査申告書職業欄ノ記載ニ当リ通学スル学生又ハ生徒ト記載スヘキヤ又ハ他ノ記入ノ称呼アリヤ

答　素ヨリ通学スル学生ノ徒ハ同居人ニ非ス（寄宿舎又ハ下宿屋ニ在ル学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スヘキハ勿論ノ義ニシテ尚下宿屋ノ学生ノ徒ハ単ニ学生ト記載スルモノトス）

三八問　普通寄宿ニ在学スル学生ノ徒ハ何ヲ以テ職業ト記載スヘキヤ

答　普通寄宿ニ在学スル学生ノ徒ハ何学校学生ト記載スヘキ義ニシテ職業ノ記載ニ付テハ何等ノ差等ヲ設クルヲ要セス

三九問　博楽院、講義ノ常聞者等ニテ何学校学生又ハ何学校生徒タルニ非サル者ハ何ト記載スヘキヤ

答　博楽院、講義ノ常聞者等ニテ何学校学生又ハ何学校生徒タルニ非サル者ハ何等ノ職業ヲ有セサルトキハ無職ト記載スルヲ要ス

之ヲ傳ヘ而モ事實ナル場合

答　本人ノ申告ニ任スヘシ

三九問　学歴多キ為一欄ヘ記入ス可キ場合如何

例ヘハ職業及職業ノ地位ニ於テ
静岡縣富士郡大宮町
何々女学校卒業科高等女学校助教諭
静岡縣富士郡大宮町何々村学校組合立實科高等女学校
何々陸軍歩兵中尉

等ノ如シ

答　省略スルモ差支ナシ、学歴多キモノハ二行又ハ三行ニ記入シ又ハ附箋スル等可ナリ

一問　出生地

國名ノミヲ分明ニシテ其ノ國ノ二府縣以上ニ跨ル場合（假令ハ京都府兵庫縣ニ亘ル如キ）ニ於ケル記載方法如何

答　國名ノミヲ記入スルコト

一問　一般記入ニ關スルモノ

同一事項ニ對シ「同上」ノ文字ヲ用ユルハ絶對不可ナルヤ

答　「同上」ノ文字ヲ使用セントスル場合ト雖モ訂正セラルル虞アルトキハ

必ズシモ訂正セラルル虞アルトキト雖モ「同上」ノ文字ヲ使用スルヲ得ス、但シ誤記ト認メラルルモノハ

二問　筆記ニ換フルニ印判ヲ押捺スルモ可ナルヤ

答　差支ナシ

三問　出生欄ニ記入セラルヘキ府縣市町村名等ハ假字ヲ以テ記入スルモ可ナルヤ

答　差支ナシ

四問　誤記事項ナキ欄ノ斜線ハ一欄毎ニ一線ヲ引クヤ

答　数欄ヲ通ジテ斜線ヲ引クモ可ナリ

一問　申告書欄外記入ニ関スルモノ

申告書欄外ニ「本字名及番地番屋敷ニハ小字名ノアルモノハ本字名モ記入スルモノヤ

答　小字毎ニ地番ヲ約スルモノハ小字名ヲ記入スルコト

二問　町名地番ノ有シアラサル河川埋立地又ハ町名地番ノ不分明ナル鉄道線路等ニ居住スル者ノ記載方如何

答　何々埋立地又ハ何駅構内等所在地ヲ記入スルコト

三問　寺院（学校病院）ノ管理者ハ官職名等ヲ記入スル必要アルカ

答　修　其ノ必要ナシ

四問　世帯主又ハ世帯ノ管理者ノ捺印ハ印刻ナキトキハ指印ヲモ差支ナキカ

答　差支ナシ

五問　欄外記載ハ版ヲ用ヒテ差支ナキカ

答　差支ナシ

申告書ノ訂正ニ関スルモノ

一問　調査官心得第二十六條第二項ノ訂正ノ為不明トナリタルトキハ申告書各欄ニ亦不明トナリタル場合ヲ指スモノナルヤ又ハ一部分ノ訂正ト雖モ訂正ノ箇所カ明瞭ヲ缺クニ至リタルトキハ左項ニ依リ更ニ用紙ヲ以テ申告書ノ作成セラルルモノナリヤ或ハ一部ノ訂正ノ場合ニ於テハ同様ノ抹消ヲ欄ニ記入セラルルモ差支ナキヤ

答　本邦ノ官庁ニ於テハ証紙ヲ用ヒ証紙ヲ有セサル者ニ対シテハ証紙ヲ用ヒサルヲ以テ原則トシテ訂正スルコト不明ノ程度甚シキモノニ限リ更ニ用紙ヲ交付セス訂正ヲ以テ処理セシムルコト

一行全部ヲ抹消シ次行ニ訂正記入セルハ差支ナシ

二問　九月三十日朝自宅ヲ出発セシ者十月一日ニ帰宅セサル間ニ旅館ニ於テ記入セシ名簿ハ入リタルモノアリ

甲号ノ為一日ニ帰宅セサル旅館ニ於テハ準ス隣ノ一人トシテ調査ニ際旅客ハ申告義務者ニ外ノ者ナルヲ以テ自宅ニ於テ申告又ハ重複ニテル嫌アリ何カ方法ナキヤ

調査ニセラレタリトセハ自然

答　申告書記入ノ義務(3)ニ当ルモノナラハ各人自宅ニ於テ申告スヘク(ロ)ノ前段ニ当ルモノニシテ自宅ノ申告書ヲ抹消セルコトヲ得ハ之ヲ抹消ニ抹消スルコト能ハサレハ真ノ住ヲ置クコト

施行細則第九條ノ規定ニ依リ處理スルモノ

一問　調査時刻前ニ自宅ヲ出発シ帰ルコト明カナラサル以テ帰ルコト明カナルヲ以テ帰宅セサル者ニシテ東京ヘ旅行セシ者十月一日中ニ自己ノ住ヲ定メタルトキ其ノ住ニ帰ノ申告書ニ於テ真偽施行セシモ結局何レノ者ニモアテ此場合ニ国勢調査員又ハ市町村長ニ申出ヲ待ツヘキヤ

答　然リ

二問　何レノ住ニモ申告セサル者市町村長国勢調査員ニ申告セル場合ニ於テハ其申告地ノ現在者トシテ取扱ヒ可然哉而シテ地番号等ハ如何ニ記入スヘキヤ尚ホ備考ニ追加ト記入シ合計ヲ夫々訂正シ可然哉

答　五月十四日午六ノ帰ノ一通ニ依リ処理スルコト

三問　十月一日午前八時以後ニ申告書調査員ニ届出タル後(四日迄ニ申告セシモノ取扱方法如何

市町村長ノ管掌ニ屬スルモノ

一問　現役兵ニシテ調査ノ當時帰郷御ン居ルモノ（賜暇ノ為メ或ル世帯ニ寓スルモノノ如キ）ハ陸海軍ノ部隊及艦船ナラザルヲ以テ當然其ニ於テ申告ノ義務ヲ有スルヤト解シ可然哉

答　然リ

二問　國勢調査施行細則第十條第一号中皇族ノ殿邸トアルハ其ノ構内全部ヲ指スモノニシテ御殿以外関係官吏使用人其他ノ者ノ住居スル場所（御殿ノヨウナ構内ヲ区劃シテ更ニ其ノ一部ハ皇族ノ住宅ニ充テラレ多数ノ世帯アリトシ他ノ一部ハ之ニ関係アルモノノ住宅ニ充テラレルモノアリ将又皇族ノ御起臥ヲ含アラセラルル御殿ノミノ意義ナルヤ

答　構内全部ヲ指スモノニシテ御殿以外関係官吏使用人等ノ世帯ヲ包含スルモノトス

三問　國勢調査施行細則第十條第二号中外國ノ大使館公使館トアルノ館内ノ世帯数如何ヲ問ハス其ノ構内全部ヲ總

シタルモノナルヤ将又大使公使ノ世帯ノミナルヤ

答　大使館又ハ公使館構内ニ於ケル世帯数ナリ

軍及市町村長ノ管掌ヨリ除外スルモノ

一、問 調査ヲ実施スル為ノ旅舎ニアル陸軍部隊ノ属スル者ノ厳舎ニ宿泊セル陸軍人軍属等ニシテ当ヘキモノナルヤ

答 陸軍ニ於テハ調査スヘキ旨ヲ以テ市町村ニ移ヲハ調査スルヲ要セス

一、問 軍艦乗組員ニ上陸者ニ其ノ宿泊セル陸上ニ於テ調査ヲ実施スル場合ニ於テハ陸軍ニ於テ調査スルカ

答 海軍ニ於テハ調査スルモノニシテ陸軍ニ於テハ調査スルヲ要セス

一、問 海軍機関学校又ハ海軍工廠等ノ如キハ施行細則第十条ニ該当セルモノノ如シ如何

答 同条第三号ノ部隊ニハ是等ヲ包含スルモノトス

一、問 乞食浮浪人ノ調査ニ関スルノ

答 乞食ノ如キハ一定ノ宿所家屋ヲ有セス常ニ市内ヲ徘徊スルモノト如キハ申告書ヲ交付スヘキ限ニアラサルモノトスレハ此者ハ調査ヲ実施トナル処アリ如斯ハ如何処理スヘキヤ

答 其ノ実見ノ上ニ於テ調査スルコト

一、問 十月一日午前零時ニ於テ未タ町村吏ノ保護ニ属スル行旅病人ノ取扱方法如何

答 其ノ現在ノ儘ニ於テ調査スルコト

一問　申告書ニ記載セルモノ
ニ申告者ニ対シ再三注意スルモ之ヲ否認
スル場合ニ於テ調査
員権限ヲ拒ミタル場合市区町村長ハ如何ニ処理スヘ
キヤ

答　副副ノ規定アルコトヲ申告義務者ニ説示シ事実ヲ申
告セシムルコト

二問　国税調査員ニ於テ不都合ノ行為アリテ調査ノ完全
ヲ期シ難シト認メタルトキハ市町村長ハ辞令徽章ヲ返
上セシムルコトヲ得ルヤ

答　豫メ調査員ノ選任ニ注意シ此ノ如キコトナキヲ期ス
ルコト

三問　得業商況ノ地域ニ於テ地域ノ限リニ非ス選任ヲ行
フ場合ハ其事業ニ熟練シ而カモ適当ナル者ヲ選任スル
ヲ可トス

答　然リ

四問　外事ノ出張ニ於テ委員ニ於テ公衆ノ面前ニ有ト認メ
ラルヘキ国税調査員ニ於テ公衆ノ面前ニ有ト認メラル
ヘキトキハ真偽ヲ糺ス為メ注意ヲ
要スル事項ニ付調査スルノ場合ニ於テハ会同ノ統制ヲ
多数ト云ヒ味アルモ著シク
数方ナレ

答　然リ

五問　参事又ハ其他ノ書記ニ現実ニ於テ明ナル如
関係アルノ場合ニ於テモ配偶関係有ト記
入シ又委任ニ於テモ配偶関係有ト記ス場合ニ
同一所轄内ニ於テハ重複ノ場合ニ於テ他府県ノ

ノ本籍ニ入リ妻ト同様ニセシモノアリトセハ自然重複ニ調
査ヲ要スルノ嫌アリ何カ之カ方法ナキヤ

答　妻ナル者ノ妻ハ配偶関係ヲ「有」ト記スヘキモノニ
非ス

六問　一旦婚姻ヲナシタル後ノ故アリテ妻実家ニ帰リ将来婚家ノ
夫ノ元ニ立ち帰ルノ見込ヲ以テ離別ノ状態ヲナシタルモノアリ
為メニ夫ニ於テハ婚姻関係ニ有ト記シ妻ノ実家ニ於テハ離別ト記シ重複ノ
恐アルニ付テハ双方ニ於テ有ト記スヘキヤ

答　然リ

七問　十月五日以後ニ生リ申告未済ナルト分明セルトキハ町村
長ハ如何ニ取扱フヘキヤ

答　何等ノ処置ヲ為スヲ要セス

八問　妻ニシテ妻ヲ携帯シ於テ地住ニ来リト記入シタル
ニ場合記入上ニ差支アリトシテ国勢調
査員ニ於テ注意ヲ与フルモ本人訂正セサルトキハ其侭
差置ク外ナシヤ

答　此ノ場合妻ノ配偶関係ハ「有」ト記ス
世帯主ニ注意ヲ与フルノ申告ヲ為サレルヲト

出生ノ年月日

問　出生ノ年月日ノ部第五問ニ對スル御答ニ依レハ舊暦ニ依ル出生年月日ハ新暦ニ改ムヘキ御趣旨ノ如シ右ハ太陽暦採用（明治五年）以前ノモノニ付テハ然ルヘク若シ太陽暦採用以前ノモノモ新暦ニ改ムルヲ要スルコトニ在ルヤ

答　改暦以前ノ出生年月日ハ之ヲ太陽暦ニ改ムルヲ要セス

職業及職業上ノ地位

問　職業及職業上ノ地位ノ部第八十一問ニ對スル御答ニ依レハ明治三十七年八三十五年ノ誤植リトアルモ十七歳以上ノモノハ志願ニ依リ兵役ニ服スル場合アルヲ以テ明治三十七年正當ナラスヤ

答　十七歳以上二十歳未滿ノ者ハ志願ニ依リ現役ニ服スルモノヲ除キ他ハ概ネ第二國民兵役ニ屬シ兵役關係ノ調査ヲ要セサルモノナルニ依リ市長町村長管掌ノ調査ニ在リテハ特ニ兵役關係ヲ注意スヘキ年齢ノ範圍外トセレモノナリ

申告書欄外記入ニ關スルモノ

問　調査ノ時期ニ其市町村ニ現在シタルモ何レノ世帶ニモ在ラサルニ至リタル者又ハ他ノ調査區内ノ世帶ニ在リタルトキハ申告書欄外ノ欠字名及番地番屋數ハ記入スルニ及ハサルカ又ハ調査員ノ住所ヲ記入スヘキカ

答　又ハ番地番屋數ノ記入ヲ要セス

終り

金澤市役所御中

金澤市下本多町六番丁十一番地　電話（四八五二九）（一四四八）

金澤電氣瓦斯株式會社

六正　年　月　日

金澤市役所
第2490
大正8年9月28日
受附

金澤電氣瓦斯株式會社
社長
主任

九九九

庶第一三二號

拜啓益々御清康奉賀候陳ハ國勢調査時刻報知ノ爲メ消燈方ノ義ニ付御依頼之趣了承仕候右ハ御申越ノ通本月三十日午後八時瞬時消燈ニト承諾致候間御了知被下度右御答迄　敬具

大正九年九月廿八日

金澤市役所
庶第132號
大正9年9月29日
受附

金澤市役所御中

金澤市下本多町六番丁拾番地
金澤電氣瓦斯株式會社

金澤市役所

御中

石川縣

石川縣廳用

138
5102

十月二日
保存

發統第貳五八歸
大正九年十月二日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長 殿

國勢調査ニ關スル件依命通牒

國勢調査ノ調査上殊ニ此際注意スヘキ事項並豫習調査上一般ニ帶主ノ疑惑ヲ防止セントスルノ處置ニ關シテハ客月三十日縣公報ニ依リ收統第六八二歸ヲ以テ依命通牒致置候處本調査ニ依ル申告書蒐集ニ當リ曩ニ依リ一般申告義務者ニ返戻シタル豫習申告書ヲ併セテ蒐集持參シタルノ向有之候ニ付此際豫習申告書ハ再ヒ本人ニ返戻相成度尚今般本局ノ決定ニ依リ郡市町村ニ於テ地方限ノ統計ヲ作成スル爲申告書ノ鳥ヲ調製スルコトヲ認容セス又郡市町村ニ於テ要計表ノ人口、世帶數ヲ本局ノ發表前ニ於テ公表スルコトヲ得サルコトニ相成候條右決定事項ハ此際充分格守セラルヽ樣致度候也

石川縣

金澤市役所 第1016號 大正九年十月四日 受附
石川縣臨時國勢調査部之印

大正九年十月六日

國勢調査第一區主任
主管市書記 小泉顯治

國勢調査課長
金澤市助役 富川米次郎 殿

第一區國勢調査事務ノ主任ヲ被命野町第二尋常小學校ニ
於テ出來事務取扱中ノ本日ヲ以テ完了セシニ付表紙ヲ
申出ニ及ビ差損出ス

石川縣金澤市役所

第一區國勢調査申告等調

調査區　申告書配布及收集申告書收受證書配布數　人員實數

| | | |

| | | |

| | | |

普發統第貳六壹號ノ壹
大正九年十月八日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

豫習申告書返戻方ノ件通牒

國勢調査ノ當日申告書葛集スルニ際シ同時ニ調査員ニ於テ豫習申告書ヲ蒐集シタル向有之為メ一般申告義務者ノ疑惑ヲ生ゼシメタル事実アルニ鑑ミ曩ニ繞計第貳五八號ヲ以テ此際直ニ豫習申告書ヲ本人ニ返戻スル樣依命通牒致置候次第ニ有之候處今日ニ至ルモ尚之ヲ返戻セサルニ向有之為メ一般申告義務者ノ疑惑ヲ益々增大ナラシメ各所ニ不平ノ聲ヲ發セラルヽノ狀態ニ立至リ候事ハ誠ニ遺憾ニ堪ヘス候ニ付若シ未ダ豫習申告書ノ返戻ナキ分ニ付テハ此際速ニ之ヲ本人ニ返戻セラルル樣致度此段及通牒也

石川縣

金澤市役所 第6822號 大正9年1月7日 收附

拝啓
第一回國勢調査宣傳「スタンプ」参考且記念として永存
致度候に就ては御多忙中御手数乍ら御廳に於
て御使用相成候様「スタンプ」有之候はゞ同封
致し置き候用書十六枚に御押捺の上第四種
郵便郵税先拂にて御送附相煩度候
万々一該「スタンプ」無之節は御送付に及ばず候
右依頼まで
大正九年十月九日
奈良市役所内
丸山萬壽雄
御中

金澤市役所

某

大正　年　月　日

大阪市東區內本町橋詰町

大阪府立商品陳列所

電話　東　六一番（圖案課、調査課、迎賓室用）
員　六三番（所長室、總務課、圖書課、博物場用）
六四番（商務課）

第　號

發議	決議	合議	課名	課長	係長	主務	係長	僚
垈	垈年月日	市長 助役	課長	係主任				
令和 十月 六日								

國勢調査傳達ニ関スル件

等ノ通リ御回付ニ及候也

國立公文書館

收國庶第　號

年　月　日　　臨時國勢調査課

大阪府立高等農林学校
岐阜縣臨時國勢調査事務所　宛

署名ヲ以テ今般中央ニ於テ國勢調査ヲ
左記ノ通リ施行スルニ付別紙ノ通回答相成
度此段及通牒候也

記

一、本報告ハ臨時國勢調査事務ニ關スル外
他ニ使用スルコトヲ得ス
一、本報告ハ國勢調査ノ施行ニ關スル事務ニ
從事スル者ニ非サレハ之ヲ示スコトヲ得ス

圖發第五號

謹啓益々御多祥奉大賀候陳者
今回の國勢調査宣傳よ付き、ポスター
其の他の印刷物御配布相成候と存じ候處
本所は此の機會を終て右ポスター類を蒐
集し現代よりさかのぼる地方的図案の傾向を知
るの參考資料と致度に付き右る情御諒察
の上各種一部つゝ御送附相煩度なお了承
御成下候は、本懐の至よ不堪候間特よ
得貴意候 敬具

大正九年十月一日

大阪府立商品陳列所

金澤市役所 第1627號 大正10年10月6日 受附

金澤市役所 第181號 大正7年10月3日 受附

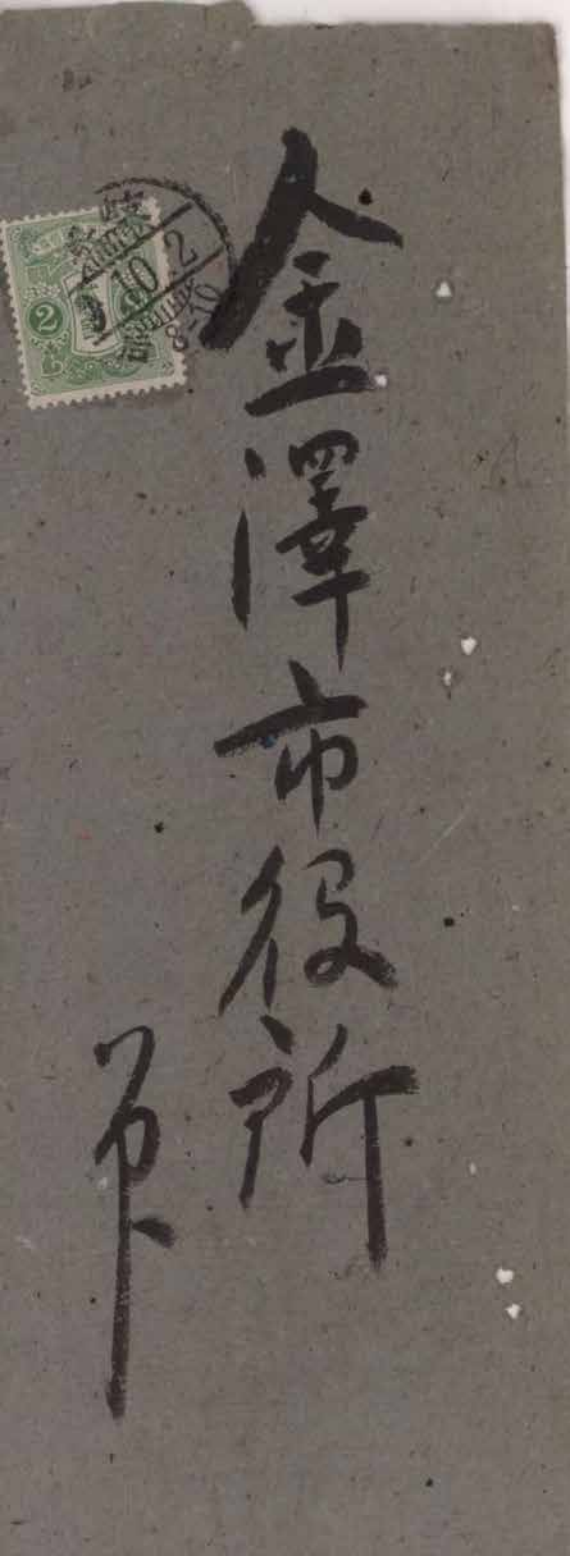
金澤市役所

金澤市役所
受附 大正九年十月 日
第 1080 號

岐阜縣
臨時國勢調査部

金澤市臨時國勢調査課御中

貴市御刊行、國勢調査ニ關スル印刷物（宣傳用ポスター、記念繪葉書、宣傳趣旨説明ノ類）等、殘部有之候ハヽ第一回國調記念トシテ保存致置度ニ付御寄贈ヲ得度此段特ニ及御依頼候也

金澤市役所
受附 大正 年 月 日
第 715 號

郵便往復はがき
（往信）

金澤市役所
臨時國勢調査部
御中

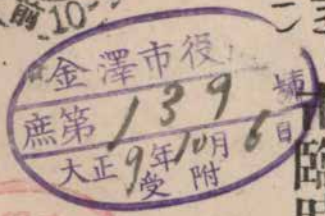

逓信省報行　印刷局製造

拝啓時下秋冷の候愈々御多祥奉賀候
陳者國勢調査の期も切迫致し事務御繁
忙の折柄誠に恐縮に存し候へ共記念と
して貴市の國調宣傳スタンプ頂戴致し
度乍御面倒「返信」に押捺の上御返送被下
度右特に御懇願申上候　匆々

大正九年九月二十八日

水戸市臨時國勢調査部

金澤市

金澤市役所

大正　年　月　日

愛知縣碧海郡矢作第一尋常高等小學校

金澤市役所
庶第1874號
大正9年10月4日
受附

拝啓 御繁多中 乍御手數 國調の
紀念 且つは 教授の參考資料として
宣傳用のスタンプ 蒐集致し度に付
同封の白紙にスタンプ 參拾 御捺
印の上 御送り下され度 御願申上候

敬具

大正九年九月廿九日

愛知縣碧海郡矢作第一尋常高等小學校
圖畫科 研究部

金澤市役所 御中

金澤市役所
第5772號
大正9年10月1日
受附

石川縣

金澤市役所

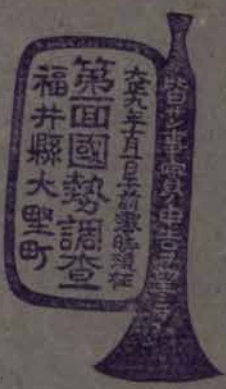

福井縣大野郡大野町役場

第　號

發議	大正九年十月十日	主任	庶務係主任
決議	大正八年八月八日	課長	
		係長	
		僚	

市長	助役	合	課長	係長	僚
			名	名	
			課長	係長	僚

國勢調査員推薦ノ件

石川縣金澤市役所

伺

本年十月三日國勢調査ニ際シ左記ノ者ヲ調査員ニ推薦致度候ニ付テハ市制第百十四條ノ規定ニ依リ市會ノ議決ヲ經度此段伺上候也

大正八年八月　日

市長

記

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

住所　金澤市下新町

氏名　年齢　職業

石川縣金澤市役所

國語調査員表

第一	五十三	
第二	五十三	別ニ理事指定ノ者一名
第三	二十	
第四	五十四	
第五	七十一	
第六	七十四	別ニ神官定ムル者
第七	六十三	名
計	三八八	二

石川縣金澤市役所

松本納

拝啓益御清穆奉賀候陳者先日来國勢調査ニ關シ多大之御盡力ニ預リ深ク奉謝候就テハ此際調査ノ成績報告致度候間来ル二十三日正午時市公會堂へ御參集可被下此段得貴意候　敬具

大正九年十月廿日

金澤市長　飯尾次郎三郎

殿

追テ當日御印章御携帯之様願上候

石川縣

石川縣臨時調查部

廳務課御中

大正九年拾月参日

名古屋市中區小林町三番地
信濃屋 飯森積治郎商店
（三輪町御廟所西入）
電話本局七六五六番
發電略語（イ）又（シナ）

第　號

發議	決議	主課長	務係長	僚
奎	奎年月日			係主任

市長　助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

金澤市役所 收 第 号 大正 年 月 日 附

第参八壹参號

名古屋市中區小林町三番地
信濃屋 飯森積治郎商店
（三輪町停留所西入）
電話本局七六五六番
發電略語（イ）ス（シナ）

石川縣
臨時參謀派遣部
御中

拙筆公務所用申込ノ為メ敢テ郵券ヲ貴部ヨリ同所ニ送リ申候間至急ニ御交換ノ上御送附相成度此段御依頼申候也

追テ郵券ハ實費ヲ以テ御拂申候間御承知ノ上御取計相成度尚御送附ノ節ハ書留ニ願上候也

金澤市役所 收 第 6097 号 大正 年 月 日 附

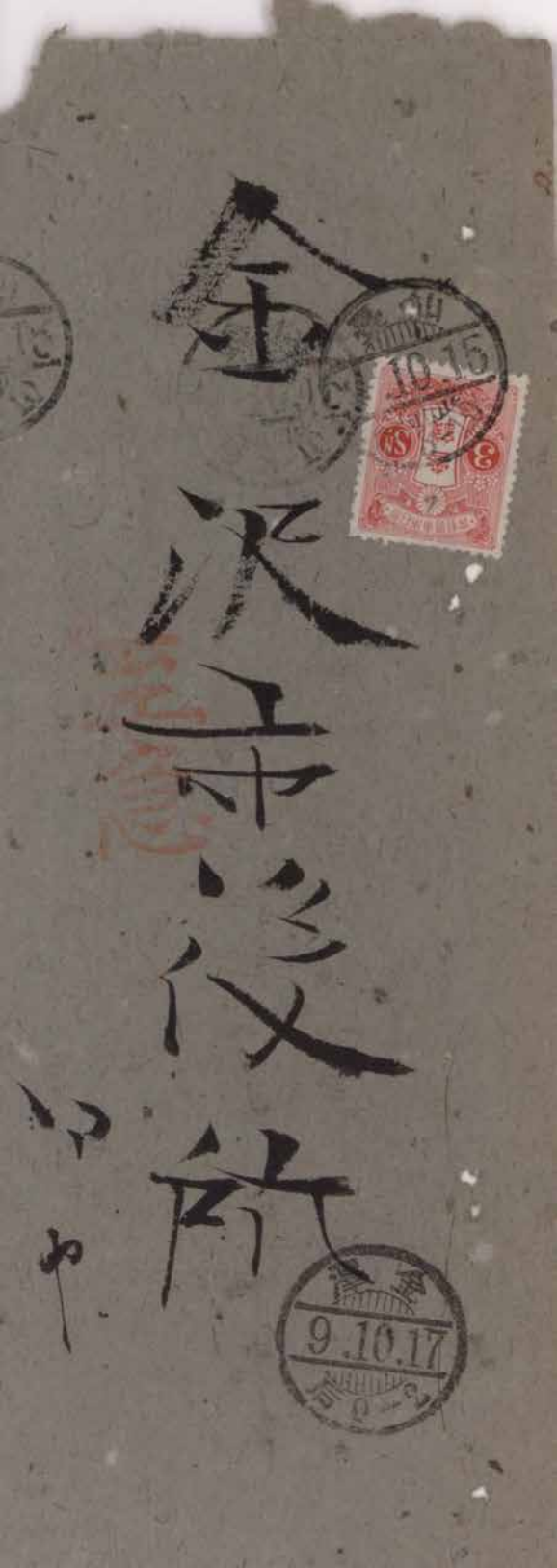

仙臺市役所

第　號

發議	大正　年　月　日	主務	課長	係主任
決議	大正　年　月　日		係長	
			僚	

市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚

國調無發

國調無發

國調無發

記

一、調査員報酬

一人当り 拾五圓

二、調査員報告品経費

木の枝入根 一把 代償心拾銭

三、報酬経費負担者

一ないし四に同じ

四、実生慰労

実生ござ 壹枚五厘弱計の分 但し実生業者

ニ対する同じ法律中

石川縣金澤市役所

松本納

仙庁第一六五七号
大正六年十月十五日

金沢市役所御中

仙台庁長

今回施行ノ国勢調査ニ従事シタル調査員及吏員ニ対スル左記事項ヲ考慮ニ供度尖閣御取調相送ラ回報煩度此段及御依頼候也

記

一、調査員ニハ報酬ヲ給与セラルヽヤ給与セラルヽ場合ハ其ノ人当金額若シ一人毎ニ給与額ヲ異ニセラルヽ場合ハ其ノ基礎及最多最少ノ額

二、調査員ニハ紀念品ヲ給与セラルヽヤ給与セラルヽ場合ハ其ノ品名及価格

三、報酬紀念品ヲ併セ給与セラルヽ場合ハ其ノ

四、吏員ニハ特ニ慰労金ヲ給与セラルヽヤ若シ紀念品ヲモ併セ給与セラルヽ場合ハ其ノ品名及価格

金澤市役所 第 1415 9/10/18 受附
金澤市役所 第 1544 大正 受附

決
供覧
月 日
課長 課員 係員 庶務 印

發統第貳七五號
大正九年十月十六日
石川縣臨時國勢調査事務長

金澤市長殿

國勢調査材料提出方ノ件通牒

國勢調査ノ材料ニ付テハ貴郡市町村ニ於テ曩ニ下付セラレタル各種ノ鋭意内容ノ檢査及材料ノ整理中ニハ勿論ノ事ト雖モ知致居候ニハ勿論猶提出ノ事ト雖モ所定ノ期限内ニ國勢調査ノ結果ヲ發表ハ今日一般ノ人ノ最モ注目スル所ニ有之從テ其ノ筋ニ於テモ一日モ速ニ之ガ公表ヲ爲サントスルノ計畫ニモ有之候得者材料ノ檢査ニモ陽ニ殊ニ念査ニ念査ヲ重ヌルノ要アルハ勿論ノ事ニ候得共右ノ事情敬此際一層檢査ヲ厳急ナル可ク速ニ調査材料ヲ御提出相成樣致度格段ノ御配慮相煩度此也

石川縣

金澤市役所 第1438號 大正9年10月15日 受附
金澤市役所 1388號 大正9年10月16日 受附

第　　號

發議	決議	主務課長	係長	僚
大正 年 月 日	大正 年 月 日			

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

國勢調査が行はれます

有の儘正直に申告するのが
世帯主の義務です

來る十月一日我帝國版圖内に在る人々に就いて左の八ツの事項の調査があります

一、氏名
二、世帯に於ける地位
二、男女の別
二、出生の年月日
二、配偶の關係
二、職業及職業上の地位
二、出生地
二、民籍別又は國籍別

世界中の文明國で今日まで國勢調査のないのは我帝國だけです、種々の根據をつくるにはこの調査が是非必要でありますから世帯主は自分の世帯に居るだけの人に就いて漏らさず前にある八事項を有の儘に申告して國の調査が立派に出來るやうに今から心掛けて置いて下さいいづれ國勢調査員が後日各世帯へ巡回しますから不審の點は調査員に尋ねて定めの日には正直に申告して下さいそれが國のためになり且各自のためになるのです

大正九年七月

金澤市長　飯尾次郎三郎

郵便はがき

石川縣
金沢市役所

神戸市役所

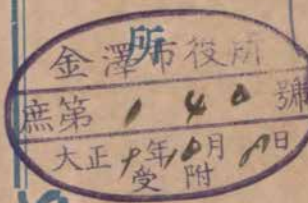

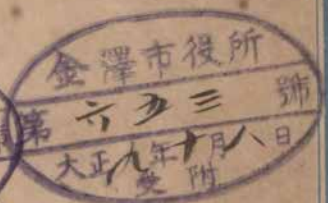

大正九年拾月六日

神戸市高等調査部

金澤市役所 第1946号 大正九年十月十五日 受附

大正九年十月十五日

金澤市臨時國勢調査部

金澤市臨時國勢調査

ポスター寫畫ニ關スル件

國勢調査ニ關スル標語ヲ募集シ其ノ入選ノ分ニ對シテハ別紙ノ通リ賞金ヲ贈與スルコトニ決シ之ニ關スル廣告ポスターヲ左記ノ通リ募集致シ度ニ付テハ貴市ニ於テモ適當ノ方法ヲ以テ廣ク一般ニ周知セラレ度此段及依頼候也

追テ入選ポスターハ市ニ於テ適當ノ數ヲ買上ケ可申候

金澤市役所 燕第1448号 大正9年10月18日 受附

金澤市役所 燕第1434号 大正9年10月14日 受附

長野縣

長野縣

郵便はがき
金澤市役所
第
大正
受
附
金澤市役所
燕第
號
大正
年
月
日
受
附
金澤市役所
燕第
號
大正
年
月
日
受
附
逓信省發行
逓製局刷印

本月十二日附ヲ以テ御依頼申上置キ候通リ
来ル三十一日開催ノ國調資料展覧會ニ陳列
致シ度候ニ付宣傳ニ使用セラレシポスター
並宣傳説明書類等是非頂戴仕リ度候
間乍御迷惑何ナリト至急御寄贈下サレ
度重テ御依頼申上候也

大正九年十月二十二日

高岡市長鳥山敬二郎

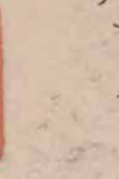

金澤市役所
第二三五八號
大正九年十月二十一日
受附

國第五二號　國勢調査印刷物等ノ件

大正九年十月二十一日　小樽區役所

市區役所御中

貴市區御刊行、國勢調査ニ関スル印刷物（宣傳用ポスター記念繪端書、趣旨說明）及記念スタンプ等、殘部有之候ハヾ第一回國勢調査記念トシテ保存致度候ニ付御寄贈相煩度此段及御依頼候也

金澤市役所
廳第一四四號
大正九年一一月六日
受附

北海道小樽區役所

電話
三六四番當直室
五六九番新聞記者室
一、二五七番水道課

私設電話
一番 區役所長
二番 助役
三番 出納課長
四番 經理課長
五番 土木課長
六番 庶務課長
七番 教育社會課長
八番 內記課長

庶務係

大正九年八月二日

臨時國勢調査課長

臨時國勢調査各淨典殿

通牒

本月三日午後一時ヨリ市議事堂ニ於テ
事務打合會開催候間可成
三名ヲ以テ御出席相成度此段也

石川縣金澤市役所

第　號

發議	決議
垂九年八月二日	垂九年八月一日

主務課長	係長	係主任
僚		

合議	課名	課長	係名	係長	僚

市長

助役

各事務局

面障

毎月三日午後一時より市役所
北一会議室にて障害者団体連絡協議会
を開催致しますので

照査表　徴　章　調査之数

| | | |

一金沢市役所教諭

五三 河北郡大乃村 五二 昭和一修已。

五三 学生四人 林業手伝ふ 除十四八 四四年二修已。

二〇 三人除十 一七 四四年三修已。

五四 学生二人 五二 四四年四修已。

井上俊次郎氏ニ依ル

七一 学生三人 五〇 四四年五修已。

七四 学生廿二 所労二人 五〇 四四年六修已。

六三 学生十五人 所労二人 四六 四四年七修已。

計三一五

石川縣金澤市役所

逓信局許可

郵便はがき（料金別納）

山梨縣甲府市下一條町

吉野堂

主人

御中

▣國勢調査ノ申告書ニハ尤モ必要ナル御印ノ選擇

十月一日ハ吾國ノ基礎ヲ確立スル開闢以來始メテノ日ナレバ國民タル者誰カ紀念セザルベキ甲斐國産水晶印ハ永世磨滅セズ且ツ偽造セラレズシテ印界中ノ冠タルハ世既ニ定評アリサレバ今回國勢調査員ノ榮ヲ擔ヘル諸賢ノ申告書ニ捺セラルベキ印章ハ勿論其ノ他一般諸賢ノ使用セラルヽ者モ亦先ヅ指ヲ水晶印ニ屈セラルベシ此レ其ノ長所アルノミナラズ調査ノ誤ナキヲ証シ又永世子孫ニ傳ヘテ最好ノ紀念品トナシ得ベケレバナリ依リテ弊堂ハ茲ニ留意シ奮ツテ諸賢ノ御便利ヲ圖ル左記特價ヲ提供シ入念專一ニ調製可致候ニ付何卒徽志ノアル所御諒察ノ上陸續御用命被下度茲ニ往復端書ヲ以テ御願申上候

⊙御繁務ノ折柄ダ乍恐縮御勸誘ノ榮ヲ得バ幸甚ノ至リニ御座候

弊堂ノ光榮

御大典奉祝ノ際水晶篆刻印御献上賜御嘉納

於各博覽會共進會

銀銅賞牌受領

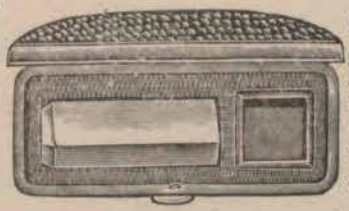

サツク上（鰐及トカゲ等皮金枠付）八拾錢

▲小包料書留 拾八錢引

換廿八錢

御注文ノ節ハ寸法及印譜番號御通知被下度候

龍及唐草刻賃意匠需

(一)（無色透明）實印及認印（最上品）（四分五厘丸）（四分二厘角）内外長サ一寸二分（四文字迄篆刻ノ上）金參圓

(二)（四分内外）（小判形）長サ一寸二分（二字迄篆刻ノ上）金壹圓七拾錢

右實印長一寸五分（九拾錢増）全長二寸（壹圓八拾錢増）

(三)右認印長一寸五分（五拾錢増）全長二寸（壹圓拾錢増）

(四)一文字増毎ニ四拾錢宛

(五)總テ上等入念刻

印譜何號又ハ他ニ御希望通篆刻可仕候

⊙同時ニ三顆以上御注文ノ御方ニハ無料ニテ印材側面ニ國勢調査員又ハ紀念文字ヲダイヤ筆記可申候

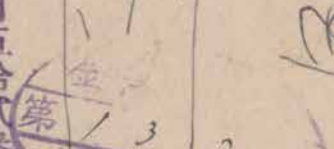

金澤市廣坂通

金澤市役所

大正九年九月廿日

水晶印籠彫刻
平サック
眼鏡類

甲府市下一條町五拾貳番地

玉章堂

伊藤燕雲

電信略號イト
振替東京二三三

時下　殘暑之候ニ御座候處豫備御調査中ノ御事トテ御繁務ノ條御洞察申上候却說今回曩ニ弊社ニ於テ販賣致居候處ノ申告書記入及調査方法ニ關スル質疑集冊子ニ就テ其後本調査局ヨリ八回ニ渉ル御追加御通牒ノ分全部ヲ追加錄トシテ印刷出來致居候間御縣郡市町村へ甚ダ乍恐縮御紹介方御取計相成度値段ハ左記ノ通ニ御座候間何卒多少ニ不拘御購入被下度何分ノ御返事奉願上候也

一、申告書記入方及調査方法ニ關スル質疑集追加錄　一部ニ付金　錢

尙々時日モ切迫ノ折柄ニ有之候間至急折返シ御回答被下度電報注文ナレバ『シツキツイカ〇〇〇フ』ト御打電被下候ハバ直ニ御送納可申上候

大阪東區内淡路町一丁目

浪速印刷株式會社行

縣　郡
市　役所

臨時國勢調査部

記

一、申告書記入方及調査方法ニ關スル質疑集追加錄　部

右注文候也

大正九年八月　日

郵便往復はがき（往信）

和川縣 金澤 郡市 役所内

臨時國勢調査部

御中

大阪市東區内淡路町一丁目
浪速印刷株式會社
8.27
逓信省發行

金澤市告示第六十壹號

本年八月一日告示第五拾六號中擔當國勢調査員左ノ通變更ス

大正九年九月九日

金澤市長　飯尾次郎三郎

調査區番號	區域	調査員氏名
第二五區調査區	北石坂町一圓	堺　佐一郎
第二八區調査區	千日町新橋通ヨリ上、野町ノ方全部	市川　龜榮
第七〇區調査區	枝町、新堅町二丁目入ル道ヨリ七十九番地前ヲ經テ八十四番地ニ至ル道ヲ界トシ下全部及二十四、二十五、二十六番地	森　久米男
第八〇區調査區	河原町（關砂糖店横小路ヲ界トシ犀川方片町側ヲ除ク）全部	上田　多仲
第八六區調査區	堅町本道ヲ界トシ里見町ノ側全部	高橋　齊
第一三〇區調査區	天神町四丁目一圓	辰巳幸次郎
第一三一區調査區	八坂、成瀬町、木曾町一圓	森田勝平
第一四七區調査區	備中町一圓	橋元半次郎

第二三一區調査區	宗叔町五番丁一圓 同四番丁三十七番ヨリ四十六番ニ至ル	早根石太郎
第二三七區調査區	高儀町一圓	山脇雄吉
第二四二區調査區	元車町、西御影町一圓 新川除町七十二番ヨリ八十三番ニ至ル	内田喜太郎
第二八九區調査區	鍛冶町本道ヲ界トシ東側全部	富田富作
第二九五區調査區	此花町一圓	能上宗橘
第三四一區調査區	卯辰高町一圓	春田喜久
第三〇七區調査區	島田町自一番 至三八番	井奈武次郎
第三一二區調査區	中堀川町自二六番 至三八番ヲ除ク全部	玉田一二
第三七六區調査區	馬場一番丁一圓	四十万達二

金澤市告示第六十貳號

豫備國勢調査員左ノ通追加ス

大正九年九月九日

金澤市長　飯尾次郎三郎

吉見通義
小松宗次郎
森田平太郎
末谷仁三郎
才田[illegible]次郎
松本八十五郎

龜井仁三郎
中山虎次郎
能川藤吉

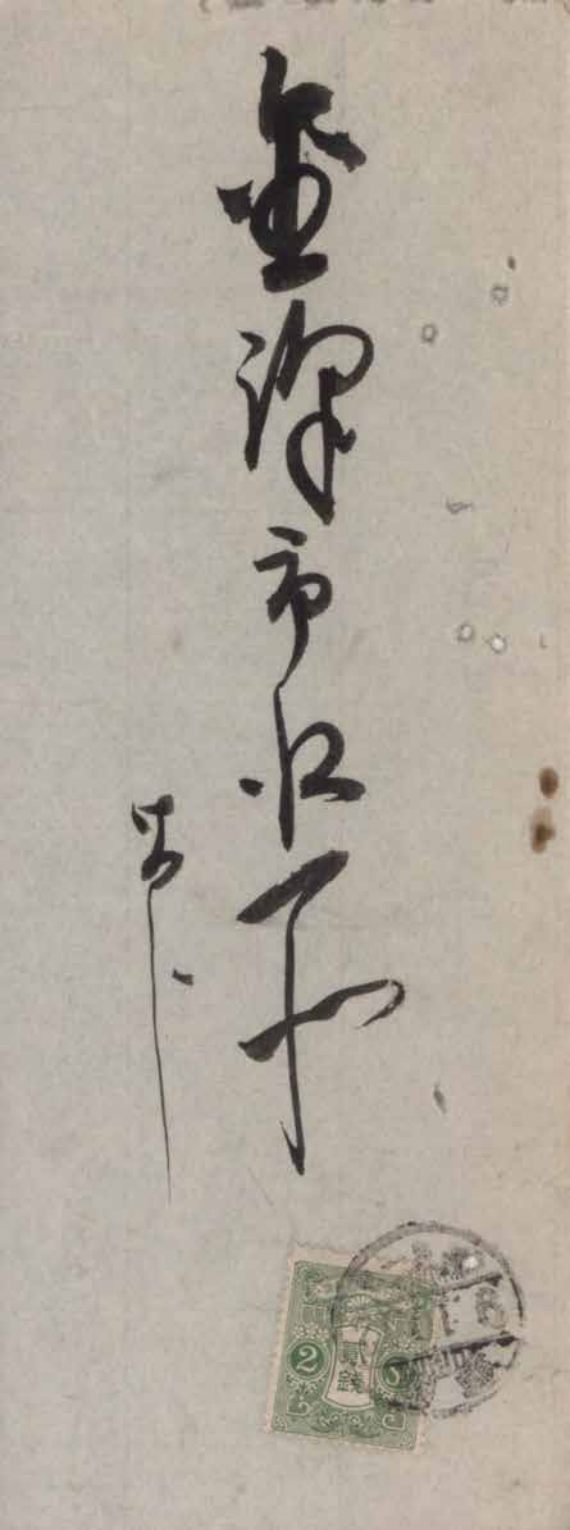

函館區役所

金澤市役所
第1220號
9/10/13
受

臨時國調第一七二號
大正九年十月十二日

函館區役所

様啓今回施行セラレタル我ガ國第一回國勢調査ニ関シ参考並ニ紀念トシテ保存致度候ニ就テハ繁忙中恐縮ニ不堪候得共貴市（區）ニ於テハ使用相成候様該スタンプ並ニ宣傳ポスター一部ヲ送付相煩度此段依頼申上候也

追テスタンプハ別紙（白紙）ヘ押捺相煩度ヲ依頼申上候

金澤市役所
廳第1479號
大正9年10月19日
受附

郵便はがき

[illegible]市長殿

大正九年十月四日

[illegible]郡[illegible]村長

逓信省發行　　印刷局製造

發廣第四一五号

左記ノ者ヲ竹林地ニ於テ申告スヘク旨申立テタルモ現在ニ依リ本町ニ於テ國勢調査濟ノ月次表ハ通牒ノ地

左記

金澤市
税務署
中川又一郎

第四種

大正九年十月十二日

高岡市長鳥山敬二郎

金澤市役所

貴市御刊行、國勢調査ニ関スル印刷物（宣傳用ポスター、記念繪葉書、宣傳趣旨説明、記念スタンプ）等ノ殘部有之候ハヾ第一回國勢調査記念トシテ大正九年十月廿二日ノ祝日ヲトシ展覧會開催致度ニ付来ル二十二日迄ニ御寄贈ヲ得度此段特ニ及御依頼申上候也

1221
9.10.15

金澤市役所
第 號
大正 年 月 日
受附

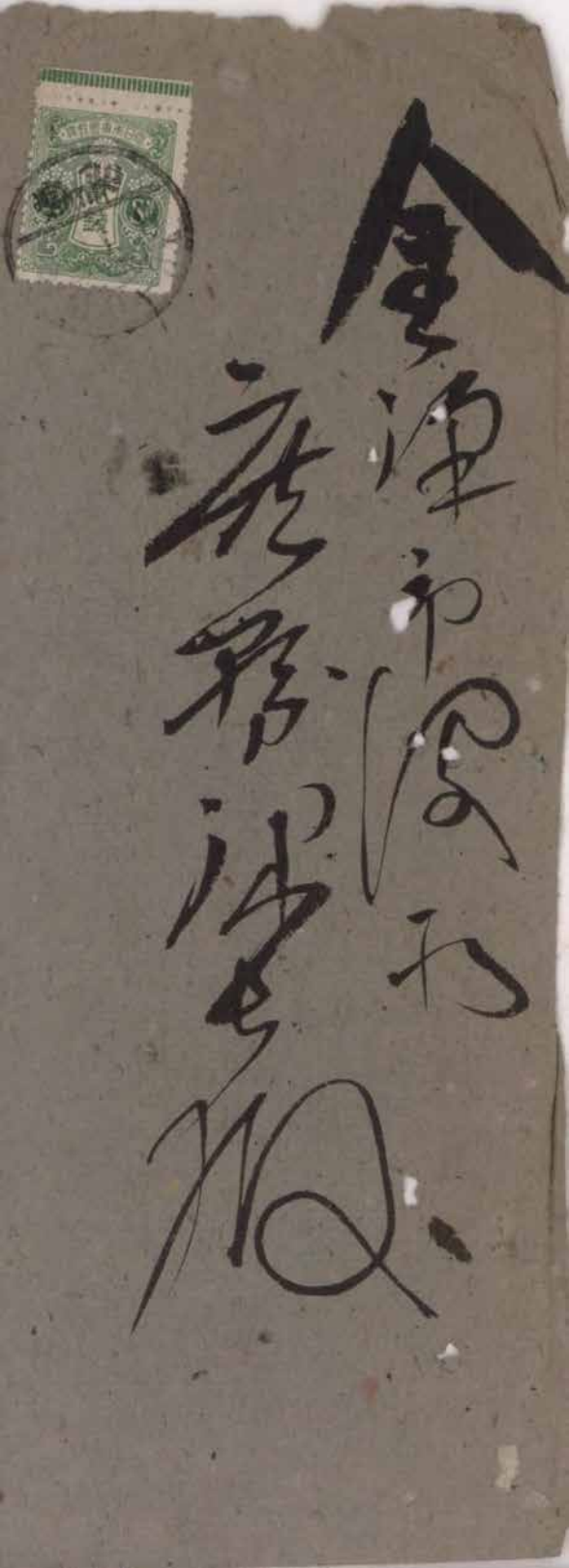

仙臺市役所

仙臺市臨時國勢調査部

金澤市役所御中

石川縣

石川縣廳用

金澤市役所御中

石川縣

石川縣廳用

急
供覽
1月 7日
市長 助役 收入役 課長 主任

發統第二九八號
大正九年十二月二日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査材料再調方ノ件通牒

曩ニ進達相成タル國勢調査材料ニ就キ當廳檢査ノ結果發見シタル不備不審ノ事項ニ關シテハ不取敢及照會置キ處當廳ヨリ本局ヘ材料進達ノ朝モ次第ニ切迫ノ場合ニ付万一ニモ所定ノ回答朝ヲ遲延セシムル樣ノコト有之ニ於テハ本局ヘノ進達ヲ遲延セシムルコトニ相成事態容易ナラザル義ニ付回答朝日ハ一日モ遲延ヲ許サヽルモノト御了知相成度猶從來往々回答ノ不充分ナル結果再ヒ照會ヲ重ヌルガ如キ場合有之ニ於テハ本件ニ關シテハ右ノ如ク緊急ヲ要スルモノニ有之ニ於テハ不充分ナル回答ニ依リ再ヒ照會ヲ重スルカ如キコトハ斷シテ無之樣致度此段及通牒ニ關シテモ格段ノ御留意相煩度此段及通牒ニ關シテモ格段ノ御留意相煩度此段及通牒ニ關シテモ格段ノ御留意相煩

第　號

發議 大正 九年 九月 七日 主課長 庶務係主任 吉矢

決議 大正 年 月 日 務係長 係長

市長 助役 合議 課名 課長 係名 係長 僚

第一 庶務

國機調查課電燈

設備ニ付伺

石川縣金澤市役所

左ノ通設備ヲ要スルニ付伺ス

庶務係主任 檜皮

檜皮主任 吉矢

吉矢 小竹

小竹 兼二郎下

十燭光壹個

計四個

第　號

發議　大正九年九月二日　主任
決議　大正　年　月　日　務係長　課長　係主任

市長　助役

合議

課名	課長	係名	係長	係主任
第三				

擔任等仮事務

京都ニ於ケル

石川縣金澤市役所

本務調查ノ爲メ出張トシテ
京都ニ於ケル左ノ事務ヲ取扱フ
可ク且ツ其ノ爲メ要スル
旅費ヲ支給ス
十月二日ヨリ同月十日迄
出張ニ付仮ニ
命ス

第　　號

發議	決議	市長	助役	合議	課名	課長係名	係長	僚
奎九年九月二十一日	奎　年　月　日				主務	課長係長		僚

主任

國幣調査ニ付神社寺院ニ關ニ鐘數撞數

方ニ付テ左案相伺候

國庶沐一二五 號
ム九年九月 日

神社 社司
寺院 住職

市長

殿

國勢調査ニ付鐘鼓撞鳴方ノ件

来ル十月一日午前零時ノ現在ヲ期シ左記ニ依リ我国ニ於ケル国勢調査ノ宣傳ニ就テハ未曾有ノ盛事ト宣伝ヲ配布ニ依リ全国ノ隅々ニ至ル迄調査等ニ協力宣伝ニ努メラレ度尚之ニ得共高十月一日午前零時ヨリ約十分間ノ神社寺院ノ梵鐘又ハ太鼓ヲ

全市一齊ニ打吹ヲ以テ市民ニ一大注意ヲ喚起セシム
ルト共ニ本器設置要ノ調査ヲナシ務メテ以上ノ多数ヲ得ル
ヲ要ス尚寺院ニ在テハ読経ノ刻ヲ期シ一齊ニ
鐘鼓ヲ撞吹セシム様御配慮ヲ煩度此段御照会ニ
及候也

石川縣金澤市役所

（納川吉）

庶執第四四號

課

係

議案第五五號ハ本市會ニ於テ別紙之通リ議決相成候條其取扱ヲ爲スベシ

大正九年九月廿一日

石川縣金澤市長 山森隆

金澤市長飯尾次郎

執行命令用紙

石川縣金澤市役所

議案第五拾五號

大正九年度石川縣金澤市歲入歲出豫算追加

歲入

一金九拾萬七百參拾九圓拾七錢　臨時部豫算既決高
一金千四百七拾八圓　臨時部豫算追加高
一金九拾壹萬參百參拾貳圓拾七錢　合計豫算既決高
一金千四百七拾八圓　合計豫算追加高

歲出

一金參拾九萬六千五百六拾參圓參拾八錢　臨時部豫算既決高
一金千四百七拾八圓　臨時部豫算追加高
一金九拾壹萬參百參拾貳圓拾七錢　合計豫算既決高
一金千四百七拾八圓　合計豫算追加高

歲入歲出差引殘金ナシ

大正九年度石川縣金澤市歳入歳出豫算追加

歳入

臨時部

豫算

科目	既決豫算額	追加豫算額	増減	種別	附記
款			△減	員数	單位金額
項					計金額
三交付金	三、六四九、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
二國勢調査交付金	三、九四〇、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
一國勢調査交付金	三、六四九、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八	一、〇〇〇
臨時部計	九〇〇、七九一、七〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
歳入合計	九一〇、三三一、七〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		

歳出

臨時部

豫算

科目	既決豫算額	追加豫算額	増減	種別	附記
款			△減	員数	單位金額
項					計金額
一國勢調査費	八、五八五、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
國勢調査費	八、五八五、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	國勢調査交付金	一、四七八、〇〇〇
臨時部計	三九六、三五三、八〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
歳出合計	九一〇、三三一、七〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		

豫算説明

科目	既決豫算額	追加豫算額	増減	種別	附記
款			△減	員数	單位金額
項					計金額
十三國勢調査費	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
一國勢調査費	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
臨時部計	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
歳出合計	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		

豫算説明

科目	既決豫算額	追加豫算額	増減	種別	附記
款			△減	員数	單位金額
項					計金額
一國勢調査費	八、五八五、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
國勢調査費	八、五八五、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	國勢調査費	一、四七八、〇〇〇
臨時部計	三九六、三五三、八〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		
歳出合計	九一〇、三三一、七〇	一、四七八、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇		

理由

本案ヲ發スルハ國勢調査ノ爲其ノ筋ヨリ交付金增加ノ通知ニ接シタルト且歳出ニ於テ同調査費追加ノ必要ヲ認メタルニ由ル

大正九年九月廿一日提出

仝　年　月　日決議

金澤市長　飯尾次郎三郎

意見書

議案第五拾五號ハ異議ナキモノトス

大正九年九月二十日

金澤市參事會

庶執第三四號

議案第四二號ハ本市會ニ於テ別紙之通リ議決相成候條其取扱ヲ爲スベシ

大正九年六月三日

課
係

石川縣金澤市長 山森隆

金澤市長飯尾次郎三郎

執行命令用紙

石川縣金澤市役所

議案第四拾貳號

金澤市大正九年度歲入歲出豫算追加

歲入

一金八拾五萬八千五百九拾六圓拾七錢　經常部既決豫算高
一金壹萬壹千七百七拾四圓　經常部追加豫算高
一金五千五百貳拾八圓　臨時部既決豫算高
一金參千六百九拾四圓　臨時部追加豫算高
一金八拾六萬四千百貳拾四圓拾七錢　既決總豫算高
一金壹萬五千四百六拾八圓　追加總豫算高

歲出

一金五拾壹萬六拾貳圓七拾九錢　經常部既決豫算高
一金壹千七百參拾六圓　經常部追加豫算高
一金參拾五萬四千六拾壹圓參拾八錢　臨時部既決豫算高
一金壹萬參千七百參拾貳圓　臨時部追加豫算高

一金八拾六萬四千百貳拾四圓拾七錢　既決總豫算高
一金壹萬五千四百六拾八圓　追加總豫算高

金澤市大正九年度歳入歳出豫算追加表

歳入

經常部

豫算

科目	豫算	追加豫算額	増減	附記
七繰越金		一〇、〇七四、〇〇〇		
	前年度繰越金	一〇、〇七四、〇〇〇		
九市税		一、七〇〇、〇〇〇		
	特別税	一、七〇〇、〇〇〇		
	遊興税	一、七〇〇、〇〇〇		

豫算説明

科目	種目	既豫算額	追加豫算額	増減	種別	員數	單位金額	計金額
七繰越金		三六、七五、〇〇〇	一〇、〇七四、〇〇〇					
	前年度繰越金	三六、七五、〇〇〇	一〇、〇七四、〇〇〇					
九市税		六六、〇七三、五〇	一、七〇〇、〇〇〇					
	特別税		一、七〇〇、〇〇〇					
	遊興税	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇					
前年度繰越金			一〇、〇七四、〇〇〇					
遊興税			一、七〇〇、〇〇〇					

臨時部

豫算

科目	豫算	追加豫算額	増減	附記
三交付金		三、六九四、〇〇〇		
	國勢調査費交付金	三、六九四、〇〇〇		

豫算説明

科目	種目	既豫算額	追加豫算額	増減	種別	員數	單位金額	計金額
三交付金		九〇、〇〇〇	三、六九四、〇〇〇					
	國勢調査費交付金		三、六九四、〇〇〇					

歳出

經常部

豫算

科目	豫算	追加豫算額	増減	附記
臨時部計		三、六九四、〇〇〇		
	國勢調査費交付金	三、六九四、〇〇〇		
歳入合計		一五、四六八、〇〇〇		

豫算説明

科目	種目	既豫算額	追加豫算額	増減	種別	員數	單位金額	計金額
經常部計		八五八、五九六、一七〇	一一、七七四、〇〇〇					
臨時部計		九〇、〇〇〇	三、六九四、〇〇〇					
歳入合計		八六四、二四一、七〇	一五、四六八、〇〇〇					

豫算説明

臨時部

豫算説明

科目	追加豫算額	既豫算額	追加豫算額	附記
款			増減 △ハ減	種別 員數 單位金額 計金額
項				
廿二雜支出	一、七三六、〇〇〇	四、三七〇、〇〇〇	一、七三六、〇〇〇	
五市税徴收交付金	一、七三六、〇〇〇		一、七三六、〇〇〇	遊興税徴收義務者交付金 税額 三五、〇三四 円壹圓ニ付 一、四〇二、〇〇〇
				觀覽税徴收義務者交付金 税額 八、三三四 円壹圓ニ付 三三四、〇〇〇
經常部計	一、七三六、〇〇〇	五一〇、〇五二、九〇〇	一、七三六、〇〇〇	
豫算				
豫算				
科目	追加豫算額	既豫算額	追加豫算額	附記
款			増減 △ハ減	種別 員數 單位金額 計金額
項				
四教育費	一四七、〇〇〇	五、八六四、〇〇〇	一四七、〇〇〇	
二女子職業學校費	一四七、〇〇〇		一四七、〇〇〇	
一設備費				
	一四七、〇〇〇		一四七、〇〇〇	

臨時部

豫算説明

科目	追加豫算額	既豫算額	追加豫算額	新營費
款			増減 △ハ減	種別 員數 單位金額 計金額
項				
十三調査費	八、五八五、〇〇〇	八、五八五、〇〇〇	八、五八五、〇〇〇	
一國勢調査費	八、五八五、〇〇〇		八、五八五、〇〇〇	國勢調査費 八、五八五、〇〇〇
一雜給	五、〇〇〇、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇	
十四傳染病院費	五、〇〇〇、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇	
臨時部計	一三、七三二、〇〇〇	三五四、〇六二、三八〇	一三、七三二、〇〇〇	
歳出合計	一五、四六八、〇〇〇	八六四、一二四、一七〇	一五、四六八、〇〇〇	

理由

本案ヲ發スルハ國勢調査費及ヒ遊興税徴收交付金等ノ支出ヲ要スルニ由ル

大正九年七月三日提出
仝　年仝月八日議決

金澤市長　飯尾次郎三郎

意見書

議案第四拾貳號ハ異議ナキモノトス

大正九年七月二日

金澤市參事會

庶

第　號								
發議	大正九年十月廿七日	主務課長	主務係長	主務係主任				
決議	大正九年十一月六日							
市長								
助役								
合議		課名	課長	係名	係長	僚		

主務課長ヨリ主務係ニ案ヲ作ラシム

收發第二、三一五號

內務大臣

有馬臨時國勢調查部長官

國勢調查ニ關スル件回答

本月九日付收發第七三一號ヲ以テ照會相成タル國勢調查ニ關スル件左記ノ通リ回答ス

記

一、宣傳ノ種類及方法

甲　スタンプ

七月一日ヨリ市内ノ官公署ニ於ケル一切ノ文書ニ宣傳スタンプヲ押捺ス

乙、県制物ノ配布

手数ニ付郵送ニ依ル県物ノ名義ニ於キ之ヲ

帯取ノ調査ヲ共ニ配布ス

両訓練ニ

八日ヨリ市ニ於テ市更ニ訓練ヲ

昼ノ十二回

八日ヨリ市ニ於テ七区割ニ順次ニ招集訓練ヲ

招集ノ訓練ヲ昼ノ十回

除隊ノ者ノ送迎ヲ昼ノ一回

丁、活動写真演芸

九日ノ市ニ於テ共催ヲ始メトシ前日ヨリ

割中ニ招来催ス回

石川縣金澤市役所

（納川吉）

成、八日南ヶ市ヶ有志ヨリ於テ無料授産所ノ設置等ノ
一切ヲ調査スルノ為メニ一回一般ヶ無産者ノ
一団ノ関係ヲ始メトシ救恤団及国勢調査ニ
就テ熱心ニ宣伝講演会ヲ開キタリ
九月廿日ヨリ十月五日迄
市内青柳町
北本橋ノ両国寄ヨリ
電車線路上ヲ横截シテ
簡所ニ十月廿日ヨリ調査ノ表ヲ
掲示シ
庚申ヲ以テ
市内電車車体ノ内外ニ「ポスター」ヲ掲示シ練
習中及十月一日申告ニ係ル二回ノ掲出ヲ行ヒタリ
特別標ノ掲出方励行
市吏及調査員ニ於テ国勢標
掲出ナキ世帯ニ就キ之カ掲出ヲ勧誘シ

開標調書ノ金額ヲ告ケ之ニ對シテハ市ハ數千ノ
木レヲ作リ之レヲ掲ケルコトカメラレ
尚戸別訪問
ヲ為ス者ノ宣伝ヲ以テ尚徹底ヲ期セントスル
ニ對シテハ市来ケイハ戸別訪問ヲ為シ之レヲ徹底ニ
カメラレ
壬 証人ノ署名ト調書ニ自署ヲ知ル為メ九回書カシム市内各世
帯ニ対シ無記名投票ヲ配付シ開票調書ト全一ノ筆跡ヲ
比較シ投票ヲ認メラレ

石川縣金澤市役所

二、関東ト満ト特ト国境ノ感ヲ与フル
甲兵役関係関東ニ於ケル補充兵役(歩兵ノ場合)ハ
ヲ除ク外徴兵人ト為ル兵役義務者ノ総
数ナキモノトスルコト
乙、農業ニ従事スル者ノ多キ点ヲ考慮シ農業ニ従事スル者ノ
適切ナル判定ニ準ジ明記スルコト
丙、出生地概ネ町村市以上

四、一校毎ニ多少ノ補助金ヲ特別ニ交付
西郷従道ノ如キ弘令ニ於テハ調査ノ上金ノ増
旧藩一部ノ休業ニ対シ軍艦備置ノ費額ノ
多キ部分ニ対シ其費額ヲ減ス

四、石碑調査ノ件

十月廿三日委員及委員長ニ於テ
各完了ノ報告ヲ為シ委員長ハ
委員ニ一任ス各委員ハ之ヲ了承シ
紀念杯一個ヲ贈ル（俵寺島）
仍テ慰労ノ意ヲ表ス
後備ヲ為シテ
而シテ金ヲ贈ル

石川縣金澤市役所

（綱川青）

六、国勢調査ニ要スル費用

費用総額
- 交付金　五千百七拾弐円
- 市費　四千八百七拾参円参拾七銭
- 計　壹萬四千参百四拾五円参拾七銭

費目別
- 宣傳費　千四百参拾参円五拾五銭
- 旅費　ナシ
- 調査委員並ニ指導員ニ対スル謝金　八千七拾九円弐拾銭
- 其他ノ費用　五百参拾弐円七拾弐銭
- 計　壹萬四千参百四拾五円参拾七銭

石川縣金澤市役所

（納川吉）

七、今回ノ調査ノ経験ニ鑑ミ将来此ノ種ノ調
査計画ニ参考トナルベキ意見

甲、調査ノ目的ニ関シ直接ノ事項

乙、調査ノ区域内ニ於ケル人口ニ関シ其調
査区域内ノ住宅ニ関スル人口ノ如キ今一ツノ成
績ヲ挙ゲ得ル様区域ノ縁故ヲモ考慮スル
ノ事

丙、調査員ノ訓練ニ関スル事項

丁、目ノ書及初日ノ世帯ノ帰属ヲ知ルニ不便ナリト思料ス
ルガ左ノ如シ

石川縣金澤市役所

（納川吉）

ノ、月末日及初日ハ借家賃約ノ関係等ニ依リ世帯ノ移轉多キ日ナリ即月ノ末日若クハ初日ヲ以テ調査期日トナストキハ既ニ隣組調査ヲ行ヒタルモノモ移轉ノ為メ再ビ更ニ他ノ調査員ニ依テ調査ヲ行ハサルヲ得サルモノ比較的多カルヘキ日ナリ

又、当市ノ各工業家ハ月ノ初日ヨリ一夜ニ休業シテ職工等ノ安息日トセル故ヲ以テ工場等ノ従業者ハ休日ヲ利用シ前日又ハ当日ニ於テ帰省旅行スル者多シ

ヨ、当市ニ於テハ毎日書ヲ以テ一ケ月間ノ決算表引ノ定日トセリ之レ亦各商工業者ハ書入特ニ外出ヲ要スルコト多ク自然深更又ハ翌日ニアラサレハ自己ノ世帯ニ於テ帰セサルモノ比較的多キ日ナリ

八					
法用紙枚数洞					
	申込書枚数	五〇、九〇〇	二、六一六	一、〇〇〇	両計表用紙
支払依頼枚数					
使用枚数		二〇、一二一	一、四二二	一六	
書損枚数		八、七八二	一、二二二	六	
残枚数		一二、〇八六	九七二	七八	
依頼書枚数ト相違ナキヤ					
印刷ノ上合セ					

石川縣金澤市役所

参考

金澤市役所
庶第2、310號
大正7年11月10日
受附
四九

收發第七号

大正九年十一月九日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長 殿

國勢調査事務ノ状況ニ関スル件照會

調査事務ノ状況ニ関シテハ縣訓令ノ定ムル所ニ依リ別ニ報告可有之候處、今般特ニ具ノ御取調、上来ル十五日迄ニ御回示相煩度此段

記

一、貴市ニ於テ行ヒタル宣傳ノ種類及方法
例ヘハ講演會、講話會、活動寫眞會、幻燈會、ポスター、スタンプ、印刷物配付等ノ種類及其ノ方法ノ要領

二、調査ノ實際ニ當リ特ニ困難ナリシコト

三、貴市ニ於ケル國勢調査係員ニ國勢調査員ノ職務ニ付テノ美談逸事

四、一般國民ヨリ受ケタル援助、種類

五、國勢調査員慰勞ノ方法
現在ナラハ員ノ平均額及最多額、最少額
記念品ナラハ其ノ品物ノ種類、名称及價格

石川縣

右勞ノ方法ニテ正算ト豫備算トノ間ニ区別アルモノニ付テハ各別ニ之ヲ記載スルコト

六、國勢調査ニ要シタル費用

費用額　市町村支弁金

計　費

宣伝費　例ヘハ趣旨普及ノ為講演會、活動寫眞會、行燈會、宣傳ビラ、趣旨書印刷費、スタンプ代、繪葉書代等

費目別

旅費

調査員手當

其ノ他ノ費用

計　費

石川縣

費目別ノ計ハ費用額ノ計ト符合スヘシ

七、今回國勢調査ノ経驗ニ鑑ミ將来此ノ種ノ調査計画上參考トナルヘキ意見

八、諸用紙枚數調

申告書用紙　照査表用紙　要計表要用紙

受領枚數

使用枚數

書損枚數

殘枚數

石川縣

金澤市役所御中

石川縣

石川縣廳用

	申告書	災害罹	雪汁量
受高	五〇、九〇〇	三、六一六	一〇〇
使用枚枚	三〇、一三一	一、四二二	一六
当枚枚枚	八、六八三	一、二二二	六
残枚枚	一二、〇八六	九七二	七八

石川縣金澤市役所

（納川吉）

國勢調査ニ関スル件

一 調査区ノ変更ニ関シ疑義ヲ生ジタル事

我担当区ニハ官庁ノ出張所多ク殊ニ西廓ノ如キハ常ニ変更ヲ来ス事甚シク

一 調査上困難ヲ感ジタル事

我担当区ニハ官庁ノ出張所多ク殊ニ西廓ノ如キハ常ニ変更ヲ来ス事甚シク

一 調査ノ経験ニ鑑ミ特記スベキ事項

上来ヲ来タシタルヘキ事項

調査区ノ選択ニ関シ疑義ヲ生ジタル事

名称ヲ変更シ又ハ区外在住者ハ担当区又ハ区内ニ永住セン

望ム何トナレハ区外在住者ハ担当区又ハ区内ニ永住セン

ノ情ニ精通スルヲ要スル故ナリ

調ヲ来タシ都度双互ニ手数ヲ要シ猶ホ

現ニ前項ニ於ケル如キ面倒ナル問題ヲ生ジ互ニ

於テ大ニ苦心セリ

一 休業、断行ノ便否ニ関シ意見ヲ述ヘヨ

二依ラス充分ナル調査ヲ得ス又参考ヲ

石川縣金澤市役所

ワル能ハサリシが如き其実例ヲ

えオ一号通知書ニ基ク在水証明書

石川縣金澤市役所

國勢調査ニ關スル意見上申

(一) 國勢調査ニ際シ遺漏無キヲ期スル爲メ左ノ事項ヲ調査スルノ必要アリト認ム

(二) 國勢調査ニ際シ困難ヲ感ジタル事項

(イ) 單身勞働者ニ關スル事項

同調査ニ際シ本人先ニ世帶主ニアリテハ其本人ニ關スル調査ヲ爲スヲ以テ容易ナリシモ世帶主ニアラスシテ其本人ニ關スル調査ヲ爲スヲ以テ困難ヲ感ジタリ

(ロ) 軍人軍屬ニ關スル事項

同調査ニ際シ軍人軍屬ニシテ其本人ニ關スル調査ヲ爲スヲ以テ困難ヲ感ジタリ

(ハ) 野合夫婦ニ關スル事項

同調査ニ際シ野合夫婦ニシテ其本人ニ關スル調査ヲ爲スヲ以テ困難ヲ感ジタリ

(ニ) 出稼人ニ關スル事項

同調査ニ際シ出稼人ニシテ其本人ニ關スル調査ヲ爲スヲ以テ困難ヲ感ジタリ

(ホ) 雇入人ニ關スル事項

同調査ニ際シ雇入人ニシテ其本人ニ關スル調査ヲ爲スヲ以テ困難ヲ感ジタリ

(ヘ) 寄留人ニ關スル事項

同調査ニ際シ寄留人ニシテ其本人ニ關スル調査ヲ爲スヲ以テ困難ヲ感ジタリ

(ト) 妾ト認メラルルモノニシテ其事實ヲ隱蔽シ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルモノ

(チ) 職業ヲ明示セサルモノ

(リ) 單身者ニシテ自己ノ氏名年齢出生ノ地ヲ知ラサルモノ

(ヌ) 世帶主ノ家族ト認メラルルモノニシテ其事實ヲ隱蔽シ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルモノ

(ル) 其他調査上事實ヲ隱蔽シ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルモノ

(三) 將來參考ト爲スヘキ事項

調査ニ際シ常ニ疑義ヲ生シ易キ事項

右意見ヲ具シ上申ス也

大正九年十二月廿四日

石川縣金澤市役所

金澤市長 飯尾郡三郎

吉田鐘三郎

金澤市長 飯尾郡三郎殿

報告

一、該当事項無シ

二、(イ) 職業上ノ地位ニ対シ記載例中央ト地方ノ実情異ナル点ヲ是ヲ摘要スルニ尤モ困難ト感ジタリ

(ロ) 出生地ハ郡(市)町村名ヲ記入困難ト感ジタリ将来ハ郡市名ニテ止メラレンコトヲ希望ス

三、特定ノ調査区域中ヨリ誠実ニ調査員ヲ選ラバンコトヲ希望ス

大正九年十月三十一日

吉田收入役

金澤市國勢ノ調査課長殿

石川縣金澤市役所

(納川吉)

第　號

發議	決議
壹九年十月卅日	壹　年　月　日

主務	課長	係長	僚
			無今係主任

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

大牲市長事務代行

石川縣金澤印刷所

回答書第一五號

市長

殿

本課

予防接種ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通リ回答ス

記

一、予防接種ヲ行フ市ヲ管轄スル保健所ノ名称

二、予防接種ヲ行フ市ヲ管轄スル保健所ノ所在地

三、予防接種ヲ行フ市ヲ管轄スル保健所ノ電話番号

四、予防接種ヲ行フ市ヲ管轄スル保健所ノ電話番号ノ呼出ニ応ズル交換台ノ名称

五、予防接種ヲ行フ市ヲ管轄スル保健所ノ電話番号ノ呼出ニ応ズル交換台ノ名称ノ呼出ニ応ズル交換台ノ名称

六、予防接種ヲ行フ市ヲ管轄スル保健所ノ電話番号ノ呼出ニ応ズル交換台ノ名称ノ呼出ニ応ズル交換台ノ名称ノ呼出ニ応ズル交換台ノ名称

石川縣金澤市役所

（吉川納）

拝啓時下益々御多祥奉祝候
陳ハ國勢調査係及國勢調査員ニ
対シ慰労其他ノ意味ニ於テ如何
ナル方法ニ依リ御處行ヲ希望ス
御魂ヲ煩ハシ候ヘ共右貴意
得度如斯ニ候
敬具

大津市長今屋友次郎

金沢市長殿

金澤市役所
庶第一五〇號
大正九年一月三〇日
受附

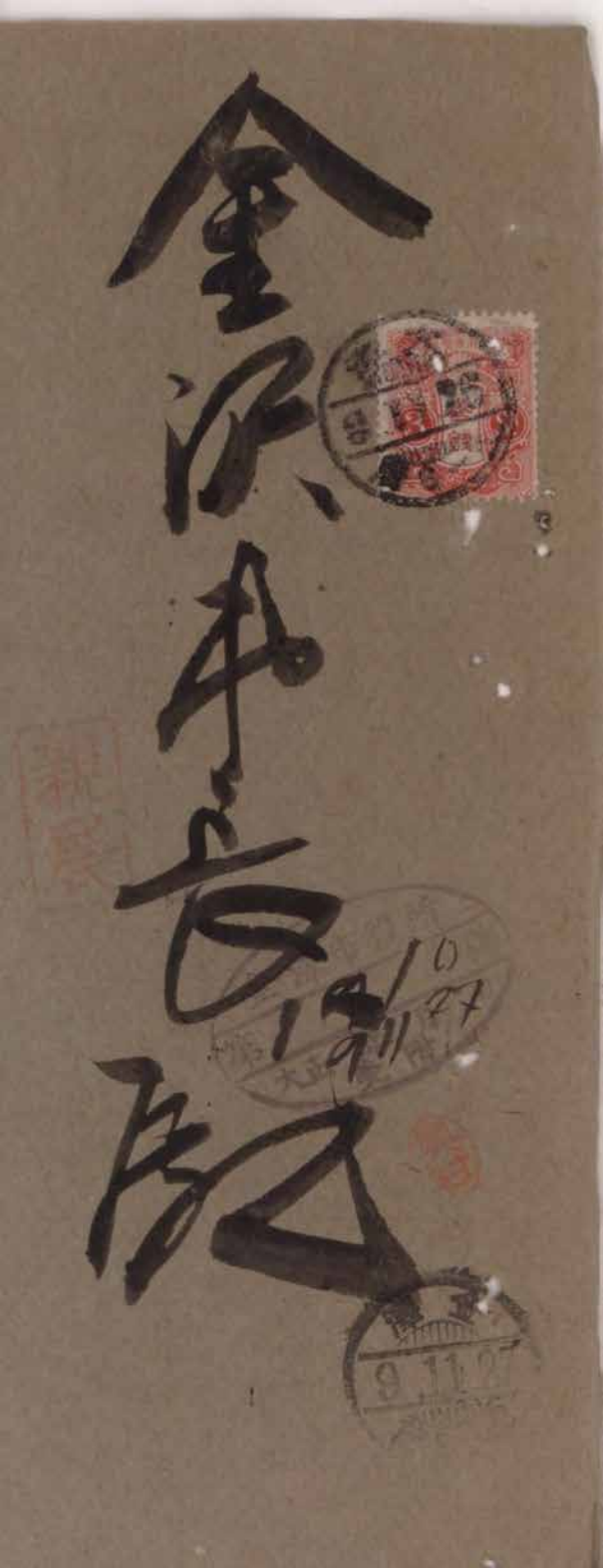

滋賀縣大津市

豫定ノ分

調査區別世帶數及人口調

金澤市
第一回臨時
國勢調査

石川縣金澤市役所

（松本納）

総計

世帯數　三万七千三百三十三

人口　十五万八千七百三十一人

石川縣金澤市役所

（松本納）

收統第七四二號

大正九年十二月十七日

石川縣臨時國勢調査部長

金澤市長殿

國勢調査記念徽章配付ノ件通牒

曩ニ國勢調査事務關係者ニ配給スヘキ記念徽章左記箇數及送付ニ付キ來ル廿日迄ニ領収ノ上配付方可然御取計相成度此段也

記

一、一〇個

石川縣

金澤市役所 廳第二五三五號 大正九年十二月十八日 收附

石川縣國勢調査部長之印

金澤市役所 第一四一七號 大正九年十二月十七日 收附

金澤市北方
臨時國勢調査部

大阪府

西成郡豊崎町臨時國勢調査係

第　　號

發議	大正	年	月	日	主	課長	庶務係主任	岡本
決議	大正	年	月	日	務	係長		
					係	長		
					僚			

市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚

國勢調査ニ關スル件傳達

方伺

今般大坂府西成郡豊崎町ニ於ケル國勢調査ニ關シ國勢宣傳スタンプ別紙ノ通リ保存致度ニ付テハ左ノ指示ニ依リ御取扱相成度此段方伺ニ及ヒ候也

而シテ可ナリ

石川縣金澤市役所

拝啓陳者這般実施ノ第一回國勢調査ニ関シ宣傳タンプ御使用相成候ハヽ紀念トシテ永久保存致度候條御多忙中誠ニ恐縮ニハ候へ共別紙同封ノ用紙ニ押捺ノ上寄贈方御取計ヒ相煩度御依頼申上候也

追テ当町ニ於テ使用セシタンプ為参考送付可致尚ホ御送ノ節ハ封筒裏面ニ貴名ヲ記入且封筒適宜ノ場所ニモ右タンプ押捺相煩度特ニ申添候

大正九年十月二十六日　大阪府西成郡豊崎町役場内
臨時國勢調査部

金壱円

臨時國勢調査部

金澤市役所
第1708
大正九年十一月二十日
受付

第　　號

發議	大正九年十一月十五日	主	
決議	大正　年　月　日	務	課長
		係	係長
			僚

市長

助役

合議	課名	課長	係名	係長	係名	係長	僚

係主任

國勢調査練習用申告書ニ關シ左ノ通リ追加掲示場ヘ掲示ス

石川縣金澤市役所

可知小吉

第

本月十日提出セラルベキ國勢調査ニ關スル練習用申告書ニシテ未ダ返戻ヲ受ケザル向ハ來ル十一日昔迄ニ當廳ヘ速ニ提出セラレ度シ若シ右期日迄ニ申出デザルトキハ當廳ニ於テ適宜燒却處分スベシ

第　號

發議	大正 九年 十 月 三 日	主	課長	係主任
決議	大正　年　月　日	務	係長	僚

市長	助役	合議	課名	課長	係名	係長	僚

臨時出願調査課廢止ノ件

石川縣金澤市役所

案

庶發第二四三一號

各課係員

今般臨時出願調査課ヲ廢止シ其ノ事務ヲ大藏課ニ移シ大正七年六月一日ヨリ施行セラルル事ニ決定シタルニ付テハ從來ノ出願調査課ニ關スル規程ハ本日限リ之ヲ廢止ス

大正九年十月三日

金澤市長

第　號

發議	大正 十年一月廿日	主任	課長	係長	僚
決議	大正　年　月　日				

市長	助役	合議	課名	課長	係長	係名	係長	僚

日本國勢調査記念出版協会

ノ調査委員名等回答ノ件

石川縣金澤市役所

別紙ノ日本國勢調査記念出版協会ノ調査委員名等別紙ノ通

國調書綴

第　號

發議	大正 九年十二月十日	主	課長	係主任
決議	大正　年　月　日	務	係長	

市長	助役	議	合	課名	課長	係長	係名	係長	係名	係長	僚
											僚

日本國勢調査ニ關シ協議會ヲ開催シ度ニ付
回答ヲ仰ク

國收庶第　九二〇　號
年　月　日

石川縣金澤市役所

日本國勢調査ニ關シ協議會ヲ開催シ度ニ付回答ヲ仰ク

市長

年度
日本國勢調査ニ關シ協議會ヲ開催シ度ニ付回答
國勢調査ニ關シ協議會ヲ開催シ度ニ付回答
市町村ニ於テ國勢調査ニ關シ協議會ヲ開催シ度ニ付回答
右ノ通回答ス

記

一、右差額向こうこと件

承諾

一、右市国税差押処分に対する右審査件

未だ調査せず又当庁に

一、右上調査をもって適否決定件

当時記載のごとく相違なき旨通知

通り決定す

一、用紙代差額金拾弐銭

買えば、新券（金弐円）に換収せる

石川縣金澤市役所

（吉川納）

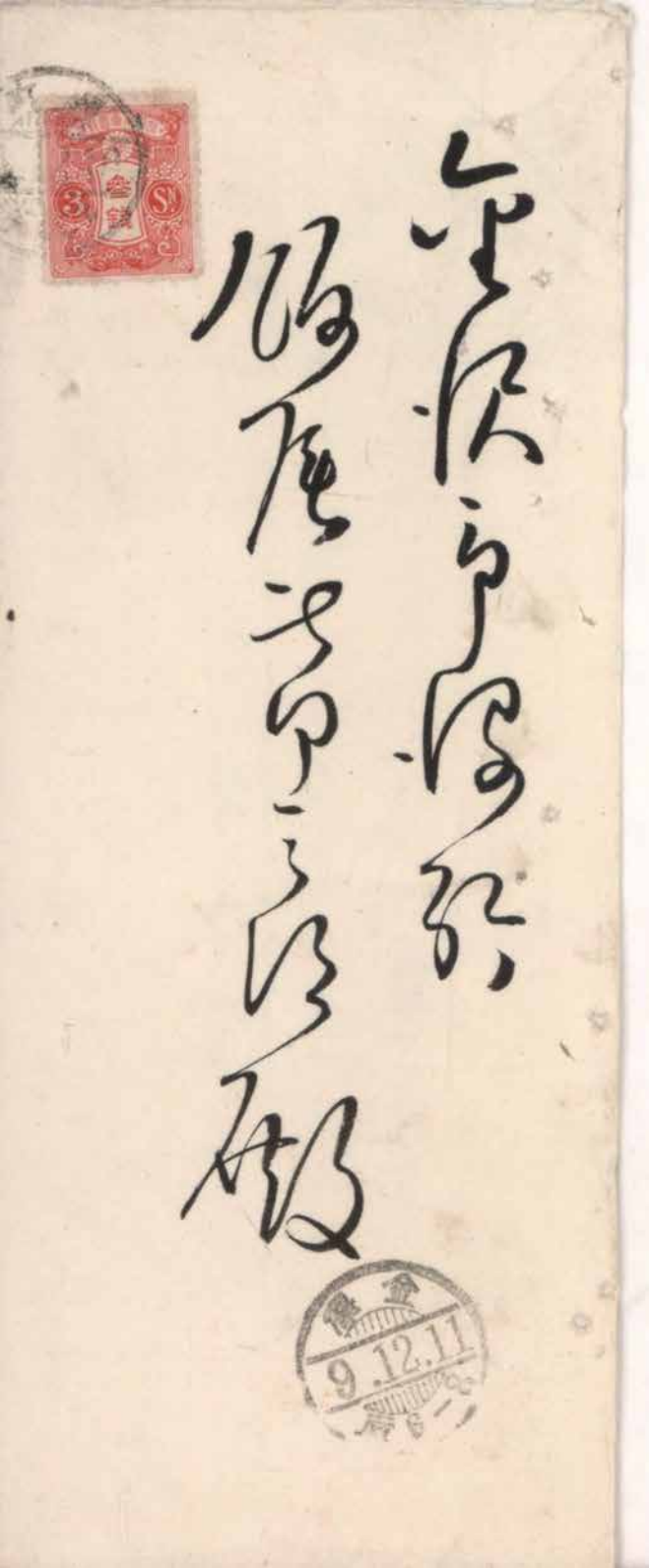

東京市麹町區五番町拾八番地
日本國勢調査記念出版協會
電話九段二一五三
振替口座東京三七一三

肅呈秋天高爽愈々御清昌奉大慶候陳者國勢調査ハ我國政治經濟等諸般ノ基礎タルベキ一大盛擧ニ御座候ハ今更申迄モ無之殊ニ這回ハ其第一次ニテ最モ重大ナル意義有之其調査員トシテ國家ノ爲ニ御盡瘁相成候ハ全國民ノ感荷ニ堪ザル所且ツ御本人ニ於セラレテモ無上ノ御名譽ニ有之候就テハ此ノ盛事ヲ記念センガ爲メ別紙規定ニ據リ第一回國勢調査記念寫眞錄ヲ發行シ實費ヲ以テ汎ク相頒候ハヾ御子孫ニ傳ヘラレ御家寶トモ相成候事ニ有之候ニ付微衷御諒解ノ上奮テ御賛同奉願上候

尙御申込ト同時ニ御寫眞御送附願上候

大正九年十月

東京市麹町區五番町拾八番地

（御大典記念出版協會內）

日本國勢調査記念出版協會

【電話九段貳壹五貳番】

振替口座東京三七一一三番

總裁（海軍中將）梨羽時起

會長伯爵小松重春

顧問男爵後藤新平

顧問（前大阪府知事）林市藏

顧問（衆議院議員）佐々木安五郎

顧問（日本赤十字社參事）藤崎虎二

主幹恒次九水

東京市麹町區五番町拾八番地

申込所（日本國勢調査記念出版協會）東京支部

【電話九段貳壹五貳番】

振替口座東京三七一一三番

東京支部長梨羽時介

顧問（東京府內務部長）大海原重義

顧問（東京府臨時國勢調査部主任）中村芳貞

顧問（東京市臨時國勢調査部副部長）田中太郎

顧問（東京市臨時國勢調査部主任）竹內秀次郎

顧問（臨時國勢調査麹町區主任）坂野要四郎

顧問（同副主任）宮尾時司

顧問（臨時國勢調査神田區主任）重藤悅造

顧問（同副主任）船戶熊吉

顧問（臨時國勢調査日本橋區主任）森岡保喜

顧問（同副主任）島田秀作

顧問（臨時國勢調査京橋區主任）名和耕藏

顧問（同副主任）菊島喜太郎

顧問（臨時國勢調査芝區主任）稻留寬

顧問（同副主任）高川宅次

顧問（臨時國勢調査麻布區主任）菅原仁壽

顧問（同副主任）井東寅藏

顧問（臨時國勢調査赤坂區主任）佐藤正治

顧問（臨時國勢調査赤坂區副主任）安枝芳松

顧問（臨時國勢調査四谷區主任）山田儀助

顧問（同主任）兒玉益治

顧問（臨時國勢調査牛込區主任）益田貫一

顧問（同主任）武藤彌四郎

顧問（臨時國勢調査小石川區主任）吉井豊藏

顧問（同主任）市川守吉

顧問（臨時國勢調査本鄕區主任）尾川幾太郎

顧問（同主任）菅野誠明

顧問（臨時國勢調査下谷區主任）松井義雄

顧問（同主任）長尾靜夫

顧問（臨時國勢調査淺草區主任）戶田熊雄

顧問（同主任）大島恒治郎

顧問（臨時國勢調査本所區主任）杉山誓

顧問（同主任）新井忠三郎

顧問（臨時國勢調査深川區主任）川部爽介

顧問（同主任）堀內岩夫

顧問（大阪府內務部長）上田萬平

顧問（大阪市長）池上四郎

顧問（神奈川縣知事）齋藤硏一

顧問（靜岡縣知事）坂本重英

顧問（浦和町長代理）池川大次郎

顧問（栃木縣知事）高久要

顧問（栃木縣內務部長）田中兵太郎

顧問（宇都宮市長）馬淵銳太郎

顧問（水戶市長）成毛基雄

顧問（水戶市助役）安藤謙介

顧問（岡山縣知事）乾長次郎

顧問（岡山縣內務部長）杉山義治

顧問（岡山市長）櫻井忠剛

顧問（廣島縣知事）三輪修一郎

顧問（廣島縣內務部長）西精一

顧問（廣島市長代理）鹿子木小五郎

顧問（大垣市長）星野鎭太郎

顧問（岡崎市長）服部正

顧問（豐橋市長）岩田衛

顧問（名古屋市長）財部實秀

顧問（津市長）高橋義比

顧問（滋賀縣知事）大島破竹郎

顧問（大津市長）小內虎藏

顧問（奈良市長）小原新三

顧問（和歌山市長）山本喜平

顧問（和歌山縣內務部長）遠藤愼司

顧問（和歌山縣知事）井上孝哉

顧問（和歌山縣知事官房主事）關屋貞三郎

顧問（中山寬）伴野欣平

顧問（若林賚藏）小沼忠愛

顧問（服部敎一）平塚廣義

顧問（石井淳雄）今村惟善

顧問（三原純治）川崎參一郎

顧問（本田敏樹）川田久喜

顧問（細谷忠男）西野喜志之助

顧問（佐藤孝三郎）香川輝

顧問（有田義賚）日比重雄

顧問（堀田義次郎）中山寬

顧問（今屋友次郎）若林賚藏

顧問（佐川福太郎）服部敎一

各府縣市顧問

（御承諾順）

追テ其他ノ縣ハ目下請諾中ニ候

内容

日本國勢調査記念寫眞錄

○第壹卷及第貳卷（二冊）

題字 樞密院議長 公爵山縣有朋閣下
内務大臣 床次竹二郎閣下
國勢院總裁 小川平吉閣下

序文 伯爵柳澤保惠閣下
男爵後藤新平閣下

記事 國勢院參與伯爵柳澤保惠閣下ノ監督文學士中村德次郎先生執筆壹百餘頁

寫眞 天照大神御神影並ニ伊勢大廟三色版頗ル美麗
神武天皇明治天皇御尊影御陵御神宮、天皇皇后兩陛下皇太子殿下各宮殿下妃殿下御尊影
各國務大臣貴衆兩院正副議長
國勢院總裁以下各職員
各府縣市郡國勢調査各職員
國勢調査宣傳ノ各寫眞
以上千六百餘枚ノ豫定

○第參卷（東京府ノ部一册）

記事 市郡ニ於ケル宣傳及調査概況特殊記事及ビ逸話等

寫眞 一府縣毎ニ從事セラレシ各調査員各位ノ寫眞

題字又序文 文部大臣中橋德五郎閣下並ニ各府縣知事閣下市長閣下ニ執筆ヲ乞フコト

追ヲ爨キニ御大典記念寫眞帖ハ全巻壹萬五千頁ノモノ調製本協會總裁侯爵鍋島直大閣下ノ手ヲ經テ 兩陛下ニ献上シ御嘉納ヲ受ケ候今回モ同樣御献上天覽ノ御光榮ニ浴シ度準備中ニ候就テハ早ク安ク貧弱ナルモノヲ調製スル意味ニ非ラズ永ク家寶トシ傳ヘラ子孫ニ恥ヂザルモノヲ調製セント欲ス各位其徽意ヲ諒セラレンコトヲ請フ

規程

一、市郡ニ於ケル第一回國勢調査ニ從事セラレシ各位並調査員各位ノ寫眞氏名、年齡、住所、職業等ヲ掲載但シ略歷御送付ノ場合ハ掲載ノコト
尙御家族ノ氏名年齡等掲載差支ナシ

二、白絹表紙上品、天金四六二倍判印刷鮮明最美本約八百五十餘頁（第一卷第二卷及東京府ノ卷共三册）帙入

三、一部（三册）實費郵稅共金拾圓ト定メ内金貳圓ハ御申込ノ際寫眞ト共ニ申受殘額金八圓ハ現品引替ニ申受クルコト

四、製本數ハ申込者ト同數ヲ製本致スベキニ付御申込以外ノ方ハ配本致サス候

五、聯合ニテ一時ニ五部以上直接御申込ノ方ニハ現品引替金ノ内一部ニ付金五拾錢ツヽ割引仕リ拾部以上御取纏メ御申込ノ方ニハ一部進呈仕候

◉追ヲ編纂ノ都合有之候ニ付御寫眞並ニ其他ノ諸事項氏名、年齡、住所、職業等一日モ早ク御發送願上候

東京市麹町區五番町拾八番地
（御大典記念出版協會内）
日本國勢調査記念出版協會
（日本國勢調査記念出版協會）
（申込所）東京支部
東京市麹町區五番町拾八番地
（電話九段貳壹五貳番）
振替口座東京三七一一三番

謹啓愈々御清榮之段奉慶賀候

陳者今般御擧行相成候第一回國勢調査ノ件ニ付別紙ノ通リ奬勵會ニ於テ計劃致候處既ニ近畿方面、東京附近ハ着手致候ヘ共未着手ノ箇所モ有之候ニ付進ンデ全國ニ宣傳ノ上一大寫眞錄調成致度一々拜趨御相談申上度本意ニ御座候ヘ共手廻リ兼ネ時日遷延ノ恐レ有之候間甚ダ乍失禮書面ヲ以テ左ニ御願申上候

一、顧問トシテ御賛成被下度候事

一、貴市郡御管下ノ國勢調査ニ從事セラレタル吏員各位並ニ委員豫備員各位ノ住所氏名御記入願上度事

（乍失禮用紙ハ美濃罫紙ニテ三段ニ別チ摘要欄ヲ上方ニ一劃空欄トシテ委員全部ノ住所、氏名御記入被成下候事、右用紙代トシテ金貳圓小爲替券封入致置候間宜敷御願申上候

一、貴市郡長殿並ニ從事サレタル吏員各位ノ御寫眞及宣傳ノ寫眞、記事等御惠贈又ハ拜借願度候

一、製本出來ノ上ハ貴市郡役所へ一部御贈呈可仕候

右御多用中誠ニ乍恐縮御依賴申上度取急ギ得貴意度候　敬具

大正九年十一月三十日

東京市麹町區五番町拾八番地
日本國勢調査記念出版協會
電話九段二一五二番
振替口座東京三七一一三番
總裁　海軍中將　男爵　梨羽時起
會長　伯爵　小松重春
主幹　恒次九水

飯尾次郎三郎殿

金澤市役所
昭和37年12月1日

肅呈秋天高爽愈々御清昌奉大賀候陳者國勢調査ハ我國政治經濟等諸般ノ基礎タルベキ一大盛擧ニ御座候ハ今更申迄モ無之殊ニ這回ハ其第一次ニテ最モ重大ナル意義有之其調査員トシテ國家ノ爲ニ御盡瘁相成候ハ全國民ノ感荷ニ堪ザル所且ツ御本人ニ於セラレテモ無上ノ御名譽ニ有之候就テハ此ノ盛事ヲ記念センガ爲メ別紙規定ニ據リ第一回國勢調査記念寫眞錄ヲ發行シ實費ヲ以テ汎ク相頒候ハヾ御子孫ニ傳ヘラレ御家寶トモ相成候事ニ有之候ニ付徽衷御諒解ノ上奮テ御賛同奉願上候

尙御申込ト同時ニ御寫眞御送附願上候

大正九年十一月

東京市麹町區五番町拾八番地

（御大典記念出版協會內）

日本國勢調査記念出版協會

【電話九段貳壹五貳番　振替口座東京三七一一三番】

總裁　海軍中將男爵　梨羽時起

會長　伯爵　小松重春

相談役　國勢調査評議員文部次官　南弘

相談役　國勢院次長　牛塚虎太郎

相談役　國勢院統計官　横山雅男

相談役　國勢院統計官　森數樹

相談役　國勢院囑託　水科七三郎

顧問　文部大臣　中橋德五郎

顧問　男爵（前大阪府知事）　後藤新平

顧問　（衆議院議員）　林市藏

顧問　（日本赤十字社參事）　佐々木安五郎

顧問　藤崎虎二

主幹　恒次九水

大阪市東區岡山町三百六十二番地

日本國勢調査記念出版協會

關西總支部

電話南（五）二〇五三番　振替口座大阪三七一一七番

支部長　片山辰之助

相談役（衆議院議員）　板野友造

相談役（神戸市會議長）　太田保太郎

相談役（衆議院議員）　渡邊昭

名譽顧問（愛知縣知事）　宮尾舜治

名譽顧問（名古屋市長）　佐藤孝三郎

名譽顧問（豐橋市長）　細谷忠男

名譽顧問（岡崎市長）　本田敏樹

杉山義治　東京府內務部長

櫻井忠剛　東京市臨時國勢調査部副部長

三輪修一郎　神奈川縣知事

香川輝　靜岡縣知事

日比重雅　靜岡市長

中山寬　岐阜縣知事

若林賚藏　岐阜市長

服部正　大垣市長

三原範治　津市長

石井淳雄　四日市市長

向井圀次　宇治山田市長

岩田衛　滋賀縣知事

大島破竹郎　大津市長

山內虎藏　京都府知事

財部實秀　京都市長

高橋義比　安藤謙介　大阪府內務部長

丸茂藤平　上田萬平　大阪市長

川田久喜　池上四郎　堺市長

平塚廣義　齋藤研一　奈良縣理事官

今村惟善　西精一　奈良市長

川崎參一郎　佐川順太郎　和歌山縣知事

木村二郎　前橋市長　小原新三　和歌山市長

小沼忠愛　浦和町長代理　遠藤愼司　兵庫縣內務部長

鹿又武三郎　仙臺市長　成毛基雄　神戸市長代理

久世庸夫　福岡市長　乾長次郎　長崎市長

高崎行一

追テ其他ノ縣ハ目下請諾中ニ候

申込書

一日本國勢調査記念寫眞錄　部

右實費郵稅共金拾圓ノ內金貳圓添付申込候也

月　日

住所

氏名

日本國勢調査記念出版協會御中

日本國勢調査記念寫眞錄（内容）

○第壹卷及第貳卷（全國一般ニ關スルモノ二冊）

樞密院議長　公爵　山縣有朋閣下

題字　内務大臣　男爵　後藤新平閣下
　　國勢院總裁　小川平吉閣下

序文　國勢院次長　牛塚虎太郎閣下

記事　國勢ノ沿革史、統計、諸外國トノ比較其他一般記事數百頁

寫眞　天照大神御神影並ニ伊勢大廟三色版頗ル美麗
神武天皇明治天皇御尊影御陵御神宮、天皇皇后兩陛下皇太子殿下各宮殿下妃殿下御尊影
各國務大臣貴衆兩院正副議長
國勢院總裁以下各職員
各府縣市郡國勢調査各職員
國勢調査宣傳ノ各寫眞
以上千六百餘枚餘ノ豫定

○第參卷（各府縣別ノ部一冊）

記事　各府縣市郡ニ於ケル宣傳及調査概況特殊記事及ビ逸話等

寫眞　一府縣毎ニ從事セラレシ調査員各位ノ寫眞

題字　文部大臣　中橋德五郎閣下

序文　文部次官　南弘閣下
各府縣知事閣下市長閣下

追ヲ曩キニ御大典記念寫眞帖ハ全卷壹萬五千頁ノモノ調製本協會總裁侯爵鍋島直大閣下ノ手ヲ經テ兩陛下ニ獻上シ御嘉納ヲ受ケ候今回モ同樣御獻上天覽ノ御光榮ニ浴シ度準備中ニ候就テハ早ク安ク貧弱ナルモノヲ調製スル意味ニ非ラズ永ク家寶トシ傳ヘラ子孫ニ恥ヂザルモノヲ調製セント欲ス各位其微意ヲ諒セラレンコトヲ請フ

（雛形）

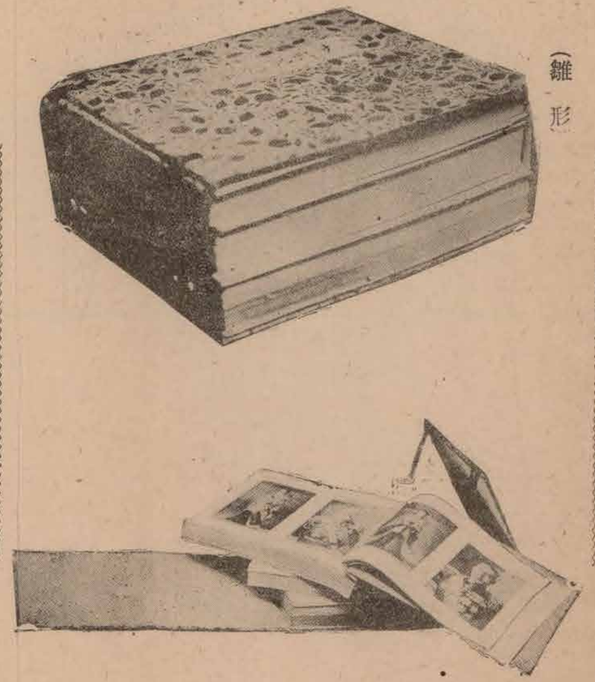

規程

一、市郡ニ於ケル第一回國勢調査ニ從事セラレシ各位並調査員各位ノ寫眞氏名、年齢、住所、職業等ヲ掲載但シ略歷御送付ノ場合ハ掲載ノコト
尙御家族ノ氏名年齢等掲載差支ナシ

二、白絹表紙上品、天金四六二倍判印刷鮮明最美本約八百五十餘頁（第一卷第二卷及各府縣ノ卷共三冊）帙入

三、一部（三冊實費郵稅共金拾圓ト定メ内金貳圓ハ御申込ノ際寫眞ト共ニ申受殘額金八圓ハ現品引替ニ申受クルコト但シ第三卷即チ府縣調査員ノミノ卷御入用ノ方ハ特ニ五圓ニ割引ス

四、製本數ハ申込者ト同數ヲ製本致スヘキニ付御申込以外ノ方ハ配本致サズ候

五、聯合ニテ一時ニ五部以上直接御申込ノ方ニハ現品引替金ノ内一部ニ付金五拾錢ヅヽ割引仕リ拾部以上御取纏メ御申込ノ方ニハ一部進呈仕候

◆追ヲ編纂ノ都合有之候ニ付御寫眞並ニ其他ノ諸事項氏名、年齢、住所、職業等一日モ早ク御發送願上候

尙各市ニ市部長各郡ニ郡部長ヲ囑託シ調査員ノ贊成方取集願度相當費用支出ノ契約可致ニヨリ御希望者ハ至急御申出被下度候

東京市麹町區五番町拾八番地
（御大典記念出版協會内）

日本國勢調査記念出版協會

（電話九段貳壹五貳番）
（振替口座東京三七一一三番）

大阪市東區岡山町三百六十二番地
（日本國勢調査記念出版協會）

關西總支部

電話南（五）三七番
（五）一〇五番
振替口座大阪三七一七番

御注意

類似ノモノ各地ニ分立的ニ出來居ル趣ナレドモ本協會ハ全國ニ渉リ組織的ニ統一セルモノヲ出版致候次第ニテ貧弱ノモノニ非ザル事ヲ自信致居候此邊特ニ御注意被成下度候

金澤市役所
御庶務課三部

大正九年十一月廿拾日

東京市麹町區五番町拾八番地
日本國勢調査記念出版協會
電話九段二一五二番
振替口座東京三七一一三番

肅呈秋天高爽愈々御清昌奉大賀候陳者國勢調査ハ我國政治經濟諸般ノ基礎タルベキ一大盛擧ニ御座候ハ今更申ス迄モ無之殊ニ這回ハ其第一次ニテ最モ重大ナル意義有之其調査ニ從事サレ國家ノ爲ニ御盡瘁相成候ハ全國民ノ感荷ニ堪エザル所就テハ此ノ盛事ヲ記念センガ爲メ別紙規定ニ據リ第一回國勢調査記念寫眞錄ヲ發行シ汎ク江湖ニ相頒チ度候ニ付キ左記ノ通リ材料御手數ナ申ラ御惠贈賜リ度御依賴ガ上候

大正九年十月

東京市麹町區五番町拾八番地
（御大典記念出版協會內）
日本國勢調査記念出版協會
【電話九段貳壹五貳番】
【振替口座東京三七一一三番】

總裁　海軍中將男爵　梨羽時起
會長　伯爵　小松重春
相談役（國勢院統計官）　橫山雅男
相談役（國勢院統計官）　後藤市藏
相談役（國勢院統計官）　森數樹
相談役（國勢院囑託）　水科七三郎
相談役（國勢院囑託）　松本肇
顧問　男爵　後藤新平
顧問（前大阪府知事）　林市藏
顧問（日本赤十字社參事）　藤崎虎二
主幹　恒次九水

一、調査ニ從事サレタル吏員ノ寫眞
　但シ可成連寫ノ分御願申上候
一、各府縣內務部長理事官並ニ市郡町村長各位ノ略歷及寫眞
一、宣傳ビラ札又ハ寫眞
一、宣傳歌又ハ印刷物
一、調査上特記スベキ記事
一、調査員ノ特別盡力者氏名寫眞
一、調査上ノ逸話珍聞
一、其外御氣付ノ寫眞記事等

各府縣名譽顧問（御承諾順）

東京府內務部長　大海原重義
東京市臨時國勢調查部副部長　田中太郎
神奈川縣知事　井上孝哉
靜岡縣知事　關屋貞三郎
愛知縣知事　伴野欣平
名古屋市長　佐藤孝三郎
岡崎市長　細谷忠男
豐橋市長　本田敏樹
岐阜縣知事　鹿子木小五郎
大垣市長　服部三正
三重縣知事　原範治
三重縣內務部長　山脇春樹
四日市市長　岸本康通
津市長　有田義資
稻見貞慶
宇治山田市長　渡邊新太郎
滋賀縣知事　堀田義次郎
大津市長　今屋友次郎
京都府知事　馬淵鋭太郎
京都市長　安藤謙介
大阪府內務部長　上田萬平
大阪市長　池上四郎
堺市長　齋藤精一
奈良縣理事官　西川福太郎
奈良市長　小原新三
和歌山縣知事　佐藤慎司
和歌山市長　遠藤成雄
兵庫縣內務部長　乾長基
神戶市長代理　杉山義治
姬路市長　櫻井忠剛
尼ケ崎市長　三輪修一郎
明石市長　香川重雄
岡山縣知事　日比寬
岡山縣內務部長　中山義
岡山市長　若林賚藏
廣島縣知事　服部敎一
廣島縣內務部長　廣島市長　長崎市長　鹿兒島市長　福岡市長　小倉市長　八幡市長　佐賀市長　門司市長　福岡縣內務部長　大分縣知事　德島縣內務部長　德島市長　高知縣內務部長　高知市長　愛媛縣內務部長　愛媛縣知事　松山市長　弘前市長　山形市長　仙臺市長　高岡市長　富山縣知事　富山市長　松本市長　石川縣知事　前橋市長　千葉縣內務部長　水戶市長　栃木縣內務部長　栃木縣知事　宇都宮市長　島根縣內務部長　島根縣知事　松江市長　鳥取縣內務部長　鳥取縣知事　鳥取市長　下關市長　山口縣知事　尾道市長　岩國市長　高橋義比古　川崎參二郎　平塚廣義　川村惟善　丸茂藤平　大島破竹衛門　岩內虎藏　財部實秀　中向井圓次郎　李家隆介　川口望　阿武信一雄　井淳一

子爵　土岐嘉光　木村二郎　今井田清徳　東園基敬　小笠原長生　鳥野幸五郎　柿沼武三郎　鹿又伊澄　和田純　馬場鍈一　石鄕岡文雄　小濱口能行　中長井政太郎　和田三郎　大津麟平　井光政　一坂太郎　新妻駒次郎　三浦數平　伊藤喜八郎　久世庸吉　高野直治　堀松太郎　小濱一郎　高崎德次郎　山本德次郎

追テ其他ノ縣ハ目下顧問請諾中ニ候

◎追テ各調查員ノ御賛同御取纏メ被下候場合ハ其數ニヨリ相當割引可致候間御下僚ノ方ニ御盡力被成下樣特ニ御依賴申上候　敬具

締切期日　壹月參拾壹日限リ

臨時國勢調査局御編纂　帝國地方行政學會印行

第一回國勢調査速報

（世帶及人口）

四六倍版　全篇　約二百五十頁
分冊　約四五十頁

特別實費（全篇　一部代金壹圓貳拾錢　送料拾八錢
分冊　各府縣別代金貳拾五錢　送料拾貳錢
郵便切手一割增（三錢切手ニ限ル）

製本及發送ノ都合有之候間至急御申込被成下度餘程大多數ノ申込可有之ト存候ニ付發送ハ申込順ニ依リ可成早急ニ發送可致候

目次

第一、圖　表　第一圖、府縣別人口順位、第二圖、府縣別人口密度
第三圖、府縣別一世帶平均人口、第四圖、市町村別人口階級
第五圖、府縣別男女ノ割合
第二、記　述　一、人口總數及其地方別　二、人口府縣別及其ノ男女別
三、人口市部郡部別　四、大正七年末人口ト比較
五、世帶總數及其府縣別
第三、統計表　第一表、地方別世帶及人口　第二表、府縣別世帶及人口
第三表、市區ノ世帶及人口　第四表、市郡別世帶及人口
第五表、市區町村別現在人口
附錄　帝國及殖民地人口　（終）

社會奉仕の爲め實費提供

我國未曾有のセンサスは擧國的熱狂の下に實行せられ其結果を當局にても、夜を日に亞いで其の進行を計られ、玆數日を出でずして「第一回國勢調査の世帶及人口」を發表せられます。本協會は此機會に於て曩に發表せし國勢調査記念寫眞錄の刊行と共に國家社會の爲めになすべき奉仕の一端と存じ、本年棹尾の努力を試み本月下旬諸賢の机上に呈せん豫定で發賣いたします。

本協會ハ日本國勢調査記念寫眞錄編輯中ニテ全三冊中第一卷、第二卷ハ國勢調査ノ沿革史及我國勢調査ノ結果報告其ノ他天照皇太神以降現代ノ關係大官ノ寫眞等數千枚挿入第三卷ハ各府縣別ノ記事寫眞等ヲ編輯セルモノ實費金拾圓ニテ頒布スルコトニ成リ居レリ内容見本等御入用ノ方ニハ進呈ス

總裁　海軍中將男爵　梨羽時起
會長　伯爵　小松重春
主幹　恒次九水

東京市麹町區五番町十八番地
御大典記念出版協會内
全國特約販賣本部　日本國勢調査記念出版協會
電話九段二一五二番
振替口座東京三七一一三番

大阪市東區岡山町三百六十二番地
日本國勢調査記念出版協會
關西總支部
電話南五二〇五番
振替口座大阪三七七一七番

愛知縣以西及北陸道ハ全部關西總支部へ御申込被下度候

追テ御註文ハ前金ニ限ルト雖郵送料及郵便切手ニテノ御註文ハ必ず一割增附加御送附ノ事

大正九年

調査區劃委員關係書類

國勢調査課庶務係

第一區　戶數人口調查表　大正八年十二月末日調

石川縣金澤市役所

町名	現住戶數	現住人口	戶數調査ノ際ニ於ケル人口	調査ノ際ニ於ケル人口	備考
野町一丁目	一	一一二	四三二	一〇〇、一一二	
全二丁目	五九	二三五	五九	一〇〇	
全三丁目	六九	二九一	二九四	一〇〇	
全四丁目	六九	二七一	六九	一〇〇	
全五丁目	八一	三一三	八一	九〇	
全六丁目	九〇	三四八	九〇	九〇	
泉町	二二八	一〇三八	一〇〇	一〇〇	
泉新町	一四四	七七一	大四 八〇	九二	
有松町	六四	三〇五	一四 五〇	九四 一〇〇	
芦中町	八六	三五五	五四 三六 五〇	一〇〇 九二	
桃畠町	八六	四三七	三六 五六 三〇	一〇〇	
石坂與力町	七〇	三六一	七〇	一〇〇	
石坂角場一番丁	七〇	二一九	七〇	九八	
全二番丁	六八	二三一	二八四〇	一〇〇	
全三番丁	二四	七九	二四	九二	
全四番丁	三八	一三八	二八一〇	一〇〇	
全五番丁	三五	一二〇	三五	一〇〇	
全六番丁	五	二七	五	八八	
全七番丁	七	二八	七	一	
全八番丁	一六	五六	一六		
全九番丁	三	一五	三		
全十番丁	九	二七	五		
全十一番丁	七	二七	七		
全十二番丁	一	一	一		

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

| | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

櫻畠一番丁	一一	六一	一一			
全 二番丁	九	五二	九			
全 三番丁	二九	一〇八	二九			
全 四番丁	二七	八八	二七	八三	一	
全 五番丁	二七	九七	二七			
全 六番丁	二七	一〇五	二七			
全 七番丁	四	二六	四	八五	一	
全 八番丁	八	二五	八			
全 九番丁	四六	一九四	四六			
全 十番丁	三六	一三二	三六			
上石伐町	二六	九一	二六			
下石伐町	四	一七	四	九〇	一	
茶畠一ノ小路	二一	一〇六	二一			
全 二ノ小路	三	一八	三	三		
堀込町	三一	一一七	三一	九四	一	
笹下町一ノ小路	七三	二四一	大三 一〇			
全 二ノ小路	五八	二三六	五八	九八	一	
全 三ノ小路	九〇	三三二	三〇 大〇			
櫻木一ノ小路	二	一一	二			
全 二ノ小路	三	二九	三	一〇一	一	
全 三ノ小路	二二	一四二	二二			
全 四ノ小路	一四	六二	一四			
全 五ノ小路	七	二一	七			
全 六ノ小路	一六	六九	一六			
全 七ノ小路	二四	一五四	二四	一〇一	一	
全 八ノ小路	四〇	一五七	四〇			

戸数人口調査表

石川縣金澤市役所

| | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

第二區

	戸數	男	女	計	備考
片町	三	一四一	一二六	二六七	
廣坂通	二	一六〇	一六〇	三二〇	
河原町	一	一六五	一六五	三三〇	
大工町	一	一六六	一六六	三三二	
十三間町	五	二八〇	二八〇	五六〇	
十三間町中町	一	八五	八五	一七〇	
上柿木畠	二	一九七	一九七	三九四	一部落訴
下柿木畠	二	一五六	一五六	三一二	
里見町	三	一五六	一五六	三一二	
油車	二	一二八	一二八	二五六	
竪一町	二	一二四	一二四	二四八	
新竪町一丁目	一	一三八	一三八	二七六	
全二丁目	四	七七	七七	一五四	
全三丁目	四	二四四	二四四	四八八	
池田町一番丁	八	三八	三八	七六	
全二番丁	五	五五	五五	一一〇	
全三番丁	五	五五	五五	一一〇	
全四番丁	四	六四	六四	一二八	
全立丁	二	二〇	二〇	四〇	
茨木町	二	一二六	一二六	二五二	
上川除町	四	一八一	一八一	三六二	
中川除町	四	一八一	一八一	三六二	
技町	二	一之九	一之九	三一八	
杉浦町	一	八五	八五	一七〇	
水溜町	一	八五	六五	一五〇	

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

| | 戸数 | 人口 | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

| | 戸數 | 人口 | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

第三區

| | | 戸數 | 人口 | | |

戸数人口調査表

石川縣金澤市役所

| | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

第四區

| | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

| | | |

戸数人口調査表

石川縣金澤市役所

| | | |

戸数人口調査表

石川縣金澤市役所

	戸数	人口	男	女	一年未満	一年以上二年未満	二年以上三年未満	三年以上四年未満	四年以上五年未満	五年以上
川端町	一七九	五〇四八	二七〇	二九〇	五	六	七	六	四	二
吹屋町	六	二一五九三	五	六						
田町	一五		一五	一五	一	一	一	一		
田町新道	二二		二二	二二						
天神町二丁目	五五		二六一	二五五	一	一	一	一	一	
仝二丁目	八〇		三五八	四〇						
仝三丁目	一〇五		四三四	五五	一	一	一			
仝四丁目	一〇七		四三九	四五	一	一				
板前町	六		二九	二六	一					
品川町	七		四〇	三						
三十人町	一		一							
銀杏町	一		一							

戸數人口調査表

石川縣金澤監獄所

第五區

| | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

| | | |

戸数人口調査表

石川縣金澤市役所

| | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

| | 戸數 | 人口 | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

第六區

| | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

| | 戸数 | 人口 | | |

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

町名	戸数	人口			出生		死亡		転入		転出		備考
		総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
柳町	一二〇	六六	一〇〇	一〇〇									
島田町	一七九	五三六	七九	九九									
折違町	一三三	九六	一〇〇	一〇〇									
中橋町	一八二	八二六	一〇二	一〇〇									
日吉町	一九	八九	一〇九	九九									
大隅町	七〇	三二〇	大〇一	〇〇									
醒ケ井町	六	四一	二	九三									
深川町	八	三一	八	三									
長田町	一九	五八三	六九	八									
長田弓ノ町一番丁	一	一	一	一									
全 二番丁	一	一	一	一									
全 三番丁	三	二一	三	一									
	七〇八四	三〇、五四〇	一〇二	九三									

戸數人口調査表

石川縣金澤市役所

第七區

| | | |

戸数人口調査表

石川縣金澤市役所

| | 戸数 | 人口 | | |

戸数人口調査表

石川県金澤市役所

| | 戸数 | 人口 | | |

金澤市役所
諸第 17 號
大正9年6月14日
收受印

内申書

發國庶第六号ヲ以テ國勢調査員候補者トシテ本校職員中左記二名推薦候間御選定被下度此段及内申候也

大正九年六月十四日

金澤市長飯尾次郎三郎殿

金澤市此花町尋常小學校長 池田循吉

記

池田循吉

喜多好元

金澤市此花町尋常小學校

金澤市役所
庶第 16 號
大正7年5月14日
受附

芳齊第二七七號

國語第四學年補習教材ニ関スル件通牒

大正七年六月十四日

金澤市芳齊町尋常小學校長 太田定義

別紙國語第四學年補習教材ニ関スル件通牒ノ通リ

芳齊第二七七號ノ通牒ニ関シ

同 木村脩治

梅崎義英

金澤市芳齊町尋常小學校

調査區番號	區域	世帶數	人口
第一調査區	下宮山町 一四 藤棚 一四	一一九	六八九
第二調査區	手野町 一四 上宮山町 一四	八八	三八八
第三調査區	角場川岸町 一四	七七	三六一
第四調査區	中野町 一番丁、日二番丁、日三番丁 一四	七六	二八一
第五調査區	菊川町 一四 梅ノ枝町 一四	九二	三九一
第六調査區	松本町 一四	一二六	五二八
第七調査區	基主新町一番丁、日二番丁、日三番丁、日四番丁、日五番丁、日六番丁、日七番丁 一四	七五	三六五
第八調査區	川上新町一丁目 川上新町二丁目 一四	一〇三	四五五
第九調査區	主馬町廣子 川上新町三丁目 一四	九三	四一七
第十調査區	上主馬町 一四 中主馬町 一四	一一八	五五〇
第十一調査區	長柄町、新長柄町、石浦新 一四	一一五	四一七
第十二調査區	下主馬町 一四	八七	三九二
第十三調査區	上川除町 一四 早道町百七番地ヨリ二十九番地ニ至ル道ノ東トシテ上ノ方	一一四	四八六
第十四調査區	早道町百七番地ヨリ二十九番地ニ至ル道ノ西ノ方ヨリ下ノ方（現ニ道ノ東ノ方ヨリ下ノ方ヲ除ク）	一二四	四八五
第十五調査區	川岸町 一四	八四	三六六
第十六調査區	材木町 新設ニ付二丁目八番地ヨリ九十番地ニ至ル道ヨリ下ノ方全部（但シ二丁目八番地ニ至ル道ヨリ下ノ方ニ限リ）	八五	三三〇
第十七調査區	材木町 前ノ通リ（但シ二丁目八番地ニ至ル道ヨリ下ノ方ニ限リ） 中川除町 櫻橋通ヨリ九十番地ニ至ル道ヨリ下ノ方全部	八四	三二七
第十八調査區	中川除町 櫻橋通ヨリ九十番地ニ至ル道ヨリ下ノ方全部 材木町 右ニ記載ノ外	一〇八	四六一
第十九調査區	中川除町 櫻橋通ヨリ下ノ方全部	九〇	四三〇

石川縣金澤市役所

調査區番號	區域	世帶數	人口
第七十三調査區	杉浦町一四	八五	三〇一
第七十四調査區	杉浦町 沈田町ヨリ南ヘ大通リヲ東ヘ入ル杉浦町ノ方全部	一一〇	四三五
第七十五調査區	三間町 大工町ヨリ通リ沈田町ヨリ南ヘ入ル間全部	一一〇	四五三
第七十六調査區	大工町 五番町ヨリ北ヘ入ル三間町ヨリ通リヲ東ヘ上傳馬町ノ方全部	一一三	四五〇
第七十七調査區	三間町 一四	八五	三一〇
第七十八調査區	守町 呉服町ヨリ南ヘ入ル河原町ヨリ西ヘ小路ヲ東ヘトシ呉服町ノ方側全部	一〇〇	三八〇
第七十九調査區	守町 呉服町ヨリ南ヘ入ル糀店小路ヲ東ヘトシ石川ノ方全部	一〇三	四一五
第八十調査區	河原町 呉服町ヨリ南ヘ入ル方守町側ヲ除ク全部	一〇三	四二五
第八十一調査區	大工町 十五番ヨリ北ヘ多数ニ分ル横小路ヲ東ヘトシ竪町ノ方側全部	一一三	四四〇
第八十二調査區	沈田町 三番ヨリ南ヘ一四	二九	六六四
第八十三調査區	沈田町 一番ヨリ南ヘ三番ヨリ東ヘ一四	九三	四一一
第八十四調査區	沈田町 三番ヨリ南ヘ三番ヨリ東ヘ一四	八五	三六六
第八十五調査區	竪町 本通ヲ東ヘトシ里見町側全部	一〇七	四八九
第八十六調査區	里見町 油車橋ヨリ里見町小路ヲ北ヘ入ル油車橋ヨリ南ヘ一四	九二	三二〇
第八十七調査區	里見町 橋通リ北側全部及大寺屋側全部	九二	三七五
第八十八調査區	油車 南ノ方橋ヨリ里見町側ヲ除ク全部	一〇〇	三六一
第八十九調査區	鰺町 山田屋小路ヲ東ヘトシ油車ノ方全部	一二一	四五九
第九十調査區	鰺町 山田屋小路ヲ東ヘトシ南ノ方全部	一二〇	四五〇

石川縣金澤市役所

調査區番號	區域	世帶數	人口
第壹調査區	新堅町三丁目 本通ノ東トシ 杉浦町ノ側全部	一二二	五一〇
第貳調査區	新堅町三丁目 本通ノ東トシ 鞘町ノ側全部	一二二	四八二
第參調査區	新堅町一丁目 西町ヨリ本通ノ東トシ 三丁目 畳町ノ側全部	一〇八	四六〇
第四調査區	新堅町一丁目 畳町ヨリ本通ノ東トシ 三丁目 百姓町ノ側全部	一〇七	四六〇
第五調査區	百姓町 鹿島神社ヨリ南ニ三十九番地 ヲ西ヨリ北ノ方全部	一一〇	四五〇
第六調査區	百姓町 鹿島神社ヨリ南ニ三十九番地 ヲ東ヨリ北ノ方全部	一一〇	四五九
第七調査區	上本多町川端ヨリ南ニ 中本多町ノ西側ヲ通リ 中本多町ノ南ニ至リ 上本多町ヲ東ニ 日三番地ヲ通リ 日四番地ヲ通リ 日五番地ヲ通リ 一円	一一〇	四八〇
第八調査區	中本多町ヨリ上本多町ヲ通リ 中本多町ノ南ニ至リ 日三番地ヲ通リ 日四番地ヲ通リ 日五番地ヲ通リ 一円	七三	五五四
第九調査區	上本多町川端ヨリ南ニ 中本多町ノ西側ヲ通リ 中本多町ノ南ニ至リ 日三番地ヲ通リ 日四番地ヲ通リ 日五番地ヲ通リ 一円	一一〇	八三四
第拾調査區	浜本町 一番地ヨリ十二番地 及ビ三十九番地ヨリ七十番地	八一	四〇一
第拾一調査區	浜本町 一番地ヨリ十二番地 及ビ三十九番地ヨリ七十番地 ヲ除ク	八〇	三八〇
第拾二調査區	上柿木畠 廣坂通ヨリ南ニ 廣坂通側ヲ除ク 全部	一二七	四〇九
第拾三調査區	上柿木畠 廣坂通ヨリ南ニ 柿木畠 一円	一二七	四一〇
第拾四調査區	廣坂通 市役所前通ヨリ 金石街道ヲ通リ 金石街道ヨリ 方金石ニ至ル 道路ヲ除ク	八五	四五〇
第拾五調査區	廣坂通 市役所前通ヨリ 金石街道ヲ通リ 金石街道ヨリ 方金石ニ至ル 道路ヲ除ク	七五	四三七
第調査區	計 五十三区	五、三五二	二三、〇九九
第調査區	今汁 百十三区		
第調査區			
第調査區			

石川縣金澤市役所

第三聯 色

石川縣金澤市役所

調査區番號	區域	世帶數	人口
第一調査區	下石引町、生和一番丁、歩羽四番丁、第五番丁、公園の一部	一一四	四七七
第二調査區	三番丁、二番丁、三番丁の一部、三番丁の一部、上堤通の一部	六九	二九一
第三調査區	上堤通の一部、中堤通、下堤通	九三	三三九
第四調査區	上堤通の一部、下堤通の一部、新堤町、橋詰町、白山町	九〇	四〇九
第五調査區	白山町、法善寺通り五十番地、法善寺通りより北の方全部	八八	四一七
第六調査區	白山町、法善寺通りより北の一部、南方全部	八九	四二〇
第七調査區	上野町、湯涌通の一部と犀川の側	一一一	五五一
第八調査區	上野町、湯涌通の一部と浅野川の側全部	一二一	五六〇
第九調査區	小立野新町、本通の一部と犀川の側全部	一〇七	五二〇
第十調査區	小立野新町、本通の一部と浅野川の側全部	一一〇	五八二
第十一調査區	下鶴間町、本通の一部と浅野川の側全部	一一三	五五三
第十二調査區	金沢病院全部、下鶴間町、本通の一部と浅野川の側全部	九八	四五二
第十三調査區	金沢病院全部、下鶴間町、本通の一部と浅野川の側全部	九九	四三八
第十四調査區	上石引町、本通の一部と西側中石引町、山崎町、下入口通の一部	一一七	四八五
第十五調査區	上石引町、本通の一部と西側中石引町、山崎町、下入口通の一部、但し金沢病院敷地の除く全部	一一六	四七〇
第十六調査區	土百場町、三ツ屋町、河内町一丁目、中屋敷町、下中屋敷町一丁目、但し金沢病院敷地の除く全部	九六	四一五
第十七調査區	上安原町、中屋敷町、下中屋敷町一丁目、上安原町、金沢病院敷地の除く全部	一一五	四三九
第十八調査區	上安原町四番丁一区下石引町一番丁、但し金沢病院敷地の除く全部	一一二	五〇一

加藤代知

調査區番號	區域	世帶數	人口
第一調査區	寺町、寺町ノ一部、大喜町ノ一部	九五	四六五
第二調査區	寺町ノ一部、大喜町ノ一部	一、九七二	八、七八二
第三調査區	今計 百二十六区		
第四調査區			
第五調査區			
第六調査區			
第七調査區			
第八調査區			
第九調査區			
第十調査區			
第十一調査區			
第十二調査區			
第十三調査區			
第十四調査區			
第十五調査區			
第十六調査區			

石川縣金澤市役所

松方紙

第一區

町名	調査戸数	調査員数
野町二丁目	一〇〇	一
仝二丁目	一〇〇	一
仝三丁目	一〇〇	一
仝四丁目	一〇〇	一
仝五丁目	九〇	一
仝六丁目	九〇	一
泉町	二〇〇	二
泉新町	九二	一
有松町	九四	一
芦中町	一〇〇	一
桃島町	九二	一
石坂與力町	一〇〇	一
石坂角場一番丁	九八	一
仝二番丁		
仝三番丁	九二	一
仝四番丁		
仝五番丁		
仝六番丁		
仝七番丁	八八	一
仝八番丁		
仝九番丁		
仝十番丁		

一德會金澤支部

今十一番丁	七		
仝十二番丁	一		
上小柳町			
下小柳町	一〇〇	一	
本馬町	一〇〇	一	
助九郎町	一〇〇	一	
石坂町	一〇〇	一	
裏千日町	一〇〇	一	
千日町	二〇〇	二	
西側町	一〇〇	一	
白菊町	九九	一	
五十人町			

一德會金澤支部

裏五十人町	九四	一	
南石坂町	八一	一	
北石坂町	九〇	一	
北石坂新町	九二	一	
石坂川岸町			
石坂川岸一ノ路	九六	一	
仝二ノ路	九七	一	
蛤坂町	九七	一	
蛤坂新町	九五	一	
蛤坂寺町	一〇〇	一	
野田寺町一丁目	九七	一	
仝二丁目	一〇〇	一	
仝三丁目	九四	一	

金澤支部	金四丁目	一〇〇
	金五丁目	九四
	長良町	八七
	櫻皇一番丁	
	金二番丁	
	金三番丁	八一
	金四番丁	八三
	金五番丁	
	金六番丁	
	金七番丁	八五
	金八番丁	
	金九番丁	

	一	
	一	
	一	
	一	

	金十番丁	
	上石伐町	
	下石伐町	九〇
	苹畠一小路	
	金二小路	
	堀込町	九四
	笹下町一小路	
	金二小路	九八
	金三小路	
	櫻木一小路	
	金二小路	一〇一
	金三小路	

| | | |

第二區			
片町	一〇〇	一	一
廣坂通	一〇一	一	一
河原町	一〇〇	一	一
大工町	一〇一	一	一
十三間町	一〇〇	二	二
十三間町中町	九五	一	一
上柿木畠	一〇〇 九七	一	一
下柿木畠	九六	一	一
里見町	一〇〇	一	一
油車	九九	一	一
竪町	九四	一	一

一德會金澤支部

新竪町一百	一〇〇 一〇〇	二	二
仝 二百	九九	一	一
仝 三百	二〇〇	二	二
泄田町一番丁	九三	一	一
仝 二番丁	八五	一	一
仝 三番丁	八五	一	一
仝 四番丁			
仝 立丁	一〇〇	一	一
茨木町			
上川除町	九六	一	一
中川除町	一〇〇	一	一
枝町	一〇〇 九九	一	一

| | | |

| | | |

中野町	一番丁	九七	一	
仝	二番丁			
仝	三番丁	七三	一	五四
藤	棚			

石川縣金澤市役所

第三區			
上野町	二〇二	二	
小立野新町	一〇二	一	
	一〇〇		
松下町	九六	一	
上鶴間町	一〇〇	一	
下鶴間町			
元鶴間町			
上弓ノ町	九七	一	
中弓ノ町			
下弓ノ町			
與力町一番丁			
仝 二番丁	一		
仝 三番丁	一		
仝 四番丁			
土取場撞木町	九三	一	
仝 城端町			
土取場永町			
三社町	九一	一	
河内町			
上百々女木町	九九	一	
下百々女木町			
上安藤町	九二	一	
中安藤町			
下安藤町			
大音町			
飛梅町	九八	一	

石川縣金澤市役所

上石引町	一〇〇	一
中石引町	九九	一
下石引町	一〇〇	一
山崎町	九七	一
白山町	一〇〇	一
主人町一番丁		
仝 二番丁		
仝 三番丁		
仝 四番丁	一〇〇	一
上鷹匠町		
下鷹匠町		
出羽一番丁		
仝 四番丁		
仝 五番丁		
新堀町	一〇〇	一
上欠東町		
中欠東町		
下欠東町	九七	一
一本松		
揚地町		
上筈舞町		
下筈舞町		
公園内		二〇

石川縣金澤市役所

十間町	一〇〇	一	
兩町藪ノ内	八八	一	
西町一番丁			
仝 二番丁	九二	一	
仝 三番丁			
仝 四番丁			
上近江町	九八	一	
下近江町	九一	一	
博勞町	九七	一	
大手町	九〇	一	
梅本町			
仝 西横町			

仝 東横町	九七	一	
上胡桃町	一〇〇	一	
下胡桃町	九四	一	
殿町	九六	一	
上今町	九五	一	
下今町	九七	一	
中町	九七	一	
尾張町	九二	一	
上新町	一〇〇	一	
下新町	九五	一	
小屋谷町	九三	一	
尻垂坂二丁目			
仝 二丁目			

石川縣金澤市役所

金	三丁目	九五	一
賢坂辻通		一〇〇	一
小梅町一番丁			
金	二番丁	一〇〇	一
金	三番丁		
金	中町	九九	一
味噌蔵町	東	一〇〇	一
金	西	一〇〇	一
金	片原一	九八	一
金	裏町	九九	一
金	間ノ町	九九	一
金	東	一〇〇	一
九人橋通		八十	一
橋場町		八十	一

主計町		九七	一
傳中町		一〇〇	一
浅野川上川除町		一〇〇	一
又五郎町		九五	一
數中町			
八坂		九九	一
成瀬町			
木曳町			
兒玉小路		一〇〇	一
材木町一丁目		九三	一
金	二丁目	九〇	一
金	三丁目	一〇〇	一
金	四丁目	九二	一

石川縣金澤市役所

金	五丁目	九三	一
金	六丁目	一〇〇	一
金	七丁目	九二	一
並木町		二〇〇	二
並木下町		九〇	一
玄蕃附一番丁			
金	二番丁	九二	一
金	三番丁		
横山町一番丁			
金	二番丁	九一	一
金	三番丁		
御小人町			
裏御小人町		九五	二

森町一番丁			
金	二番丁		
金	三番丁	九七	一
九枚町			
柿木町			
大小路町			
馬場崎町			
櫻町一番丁			
金	二番丁		
金	三番丁		
金	四番丁	九八	一
金	五番丁		
金	六番丁		

石川縣金澤市役所

| | | |

第五區			
石浦町	一〇〇	一	
南町	九三	一	
仙石町	九〇	一	
上材葉町	八九	一	
下材葉町	九八	一	
上提町	八一	一	
下提町	九五	一	
袋町	一〇〇	一	
青草町	九三	一	
石屋小路	一〇〇	一	
紫町	一〇〇	一	
材木町	一〇〇	一	
高岡町	二〇〇 八四	二	
全 上藪内	九九	一	
全 藪内	九二	一	
全 下藪内	一〇〇	一	
長町河岸	二〇〇 九九	二	
宗叔町二番丁	九八	一	
全 三番丁	九七	一	
全 四番丁	九七	一	
全 五番丁	九二	一	
元九町一番丁			
全 二番丁	九九	一	
全 三番丁			
全 四番丁			

石川縣金澤市役所

金	五番丁	九九	一
玉	川 町	九七	一
長土塀通		一〇〇	一
長土塀一番丁		九三	一
金	二番丁		
金	三番丁	一〇二	一
金	四番丁		
金	五番丁		
金	六番丁	九九	一
三	構		
勝尾町		九五	一
三社宮ノ前			
金	宮ノ右		

三社川岸町		九八	一
三社山田町			
金	垣根町		
三社町		九七	一
古	道	一〇〇	一
古道一番丁		一〇一	一
金	二番丁	一	
木場町			
元菊町		九九	一
上傳馬町		九六	一
下傳馬町			
横傳馬町		九二	一
袁傳馬町			

石川縣金澤市役所

古寺町	一〇〇	一	一
裏古寺町	九九	一	一
木倉町	一〇〇	一	一
南長門町	九五	一	一
北長門町	九五	一	一
長町一番丁	一〇〇	一	一
仝二番丁	九三	一	一
仝三番丁	一〇〇	一	一
仝四番丁	九七	一	一
仝五番丁	九〇	一	一
仝六番丁	八八	一	一
仝七番丁	九五	一	一
仝八番丁			

石川縣金澤市役所

塩川町	九九	一	一
才川下川除町	一〇〇	一	一
大藪小路			
七曲り	一〇三	一	一
三社寺町			
三社寺前一番			
仝二番丁			
仝三番丁	九九	一	一
福嘉町			
蘭田町			
高儀町	一〇〇	一	一
下高儀町	九九	一	一
谷町			

寶船跡町	一〇〇		一
古藤内町	九八	一	
茶木町	二〇〇	二	
西馬場町	一〇九	一	
新川陰町	九三	一	
西御影町	九七	一	
宮本町	一〇〇	一	
元車町	七三	一	
竹田町			
大豆田町			
大豆田新町	八三	一	
梅針清水			
高町	一		

第六區			
安江町	一〇〇	一	
横安江町	九七	一	
裏安江町	九二	一	
仝 二番丁	九三	一	
田衣町	九三	一	
桶 町	一〇〇	一	
彦三一番丁	一〇〇	一	
仝 二番丁	九八	一	
仝 三番丁	一〇〇	一	
仝 四番丁	九九	一	
仝 五番丁	一〇〇	一	
仝 六番丁	一〇二	一	
仝 七番丁	一〇〇	一	
仝 八番丁	九七	一	
五 鞆 町	三〇〇	三	
岩 根 町	三〇〇	三	
塩 屋 町	三〇〇	三	
觸 寺 町	九三	一	
巴 町	一〇〇	一	
笠 市 町	一〇〇	一	
古 餉 指 町	一〇〇	一	
堀川南場町	九九	一	
仝 間 町	九〇	一	
東堀川町	九七	一	
中堀川町	九〇	一	

石川縣金澤市役所

| | | |

| | | |

觀音町一丁目	九九	一	
仝　二丁目	一一〇	一	
仝　三丁目	一一〇	一	
木町一番丁	一〇〇	一	
仝　二番丁	一〇二	一	
仝　三番丁	九〇	一	
仝　四番丁	一〇〇	一	
愛宕一番丁	一〇〇	一	
仝　二番丁			
仝　三番丁	一〇〇	一	
仝　四番丁	一〇〇	一	
八幡町			

木綿町	一〇二	一	
卯辰高町	一〇二	一	
卯辰下町	一〇五	一	
上小川町	一〇〇	一	
下小川町	一〇一	一	
高通町	一〇一	一	
高通新町	九四	一	
御坊町一番丁			
仝　二番丁	一〇二	一	
仝　三番丁			
仝　四番丁			
仝　五番丁			
豊國町	九九	一	

石川縣金澤市役所

| | | |

馬場一番丁	一〇〇	一	
仝 二番丁	九七	一	
仝 三番丁	一〇〇	一	
仝 四番丁	九八	一	
仝 五番丁	九〇	一	
仝 六番丁	三〇〇	三	
東馬場町	九八	一	
小橋町	九七	一	
水車町	一〇〇	一	
浅野町	九四	一	
下浅野町	一〇〇	一	
浅野新町			
梅薗町			
上中島町	九七 一〇〇	一	
下中島町	九八	一	
御仲間町			
上牧町	一〇一	一	
中牧町	一〇〇	一	
下牧町	一〇〇	一	
手取町	一〇一	一	
大衆免井波町			
仝 亀浦町	一〇〇	一	
仝 七曲り			
仝 堅町	一〇〇	一	
仝 横町			
森山町一番丁	一〇一	一	

石川縣金澤市役所

金　　俠

第　　號

金澤市
納人　　殿

一金　　金谷館貸付料
　　第　　號室

右本日限リ收入役ヘ納ムヘシ

大正　年　月　日

金澤市長　飯尾次郎三郎

金　　俠

第　　號

金澤市
納人　　殿

一金　　金谷館貸付料
　　第　　號室

右領收候也

金澤市　收入役
吉田　次太郎

金澤市立玉川図書館蔵書印

金澤市長飯尾節三郎殿

二伸
当組合区域ハ古道三番地ヨリ百四番地迄トス尚ホ木場町全部
当組合区域ニ有之候ニ付各戸数ハ百十戸以上ニ御座候
当組合事務所ハ古道六十一番地ノ壱

大正九年六月十七日　組合長岡本定吉

拝啓　益御清祥ト被奉大賀候
陳ハ
今回國勢調査ニ関シ貴所ニ於テ夫々準備等ニ御着手ニ相成リ候由当町ニ於テモ別紙之通リ組合ヲ組織致居夫ニ付調査之御命令被申付候ハヾ当組合之居住者一般ニ対シ御規定通リ、徹底的調査之御便宜取計可申候間此段御通知迄此ホド御座候也　敬具

調査區番號	區域	世帶數	人口
第一調査區	有松町 本通ヨリ東ノ北側全部 泉新町 全 西側全部	一〇四	五三八
第二調査區	有松町 全 南側全部 泉新町 全 東側全部	一〇四	五三八
第三調査區	泉町 本通ヨリ東ノ西側全部	一一四	五一九
第四調査區	泉町 全 東側全部	一一四	五一九
第五調査區	野中町一円	八六	三五五
第六調査區	野町二丁目一円	九〇	三四八
第七調査區	野町三丁目 本通ヨリ西側全部	八一	三一三
第八調査區	野町四丁目一円	一〇三	四一六
第九調査區	野町三丁目 東側全部 野町二丁目一部	九四	三八一
第十調査區	野町二丁目一円	一一二	四三二
第十一調査區	石坂南場西側下円ヨリ東ノ方 日七番丁日八番丁ヘ 番丁日十一番丁日十二番丁ヘ	一一六	四三八
第十二調査區	下小林町一円 石坂南場二番丁道路ヨリ南 側全部	一一二	三一〇
第十三調査區	石坂南場二番丁道路ヨリ東ノ北側 全部 石坂南場一番丁一円	一〇四	三三五
第十四調査區	石坂上ノ町一円 上小林町一円	一〇二	四七二
第十五調査區	本馬町一円	一〇四	三二九
第十六調査區	南石坂町一円	八一	二八八
第十七調査區	県九号所 玉祖前道ヨリ野ノ方全部 石坂町 廣通ヨリ西廣通ヨリ西側全部 川岸二番地西側全部	一〇五	三七六
第十八調査區	石坂町 廣通ヨリ西廣通ヨリ西側全部 全町ヨリ川岸二番地西側ヲ除ク外全部	九一	三五五
第十九調査區	県九号所 玉祖南ヨリ北ノ方全部	一一〇	四〇〇

石川縣金澤市役所

調査區番號	區域	世帶數	人口
第二十調査區	石坂川岸町一丁目路一円 日 二ノ辻路一円	八六	二七五
第二十一調査區	石坂川岸町一円 北石坂新町一円	一二二	三九七
第二十二調査區	白菊町 三劇場通ヨリ東ヘン裏手 明町通ノ方ヘ陸ノ全部 裏五十人町一円	九四	三四一
第二十三調査區	白菊町 三劇場通ヨリ東ヘン裏手 明町通ノ方ヘ陸ノ全部 五十人町一円	九二	四七三
第二十四調査區	重巻千日町一円	一二〇	五一四
第二十五調査區	北石坂町一円	九〇	三四二
第二十六調査區	西側町一円 千日町 新橋通ヨリ下オ川ノ方全ロ	一〇〇	四二〇
第二十七調査區	千日町 新橋通ヨリ下白菊町ノ 方全部	八七	四一三
第二十八調査區	千日町 新橋通ヨリ工野町ノ 方全部	一〇〇	四五五
第二十九調査區	蛇坂町 野田寺町五丁目ヨリ北オ川 縁ヨリ陸リ	九二	四一〇
第三十調査區	蛇坂町 野田寺町五丁目ヨリ 蛇坂新通一円	八〇	三三四
第三十一調査區	野田寺町五丁目ヨリ一円	九四	三八七
第三十二調査區	野田寺町四丁目 東側三丁目界ヨリ 西東寺通ヨリ陸リ	一二〇	三七九
第三十三調査區	野田寺町四丁目東側三丁目界ヨリ 上弘徳町一円下石坂町	七〇	二一三
第三十四調査區	野田寺町三丁目 東側一番地ヨリ 裏側ニ近ヨリ陸ノ全部	一一四	三七七
第三十五調査區	野田寺町三丁目 東側六番地ヨリ下 裏側ニ近ヨリ止 裏側 九番地一円	一〇五	四二〇
第三十六調査區	野田寺町三丁目 東側一番地ヨリ五番 地 四番地 四丁目 六番地 七番地 八番地 九番地 十番地 十一番地 十二番地 十三番地 十四番地	九八	三九一
第三十七調査區	野田寺町二丁目一円 野田寺町三丁目一円 裏側 一番地ヨリ三番地 一円 長良町 仏人町一円	一〇一	四一三
第三十八調査區		一〇〇	四九九

石川縣金澤市役所

松本調

調査區番號	區域	世帶數	人口
第三九調査區	野田寺町一丁目 本通り東側全部	八八	三〇〇
第四十調査區	櫻木一ノ小路、同二ノ小路、同三ノ小路、同四ノ小路、同五ノ小路、同六ノ小路、同七ノ小路、同八ノ小路、同九ノ小路一円	六四	三三〇
第四一調査區	櫻木七ノ小路一円	七八	三六一
第四二調査區	第四區一ノ小路、同二ノ小路、坂迄町一円 並下町二ノ小路、三ノ小路、外櫻木病院敷金部	七五	二四一
第四三調査區	並下町二ノ小路一番地より十番地迄 並下町一ノ小路一円	九五	二四七
第四四調査區	並下町二ノ小路十番地より三七番地迄 並下町三ノ小路一円	一〇七	三七二
第四五調査區	泉寺町一円	一二一	五七五
第四六調査區	三間通 野田寺校界通より北側 廣見三五ノ内男子校側ノ 三間通 野田寺校界通より南側 六寺林寺ノ町一円	九八	三五九
第四七調査區	泉寺町一円	八〇	二九〇
第四八調査區	排田町一円	八七	四二七
第四九調査區	六寺林三丁目 本通り東側全部 沼田町一円	九一	四二二
第五十調査區	六寺林三丁目 本通り西側西部 六寺林三丁目 西側七十番地横通り下手ノ陸ノ全部	一一四	五〇〇
第五一調査區	六寺林三丁目 西側七十番地横通り下手ノ陸ノ全部	一二〇	五四二
第五二調査區	六寺林一丁目	九八	五一七
第五三調査區	地蔵前町 一円	七二	三四九
第 調査區	計五十三区	五、一七八	二一、一四五
第 調査區			
第 調査區			
第 調査區			

石川縣金澤市役所

國勢調査員候補者選定

校名	到達日	校名	到達月日
小柿町高等小学校	六、一四	村雲町等小学校	六、一七
高岡町高等小学校	六、一四	長谷等小学校	六、一七
隆徳藏町等高等学校	六、一四	松ヶ枝町等小学校	六、一七
野々宮等小学校	六、一四	長土塀等小学校	
野町第二等小学校	六、一四	菅原町等小学校	六、一七
新堅町等小学校		此花町等小学校	六、一七
南町等小学校	六、一二	甲斐等小学校	六、一三
石引町等小学校	六、一四	馬場等小学校	

本庄町等小学校 六、一二 如月 飛騨屋驛金澤市役所

金澤市役所
廳第 23 號
大正9年1月14日
受附

秘外

本年施行相成ス國勢調査ニ従事スル
ヘキ調査員候補者トシテ左記本校
職員二名推薦致ス尚此段及申添候也

大正九年六月十三日

石川縣金澤市野町第二尋常小學校長松崎友吉

記

臨時國勢調査課係中

訓導 松岸友吉

訓導 白石善太郎

野町第二尋常小學校

庶務二四号

國勢調査員候補者左記ノ通リ及内報候也

大正九年六月十四日

石川縣金澤市野町尋常小學校長中重俊

石川縣金澤市長飯尾次郎三郎殿

左記

訓導 守田勝太郎

訓導 工藤作平

金澤市野町尋常小學校

庶外三一号

金澤市役所 第 10 號 大正9年6月14日 受附

發國庶第六號ノ二ヲ以テ御通知相成候國勢調査員候補者ノ件本校ヲ左記ノ訓導相當候ニ付此段御内報申上候也

大正九年六月十四日

石川縣金澤市石引町尋常小學校長中宮佐久太郎

石川縣

臨時國勢調査課御中

記

訓導 右 中宮佐久太郎

同 若林小三郎

同 志須磨

金澤市石引町尋常小學校

金澤市役所
庶第 22 號
大正9年6月14日
附

國勢調査委員選定方ニ付内報

小松俊幸
小泉松太郎

右本校職員中ヨリ選定及ビ内報候也

大正九年六月十四日

味噌藏町尋常高等小學校長村田定保

臨時國勢調査課 御中

金澤市味噌藏町尋常高等小學校

金澤市役所
庶第 24 號
大正9年6月14日
受附

材木町尋常小學校
國勢調査員候補者
田藤太次郎
本卿賜承印

右謹告候也
大正九年六月廿四日
材木町尋常小學校長高藤太次郎印

石川縣金澤市材木町尋常小學校長印

金澤市材木町尋常小學校

号外

大正九年六月十四日

石川縣金澤市松ヶ枝町尋常小學校長千葉壽治

金澤市役所内
臨時国勢調査課 御中

国勢調査員候補者選定ノ件ニ付報

国勢調査員推薦ニ関シ六月十日発国庶第六号ヲ以テ御指示相成候ニ付テハ本校ニ左記職員ヲ以テ選定致候條可然御取計相成度此段及報候也

左記

村田良順

相馬五大郎

金澤市役所 第1516号 大正9年6月14日 受附

藤澤市役所
收受 第 21 號
大正9年2月14日
附

本國庶第六号ノ御照會、國勢
調査實施ニ關シ左記ノ通リ
決定相成候間此段及報告也

大正九年六月十日

神奈川縣知事 長岡隼人

藤澤市長 藤澤金平 殿

記

一、國勢調査ニ關スル事務ハ藤澤市長ニ
嘱託ス

長町尋常小學校

藤澤金平之印
藤澤市長之印
吉倉

金澤市役所
第 26 號
大正 9 年 6 月 14 日
附

内第四號

本月十一日附發國發第六號ヲ以テ
照會相成候國勢調査員候補者
左記二名推薦致呉候間可然御取計
被成下度此段及内報候也

大正九年六月十四日

金澤市長土屋尋常小學校長中村常三

國勢調査課長中

記

訓導　森影常松

訓導　戸田友次郎

長土塀尋常小學校

金澤市役所
廳第 25 號
大正9年6月14日

寄木寛

北山伸助

寄託二係ル名古勢方調査依
頼ニ付テハ速ニ取調ノ上
大正九年六月十四日 石川縣金澤市馬場尋常小學校長北川友三郎

右依頼ニ付取調書

法中

金澤市馬場尋常小學校

金澤市役所
第922號
大正9年6月12日
受附

金澤市役所
第8號
大正9年6月12日
受附

國勢調査員候補者報告

六月十四日參第六號ヲ以テ御照會相成タル國勢調査員候補者二名左記ノ通選定致シ候ニ付此段及報告候也

大正九年六月十二日

金澤市森山町尋常小學校長 金子貞臣

金澤市森山町尋常小學校之印

追テ國勢調査課長

記

金子貞臣

前野重次郎

金澤市森山町尋常小學校

小将の高等小学校長
高等の高等小学校長
味噌蔵の某高等小学校長
野々市の某小学校長
辺の某小学校長
村の某小学校長
材木の某小学校長
石川縣金澤市役所
七尾の某小学校長
松ケ枝の某小学校長
七生喋某小学校長
某高等小学校長
此花の某小学校長
瓢箪の某小学校長
馬場の某小学校長
表山の某小学校長
妙立寺の某校長

伴之助
河崎政恕
村田宣保
中倉俊
松崎友吉
栗原隆吉
高澤鉄五郎
中宮作之亟
如来寺住職
藤原金平
千葉春蔵
中村雪之
左田宗義
江田清吉
高梁能之亟
小川右之亟
金子重匡
井上岸

本年施行ノ國勢調査ニ從事セシメ度候條左記ニ該當スル者ニ付推薦致候也

大正九年六月　日

金澤市小將町高等小學校長佐久間啓太郎

臨時國勢調査調査員

記

中川八三　上田治吉　七、三二
坪六町四一　野田權作　九六三七
堂地三一　阿尔外次郎　二四、八四
ろね一、十九　松田外喜二三

金澤市小將町高等小學校

金澤市役所
廳第 14 號
大正9年2月14日

發國庶甲六號ヲ以テ照會ノ國勢調査ニ關シ補助トシテ左記ノ者ヲ雇入度此段及申請候也

記

一金二拾圓也

大正九年二月十四日

金澤市長岡崎政照

臨時國勢調査課ノ件

山崎恩周
角家鐵次郎

小西與三松

金澤市高岡町高等小學校

金澤市役所
廳第 號
大正 年 月 日
受附

國勢調査員免除ノ件請願

過般國勢調査員任命方ニ付申越相成
候ヘドモ其ノ調査期ハ當校ノ最モ重要ナル生徒製
作品展覽會開催ノ時期ニ當リ遺憾ニ堪ヘス尚又
夜業行ヒ教ノ極ヘテ多キカ故ニ其ノ期ニ於ケル變更スルコト
ハ他ノ支障ヲ來スヲ以テ到底他ノ事務ノ處理スヘキ
餘裕之ナキ間何卒右調査員ニハ免除下サレ度此段
請願ノ次第

大正九年六月廿四日

石川縣金澤市立女子職業學校長 井上茂

臨時國勢調査課長殿

金澤市立女子職業學校

至急

金沢市第一回臨時国勢調査課

第　號

発議	決議	合議	課名	課長名	係長名	僚
主課長	年 月 日	市長				
係長		助役				
僚						

係主任

調査委員

何

石川県金沢印刷所

第四回取り調べ

一、本日午前九時より

二、弁護人に調査上必要の

書類及び証拠物を提出

三、弁護人より申出の

ありたる証人を

取り調べ

四、弁護人より申出の

ありたる鑑定人を

取り調べ

五、弁護人より申出の

ありたる検証を

取り調べ

六、弁護人より申出の

ありたる通訳を

取り調べ

七、弁護人より申出の

ありたる証拠保全の

処分を

取り調べ

八、弁護人より申出の

ありたる証拠調べの

請求を

取り調べ

九、弁護人より申出の

ありたる公判期日の

変更を

取り調べ

十、弁護人より申出の

ありたる公判調書の

閲覧を

取り調べ

十一、弁護人より申出の

ありたる公判調書の

謄本の

交付を

取り調べ

十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

閲覧を

取り調べ

十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

謄写を

取り調べ

十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

謄本の

交付を

取り調べ

十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

五十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

五十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

五十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

五十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

五十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

五十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

五十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

五十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

五十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

五十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

六十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

六十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

六十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

六十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

六十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

六十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

六十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

六十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

六十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

六十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

七十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

七十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

七十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

七十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

七十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

七十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

七十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

七十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

七十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

七十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

八十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

八十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

八十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

八十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

八十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

八十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

八十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

八十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

八十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

八十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

九十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

九十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

九十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

九十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

九十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

九十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

九十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

九十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

九十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

九十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百二十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百二十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百二十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百二十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百二十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百二十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百二十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百二十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百二十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百二十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百三十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百三十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百三十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百三十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百三十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百三十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百三十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百三十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百三十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百三十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百四十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百四十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百四十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百四十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百四十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百四十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百四十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百四十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百四十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百四十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百五十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百五十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百五十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百五十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百五十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百五十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百五十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百五十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百五十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百五十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百六十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百六十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百六十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百六十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百六十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百六十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百六十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百六十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百六十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百六十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百七十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百七十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百七十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百七十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百七十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百七十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百七十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百七十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百七十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百七十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百八十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百八十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百八十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百八十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百八十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百八十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百八十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百八十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百八十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百八十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百九十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百九十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百九十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百九十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百九十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百九十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百九十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百九十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

百九十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

百九十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百二十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百二十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百二十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百二十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百二十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百二十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百二十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百二十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百二十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百二十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百三十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百三十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百三十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百三十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百三十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百三十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百三十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百三十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百三十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百三十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百四十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百四十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百四十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百四十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百四十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百四十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百四十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百四十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百四十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百四十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百五十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百五十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百五十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百五十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百五十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百五十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百五十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百五十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百五十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百五十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百六十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百六十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百六十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百六十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百六十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百六十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百六十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百六十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百六十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百六十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百七十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百七十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百七十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百七十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百七十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百七十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百七十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百七十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百七十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百七十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百八十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百八十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百八十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百八十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百八十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百八十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百八十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百八十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百八十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百八十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百九十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百九十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百九十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百九十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百九十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百九十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百九十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百九十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

二百九十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

二百九十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百二十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百二十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百二十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百二十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百二十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百二十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百二十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百二十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百二十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百二十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百三十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百三十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百三十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百三十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百三十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百三十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百三十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百三十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百三十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百三十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百四十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百四十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百四十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百四十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百四十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百四十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百四十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百四十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百四十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百四十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百五十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百五十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百五十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百五十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百五十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百五十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百五十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百五十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百五十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百五十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百六十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百六十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百六十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百六十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百六十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百六十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百六十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百六十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百六十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百六十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百七十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百七十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百七十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百七十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百七十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百七十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百七十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百七十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百七十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百七十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百八十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百八十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百八十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百八十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百八十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百八十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百八十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百八十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百八十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百八十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百九十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百九十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百九十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百九十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百九十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百九十五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百九十六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百九十七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

三百九十八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

三百九十九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百五、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百六、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百七、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百八、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百九、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百十、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百十一、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百十二、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百十三、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄本の

交付を

取り調べ

四百十四、弁護人より申出の

ありたる訴訟記録の

抄写を

取り調べ

四百十五、

石川縣金澤市役所

石川縣金澤市役所

（納川吉）

金澤市役所
廳第 27
9 6 14

廣文壹壹号

新竪町尋常小學校國勢調査員候補者
伊藤嘉秋
中村與太郎

右本校國勢調査員候補者トシテ推薦仕候也

大正九年六月十四日

新竪町尋常小學校長栗原隆吉

臨時國勢調査課御中

金澤市新竪町尋常小學校

内申第拾五號

本月十日附發國庶第六號ヲ以テ國勢調査員候補者トシテ本校職員中二名選定可致様被命候ニ依リ左記ノ通リ推薦候間此段及内申候也

大正九年六月十二日

金澤市菊川町尋常小學校長高澤鐵五郎

石川縣金澤市長飯尾次郎三郎殿

記

訓導　津田全二

訓導　垣内正勝

金澤市役所
第921號
大正9年6月12日
受附
金澤市役所
第7號
大正9年6月12日
受附

金澤市菊川町尋常小學校

第　號

發議	奎文第八	月	十	日	主課長	於係主任	長谷
決議	奎 年	月		日	務係長		
					僚		

市長

助役

合議

課名	課長	係名	係長	僚

回收調查表一面於集
手仟何

追テ来ル十六日午後六時ヨリ市役所ニ於テ
委員会ヲ開キマスカラ御出席ヲ願ヒマス

石川縣金澤市役所

第　　號

發議	決議	市長	助役	合議	課名	課長名	係長名	係長
大正九年六月十五日					主務	係主任		係長

区劃設定ニ付伺

石川縣金澤市役所

別一號之一

調查區番号

調查區番号	區域	世帶數	人口
第一區	調查區	有松町 本通ヲ東ヘ北側全部 泉野町 全 西側全部	一〇四	五三八
第二區	調查區	有松町 全 泉野町 全 南側全部 東側全部	一〇四	五三八
第三區	調查區	泉町 本通ヲ東ヘ 西側全部	一一四	五一九
第四區	調查區	泉町 全 東側全部	一一四	五一九
第五區	調查區	菅中町 一円	八六	三五五
第六區	調查區	野町六丁目 一円	九〇	三四八
第七區	調查區	野町五丁目 一円	八一	三一三
第八區	調查區	野町三丁目ノ本通ヲ西側全部 錦町四丁目一円	一〇三	四一六
第九區	調查區	野町三丁目 東側全部 野町二丁目 一円	九四	三八一
第十區	調查區	野町一丁目 一円	一一五	四三二

石川縣金澤市役所

第十一	區調査區	石坂角町四番丁、同五番丁、同六番丁、同七番丁、同八番丁、同九番丁、同十番丁、同十一番丁、同十二番丁 一円 下小柳町 一円、石坂角町三番丁 一円 石坂角町二番丁 道路ヲ隔テ南側全部 石坂角町二番丁 道路ヲ隔テ北側全部 石坂角町一番丁 一円	一一六	四三八
第十二	區調査區	石坂車力町 一円 上小柳町 一円	一〇二	四七二
第十三	區調査區	本馬町 一円	一〇四	三二九
第十四	區調査區	南石坂町 一円	八一	二八八
第十五	區調査區	助九郎町 玉初南ヲ北ノ方全部 石坂町 唐通ヲ西ノ方東京事務所側来全所ヲ川岸ニ至ル西側全部	一〇五	三七六
第十六	區調査區	石坂町 唐通ヲ西ノ方東京事務所側来全所ヲ川岸ニ至ル西側ヲ除ク外全部	九一	三五五
第十七	區調査區	助九郎町 玉初南ヲ北ノ方全部	一一〇	四〇〇
第十八	區調査區	石坂川岸一ノ小路 一円 石坂川岸二ノ小路 一円	八六	二七五
第二十	區調査區	石坂川岸町 一円 北石坂新町 一円	一二二	三九六
第二十一	區調査區	白菊町 元劇場通ヲ東トシ裏六十日町ノ方全部 裏六十人町 一円	九四	三四一
第二十二	區調査區	白菊町 元劇場通ヲ東トシ裏六十日町ノ方全部 五十人町 一円	九二	四七二
第二十三	区調査區			

第二十四	區調査區	裏千日町一円	一二〇	五一四		
第二十五	區調査區	北石坂町一円	九〇	三四二		
第二十六	區調査區	西側町一円 千日町敷梅通り下ル方全部	一〇〇	四二〇		
第二十七	區調査區	千日町敷梅通り下ル白菊町方全部	八七	四一三		
第二十八	區調査區	千日町敷梅通り上野町方全部	一〇〇	四五五		
第二十九	區調査區	柏坂町（野田寺町ヨリ此オ川縁ヲ除ク） 柏坂町野田寺町五百ヨリ此オ川縁全部	九二	四一〇		
第三十	區調査區	柏坂敷道一円	八〇	三三四		
第三十一	區調査區	野田寺町六百一円	九四	三八七		
第三十二	區調査區	野田寺町四百（東側三百番ヨリ妙典寺迄ヲ除ク）	一二〇	四九九		
第三十三	區調査區	野田寺町四百東側三百番ヨリ妙典寺迄全部 上石代町一円、下石代町一円	七〇	二九二		
第三十四	區調査區	野田寺町三百（東側一番地ヨリ十二番地迄ヲ除ク全部	一一四	四七六		
第三十五	區調査區	野田寺町三百東側一番地ヨリ十二番地迄 柏島町六番十一円、同十番十一円、 野田寺町三百東側一番地ヨリ五番地迄 柏島町六番、同番六、同番七、同番八、同番九一円	一〇五	四三〇		
第三十六	區調査區		九八	三九一		

石川縣金澤市役所

第三十七	區調査區	野田寺町二丁目一円 橋島百十、同百十一、同三百十一円 野田寺町一丁目百十番ノ東側全部 長良町、仙人町一円	一〇六	四一三		
第三十八	區調査區		一〇〇	四〇九		
第三十九	區調査區	野田寺町一百道路西側全部 橋木ノ小路、同二ノ小路、同三ノ小路、同四ノ小路、 同五ノ小路、同六ノ小路一円 橋木七ノ小路、同八ノ小路、全九ノ小路、全十ノ路 一円	八八	二〇〇		
第四十	區調査區		六四	三二〇		
第四十一	區調査區		七八	三六一		
第四十二	區調査區	常盤一ノ小路一番、常盤二ノ小路一番 堀止町一円 笹下町二ノ小路半分北ノ四十番地迄ノ橋本病院敷全部 笹下町三ノ小路一番地ヨリ十番地ヨリ	七五	三四一		
第四十三	區調査區	笹下町一ノ小路一円	九五	三四七		
第四十四	區調査區	笹下町二ノ小路十番地ヨリ二十番地迄 一円	一〇六	三六二		
第四十五	區調査區	泉寺町一円	一二一	四七五		
第四十六	區調査區	三間道（野町男女学校裏道ヨリ六軒屋敷ノ際ノ 小間ノ男子便所ノ際ヨリ六軒屋敷裏ヨリ三間）	九八	三九九		
第四十七	區調査區	三間道（野町男女学校裏道ヨリ六軒屋敷裏ヨリ 六軒林ノ間一円）	八〇	二九〇		
第四十八	區調査區	桃島町一円	八六	四三七		
第四十九	區調査區	六軒林三丁目 本道ヨリ東側全部一 沼田町一円	九一	四二二		

第五十	區調查區	六斗林三丁目	本道ヲ西側全部									一一四	五〇〇
第五十一	區調查區	六斗林二丁目	側卡鬼横道ヲ下ノ方全部									一二〇	五四二
第五十二	區調查區	六斗林二丁目	(西側卡宮地横道ヲ下ノ方ヲ除ク全部)									九八	五一七
第五十三	區調查區	六斗林一丁目一円	地黄畑町一円									七二	三四九
第	區調查區	計 五十三区										五、一七八	三、二四五
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												

石川縣金澤市役所

(納川吉)

第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區

二降区

調査区域

			区域	世帯数	人口
第五十四	区調査区		下安江町一円	一一九	五八九
第五十五	区調査区		藤桐一円 平野町一円 上富山町一円	八八	三八八
第五十六	区調査区		角堀川岸町一円	七七	三六一
第五十七	区調査区		中野町字下、同字平、同字下一円	七六	二八一
第五十八	区調査区		菊川町一円 梅ヶ枝町一円	九二	三九一
第五十九	区調査区		材本町一円	一二六	五二八
第六十	区調査区		堂所町字平、同字平、同字平、同四字下、同字平、同字平、同七字平、角一円	七五	三六五
第六十一	区調査区		川上新町一丁目一円 川上新町二丁目一円	一〇三	四五五
第六十二	区調査区		主馬町廣下一円 川上新町三丁目一円	九三	四一七
第六十三	区調査区		上主馬町一円 中主馬町一円	一一八	五五〇

石川縣金澤市役所

第六十四	區調査區	長柄町、新長柄町、石浦町一円	一一五	四一七		
第六十五	區調査區	下玉馬町一円	八七	三九二		
第六十六	區調査區	上川陽町一円 早道町	一一四	四八六		
第六十七	區調査區	早道町	一一四	四八五		
第六十八	區調査區	川岸町一円	八四	三六六		
第六十九	區調査區	枝町	八五	三三〇		
第七十	區調査區	枝町	八四	三二七	四六一	
第七十一	區調査區	中川陽町	一〇八	四五四		
第七十二	區調査區	中川陽町	九〇	四三〇		
第七十三	區調査區	杉浦町一円	八五	三〇一		
第七十四	區調査區	十三間町	一一〇	四五五		
第七十五	區調査區	十三間町	一一〇	四五三		
第七十六	區調査區	大工町 十三間町	一一三	四五〇		

第七十七区調査區	十三間中十一円	八五	三一〇			
第七十八区調査區	片町 実砂糖店小路ヨリ東ノ方西側全部 河原町 全部ヨリ東ノ方片町側全部	一〇〇	三八〇			
第七十九区調査區	片町 実砂糖店小路ヨリ東ノ方河原町ノ方西側全部	一〇三	四一五			
第八十区調査區	河原町 実砂糖店小路ヨリ東ノ方片町側ヨリ除ク全部	一〇三	四二五			
第八十一区調査區	大工町 十六間地先ニ八十七番地横小路ヨリ東ノ堅町ノ方全部	一一三	四四〇			
第八十二区調査區	池田町三番丁一円 池田町四番丁一円	一一九	六六四			
第八十三区調査區	池田町一番丁一円 池田町二番丁一円	九三	四一一			
第八十四区調査區	池田町五町一円 水溜町一円	八五	三六六			
第八十五区調査區	堅町 実ヨリ東ノ方ヨリ里見町側全部	一〇七	四八九			
第八十六区調査區	堅町 本通ヨリ東ノ方ヨリ里見町側全部 里見町 笹橋通北側全部、本通ノ堅町側全部及ビ大聖寺屋側全部	一〇七	四五〇			
第八十七区調査區	里見町 笹橋ヨリ里見町本通ヨリ東ノ方ヨリ油車ニ至ル本通ノ堅町側全部及ビ笹橋ヨリ里見町本通ニ至ル間ノ里見町側	九二	三〇五			
第八十八区調査區	油車 市役所ヨリ里見町小路ニ至ル間ノ里見町側ノ全部	九二	三二〇			
第八十九区調査區	油車 市役所ヨリ里見町小路ニ至ル間ノ里見町側ノ全部	一〇〇	三六一			

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第九千	區調査區	雞卵町	一二	小五	四五九	
		當屋小路ニ面シ、浦手ノ全部及ビ裏長屋全部、雞卵町、山田屋小路ニ面シ、西ハ共榮町ニ接スル裏トシ南ハ全部、山田屋小路ニ面シ一円				
第九千一	區調査區	共榮町		一一二〇	四五〇	
		本通ノ裏トシ雞卵町ノ側全部				
第九十二	區調査區	共榮町二丁目		一一二二	五一〇	
		本通ノ裏トシ雞卵町ノ側全部				
第九十三	區調査區	共榮町二丁目		一一二二	四八二	
		西ハ本通ノ裏トシ畢通町ノ側全部				
第九十四	區調査區	共榮町二丁目		一〇八	四六〇	
		西ハ本通ノ裏トシ百姓町ノ側全部				
第九十五	區調査區	共榮町二丁目		一〇七	四六〇	
		西ハ本通ノ裏トシ百姓町ノ側全部				
第九十六	區調査區	百姓町		一一〇	四五〇	
		廣安寺前ヲ二丁ノ地向ニテ中本多町四番丁ニ至ル本通ノ裏トシ北ノ方全部				
第九十七	區調査區	百姓町		一一〇	四五九	
		廣安寺前ヲ二丁ノ地向ニテ中本多町四番丁ニ至ル本通ノ裏トシ南ノ方全部				
第九十八	區調査區	上本多町川御亭一円		一一〇	四八〇	
第九十九	區調査區	中本多町經十、上本多町一番丁、上本多町二番丁、中本多町四番丁、中本多町一番丁、同二番丁、全四軒一円寺		七三	五五四	
第百	區調査區	下本多町一番丁、同二番丁、同三番丁、同四番丁、同五番丁一円		一一〇	八三四	
第百一	區調査區	諸本町		八一	四〇一	
		諸本町		八〇	三九〇	
第百二	區調査區	諸本町				
		下本多町六番丁一円				

第百三	區調査區	上柿木畠	厩橋ヲ南橋ニ至リ廣坂通側ノ隣ノ全部	一三七	四〇九	
第百四	區調査區	上柿木畠 下柿木畠	厩橋ヲ南橋ニ至リ廣坂通側全部 一円	一二六	四一〇	
第百五	區調査區	廣坂通	市役所前通ヲ隔テ隣ノ世前ヨリ通ノ東ト之ニ直角ノ方全部（高岸寺横丁）	八五	四五〇	
第百六	區調査區	廣坂通	市役所前通ヲ隔テ隣ノ世前ヨリ通ノ東ト之ニ直角ノ方全部	七五	四三七	
		計 五十三區		五五二	三〇九九	
		合計 百六區				
第	區調査區					
第	區調査區					
第	區調査區					
第	區調査區					
第	區調査區					
第	區調査區					
第	區調査區					
第	區調査區					

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區

調査区域

三拾四区

		区域	世帯数	人口
第百七	区調査区	下石引町、出羽一番、出羽四番、出羽五番、出羽番外、公園内一円	一一四	四七七
第百八	区調査区	二十人町三番、二十人町四番、二十人町五番、二十人町六番、上荒屋通町、中荒屋町一円	六九	二九一
第百九	区調査区	上荒屋町、中荒屋町、下荒屋町一円	九三	三三九
第百十	区調査区	上堅町、下堅町、揚地町、一本杉、新保町一円	九〇	四〇九
第百十一	区調査区	二十人町番外、白山町浅野寺通り五十二番地ニ至ル東ノ方全部、北	八八	四一七
第百十二	区調査区	白山町浅野寺通り五十二番地ニ至ル東ノ方全部、南ノ方全部、山崎町	八九	四二〇
第百十三	区調査区	上野町、湯涌道ノ東ノ方犀川ノ側全部	一二二	五九〇
第百十四	区調査区	小立野新町、本道ノ東ノ方犀川ノ方全部	一二一	五六〇
第百十五	区調査区	小立野新町、本道ノ東ノ方下町ノ方全部	一〇七	五二〇
第百十六	区調査区	下町一円	一二〇	五八二

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第百十七	區調査區	下路河町	一三	五五三	
		上路間町一円			
第百十八	區調査區	下路河町 如来寺境内ヲ除ク外全部	九八	四五二	
第百十九	區調査區	元路間町、上寺町、中寺町、下寺町、土塔橋通町、寺内町、土塔橋町一円及寺内町二百十番地ノ一ヨリ同番地ノ三ニ至ル間ノ各宅地、並ニ同番地ノ三ヨリ同二百十一番地ニ至ル間ノ各宅地ヲ除ク外全部	九九	四三八	
第百二十	區調査區	金沢病院全部（下寺町一百十一番地ノ一ヨリ同二百十一番地ニ至ル間ノ各宅地ヲ除ク）			
第百二十一	區調査區	上石引町 本道ヲ東側ハ中石引町ノ山崎町下合近ノ全部	一一六	四八五	
第百二十二	區調査區	上石引町 本道ヲ西側中石引町ノ山崎町下合近ノ西側全部 中石引町 本道ヲ西側全部	一一六	四七〇	
第百二十三	區調査區	土塔橋町、三所町、河内町一円	九六	四一五	
第百二十四	區調査區	上安藤町、中安藤町、下安藤町一円	一一五	四三九	
第百二十五	區調査區	上百木町 金沢病院敷地ノ隣全部 下百木町四百九十及下百廿木町一円ハ金沢病院敷地ノ北ノ部分	一一二	五〇〇	
第百二十六	區調査區	中石引町 本道ヲ東側全部 飛梅町、本蓮寺前大香町一円	九五	四七五	
		計 二十区	一九六二	八七八二	
		総計 百二十六区			

四 幹區

調查區番號

調查區番號	區域	世帶數	人口
第百二十七 區調查區	天神町一丁目一円 田町新道一円	七七	三三〇
第百二十八 區調查區	天神町二丁目一円	八〇	三五八
第百二十九 區調查區	天神町三丁目一円	一〇五	四三四
第百三十 區調查區	天神町四丁目一円 八坂、成瀬町、木曳町一円	一〇七	四三九
第百三十一 區調查區	尾坂通二丁目、同二丁目、小尾本町一円 小坪町二番丁七番地	八九	四一九
第百三十二 區調查區	小坪町中丁一円 小坪町三番丁一円	九三	四三〇
第百三十三 區調查區	小坪町一番丁一円、同二番丁六番地ノ除キ全部 并寺坂辻通大機前ヨリ澤ノ界ヲ以テシ西方全部	九五	四三九
第百三十四 區調查區	寺坂辻通大機前ヨリ澤ノ界ヲ以テシ東方全部 味噌藏町上中丁一円 同 間新一円	八一	三三二
第百三十五 區調查區		八一	三三五
第百三十六 區調查區		九二	四〇〇

区劃係

石川縣金澤市役所

（吉川納）

第百三十七	區調査區	上切桃町（自三十七番地ノ一至四十四番地ノ一ヲ除キ全部）	一〇九	四六六	
第百三十八	區調査區	尾張坂通三丁目一円 上切桃町（三十七番地ノ一ヨリ四十四番地ノ一ニ至ル間）	一〇九	四五〇	
第百三十九	區調査區	味噌蔵町、伊奈屋町、一円 同下中丁、本道ノ東トシ西側全部	九八	三七〇	
第百四十	區調査區	味噌蔵町下中丁、本道ノ東トシ東側全部	九九	三七六	
第百四十一	區調査區	札人橋下通一円 味噌蔵町東ノ丁（自十六番地至三十八番地ノ二、中土橋ヨリ下ノ方）	八〇	三四〇	
第百四十二	區調査區	味噌蔵町東ノ丁（自十六番地至三十八番地ノ二ノ番地ヲ除ク全部、中土橋ヨリ上ノ方）	八〇	三四一	
第百四十三	區調査區	並木町、天神橋ヲ東トシ下ノ方全部	一〇二	四〇六	
第百四十四	區調査區	並木町、天神橋ヲ東トシ上ノ方全部	一〇三	四二〇	
第百四十五	區調査區	京番町一番丁、同二番丁、同三番丁、一円	一二〇	五三六	
第百四十六	區調査區	又五郎町一円 並木下町一円	八四	三三四	
第百四十七	區調査區	備中町一円	一一二	四九六	
第百四十八	區調査區	横山町一番丁、同二番丁一円 材木町三丁目東側ノ一部（五十三番地ヨリ八十七番地ニ至ル）	一〇四	四一七	
第百四十九	區調査區	浅野川上川除町一円	一〇八	四九七	

第百五十	區調査區	川端町一円	七九	二七〇	
第百五十一	區調査區	櫻町一番丁、同二番丁、同三番丁、同四番丁、同五番丁、同六番丁、長谷町、火除町、馬場裏町、吹屋町一円	五六	一七四	
第百五十二	區調査區	横山町一番丁、同二番丁、同三番丁、一円	九六	四一四	
第百五十三	區調査區	御小人町一円	一一二	五三一	
第百五十四	區調査區	森下町一番丁、同二番丁、同三番丁、九枚町一円	九七	三九二	
第百五十五	區調査區	柿木町、田町、板前町、品川町、三十人町一円	六七	二八九	
第百五十六	區調査區	材木町一丁目一円	九二	三九四	
第百五十七	區調査區	材木町二丁目一円	一〇三	四六〇	
第百五十八	區調査區	材木町三丁目	一〇三	四一五	
第百五十九	區調査區	材木町四丁目一円	九三	四四六	
第百六十	區調査區	材木町五丁目一円	八三	四二二	
第百六十一	區調査區	材木町六丁目一円	一一〇	五〇七	
第百六十二	區調査區	材木町七丁目一円	一〇〇	四〇五	

石川縣金澤市役所

第百六十三	區調査區	橋場町一円	七二	二九四		
第百六十四	區調査區	主計町一円	八四	二八四		
第百六十五	區調査區	下新町一円	九五	三四一		
第百六十六	區調査區	上新町一番地ヨリ六十一番地迄	八二	二七〇		
第百六十七	區調査區	上新町六十二番地以下全部	八一	二七一		
第百六十八	區調査區	尾張町自三十六番地一至三十五番地ノ二ヲ除キ全部	一一〇	五一四		
第百六十九	區調査區	中町一円 尾張町二十六番地ノ一ヨリ三十五番地ノ二迄（中町通下角ヨリ三田横丁迄）	一〇九	五〇一		
第百七十	區調査區	下今町一円	八六	三五二		
第百七十一	區調査區	梅本町東横丁、下切抜町一円 新町二番ヨリ五十番ニ至ル及同町六十五番以下全部	九四	三八三		
第百七十二	區調査區	大手町一円	一〇五	五一三		
第百七十三	區調査區	梅本町、梅本町西横丁一円 殿町一番ヨリ二十番及五十二番ヨリ六十四番ニ至ル	九四	三八〇		
第百七十四	區調査區	上今町一円	八六	三一五		
第百七十五	區調査區	博労町一円	八二	四五九		

第百七十六區調査區	下近江町一円	九一	四六三		
第百七十七區調査區	上近江町一円	七八	三八六		
第百七十八區調査區	十間町一円 西町藪内通二十六番地以下全部	一〇〇	五四七		
第百七十九區調査區	西町三番丁、同四番丁、一円 西町藪内通十三番地より二十五番地ニ至ル	一〇〇	四五〇		
第百八十區調査區	西町一番丁、同二番丁、一円 西町藪内通一番地より十二番地ニ至ル	一〇〇	三八六		
第區調査區	計五十四區	五、〇四八	二、五九三		
第區調査區					
第區調査區					
第區調査區					
第區調査區					
第區調査區					
第區調査區					

石川縣金澤市役所

第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區	區調查區

調査區編成

五、班區

区劃係

	區域	世帶數	人口	
第百八十一 區調査區	仙石町一円（高等學校共）	五〇	四五一	
第百八十二 區調査區	石浦町一円	一一一	四八七	
第百八十三 區調査區	南町一円	一二二	六八一	
第百八十四 區調査區	上松原町一円	八九	三五三	
第百八十五 區調査區	下松原町一円	九八	四〇〇	
第百八十六 區調査區	上堤町一円 下堤町一番地ヨリ六番地ニ至ル	一〇六	五一二	
第百八十七 區調査區	青葉町一円 下堤町九番地以下全部	一〇六	五一九	
第百八十八 區調査區	袋町一円	一一〇	五〇九	
第百八十九 區調査區	石屋小路（本道ヲ挟ミ南側及石屋小路一番ヨリ六番地ニ至ル）ノ一番ヨリ五番ヲ除キ全部 紫町一円	九七	四七〇	
第百九十 區調査區	石屋小路一番ヨリ五番ヲ除キ全部 紫町一円（本道ヲ挟ミ南側及石屋小路一番ヨリ六番地ニ至ル）ノ一番ヨリ五番ヲ除キ全部	九五	四八〇	

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第百九十五	區調査區	榮町 本道ノ東トシ南側全部及石屋小路ヨリ一番ヨリ六番ニテ	九五	四七五		
第百九十六	區調査區	高畠町下數内 松ヶ枝町本道筋ヨリ北側全部	九六	四一六		
第百九十七	區調査區	高畠町中數ノ内一町 高台町下數内一松ヶ枝町本道筋ヨリ西側全部	九六	四二〇		
第百九十四	區調査區	松ヶ枝町本道ノ東トシ北側全部	七六	三四〇		
第百九十五	區調査區	松ヶ枝町本道ノ東トシ南側全部	七五	三六二		
第百九十六	區調査區	高岡町 本道ノ東トシ東側全部	九四	四四五五		
第百九十七	區調査區	高岡町 本道ノ東トシ西側ノ内高台町小學校横通ヨリ北ノ方	九六	四八〇		
第百九十八	區調査區	高岡町 本道ノ東トシ西側ノ内高台町小學校横通ヨリ南ノ方	九四	四四七七		
第百九十九	區調査區	高岡町上數ノ一町	九九	四五二		
第二百	區調査區	古季町一町	七〇	二七七		
第二百一	區調査區	裏古季町一町	七九	二四七		
第二百二	區調査區	上傳馬町 五十九番ノ向道路ヨリ本道ノ横断シ三番ノ六十番ノ南道路ニ至ル東トシ東側全部	一〇一	四〇二		
第二百三	區調査區	上傳馬町 五十九番ノ向道路ヨリ本道ノ横断シ三番ノ六十番ノ南道路ニ至ル東トシ北側全部 下傳馬町一番ヨリ二十七番ノ十	一〇一	三八一		

第二百四	區調査區	裏傳馬町一丁目	九〇	三三四	
第二百五	區調査區	下傳馬町 自一番 至三七番 除き全部	一〇一	四四二	
第二百六	區調査區	南長門町一丁目 横傳馬町十七番地以下北側全部	一〇四	四一五	
第二百七	區調査區	北長門町一丁目 横傳馬町 自一番 至十六番 南側全部	一〇三	四四五	
第二百八	區調査區	下川除町 自一番 至四十九番	八二	二九三	
第二百九	區調査區	下川除町 五十番以下全部	八二	二九四	
第二百十	區調査區	茶木町 八十五番、六十九番、四十二番ノ全テ三十六番ニ至ル道路ノ界トシ北側全部 八十五番、六十九番、四十二番ノ全テ三十六番ニ至ル道路ノ界トシ南側全部	一〇九	三五〇	
第二百十一	區調査區	茶木町	一一〇	三五八	
第二百十二	區調査區	宝船路町一丁目	一二〇	四八二	
第二百十三	區調査區	塩川町一丁目	六五	二九四	
第二百十四	區調査區	木倉町 四十番ヨリ六十番ニ至ル除キ全部	一〇〇	三八二	
第二百十五	區調査區	木数小路一丁目 木倉町 四十番ヨリ六十番ニ至ル	九九	三五〇	
第二百十六	區調査區	長町一番千一丁目	八二	四〇九	

石川縣金澤市役所

第二百十七	區調査區	長町二番丁一円	七一	三二八	
第二百十八	區調査區	長町三番丁一円	八九	三四一	
第二百十九	區調査區	長町四番丁御肴川以東全部 長町五番丁御肴川以東全部	九二	三四〇	
第二百二十	區調査區	長町四番丁御肴川以西全部	九二	三六〇	
第二百二十一	區調査區	長町五番丁御肴川以西全部	九三	四五五	
第二百二十二	區調査區	長町六番丁一円	八八	三六五	
第二百二十三	區調査區	長町七番丁、同八番丁一円 長土塀通六十五番、六十六番 長町河岸 四ツ屋橋ヨリ鞍月橋ニ至ル間道ノ東ノ方全部	九七	六五六	
第二百二十四	區調査區	長町河岸 四ツ屋橋ヨリ鞍月橋ニ至ル間道ノ北ノ方全部	一〇三	四二五	
第二百二十五	區調査區	長町河岸 四ツ屋橋ヨリ鞍月橋ニ至ル間道ノ	一〇三	四三五	
第二百二十六	區調査區	宮水町一番丁、同二番丁、同三番丁一円	九九	八三八	
第二百二十七	區調査區	宮水町四番丁、同五番丁一円 長土塀通六十五番、六十六番ノ除キ東側全部	一〇二	三四〇	
第二百二十八	區調査區	宗玄町二番丁 玉川町通ノ東ノ方全部	一〇六	四六〇	
第二百二十九	區調査區	宗玄町三番丁一円 宗玄町二番丁 玉川町通ノ東ノ方全部	一〇五	四五二	

第二百三十	區調査區	宗叓町四番ノ	三十七番ヨリ四十六番ニ至ル（長町通向前大通ヨリ北側）ヲ除ク全部	七九	三七五	
第二百三十一	區調査區	宗叓町五番丁一円 宗叓町四番丁三十七番ヨリ四十六番ニ至ル		七九	三六五	
第二百三十二	區調査區	玉川町一円		一二二	五一八	
第二百三十三	區調査區	三構一円		九六	四四九	
第二百三十四	區調査區	長土塀二番丁、同四番丁、同五番丁、同六番丁一円		一〇六	五〇一	
第二百三十五	區調査區	長土塀二番丁一円 長土塀通ヨリ東ノ方ヲシ西側全部		一〇五	三五〇	
第二百三十六	區調査區	長土塀一番丁一円		一〇三	四八一	
第二百三十七	區調査區	高岸町一円		一一七	五二八	
第二百三十八	區調査區	若町一円		一一七	四〇六	
第二百三十九	區調査區	富本町一円		一〇九	四四九	
第二百四十	區調査區	西馬場町、古寺内町一円		一一七	五〇〇	
第二百四十一	區調査區	新川添町	元二番ヨリ八十三番ニ至ル間ヲ除ク全部	一一五	三八〇	
第二百四十二	區調査區	元車町、西御堂町一円 新川添町	元二番ヨリ八十三番ニ至ル間ヲ除ク全部	一一〇	三五一	

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第二百四十三	區調査區	下高倉町、竹田町、大豆田町一円	一一七	五六六		
第二百四十四	區調査區	大豆田新町一円（全区約三線株式会社含部）	/	三一七		
第二百四十五	區調査區	三社堀根町、同山田町、同弓ノ町、元菊町、梅鉢清水、蔵田町、萬町、七曲一円	六八一	三二六		
第二百四十六	區調査區	三社五十人町番丁一円 福富町一円	七九三	六九		
第二百四十七	區調査區	三社川岸町、三社五十八町二番丁、同三番丁、一円	九五四一二			
第二百四十八	區調査區	三社町、三社宮前、三社宮元、一円	九六三七六			
第二百四十九	區調査區	勝座町、木場古道一番丁、同二番丁一円	八〇三六二			
第二百五十	區調査區	古道 鉄道線ノ西ノ方全部	一〇〇三九二			
第二百五十一	區調査區	古道 鉄道線ノ西ノ方全部	九九三八〇			
第	區調査區	計七十一區	六、七五二	元、八四二		
第	區調査區					
第	區調査區					
第	區調査區					

六聯區

調査區番號	區域	世帶數	人口
第二百五十二 區調査區	大場町、深川町、長田町一番丁、同二番丁、同三番丁一円 長田町一番ノ一ヨリ四十之番ノ五九及百四十三番、	一〇三	四九六
第二百五十三 區調査區	福井町一円 長田町一番ノ一ヨリ四十之番ノ五九及百四十三番ノ陸ノ全部	一〇二	五〇〇
第二百五十四 區調査區	中橋町 鉄道線路ヨリ本道ノ東トシ北側全部 但シ境内ノ外在ル日吉町及折違町ノ一部ヲ含ム	一一一	五二一
第二百五十五 區調査區	折違町 中橋町 本道ノ東トシ南側全部	一一二	五〇〇
第二百五十六 區調査區	折違町 本道ノ東トシ鉄道線路ヨリ北側全部 但シ境内ノ外在ル日吉町及中橋町ノ一部ヲ含ム	一一一	四九〇
第二百五十七 區調査區	柿町 百一番地ノ一ヨリ百二十八番ニ至ル隣リ全部	九〇	五〇〇
第二百五十八 區調査區	大松町一円 柿町百一番地ノ一ヨリ百二十八番ニ至ル一部	一〇五	五六八
第二百五十九 區調査區	菩提町 本道ノ東トシ南側全部	一〇七	四五〇
第二百六十 區調査區	菩提町 本道ノ東トシ北側全部	一〇七	四四一
第二百六十一 區調査區	英町 本道ノ東トシ南側全部	八七	四一二

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第二百六十二	區調査區	柴町	本道ヲ界トシ北側全部	八七	四二〇		
第二百六十三	區調査區	七宝町一円		九二	四三四		
第二百六十四	區調査區	白銀町一円		一〇三	五二七		
第二百六十五	區調査區	新町一円 通一円		九三	五〇〇		
第二百六十六	區調査區	鍛冶屋町一円		一〇八	三七九		
第二百六十七	區調査區	東安江町二番丁一円		九三	三八五		
第二百六十八	區調査區	東安江町一番丁一円		九二	三〇六		
第二百六十九	區調査區	安江町 本道ヲ界トシ横安江町ノ合ヒ角ヨリ下ノ方ヘ北側全部 横安江町本道ヲ界トシ西側全部		九九	五〇九		
第二百七十	區調査區	安江町 本道ヲ界トシ横安江町ノ合ヒ角ヨリ下ノ方ヘ北側全部 横安江町本道ヲ界トシ西側全部 安江町 本道ヲ界トシ横安江町ノ合手前南ヘ至ル北側 横安江町本道ヲ界トシ東側全部		九九	四七二		
第二百七十一	區調査區	安江町 本道ヲ界トシ南側全部		九八	四八〇		
第二百七十二	區調査區	柿町一円		九一	三一八		
第二百七十三	區調査區	西衣町一円		八二	三二五		
第二百七十四	區調査區	彦三一番丁 本道ヲ界トシ東側全部		九二	三六五		

第二百七十五	區調査區	彦三番丁 本道ヲ界トシ西側全部	九二	三八〇		
第二百七十六	區調査區	彦三弐番丁 自三七番ノ至四十二番ヲ除ノ全部	九九	三九〇		
第二百七十七	區調査區	彦三三番丁、仝四番丁一円 彦三弐番丁三十七番ヨリ四十二番ニ至ル一部	九八	三九二		
第二百七十八	區調査區	彦三五番丁 本道ヲ界トシ東側全部	八八	三五〇		
第二百七十九	區調査區	彦三五番丁 本道ヲ界トシ西側全部	八八	三四九		
第二百八十	區調査區	彦三六番丁一円	九二	三六五		
第二百八十一	區調査區	彦三七番丁至十一番ヲ除ノ全部	八三	三五〇		
第二百八十二	區調査區	彦三八番丁一円 彦三七番丁一番ヨリ十一番ニ至ル 鍛冶町一円、五宝町西別院前通東側全部並ニ鍛冶町横前通北側ノ内西別院前通右角ヨリ鍛冶町ノ内	八三	三六七		
第二百八十三	區調査區	五宝町西別院前通西側全部及鍛冶町一番ヨリ西別院前通合右角ヨリ西別院前通合右角マデ	一一三	四七七		
第二百八十四	區調査區	五宝町鍛冶町横前通北側ノ内西新道合右角ヨリ西別院前通合右角マデ	一一三	四六〇		
第二百八十五	區調査區	五宝町鍛冶町横前通北側全部及同北側ノ内一番ヨリ西町新道ノ右角マデ	一一三	四五〇		
第二百八十六	區調査區	西町一円	一〇一	四九一		
第二百八十七	區調査區	象眼町 本道ヲ界トシ西側一番ノ一ヨリ四十八番ノ一（別帳）	一〇二	四〇〇		

石川縣金澤市役所

第二百八十八区	調査区	奈良町	本道ノ東トシ東側全部	一〇三	四二九	
			別院通ヨリ七十三番ニ至ル西側ノ内			
第二百八十九区	調査区	鍛治町	本道ノ東トシ東側全部	一〇八	四〇〇	
第二百九十区	調査区	鍛治町	本道ノ東トシ西側全部	一〇七	三九八	
第二百九十一区	調査区	京町二丁目一円		八二	三〇二	
第二百九十二区	調査区	荒町二丁目	本道ノ東トシ東側全部	八〇	三四五	
第二百九十三区	調査区	荒町二丁目	本道ノ東トシ西側全部	八〇	三四四	
第二百九十四区	調査区	荒町三丁目一円		八五	三五〇	
第二百九十五区	調査区	此花町一円		一〇六	五四八	
第二百九十六区	調査区	本新保一番丁	本道ノ東トシ東側全部	九二	三〇〇	
第二百九十七区	調査区	本新保二番丁	本道ノ東トシ西側全部	九三	三〇七	
第二百九十八区	調査区	本新保二番丁一円		八八	四一二	
第二百九十九区	調査区	本新保三番丁	自一番至三十四番東側全部	七四	二五〇	
第三百区	調査区	本新保三番丁	三十五番以下西側全部	七五	二六四	

第三百一	區調査區	木新保四番丁 自一番ノ二至七三番 東側全部	七九	三三三	一〇六	四六〇
第三百二	區調査區	木新保四番丁 七四番以下西側全部	七九	三三三	一〇八	四五〇
第三百三	區調査區	木新保五番丁 一円 七番丁 停車場前大通ヲ界トシ北側全部（鉄道官舎共）（鉄道官舎共）	五三	二四五	一〇四	四三〇
第三百四	區調査區	木新保五番丁 一円 木新保五番丁ノ内停車場前大通ヲ界シ南側全部	五三	二四五	一〇四	四四〇
第三百五	區調査區	田北町 寿老寺裏通ヲ白髭神社通ヲ界トシ東側全部	九三	五一一	一〇四	四三〇
第三百六	區調査區	田北町 寿老寺裏通ヲ白髭神社通ヲ界トシ西側全部	九二	五三三	一〇六	四五〇
第三百七	區調査區	島田町 自一番至三十八番	九六	二九〇	一〇六	四六〇
第三百八	區調査區	玉坪 島田町 一円 島田町四十二番以下全部	九七	三〇〇	一〇四	四三九
第三百九	區調査區	堀川南場町 一円 西堀川町六十番ヨリ九十七番ニ至ル（鉄橋ノ方西側）				
第三百十	區調査區	西堀川町 本通ヲ界トシ西側ノ内六十九番合ヨリ百七十三番ニ至ル				
第三百十一	區調査區	西堀川町 本通ヲ界トシ東側ノ内一番ヨリ五十九番ニ至ル				
第三百十二	區調査區	中堀川町 自三十六番ノ除ノ全部 剰上町 自三十番横通ヲ界トシ下ノ方北側全部				

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第三百十四	區調査區	芳屋町一円 渕上町三十七番ヨリ五十七番ニ至ル	一〇六	四六五		
第三百十五	區調査區	渕上町 四ノ口ヨリ三十三番、百三十九番横道路ヨリ西側全部	一〇六	四六〇		
第三百十六	區調査區	堀川向ノ町一円	九〇一	四〇一		
第三百十七	區調査區	古寺前町一円 東堀川町一円	一〇七	五〇八		
第三百十八	區調査區	宝寺町一円	九八	四六九		
第三百十九	區調査區	塩屋町 百十七番ヨリ百三十七番ヲ至テ百十八番ニ至ル（東寄ノ西ノ方全部）	一〇八	四六五		
第三百二十	區調査區	塩屋町 百十七番ヨリ百三十七番ヲ至テ百十八番ニ至ル道路ヲ以テ区画サレタル全部	一〇九	四六〇		
第三百二十一	區調査區	塩屋町 四十二番ヨリ五十六番ヲ至テ九十番ノ東ノ方全部	一〇九	四五〇		
第三百二十二	區調査區	山岩根町 本通ノ東ノ北側ノ町堀川向ノ町境ヨリ百三十六番ニ至ル	九五	四三〇		
第三百二十三	區調査區	山岩根町 本通ノ東ノ南側ノ町四十九番ノ一ヨリ百十番ニ至ル	九五	四二八		
第三百二十四	區調査區	岩根町 本通ノ東ノ南側ノ一番ヨリ四十八番ノ二ニ至ル	九五	四一〇		
第三百二十五	區調査區	岩根町 本通ノ東ノ北側ノ内百三十五番ヨリ百八十五番ニ至ル	九四	四二六		
第	區調査區	計 七十四区	七、〇八四	三、五一三		

区劃係

調査区番號　七聯区

		区域	世帯数	人口
第三百二十六	區調査區	小橋町一円 東馬場町百四十九番ヨリ百四十五番ニ至ル	九九	三九〇
第三百二十七	區調査區	東馬場町百四十六番以下全部	一〇〇	三九三
第三百二十八	區調査區	東馬場町五十五番ヨリ百二十八番ニ至ル	一〇〇	三九〇
第三百二十九	區調査區	東馬場町一番ヨリ五十四番ニ至ル	九九	三九〇
第三百三十	區調査區	御歩町一番十四ニ番十一円	七九	三五八
第三百三十一	區調査區	御歩町三番十、同四番十一円	九三	二九七
第三百三十二	區調査區	観音町一丁目一円	九九	三六八
第三百三十三	區調査區	観音町二丁目一円 後丘一番十一円	一一七	二八八
第三百三十四	區調査區	観音町三丁目一円 御歩町五番十一円	七一	二一八
第三百三十五	區調査區	常盤町一円 豊岡町一円	八四	三〇一

石川縣金澤市役所

（納川吉）

第三百三十六	區調査區	東御影町、吉廣町、子来町、鶯町一円	七七	二八四		
第三百三十七	區調査區	上ノ川町八十三番ノ下全部	一〇〇	三九八		
第三百三十八	區調査區	上ノ川町一番ヨリ八十二番ニ至ル	一〇一	三八〇		
第三百三十九	區調査區	下ノ川町	日五番ヨリ九番ノ除ノ全部	一一一	四〇四	
第三百四十	區調査區	卯辰下町一円	一〇五	四一〇		
第三百四十一	區調査區	卯辰高町一円	七二	二六九		
第三百四十二	區調査區	木綿町一円	一一七	四一〇		
第三百四十三	區調査區	八幡町一円	九五	三九四		
第三百四十四	區調査區	愛宕二番丁一円	七七	二八五		
第三百四十五	區調査區	愛宕三番丁一円 愛宕四番丁一円	九二	三一二		
第三百四十六	區調査區	木町一番丁	木通ノ東ヨリ西側全部	一〇一	三七九	
第三百四十七	區調査區	木町一番丁	木通ノ東ヨリ東側全部	一〇一	三六〇	
第三百四十八	區調査區	木町二番丁一円 下ノ川町五番ヨリ九番ニ至ル	一〇〇	四九六		

第三百十九	區調査區	木町三番丁一円 木町四番丁一円	九〇	三〇五		
第三百五十	區調査區	森下町　本通ノ東側全部	一〇〇	四五〇		
第三百五十一	區調査區	森下町　本通ノ西側全部	九九	四五四		
第三百五十二	區調査區	寺屋敷町一円 金屋町　本通ノ東側全部	九〇	三四〇		
第三百五十三	區調査區	金屋町　本通ノ西側全部 大聖寺中通　本通ノ東側全部	九〇	三五〇		
第三百五十四	區調査區	高道町一円	八一	三五六		
第三百五十五	區調査區	高道新町一円 山上町一丁目一円	一七六	四九五		
第三百五十六	區調査區	山上町二丁目一円 山上町三丁目一円	一二三	四九四		
第三百五十七	區調査區	山上町四丁目、山下町、同心町一円	七〇	二九五		
第三百五十八	區調査區	春日町自一丁目至三丁目　本通ノ東側全部	八九	四一〇		
第三百五十九	區調査區	春日町自一丁目至三丁目　本通ノ西側全部	八八	四一五		
第三百六十	區調査區	春日町四丁目一円 警察署前町一円	七七	三二四		
第三百六十一	區調査區	春日町五丁目一円	九三	四〇八		

石川縣金澤市役所

第三百六十五	區調査區	上大橋町一円	一〇二	四六七	
第三百六十三	區調査區	下大橋町一円	九三	四六〇	
第三百六十四	區調査區	上田町一円	一〇九	三七九	
第三百六十の	區調査區	森山町三番丁、同四番丁、同五番丁一円 森山町二番丁本道ノ東ノ北側全部	七七	三三六	
第三百六十六	區調査區	森山町一番丁一円 森山町二番丁本道ノ東ノ南側全部	七七	三三〇	
第三百六十七	區調査區	大衆免竪町一円 大衆免七曲二番ヨリ三番ニ至ル及三番以下全部	七五	三二一	
第三百六十八	區調査區	大衆免亀渕町一円 大衆免七曲二番ヨリ三十三番ニ至ル	七五	三二〇	
第三百六十九	區調査區	大衆免横町一円	八二	二八七	
第三百七十	區調査區	大衆免井波町一円	七六	二八六	
第三百七十一	區調査區	下牧町一円 中牧町本道ノ東ノ南側全部	一〇九	四一四	
第三百七十二	區調査區	中牧町本道ノ東ノ北側全部 上牧町一番ヨリ十五番ニ至ル	一〇九	四〇五	
第三百七十三	區調査區	平桁町一円 上牧町一番ヨリ十五番ニ至ル及除ク全部	一〇八	三九五	
第三百七十四	區調査區	大衆免中通本道ノ東ノ西側全部	八九	三四二	

第三百七十五	區調査區	大衆免片原町、立川町、御中向町一円	一〇二	四七一	
第三百七十六	區調査區	馬場一番丁一円	一〇五	四四七	
第三百七十七	區調査區	馬場二番丁一円 馬場三番丁本道ノ東ノ東側全部	九八	三九五	
第三百七十八	區調査區	馬場三番丁本道ノ西側全部 馬場四番丁全 上 来側全部	九八	三九五	
第三百七十九	區調査區	馬場四番丁本道ノ西側全部 馬場五番丁一番ヨリ七番ニ至ル	八九	三九八	
第三百八十	區調査區	馬場五番丁一番ヨリ七番ニ至ル之除ノ全部	八九	三九九	
第三百八十一	區調査區	馬場六番丁一円 水車町一円	九三	三七一	
第三百八十二	區調査區	浅野町 自八十八番 至百二十三番ノ除ノ全部	一一四	五一〇	
第三百八十三	區調査區	下浅野町一円 浅野町八十八番ヨリ百二十三番ニ至ル	一一三	五一八	
第三百八十四	區調査區	下中島町一円	七一	三二九	
第三百八十五	區調査區	上中島町一番ヨリ三十番ニ至ル及ビ十六番ヨリ百五十番ニ至ル	八三	四一〇	
第三百八十六	區調査區	上中島町三十一番ヨリ十五番ニ至ル	九二	四三一	
第三百八十七	區調査區	浅野新町一円	七〇	三六五	

石川縣金澤市役所

第三百八十八	區調查區	梅汉町一丁目											
第	區調查區	計六十三區											
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												
第	區調查區												

金澤市告示第六十壹號

本年八月一日告示第五拾六號中擔當國勢調査員左ノ通變更ス

大正九年九月九日

金澤市長　飯尾次郎三郎

調査區番號	區域	調査員氏名
第二五區調査區	北石坂町一圓	堺　佐一郎
第二八區調査區	千日町新橋通ヨリ上、野町ノ方全部	市川龜榮
第七〇區調査區	枝町、新堅町二丁目入ル道ヨリ七十九番地前ヲ經テ八十四番地ニ至ル道ヲ界トシ下全部及二十四、二十五、二十六番地	森　久米男
第八〇區調査區	河原町（關砂糖店横小路ヲ界トシ犀川方片町側ヲ除ク）全部	上田多仲
第八六區調査區	堅町本道ヲ界トシ里見町ノ側全部	高橋齊
第一三〇區調査區	天神町四丁目一圓	辰巳幸次郎
第一三一區調査區	八坂、成瀬町、木曾町一圓	森田勝平
第一四七區調査區	備中町一圓	橋元半次郎

第二三一區調査區	宗叔町五番丁一圓 同四番丁三十七番ヨリ四十六番ニ至ル	早藤石太郎
第二三七區調査區	高儀町一圓	山脇雄吉
第二四二區調査區	元車町、西御影町一圓 新川除町七十二番ヨリ八十三番ニ至ル	內田喜太郎
第二八九區調査區	鍛冶町本道ヲ界トシ東側全部	富田富作
第二九五區調査區	此花町一圓	能上宗橘
第三四一區調査區	卯辰高町一圓	秦田喜久知
第三〇七區調査區	島田町自一番 至三八番	井奈武次郎
第三一二區調査區	中堀川町自二六番 至三八番ヲ除ク全部	玉田一二
第三七六區調査區	馬場一番丁一圓	四十万達二

金澤市告示第六十貳號

豫備國勢調査員左ノ通追加ス

大正九年九月九日

金澤市長　飯尾次郎三郎

吉見通義
小松宗次郎
森田平太郎
末谷仁三郎
才田幸次郎
松本八十五郎

亀井仁三郎
中山虎次郎
能川藤吉